

人

産業

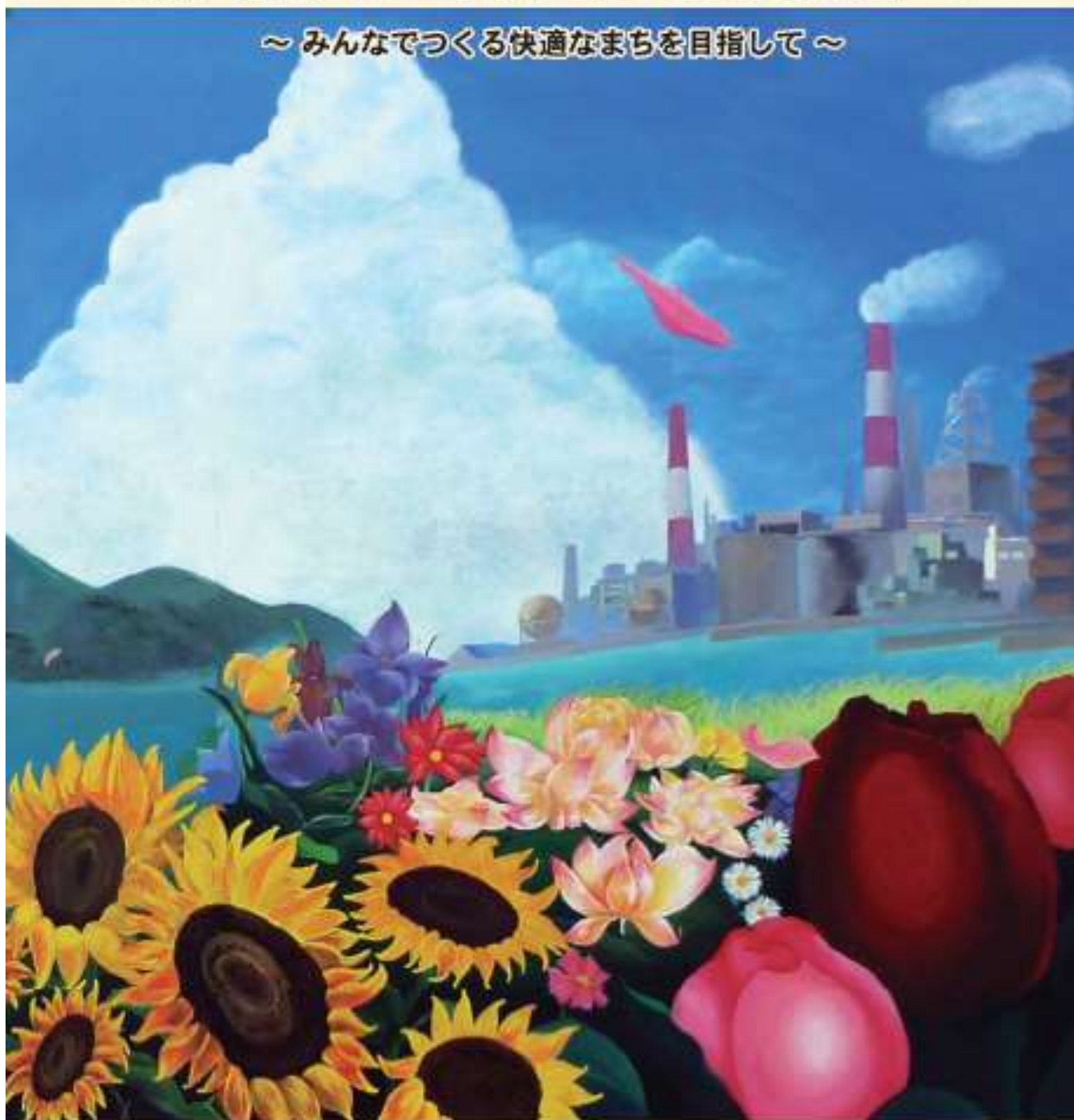
自然

大竹市環境基本計画

平成23(2011)年度～平成27(2015)年度

環境共生都市おおたけ

～ みんなでつくる快適なまちを目指して～



広島県大竹市

は じ め に

私たちのまち大竹は、緑あふれる山々、流れ清らかな小瀬川、美しく穏やかな瀬戸内海など、豊かな自然に恵まれた都市であるとともに、沿岸部は大規模な製紙・化学工場が立地する臨海工業都市として発展してまいりました。

昭和40年代の高度経済成長期には工業都市であるがゆえに、大気汚染や水質汚濁などの公害を経験しましたが、その後、事業者などの皆様のご尽力もあり、現在では大幅に改善しましたことに厚くお礼申し上げます。

しかしながら、今日、私たちは地球温暖化問題をはじめ様々な環境問題を抱えています。人は自然から多くの恩恵を受けている反面、自らは、利便性や豊かさを追求するあまり、生活環境はもとより地球環境までも脅かすに至っています。

また、今年3月11日には東北地方太平洋沖地震が発生し、津波などの自然災害は、日本列島に壊滅的な被害をもたらし、私たちの生活に大きな影響を与えています。

私たちは、自然の中で生かされていることを深く認識し、自然と人が調和することで持続可能な社会を構築していく道を真剣に考えていく必要があります。

本市では、「人と産業と自然が共生する持続可能で快適な大竹市」を実現するため、平成22年3月に「大竹市環境基本条例」を制定しました。

さらに、この条例を総合的かつ計画的に推進していくため、この度「大竹市環境基本計画」を策定いたしました。

この計画には、「人・産業・自然 環境共生都市おおたけ～みんなでつくる快適なまちを目指して～」を将来の本市の環境像に掲げ、市民、事業者、市が共に協力して、環境施策を推進していくことが明記されています。

今後とも市民・事業者の皆様のご協力とご支援をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりまして、多大なご尽力や貴重なご意見を賜りました環境審議会の皆様をはじめ、アンケートや環境座談会などを通じて、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。



平成23（2011）年3月

大竹市長 入 山 欣 郎

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的と位置づけ	3
第3節 計画の期間と対象とする範囲	4
第4節 計画の構成	5
第5節 計画の推進主体と責務	6
第2章 大竹市のすがた	7
第1節 本市の概況	7
第2節 環境の現状と課題	12
第3章 望ましい環境像と基本目標	43
第1節 望ましい環境像	43
第2節 基本目標	45
第4章 基本目標達成のための取組	46
第1節 施策の体系	46
第2節 取組の展開	48
第3節 重点施策（重点プロジェクト）	65
第4節 地域別配慮指針	71
第5章 計画の進行管理	74
第1節 計画の推進体制	74
第2節 進行管理	75
資料編	
1 検討経緯	(1)
2 条例・規則等	(9)
3 市民・事業者の意識	(19)
4 環境用語集	(53)
5 環境基準等	(60)

注) ※印（右肩）の付いた用語は、わかりにくい用語として資料編の環境用語集（資料編 53 頁）に説明を載せています。
なお、※印（右肩）は、本書で出てくる先頭の用語にのみ付けています。

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景

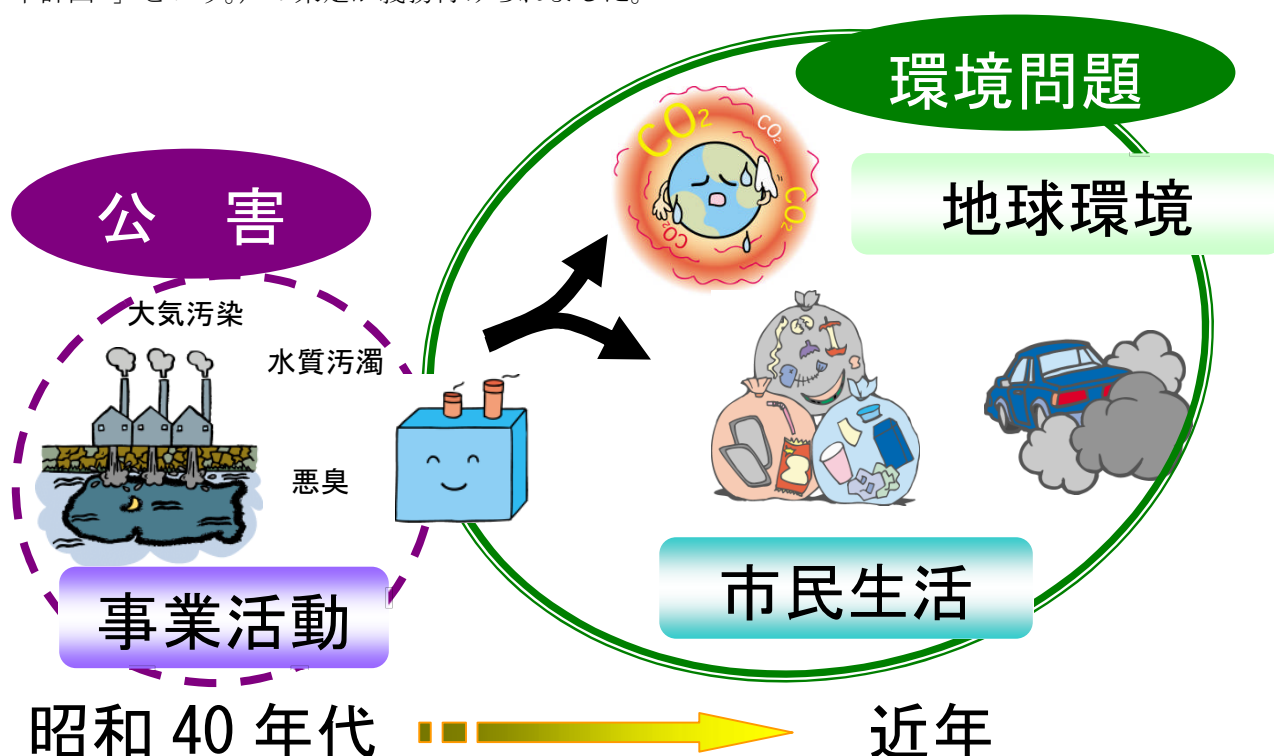
大竹市（以下、「本市」という。）は、緑あふれる山々、流れ清らかな小瀬川、美しく穏やかな瀬戸内海の豊かな自然に恵まれた都市であるとともに、大規模な製紙・化学工場が立地する臨海工業都市として発展してきました。一方で、昭和40年代の高度経済成長期には、事業活動などによる大気汚染、水質汚濁、悪臭などの公害が問題となりました。そうした中、本市では広島県と連携し、市内大手事業所との公害防止協定^{*}の締結（昭和46(1971)年）や公害防止計画^{*}（昭和48(1973)年）を策定するなど、公害対策に取り組み、事業者による環境負荷低減の努力により大きく改善されました。

しかしながら、平成21(2009)年4月に策定された「大竹市定住促進アクションプラン」では、本市の悪臭などの環境問題が、依然として本市での居住を敬遠する課題とされ、その解決が急務となっています。

また、近年の環境問題は、事業活動による公害問題から、人々の生活や社会活動による環境問題、自然環境、地球環境などの環境問題へと大きく多様化しています。

環境問題の解決のためには、事業者による環境負荷^{*}の低減だけでなく、私たち一人ひとりがこれまでの生活様式を改め、廃棄物の排出抑制、地球温暖化^{*}対策、自然環境の保全などに取り組む必要があります。

なお、平成22(2010)年4月には「大竹市環境基本条例（以下、「環境基本条例」という。）」が施行され、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画^{*}」という。）の策定が義務付けられました。



【環境問題の動向】

年代	大竹市	国・県など
昭和 29 ～49 年	昭和 29 年 大竹市制施行 昭和 40～ 小・中学生、住民の肺機能調査、 44 年 アンケート実施 昭和 43 年 公害対策委員会設置（市長の諮問 機関） 昭和 45 年 大竹・和木地区大気汚染注意報実 施要領制定 昭和 46 年 市長同行による汚染海域調査 市内大手 8 社と「公害防止に関する 協定（公害防止協定）」の調印 昭和 47 年 阿多田島周辺で連日赤潮発生 大気汚染の影響調査を開始 昭和 48 年 大竹地域ではじめての光化学（オ キシダント※）注意報が発令 大竹地域の「公害防止計画」の策 定（内閣総理大臣承認） 昭和 49 年 市議会で公害追放都市宣言を可決	昭和 37 年 ばい煙※の排出の規制な どに関する法律の制定 昭和 42 年 公害対策基本法の制定 昭和 43 年 大気汚染防止法の制定 騒音規制法の制定 昭和 45 年 水質汚濁防止法の制定 昭和 46 年 悪臭防止法の制定 昭和 47 年 自然環境保全法の制定
昭和 50 ～63 年	昭和 50 年 新公害防止協定の調印（市内大手 51 年 8 社） 昭和 52 年 赤潮発生、阿多田島のハマチ大量 へい死 昭和 54 年 悪臭専門部会設置（県・市・企業） 昭和 59 年 大竹港堆積汚泥処理工事（ヘドロ 60 年 の浚渫）	昭和 51 年 振動規制法の制定
平成元 ～10 年	平成元年 公害防止計画（第 4 次）の計画満 了 平成 3 年 広島湾に赤潮、阿多田島で養殖魚 の被害 平成 6 年 環境審議会設置 平成 7 年 ごみ収集システム変更 （ダストボックス方式から指定 ごみ袋方式に変更）	平成 3 年 再生資源の利用の促進に 関する法律（資源の有効な 利用の促進に関する法律） 平成 4 年 地球サミット開催 （リオデジャネイロ） 平成 5 年 環境基本法の制定 平成 6 年 国第一次環境基本計画 平成 7 年 県環境基本条例の制定 平成 9 年 県第一次環境基本計画 平成 9 年 環境影響評価法の制定 地球温暖化防止京都会議 （COP3） 平成 10 年 地球温暖化対策の推進に 関する法律の制定
平成 11 ～22 年	平成 13 年 大竹市地球温暖化対策実行計画策定 平成 14 年 PET ボトル・トレイその他プラスチ ック製容器分別収集開始 平成 15 年 大竹市ごみ固形燃料※（RDF※）施 設「夢エネルギーセンター」完成 平成 21 年 大竹市住宅用太陽光発電※システム等 普及促進事業補助金交付制度創設 平成 22 年 環境基本条例の制定	平成 11 年 ダイオキシン類※対策特別 措置法の制定 平成 12 年 国第二次環境基本計画 循環型社会形成推進基本 法及びリサイクル※関連法 の制定 平成 15 年 県第二次環境基本計画 平成 18 年 国第三次環境基本計画

〔資料：大竹市のあゆみ(市制施行 30 周年記念誌)、大竹市の環境〕

第2節 計画の目的と位置づけ

1 目的

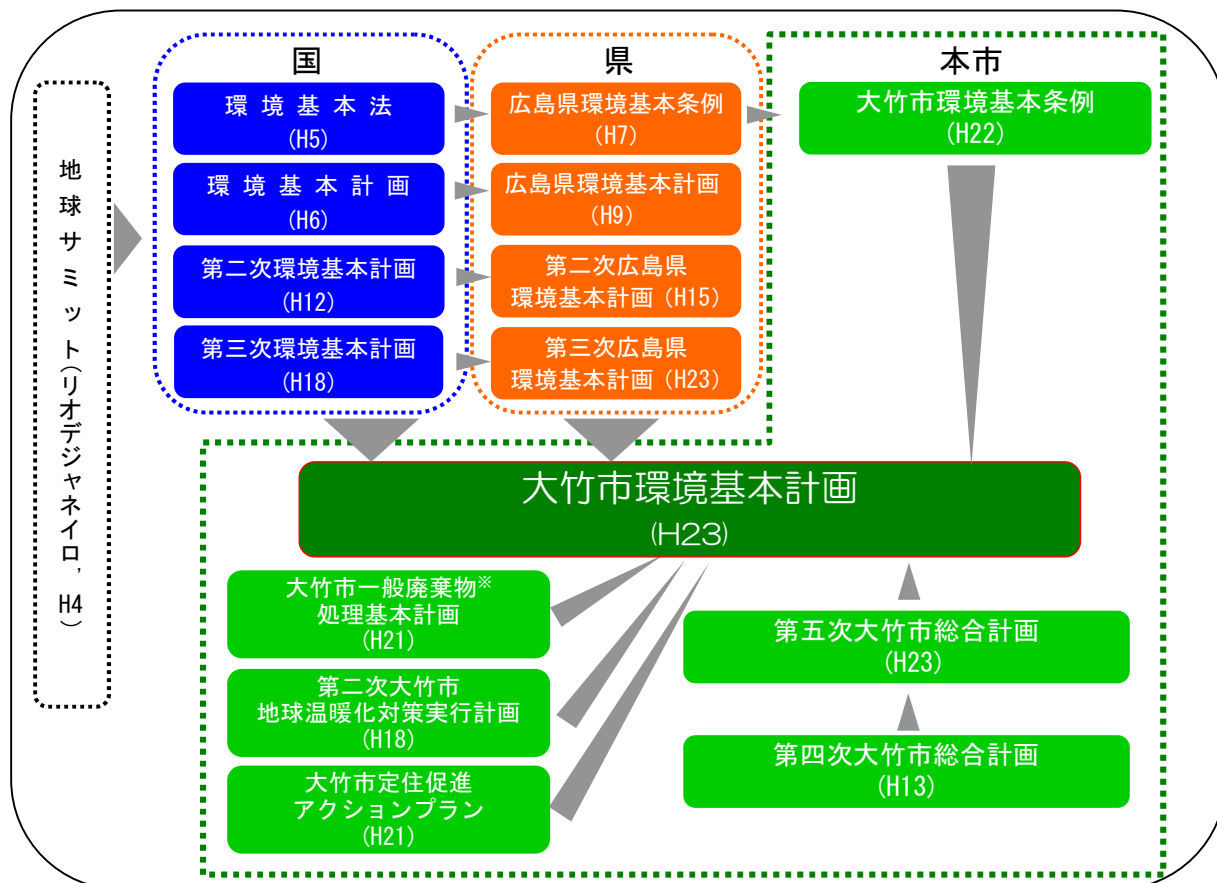
本計画は、環境基本条例の基本理念をもとに、市民（市民団体を含む）、事業者、市が互いに協力しながら、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

基本理念（環境基本条例第3条）

- 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、人類の生存基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民及び事業者それぞれの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての日常生活及び事業活動において着実に推進されなければならない。

2 位置づけ

本計画は、「第五次大竹市総合計画」を環境面から支える環境に係る最上位計画に位置づけられ、各種計画との整合を図りながら推進していきます。



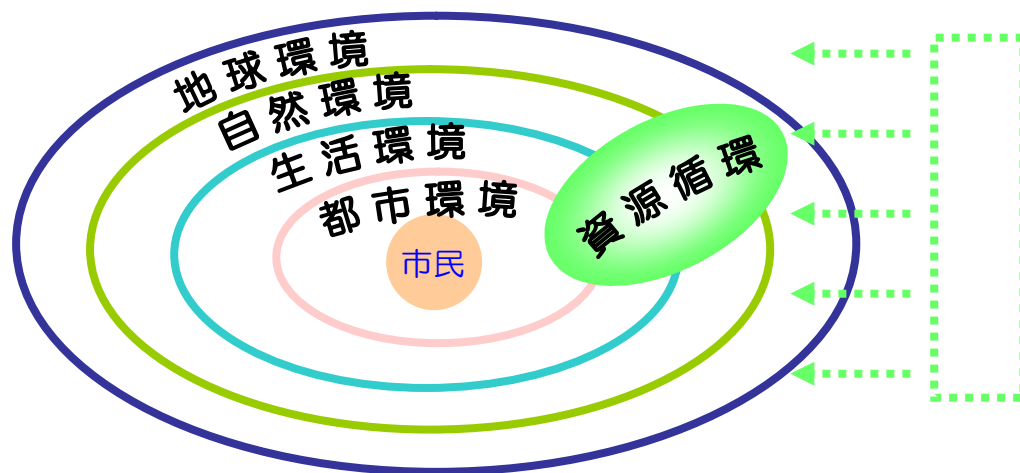
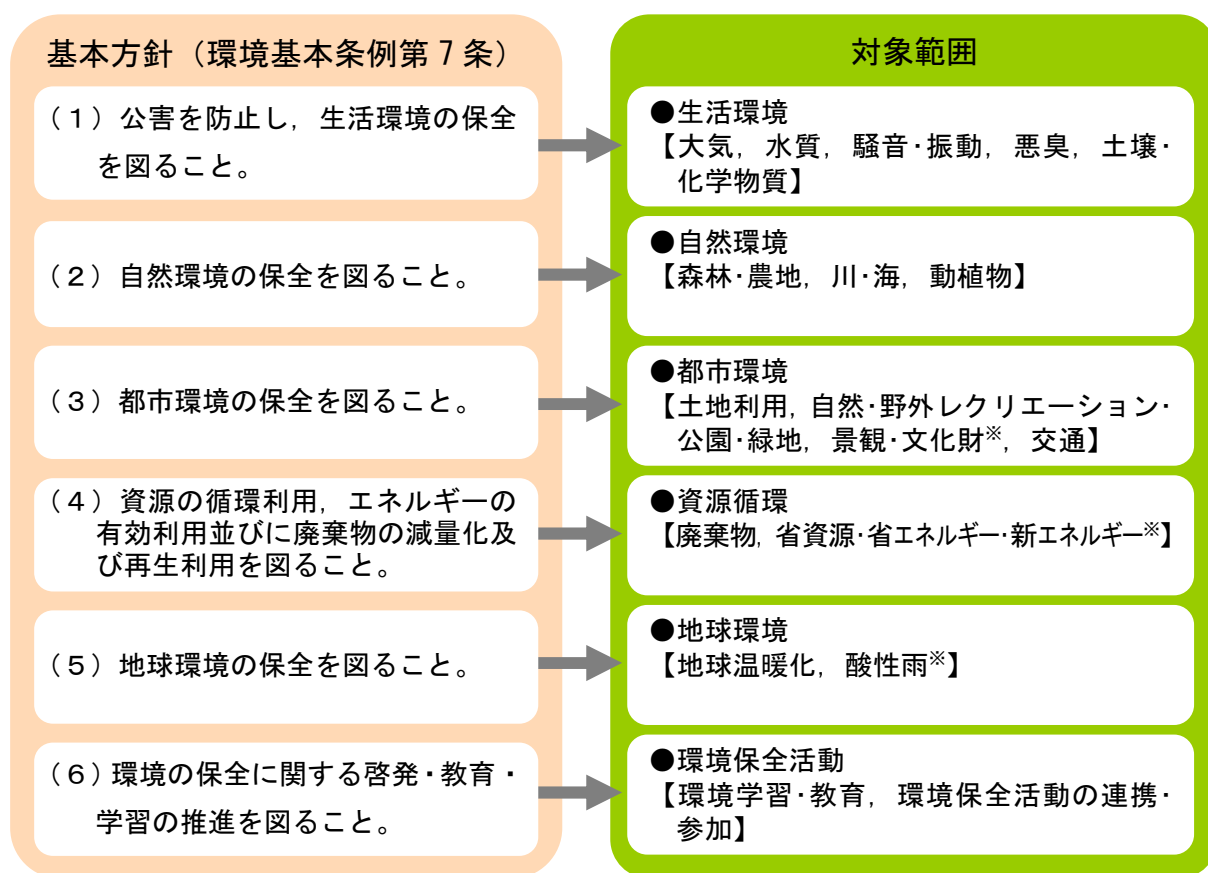
第3節 計画の期間と対象とする範囲

1 計画の期間

本計画の期間は、平成 23(2011)年度から平成 32(2020)年度までの 10 年間とし、必要に応じて見直します。

2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、環境基本条例第 7 条に掲げる基本方針に基づき、次に示す生活を取り巻く身近な環境から地球規模の環境までを対象とします。



第4節 計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

- 第1節 計画策定の背景
- 第2節 計画の目的と位置づけ
- 第3節 計画の期間と対象とする範囲
- 第4節 計画の構成
- 第5節 計画の推進主体と責務

第2章 大竹市のすがた

- 第1節 本市の概況
- 第2節 環境の現状と課題
 - 1 生活環境
 - 2 自然環境
 - 3 都市環境
 - 4 資源循環
 - 5 地球環境
 - 6 環境保全活動
 - 7 市民・事業者の環境意識
 - 8 環境座談会

第3章 望ましい環境像と基本目標

- 第1節 望ましい環境像
- 第2節 基本目標

第4章 基本目標達成のための取組

- 第1節 施策の体系
- 第2節 取組の展開
- 第3節 重点施策（重点プロジェクト）
- 第4節 地域別配慮指針

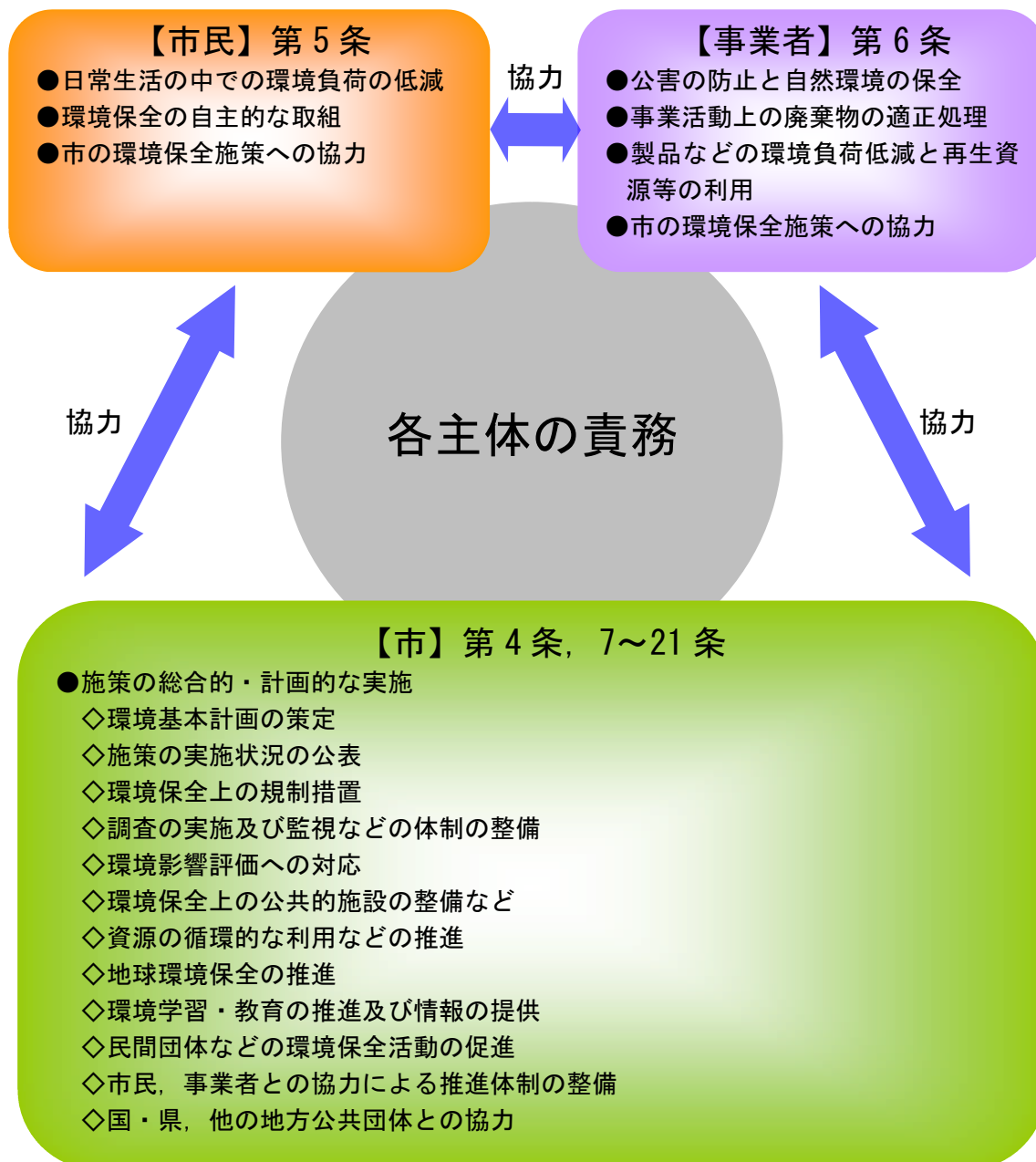
第5章 計画の進行管理

- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 進行管理

第5節 計画の推進主体と責務

本計画の推進主体は、市民・事業者・市です。

各主体は、環境基本条例に基づいて、環境保全、環境負荷の低減に努める責務を負っています。



第2章 大竹市のすがた

第1節 本市の概況

1 位置

- 本市は、広島県の西端に位置しています。
- 面積は78.57 km²で、広島県の約1%を占めています。

本市は、広島県の西端に位置し、北から北東は廿日市市、東は瀬戸内海、南から西にかけては小瀬川を挟んで山口県岩国市及び和木町と接しています。面積は78.57 km²で、広島県の約1%を占めています（図2-1-1）。

市街地は、海岸の平坦地に沿って発達し、背後は中国山地へと続き、前面には瀬戸内海が広がっています。海上沖合には、阿多田島、猪子島、可部島、甲島（南半分は山口県岩国市）があり、また内陸部では、廿日市市の中に松ケ原、広原、谷尻、後原地区が、それぞれ飛び地として点在しています。

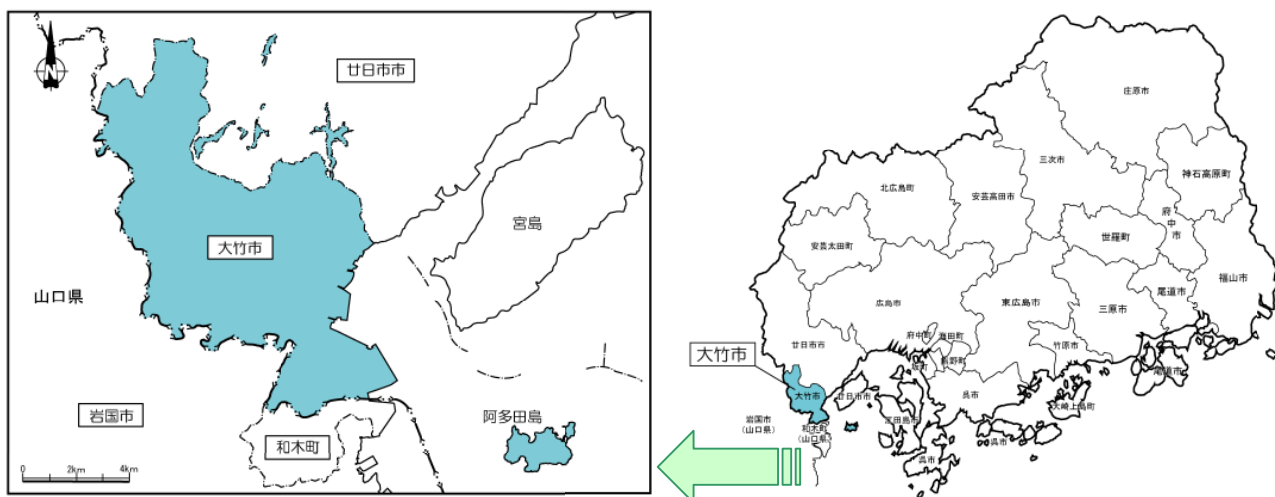


図 2-1-1 位置図

2 気象

- 気象は、温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候に属していますが、比較的雨量が多い地域です。

気象は、年間を通して温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候に属していますが、比較的雨量が多い地域です。平成12(2000)年～平成21(2009)年の気象状況をみると（図2-1-2），平均気温は16～17℃，年間降水量は1,200～2,000mmとなっています。

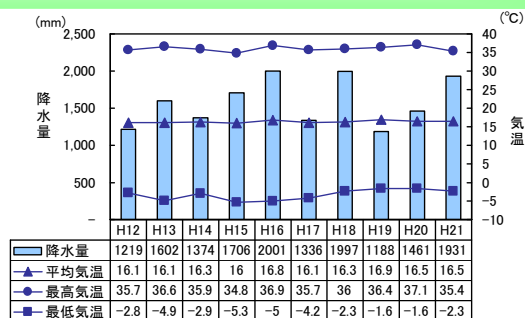


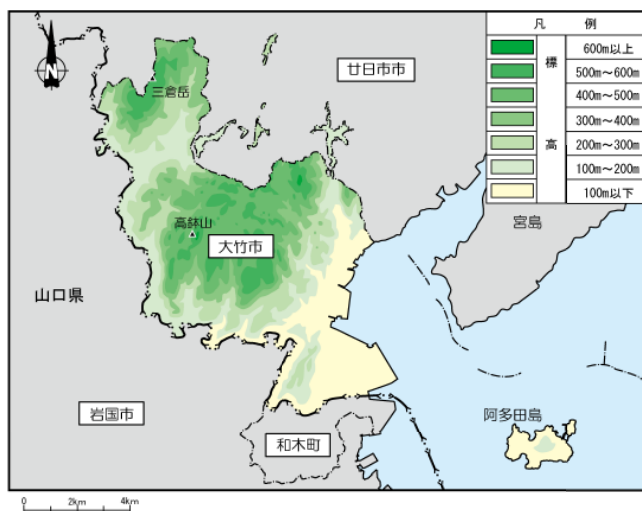
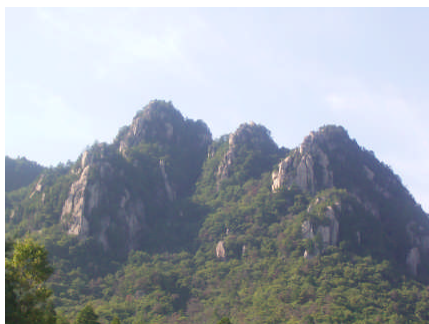
図 2-1-2 気象の状況（大竹地域気象観測所）

〔資料：広島地方気象台アメダスデータ〕

3 地形・地質

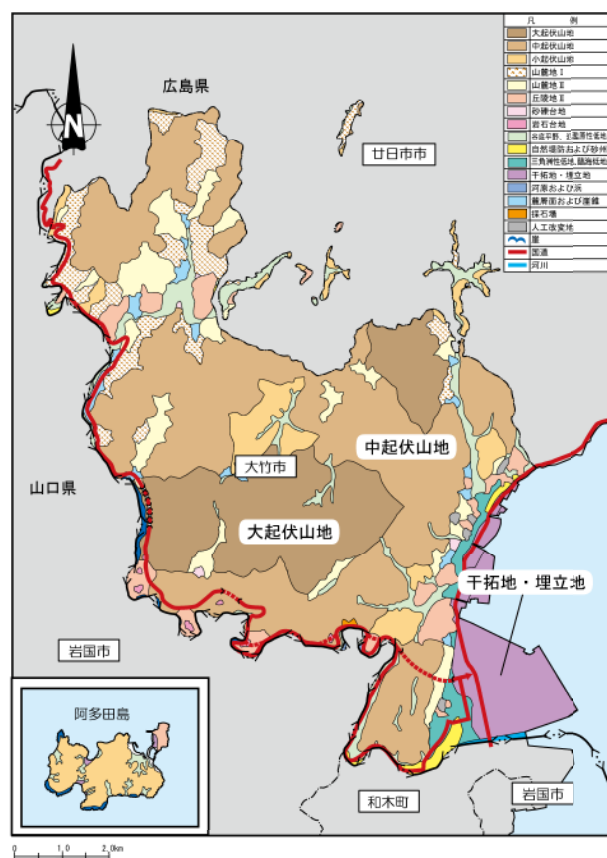
- 沿岸部は埋立地ですが，大部分が山地で占められています。
- 山間部は花崗岩質岩石が大部分を占め，各所に露岩があります。

地形は，100m以上の山地が大部分を占め，平坦地は沿岸部の埋立地などを中心に分布しています。地質については，深成岩の花崗岩質岩石が大部分を占め，三倉岳にみられるように各所に露岩があります。また，小方-小瀬断層が沿岸部を走っています。



〔地勢図〕

＜三倉岳＞



〔地形図〕



〔地質図〕

図 2-1-3 地勢図，地形図及び地質図

〔資料：土地分類基本調査(大竹)，1978，山口県・広島県〕

〔資料：土地分類基本調査(厳島)，1979，広島県〕

〔資料：日本の活断層，1991，財団法人東京大学出版会〕

4 人口と世帯数

- 人口は約 29,300 人、世帯数は約 12,700 世帯です（平成 22(2010)年 4 月 1 日現在）。
- 人口の減少と世帯数の増加がみられます。
- 少子高齢化が進んでいます。
- 市外からの通勤者の割合が約 40%を占め、昼夜間人口比率が近隣自治体と比較して高くなっています。

平成 22(2010)年 4 月 1 日現在（住民基本台帳人口と外国人登録人口）の人口は 29,335 人、世帯数は 12,723 世帯であり、世帯あたりの人口は 2.3 人となっています。

人口と世帯数の推移及び年齢別人口構成は、図 2-1-4、5 のとおりです。人口は、近年、減少を続け、昭和 55(1980)年度より約 19%減少しています。一方、世帯数については、増加する傾向にあり、約 16%の増加となっています。

年齢別の人口は、15 歳未満の人口が減少し、65 歳以上が増加する傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

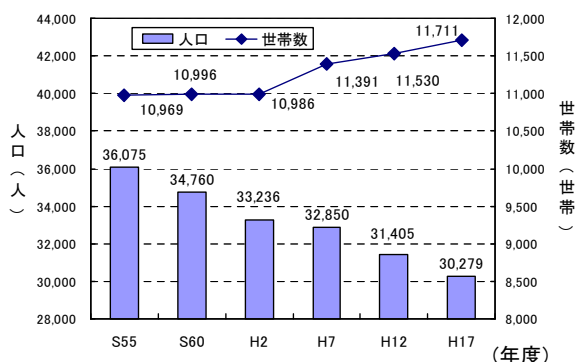


図 2-1-4 人口と世帯数の推移（国勢調査）
〔資料：大竹市統計書 2010〕

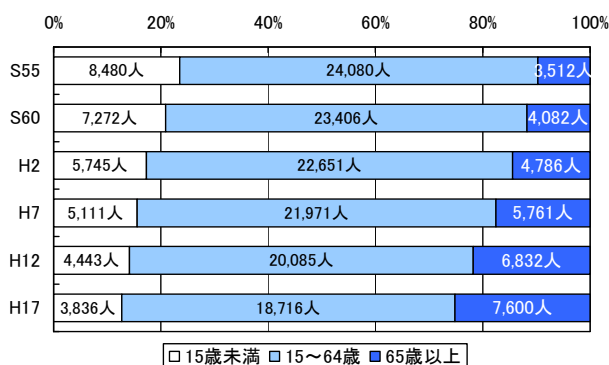


図 2-1-5 年齢別人口構成の推移（国勢調査）
〔資料：大竹市統計書 2010〕

市内就業者の市内外からの通勤状況及び昼夜間人口比率は、図 2-1-6、7 のとおりです。

本市の特徴としては、市外からの通勤者が約 40%を占め、昼夜間人口比率が近隣自治体よりも高くなっています。

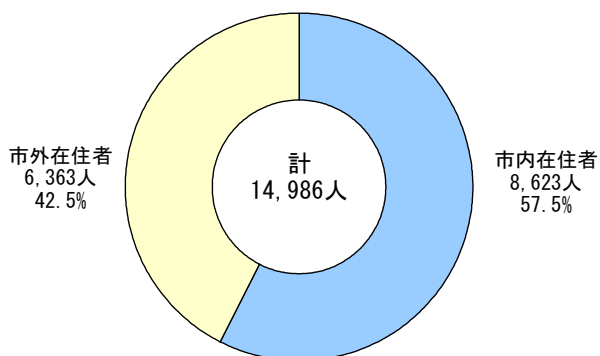


図 2-1-6 市内就業者の市内外からの通勤状況
〔資料：国勢調査 2005〕

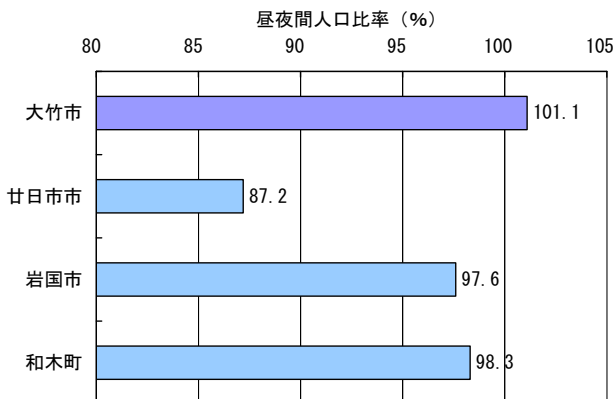


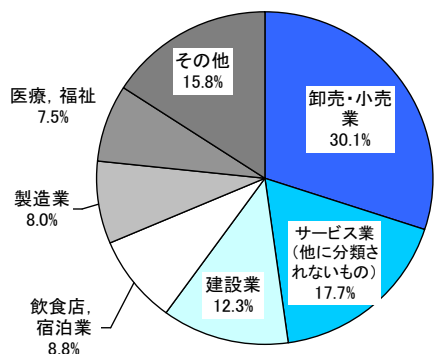
図 2-1-7 昼夜間人口比率（昼間人口/夜間人口）
〔資料：国勢調査 2005〕

5 産業

- 事業所数は、卸売小売業(30.1%)がもっとも多く、サービス業(17.7%)、建設業(12.3%)と続きます。
- 就業者数(15歳以上)は、第2次産業から第3次産業へとシフトし、第3次産業の就業者数は1割増加しています。

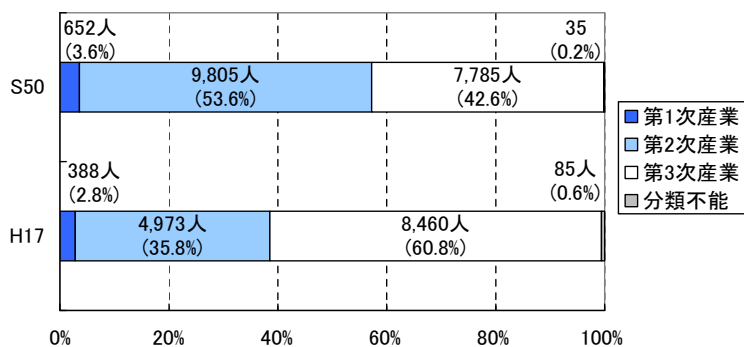
平成18(2006)年の本市の事業所数は、事業所・企業統計調査(平成18(2006)年10月1日)によれば1,427事業所であり、卸売小売業が30.1%と最も多く、これにサービス業(他に分類されないもの)の17.7%、建設業の12.3%と続きます(図2-1-8)。

本市の産業別就業者数の推移は、図2-1-9のとおりです。産業別15才以上就業者数の30年間の推移(昭和50(1975)年と平成17(2005)年の比較)を見ると、第2次産業から第3次産業へとシフトし、第2次産業の就業者数は5割に減少しています。一方、第3次産業の就業者数は1割増加しています。



注) 平成18(2006)年10月1日現在
図2-1-8 本市の事業所数割合

[資料: 事業所・企業統計調査]



第1次産業: 農業、林業、漁業、鉱業
第2次産業: 製造業、建設業、電気・ガス業
第3次産業: 小売業、サービス業など

図2-1-9 本市の産業別就業者数の推移 (15歳以上)

[資料: 国勢調査2005]

また、事業所数、製造品出荷額などの推移をみると(図2-1-10)、従業者4人以上の事業所の製造品出荷額などは、事業所数と従業者数が減少する一方で、2,000~3,000億円で推移しています。

本市の製造品出荷額などの90%以上が化学工業、パルプ・紙・紙加工品製造業であり(図2-1-11)、両業種とも県内第1位となっています。

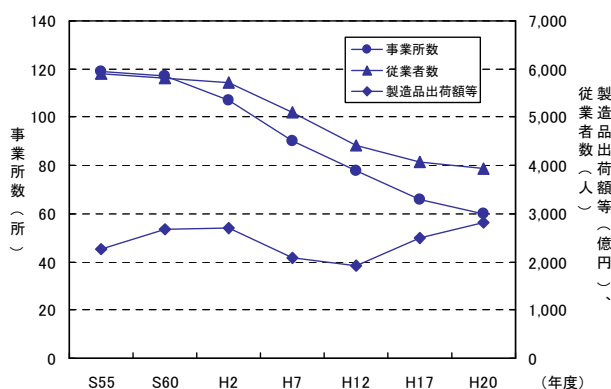


図2-1-10 本市の事業所数、製造品出荷額など(従業者4人以上の事業所)の推移

[資料: 工業統計調査1980~2008]

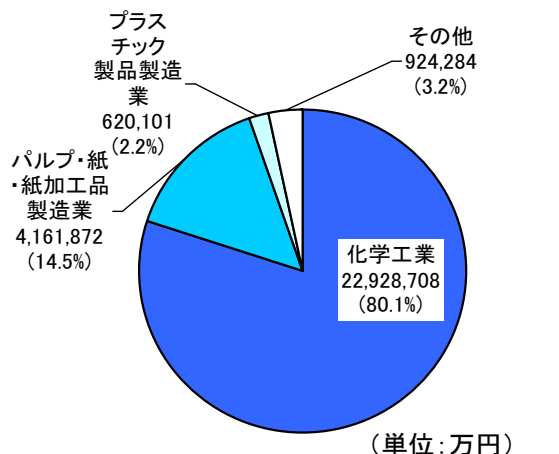


図2-1-11 本市の製造品出荷額などの内訳

[資料: 広島県の工業, 2007]

6 上水道、下水道

- 上水道は、給水人員 28,630 人、給水戸数 12,349 戸、水道普及率は 97.6%です。
- 下水道は、処理人口 27,466 人、下水道普及率 93.5%です。

上水道、下水道などの状況は表 2-1-1～4 のとおりです。水道普及率は平成 21(2009)年度現在で 97.6%です。下水道普及率は平成 20(2008)年度現在で 93.5%と県内有数の普及率を誇っています(図 2-1-12)。

表 2-1-1 上水道の状況

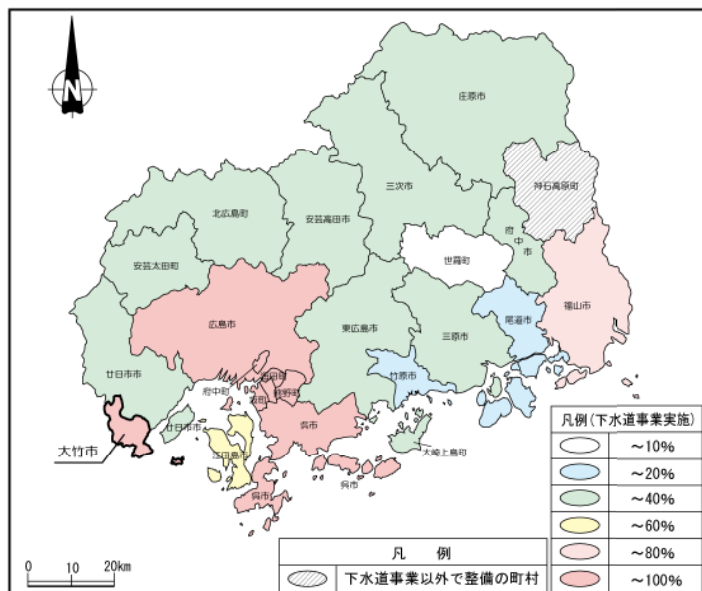
年度	給水人口	給水戸数	給水量 (有収水量)	配水総量	普及率
平成 21 年度	28,630 人	12,349 戸	3,574,506m ³	4,338,000m ³	97.6% ^{注)}

注) 普及率は、平成 21 年度人口/平成 22 年 4 月 1 日人口で算出しました。〔資料：大竹市統計書 2010〕

表 2-1-2 公共下水道※の状況

年度	処理人口	処理面積	処理可能水量	普及率
平成 20 年度	27,466 人	652 ha	25,170m ³ /日	93.5%

〔資料：大竹市統計書 2010〕



注) 平成 22(2010)年 3 月 31 日現在

図 2-1-12 下水道の整備状況

〔資料：広島県の下水道 2010, 広島県〕

表 2-1-3 農業集落排水処理施設※
(栗谷浄化センター)

処理区域 面積	処理人口	計画処理 能力(平均)
13.7 ha	373 人	192 m ³ /日

注) 平成 23(2011)年 3 月現在

〔資料：大竹市資料〕

表 2-1-4 漁業集落排水処理施設※
(阿多田島, 猪子島)

処理区域 面積	処理人口	計画処理 能力(平均)
10.5 ha	315 人	128 m ³ /日

注) 平成 23(2011)年 3 月現在

〔資料：大竹市資料〕

7 学校

- 学校数は小学校 7 校、中学校 4 校、生徒数は 2,103 人です。

学校の状況は表 2-1-5 のとおりです。

表 2-1-5 学校の状況 (単位：校, 学級, 人)

(平成 21(2009)年 5 月 1 日現在)

区分	学校数	学級数	児童数	教員数(本務者)
小学校	7	63	1,371	94
中学校	4	29	732	64

注) 木野小学校は平成 23 年 3 月 31 日をもって廃校となります。〔資料：大竹市統計書 2010〕

第2節 環境の現状と課題

1 生活環境

(1) 大 気

現 状

- 二酸化硫黄 SO_2 ※、二酸化窒素 NO_2 ※、降下ばいじん※は、昭和 40 年代に比べて減少し、環境基準※も達成しています。
- 有害大気汚染物質※、ダイオキシン類も環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントは、環境基準を達成できていませんが、全国的に達成が難しい項目となっています。
- 大気汚染苦情のほとんどが、廃棄物などの野外焼却（野焼き※）の苦情で占められています。

大気汚染は、主に工場、事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスにより引き起こされます。温暖化や酸性雨の原因となるだけでなく、濃度によっては人の健康を損なうことがあります。

本市では、デポジットゲージ法※による降下ばいじんの測定（市測定 4 ヶ所）、簡易測定法による二酸化窒素の測定（市測定 10 ヶ所）、及び自動測定機による二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダントなどの測定（県測定 1 ヶ所：油見公園）が行われています（図 2-2-1）。

大気汚染物質の環境基準達成状況は表 2-2-1 のとおりです。二酸化硫黄、二酸化窒素及び降下ばいじんについては、昭和 40 年代に比べて減少していますが、昭和 55(1980)年あたりからは、自動車交通量の増大などに伴い横ばいで推移しています（図 2-2-2）。浮遊粒子状物質※についても同様ですが（図 2-2-3）、



図 2-2-1 大気汚染監視測定局の位置図

〔資料：大竹市資料〕

表 2-2-1 大気汚染物質の環境基準達成状況（○：達成，×：未達成）

項目	地点 年度	大竹油見公園							H20 における平均値比較		
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	市	一般局 ^{注3)}	単位
二酸化硫黄 (SO_2)		○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.003	ppm
二酸化窒素 (NO_2)		○	○	○	○	○	○	○	0.012	0.013	ppm
浮遊粒子状物質 (SPM)		×	○	○	○	○	×	○	0.026	0.022	mg/m^3
光化学オキシダント		×	×	×	×	×	×	×	0.033	—	ppm
ベンゼン ^{注1)}		○	○	○	○	○	○	○	1.0	1.4	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
トリクロロエチレン ^{注1)}		○	○	○	○	○	○	○	0.056	0.65	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラクロロエチレン ^{注1)}		○	○	○	○	○	○	○	0.081	0.23	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ジクロロメタン ^{注1)}		○	○	○	○	○	○	○	0.61	2.3	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
ダイオキシン類 ^{注2)}		○	○	○	○	○	○	○	0.016	0.036	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

注1) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質は、有害大気汚染物質として環境基準が設定されています。

注2) 「ダイオキシン類」は、ダイオキシン類対策特別措置法ではポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルを総称したものです。

注3) 「一般局」は、一般環境大気測定局のことで、大気汚染防止法に基づき、都道府県知事が大気汚染状況を常時監視するために設置する測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間での状況を把握するためのものです。

〔資料：平成 21(2009)年版環境白書、広島県〕

大陸から飛来する黄砂※の影響も考えられます。

光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんが、有害大気汚染物質やダイオキシン類など、その他の物質は環境基準を達成しています。

光化学オキシダントは、全国環境基準達成率が過去5カ年で0.2～0.3%と低く、達成が難しい項目となっています。

二酸化窒素は、環境基準を達成していますが、工場隣接地域や国道隣接地域で高く、降下ばいじんは工場隣接地域で高くなっています（図2-2-4, 5）。

また大気汚染公害苦情件数は、図2-2-6の通り、減少傾向にあり、ほとんどが廃棄物などの野外焼却（野焼き）の苦情で占められています。

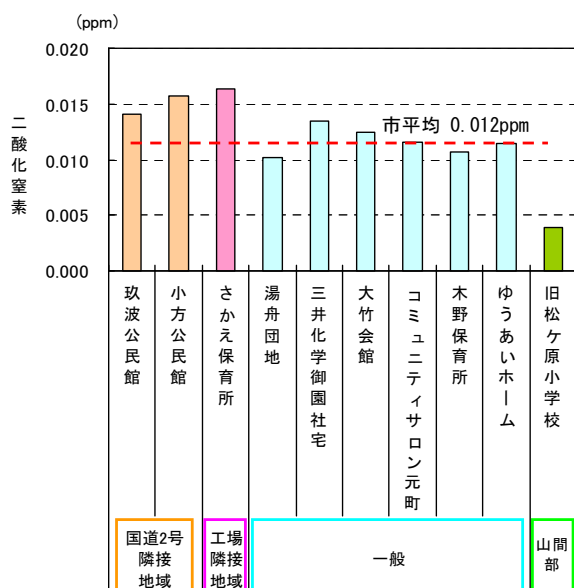


図 2-2-4 二酸化窒素の地域別比較
〔資料：大竹市の環境 2009〕

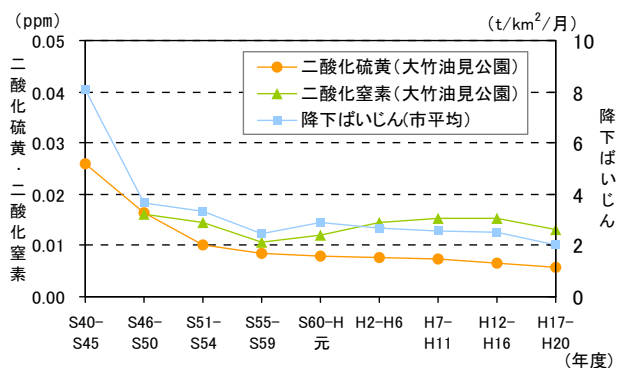


図 2-2-2 二酸化硫黄 SO₂、二酸化窒素 NO₂ 降下ばいじんの年平均値経年変化

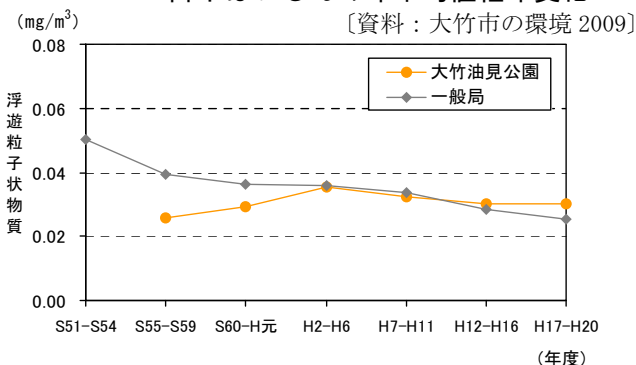


図 2-2-3 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化
〔資料：大竹市の環境 2009, 環境統計集 2010〕

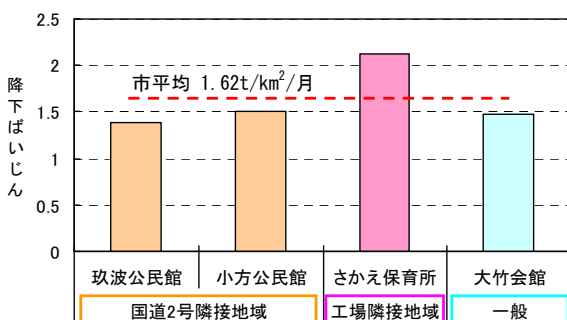


図 2-2-5 降下ばいじんの地域別比較
〔資料：大竹市の環境 2009〕

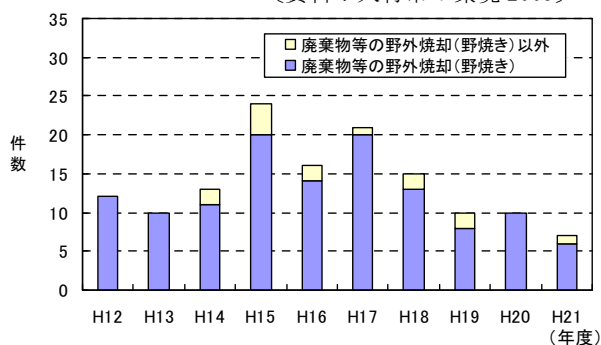


図 2-2-6 大気汚染公害苦情件数
〔資料：大竹市資料〕

課題

- 光化学オキシダントは、全国的にも環境基準を達成しにくい項目ですが、発生原因となっている窒素酸化物 NO_x※などの低減が重要です。
- 光化学オキシダント発生時の市民への緊急連絡体制などの一層の充実が重要です。
- 大気汚染苦情のほとんどが、廃棄物などの野外焼却（野焼き）の苦情で占められており、その対策が必要です。

(2) 水 質

現 状

- 河川の水質は、環境基準を満足する良好な状況にあります。
- 海域の水質は、大竹港近郊の水質が昭和 50 年代に比べ改善傾向にありますが、環境基準を達成できていない項目があります。
- 湖沼の水質は、環境基準を達成できていない項目があります。

本市には、環境基準点が小瀬川水系に4ヶ所、広島湾西部海域に7ヶ所（現在6カ所）、弥栄ダム貯水池に1ヶ所あります（図2-2-7）。

河川、海域及び湖沼の環境基準の達成状況は、表2-2-2～4のとおりです。

河川の水質は、BOD(生物化学的酸素要求量)*が平成7(1995)年度以降、減少傾向にあり(図2-2-8)、平成16(2004)年度以降、環境基準を満足する良好な状況にあります。

海域の水質については、全窒素*、全リン*は平成19(2007)年度以降、すべての地点で環境基準を達成しています。大竹市近郊のCOD（化学的酸素要求量）*は、昭和50年代に比べ改善傾向にありますが、環境基準を達成できていません（図2-2-9）。

一方、湖沼（弥栄ダム貯水池）については、全リンは環境基準をほぼ達成していますが、CODと全窒素については達成できていません。

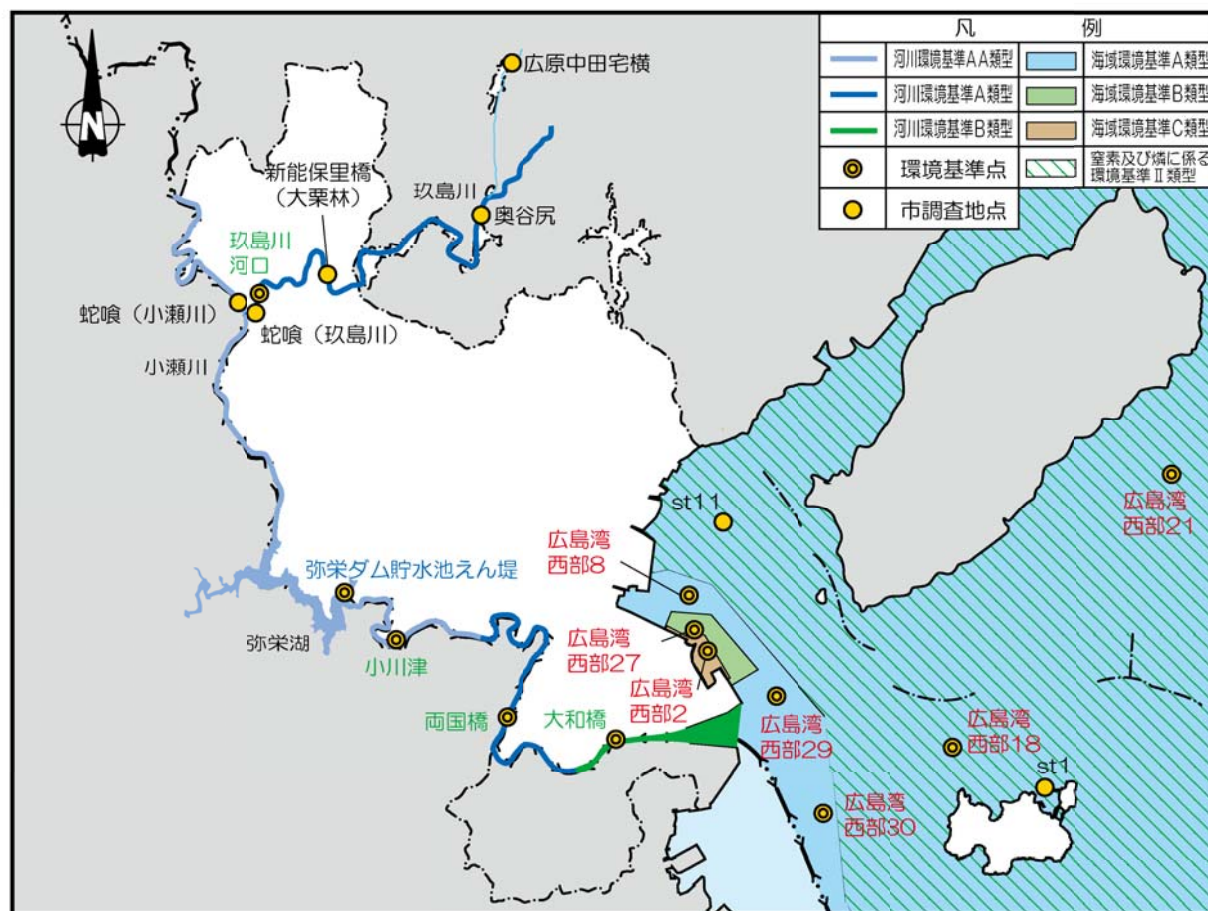


図 2-2-7 水質の環境基準類型指定状況

(河川)

表 2-2-2 環境基準達成状況

水系名	環境基準点名	類型	環境基準点数	項目	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
小瀬川	小川津	AA	1	BOD	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
	両国橋	A	1		×	×	○	○	×	○	○	○	○	○
	大和橋	B	1		○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	玖島川河口	A	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[資料：平成 21 (2009) 年版環境白書，広島県]

(海域)

表 2-2-3 環境基準達成状況

環境基準点名	類型	環境基準点数	項目	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
広島湾西部	2	C	1	COD	○	○	—	—	—	—	—	—	—
	27	B	1		○	×	○	×	×	×	×	○	×
	8, 29, 30	A	3		×	×	×	×	×	×	×	×	×
		II	3	全窒素	×	×	○	×	×	×	×	○	○
		II	3	全リン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18, 21	A	2	COD	×	○	○	×	○	×	×	×	×
		II	2	全窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		II	2	全リン	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[資料：平成 21 (2009) 年版環境白書，広島県]

(湖沼)

表 2-2-4 環境基準達成状況(湖沼)

環境基準点名	類型	環境基準点数	項目	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
弥栄ダム貯水池えん堤	AA	1	COD	—	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	II	1	全窒素	—	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	II	1	全リン	—	—	○	○	○	○	○	×	×	○

注) () 書きは暫定基準の達成状況を示す。

暫定基準適用水域：弥栄ダム貯水池(COD：2.6 mg/L，全窒素：0.32 mg/L，全リン：0.010 mg/L)

[資料：平成 21 (2009) 年版環境白書，広島県]

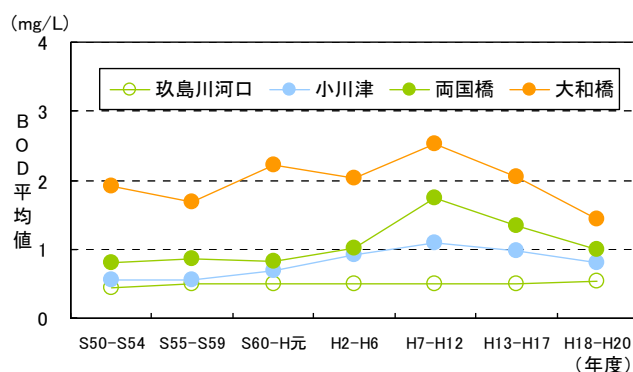


図 2-2-8 河川の水質変化 (BOD 平均値)

注) 平成 13 (2001)～平成 20 (2008) の玖島川河口地点は定量下限値未満を含むため，平均値は 0.5 mg/L 未満です。

[資料：公共用水域水質年間値データ，国立環境研究所]

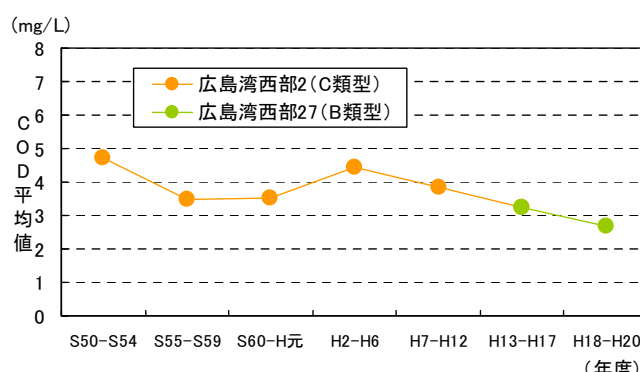


図 2-2-9 大竹港東栄地区近郊の水質変化 (COD 平均値)

注) 平成 13 (2001) 年度以降，大竹港東栄地区近郊の C 類型地点が廃止されたため，近傍の B 類型地点の値を示しています。

[資料：公共用水域水質年間値データ，国立環境研究所]

課 題

- 湖沼や海域では，環境基準を達成できていない項目があることから，周辺自治体，事業者や関係機関との協力の下，引き続き汚濁負荷の削減が重要です。

(3) 騒音・振動

現 状

- 環境騒音※と道路交通騒音※は、おおむね環境基準を達成していますが、未達成地点があります。
- 騒音・振動の発生源については、自動車、鉄道、工場、建設作業、航空機などがあります。

本市では、環境騒音(38ヶ所)と道路交通騒音(6ヶ所)について調査しています。

環境基準の適合率をみると(図2-2-10)、平成10(1998)年の新基準(平成10年9月30日環境庁告示64号)以降、環境騒音が80%以上、道路交通騒音が60%以上で推移しています。

平成16(2004)年度以降の測定結果によると、概ね環境基準に適合していましたが、交通量の多い道路に近接した地点や国道2号沿いの地点で環境基準を超えることがありました(図2-2-11)。

騒音・振動の発生源には、自動車、鉄道、工場、建設作業、航空機などがあり、市民の日常生活に及ぼす影響が大きいことから身近な問題となっています。

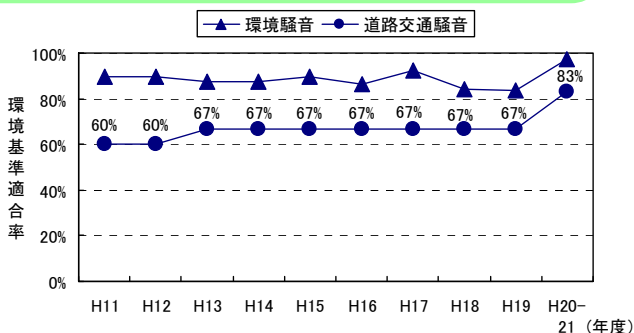


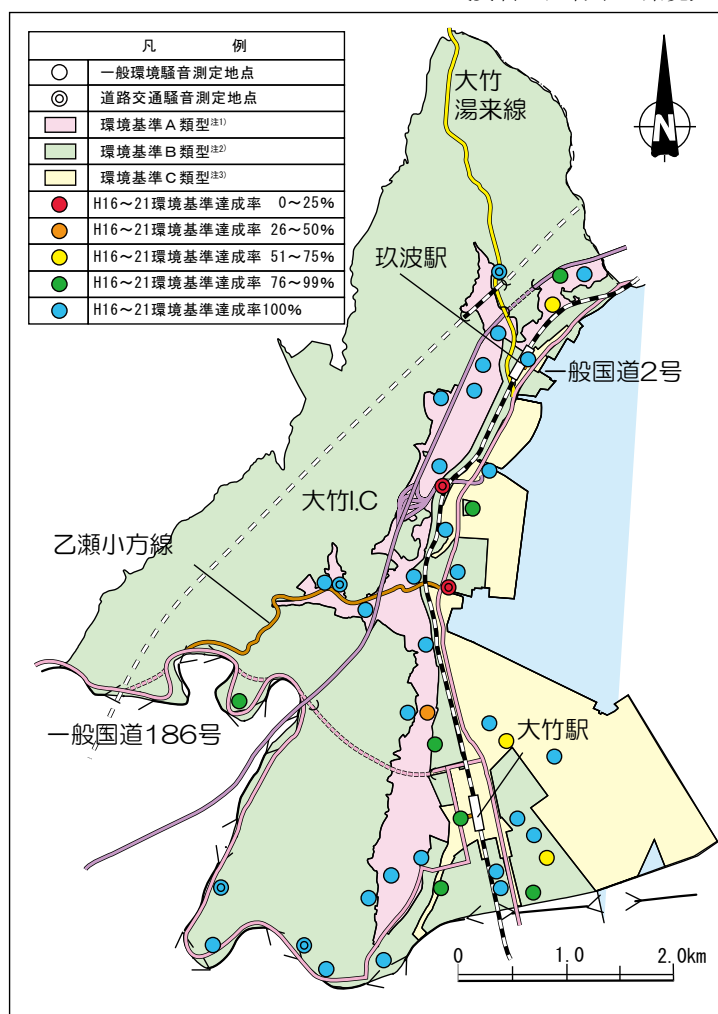
図 2-2-10 本市の騒音の環境基準達成状況の推移

[資料：大竹市の環境]

図 2-2-11 騒音の環境基準達成状況
(平成 16(2004)年度以降)

- 注 1) A 類型：専ら住居の用に供せられる地域、2 車線以上の車線有する道路に面する地域
- 注 2) B 類型：主として住居の用に供せられる地域、2 車線以上の車線有する道路に面する地域
- 注 3) C 類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供せられる地域、車線を有する道路に面する地域

[資料：大竹市資料]



課 題

- 騒音については、環境基準の未達成地点があり、騒音低減の対策が重要です。
- 騒音・振動については、発生源に応じた対策が重要です。

(4) 悪 臭

現 状

- 悪臭の公害苦情件数は、減少傾向にあります。
- 「大竹市悪臭公害防止対策指導要綱」の基準達成状況は充分ではありません。

悪臭防止法に基づく規制区域図は、図2-2-12のとおりです。

市では、悪臭防止法及び「悪臭公害防止対策指導要綱（平成5(1993)年制定）」に基づく事業所などへの臭気測定の立入調査を行っていますが、指導要綱の基準達成状況は充分ではありません（表2-2-5）。

今後、基準値を超過した施設に対する臭気対策が積極的に行われるよう、対策を講じていく必要があります。

また、悪臭の公害苦情件数は、図2-2-13に示すように、減少傾向にあります。しかしながら、平成21(2009)年4月に策定された「大竹市定住促進アクションプラン」では、本市の悪臭問題が、依然として本市での居住を敬遠する課題とされ、その解決が急務となっています。



図 2-2-12 悪臭防止法に基づく規制区域図

表 2-2-5 年度別臭気測定規制基準等超過検体数（立入調査結果）

（単位：検体）

	規制区分	H19	H20	H21
悪臭防止法	濃度 (特定悪臭物質※22種類)	1/9	2/19	5/12
悪臭公害防止 対策指導要綱	臭気指数※	9/10	22/27	9/14

注) 規制基準等超過検体数/調査検体数 [資料：大竹市資料]

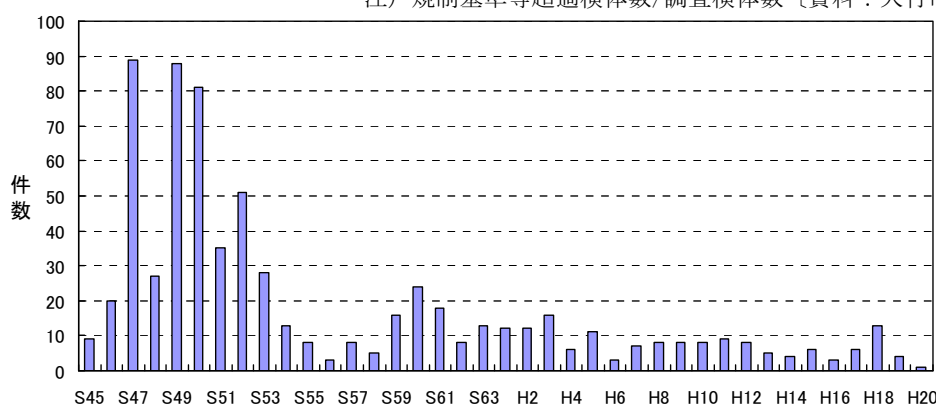


図 2-2-13 本市の悪臭の公害苦情件数の推移 (年度)

[資料：大竹市の環境]

課 題

- 基準値を超過した施設における臭気対策の推進が重要です。

(5) 土壌・化学物質

現 状

- 本市には、土壌汚染対策法に基づく指定区域はありませんが、全国的には自主調査や売却時の調査により土壌汚染が明らかになるケースが増えています。
- 特定化学物質の届出排出量と移動量は、年々減少しています。

土壌汚染対策法第3条及び第4条に基づく土壌汚染状況調査事例(平成20(2008)年度)は、全国で239件(累計1,187件)あり、このうち71件(累計341件)が指定区域^{注1)}に指定されました。広島県が所管する地域(広島市、呉市及び福山市を除く県内市町)には、現在、土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。

工場跡地などの土壌汚染については、本市では確認されていませんが、全国的には自主的な汚染調査の実施や再開発・売却時の汚染調査によって、土壌汚染が明らかになるケースが増えています(図2-2-14)。その一方で、土壌汚染の除去などの措置が実施され、指定区域の全部の指定が解除^{注2)}された件数も増える傾向にあります。

また、県内のPRTR法^{※注3)}に基づく特定化学物質の届出排出量^{注4)}と移動量^{注5)}は、図2-2-15のとおり、減少傾向にあるものの、年間で300トン以上排出されています。その他、本市では大気、水質、水底の底質^{*}のダイオキシン類については広島県の調査が行われていますが、すべての地点(大気、水質、水底の底質各1地点)において環境基準に適合しています。

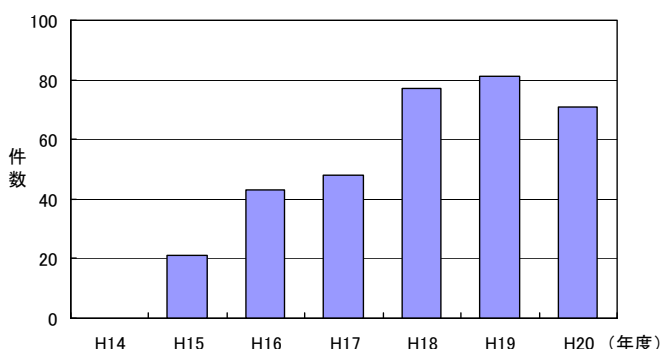


図2-2-14 全国における指定区域の指定件数の推移 [資料：環境省資料]

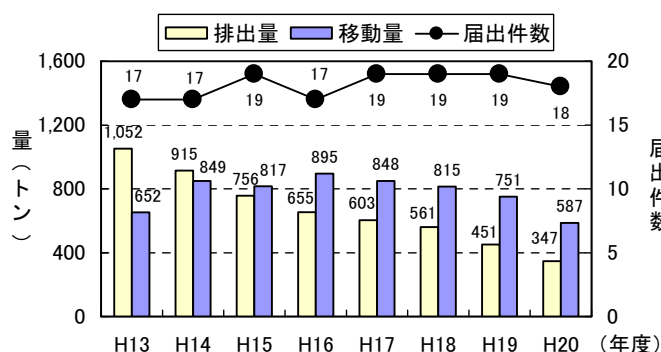


図2-2-15 本市における特定化学物質の排出量及び移動量(平成13(2001)年～平成20(2008)年度PRTRデータ) [資料：環境省資料]

課 題

- 土壌汚染の未然防止とともに、土壌汚染確認時の適切な対応が必要です。
- 工場・事業所からの化学物質排出量の抑制が必要です。

注1：県知事は、土壌汚染調査の結果、土壌環境基準に適合しない場合には、「指定区域」として指定し、公示します。

注2：土壌汚染の除去等により、指定の事由がなくなった場合には、指定を解除します。

注3：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(資料編59, 80頁参照)

注4：生産工程などから排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。

注5：事業活動にかかる廃棄物の処理を事業所の外で行うことに伴い事業所の外へ移動する第一種指定化学物質の量。

2 自然環境

(1) 森林・農地

現 状

- 森林面積は、市総面積の約 73%を占めていますが、周辺自治体よりもやや低くなっています。
- 現況森林面積は減少し、森林以外の草生地が増加する傾向にあります。
- 森林の減少と経営耕地総面積の減少により、里地・里山※の荒廃が考えられます。

森林面積(5,767ha)は、市総面積の約73%を占めていますが、周辺自治体よりもやや低くなっています(図2-2-16)。森林は、二酸化炭素吸収源や多様な生き物を育む場として重要です。

しかしながら本市では、現況森林面積が減少し、森林以外の草生地※が増加傾向にあります(図2-2-17)。

また、農地については、平成17(2005)年の経営耕地総面積は64.8haあり、昭和55(1980)年の面積(208.7ha)と比較すると、大幅に減少しています(農林業センサス)。さらに、耕作放棄地は5.3haあります(平成21(2009)年：大竹市農業委員会)。

これらのことから、生物多様性※に重要な里地・里山の荒廃が考えられます。

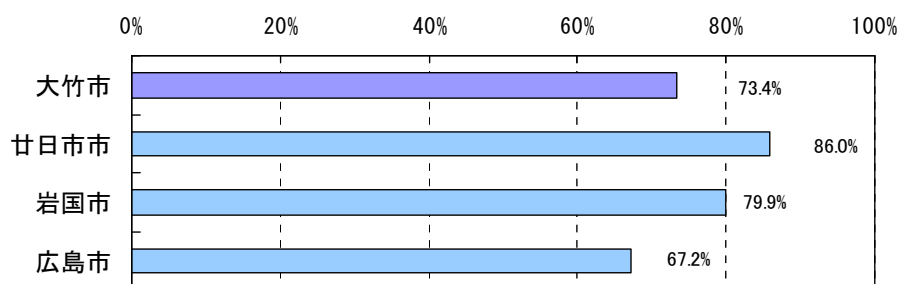


図 2-2-16 森林面積割合の比較（平成 17(2005) 年）

[資料：広島県統計年鑑 2006]

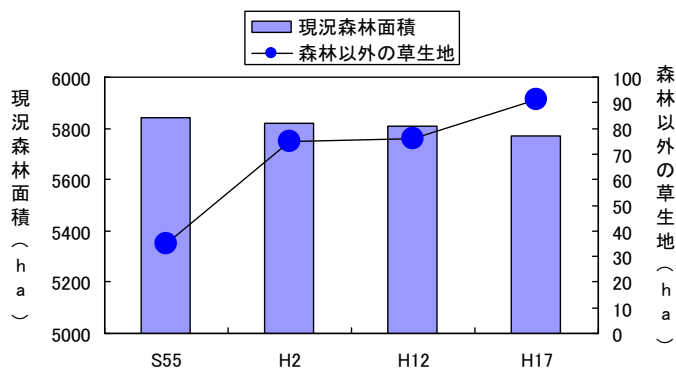


図 2-2-17 本市の現況森林面積※と草生地の推移

[資料：広島県統計年鑑 2006]

課 題

- 二酸化炭素吸収源や多様な生き物を育む場として重要な里地・里山の荒廃に対する対策が重要です。

(2) 川・海

現 状

- 公共用水域流域には一級河川小瀬川水域、恵川水域、広島湾西部水域があります。
- 河川の上流域には、蛇喰磐、弥栄峡などの自然を残しますが、下流域の河岸は人工化が進んでいます。
- 海岸は人工護岸が大部分を占め、自然海岸は阿多田島などの島嶼部に残るのみです。

公共用水域の流域は、一級河川小瀬川水域が大部分を占めており、北東部に単独河川の恵川水域、沿岸部から沖合にかけて海に直接流入する広島湾西部水域が広がっています。

河川は、水量も豊富な一級河川小瀬川が市の西端を南流し、その支流として玖島川及び前飯谷川があります。小瀬川上流域には、弥栄峡などの自然の河川環境が残っていますが、下流域の河岸は人工化が進んでいます。

海域については、広島湾西部海域にあり、海岸は人工護岸が大部分を占めています。

自然海岸は、阿多田島などの島嶼部に残るのみで、阿多田島長浦自然海浜保全地区があります。

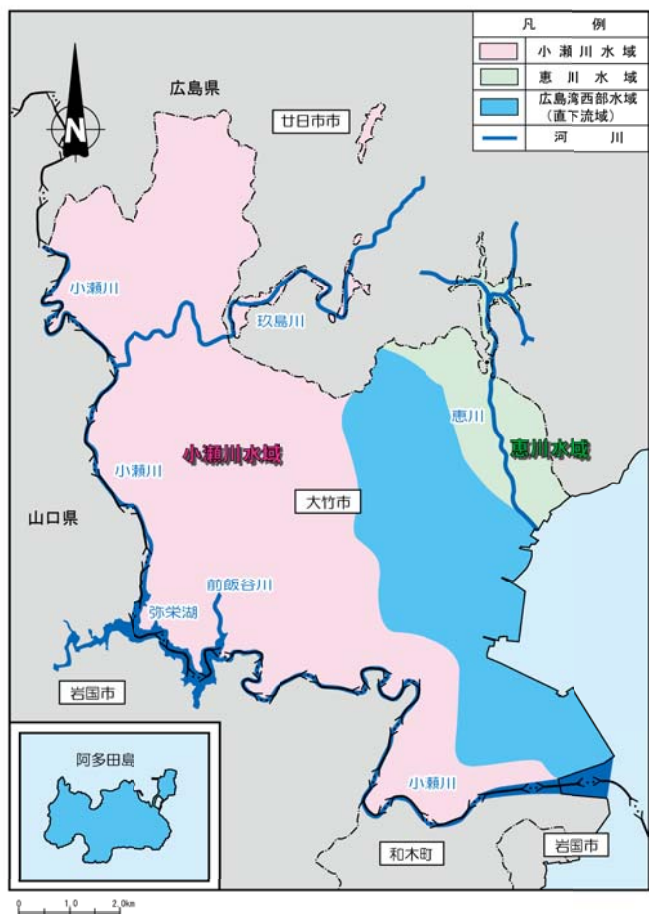


図 2-2-18 本市の公共水域流域区分図



図 2-2-19 本市の自然海浜保全地区

〔資料：広島県広島地域事務所建設局甘日市支局管内図，2006，広島県〕

課 題

- 河岸、海岸などの人工化が進み、自然河川、自然海岸の減少への対策が重要です。

(3) 動植物

現 状

- 絶滅が危惧される希少生物としては、動物がハッチョウトンボ、ハクセンシオマネキなど計 65 種、植物がサギソウ、トキソウなど計 50 種です。
- 里山等の減少や河川・海岸の人工化による生物の減少が懸念されます。
- アルゼンチンアリ等の外来生物※による生態系※への影響が懸念されます。

本市の絶滅が危惧される希少生物としては、表2-2-6、7のとおり、動物がハッチョウトンボ、ハクセンシオマネキなど計65種、植物がサギソウ、トキソウなど計50種が確認されています（希少生物に関する既往発表論文より）。里地・里山の減少や河岸・海岸の人工化などに伴い、希少生物などそこで暮らす生物の減少や絶滅が懸念されます。また、最近では、アルゼンチンアリなどの外来生物による生態系への影響も懸念されます。

表 2-2-6 本市の希少生物(動物) の分布状況

分類群名	種名	環境省 レッドリスト	県レッド データブック	その他	分類群名	種名	環境省 レッドリスト	県レッド データブック	その他
陸淡水産貝類	マルタニシ	NT	DD		汽水・淡水魚類	スゴモロコ	NT		
	ナガオカモノアラガイ	NT	NT			ゲンゴロウブナ	EN		
	カワシンジュガイ	VU	CR+EN	P		アブラボテ	NT	NT	
	マツカサガイ	NT	NT			スジシマドジョウ		VU	
	ヤマトシジミ	NT				スジシマドジョウ大型種	EN		
	マシジミ	NT				アカザ	VU	CR+EN	
甲殻類	ハクセンシオマネキ	VU	NT			メダカ	VU	CR+EN	
昆虫類	ムスジイトトンボ		NT			オヤニラミ	VU	VU	
	グンバイトンボ		NT			ドンコ		NT	
	ムカシヤンマ		NT			ゴクラクハゼ		CR+EN	
	ハッチョウトンボ		VU			ウキゴリ		NT	
	ウスバカマキリ		NT			カジカ	NT	CR+EN	
	クツムシ		NT		両生類	ニホンヒキガエル		VU	
	カワラバタ		VU			ニホンアカガエル		NT	
	イトアメンボ	VU	NT			トノサマガエル		NT	
	コオイムシ	NT	NT			オオサンショウウオ	VU	VU	SR, SM
	ナガミズムシ	NT	NT			ブチサンショウウオ	NT		
	キバネツノトンボ		NT			イシガメ	DD	NT	
	ゲンゴロウ	NT	NT			タワヤモリ		VU	
	コガタノゲンゴロウ	CR+EN	CR+EN		爬虫類	ニホントカゲ		NT	
	シロスジコガネ		NT			アビ			P
	キンモウアナバチ		NT			シロエリオオハム		CR+EN	P
	キアシハナダカバチモドキ	NT	NT			ミサゴ	NT	NT	
	ギンボシツツビケラ	NT	NT			ハイタカ	NT	NT	
	ギンイチモンジセセリ	NT	NT			サシバ	VU	DD	
	ギフチョウ	VU	NT			ウズラ	NT		
	ツマグロキチョウ	VU				ハマシギ		NT	
	ウラギンスジヒョウモン	NT				コアジサシ	VU	CR+EN	SR
	スナヤツメ	VU	CR+EN			ヨタカ	VU	NT	
汽水※・淡水魚類	サツキマス		CR+EN			オオアカゲラ		NT	
	ビワマス	NT				サンショウクイ	VU	DD	
	ハス	VU				ニホンイタチ		NT	
	ホシモロコ	CR			哺乳類				
種類数計							65		

注)CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類, VU:絶滅危惧Ⅱ類, 絶滅危惧ⅠA類:CR, EN:絶滅危惧ⅠB類, NT:準絶滅危惧, DD:情報不足
SR:種保存法(国際希少野生動植物), P:県条例(指定野生生物種), SM:特別天然記念物(国)



ハクセンシオマネキ



ハッチョウトンボ



ニホンヒキガエル



ブチサンショウウオ



サシバ



ミサゴ

表 2-2-7 本市の希少植物の分布状況

分類群名	種名	環境省 レッドリスト	県レッド データブック	その他	分類群名	種名	環境省 レッドリスト	県レッド データブック	その他
地衣類	オオスルメゴケ		VU		種子植物	ノスゲ	VU	CR+EN	
	チヂレコヨロイゴケ		VU			シオクダ		NT	
コケ植物	コモチハネゴケ		CR+EN			ヤマトホシクサ	VU	VU	
	カミムラヤスデゴケ		CR+EN			イワショウブ		VU	
	カビゴケ		CR+EN			カキツバタ	NT	VU	
	ヒメシロクサリゴケ		CR+EN			サギソウ	NT	VU	
	シロクサリゴケ		CR+EN			ウチョウラン	VU	VU	
	ウキゴケ		NT			トキソウ	NT	VU	
	イチョウウキゴケ		CR+EN			シラン	NT		
	コアナミズゴケ		VU			マメヅタラン	NT	NT	
	オオミズゴケ		NT			ムギラン	NT	VU	
	クロゴケ		CR+EN			ミスミソウ	NT		
	クマノチョウジゴケ		CR+EN			アテツマンサク	NT		
	クマノゴケ		VU			ミヤジマシモツケ		NT	
	ジョウレンホウオウゴケ		CR+EN			シイモチ		NT	
	ミヤジマキンシゴケ		CR+EN			ゲンカイツツジ	NT	NT	
	カトウゴケ		CR+EN			キシツツジ		NT	
	ヒロハシノブイトゴケ		CR+EN			ムラサキセンブリ	NT	VU	
	コウヤトゲハイゴケ		VU			フナバラソウ	VU	NT	
	ヒメウラジロ	VU	NT			カワジサ	NT		
	オオカグマ		NT			ムラサキミミカキグサ	NT	VU	
	シモツケヌリトラノオ		NT			キキョウ	VU	NT	
	クルマシダ		VU			アキノハハコグサ	VU	DD	
種子植物	ケバノカシダザサ（イナコスズ）		VU			ウラギク（ハマシオン）	VU	VU	
	ウンヌケモドキ	NT				イズハハコ（ワタナ）	VU	DD	
種類数計							50		

注) CR+EN: 絶滅危惧 I 類, VU: 絶滅危惧 II 類, 絶滅危惧 I A 類: CR, EN: 絶滅危惧 I B 類, NT: 準絶滅危惧, DD: 情報不足
SR: 種保存法 (国際希少野生動物), P: 県条例 (指定野生生物種)



サギソウ



トキソウ



キキョウ

課題

- ハッチョウトンボ、サギソウなどの希少生物などの保護が重要です。
- 里地・里山の減少や河岸・海岸の人工化などによる生物への影響対策が重要です。
- アルゼンチンアリなどの外来種の繁殖による生態系への影響対策が必要です。

3 都市環境

(1) 土地利用

現 状

- 森林面積と経営耕地面積は減少し、宅地面積が増加しています。
- 森林面積が全体の73.4%，宅地が7.6%を占めています。
- 工業専用地域※，工業地域※，準工業地域※に隣接した住居地域が多くあります。

◆土地利用状況

土地利用状況は，表2-2-8のとおりです。総面積は7,855haであり，沿岸市街地を除くと，平坦低地が少なく，森林面積は5,767haであり全体の73.4%，宅地は595 haであり7.6%を占めています。また，田畑は2%に満たない面積です。

土地利用の構成比を比較すると(図2-2-20)，森林面積と経営耕地面積が減少する一方で，宅地面積が増加しており，宅地の拡大に伴う，森林や耕作地などの減少がうかがえます。

表 2-2-8 土地利用状況

地形区分	面積	割合
田	82 ha	1.0%
畑	64 ha	0.8%
森林	5,767 ha	73.4%
原野	91 ha	1.2%
水面・河川・水路	313 ha	4.0%
道路	214 ha	2.7%
宅地	595 ha	7.6%
その他	729 ha	9.3%
合計	7,855 ha	100.0%

〔資料：土地利用現況把握調査（H21.10.1）〕

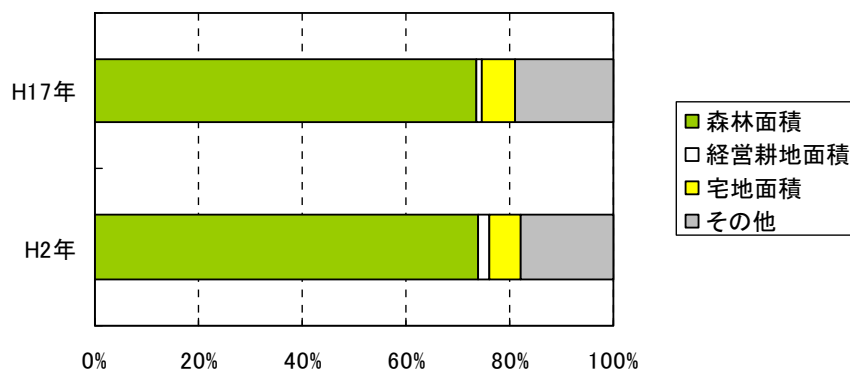


図2-2-20 土地利用の推移

〔資料：ヒロシマアグリ 2007，広島県統計年鑑 2006〕

◆都市計画

本市における都市計画区域*及び用途地域*の指定状況は表 2-2-9 及び図 2-2-21 のとおりです。工業専用地域、工業地域、準工業地域に隣接した住居地域が多くあります。

表 2-2-9 本市における都市計画区域
及び用途地域面積
(単位：ha)

区 分	本 市
都市計画区域	2,298.2
市街化区域	964.0
第1種低層住居専用地域	23.0
第2種低層住居専用地域	19.3
第1種中高層住居専用地域	230.7
第2種中高層住居専用地域	—
第1種住居地域	267.6
第2種住居地域	—
準住居地域	—
近隣商業地域	50.3
商業地域	24.1
準工業地域	60.7
工業地域	34.0
工業専用地域	254.3

[資料:大竹市都市計画図, 平成20(2008)年1月, 大竹市]

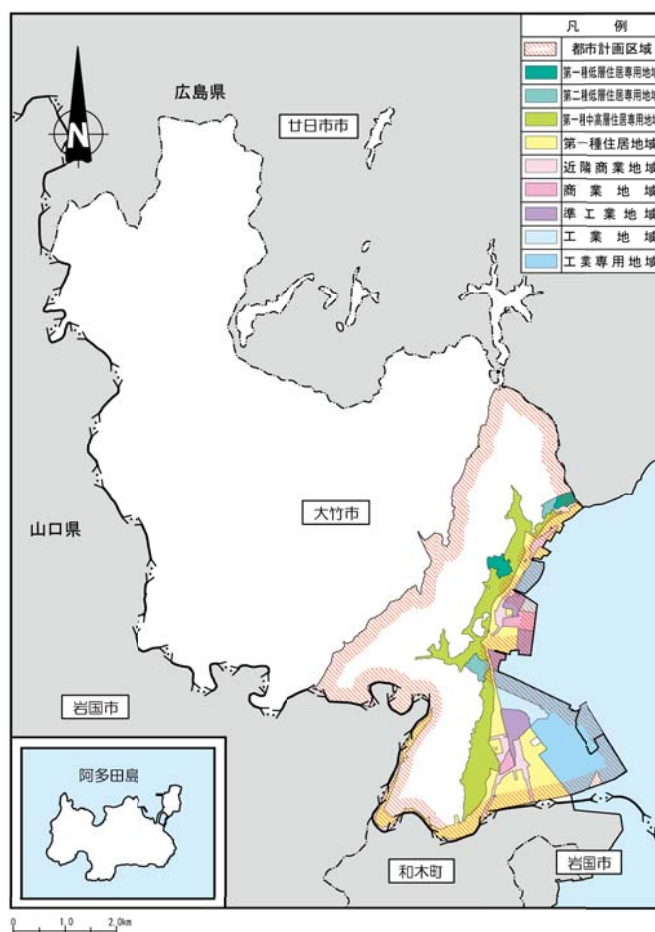


図 2-2-21 本市の都市計画区域及び用途地域指定状況図

[資料:大竹市都市計画図, 2008, 大竹市]

課 題

- 森林や耕作地などの減少がうかがえ、森林など自然とふれあえる空間の減少に対する対策が重要です。
- 工業専用地域などと隣接した住居地域が多くあり、市民と事業者が連携した環境保全への取組が重要です。

(2) 自然・野外レクリエーション・公園・緑地

現 状

- 三倉岳県立自然公園※, マロンの里交流館, 阿多田島長浦自然海浜保全地区等があります。
- 公園・緑地の面積は 29.52 ha であり, 市民 1 人あたり約 10.0 m² と, 広島県の都市計画人口あたりの都市公園※ (街区公園※) 面積 10.49m² と比較すると, ほぼ同水準にあります。

自然・野外レクリエーション地としては, 図 2-2-22 のとおり, 三倉岳県立自然公園, マロンの里交流館, 阿多田島長浦自然海浜保全地区などがあります。

公園・緑地の状況は, 表 2-2-10 のとおりです。面積は 29.52ha であり, 市民 1 人あたり約 10.0m² です。広島県の都市計画区域内の住民一人あたりの都市公園 (街区公園) 面積 10.49m² (平成 18 (2006) 年度末) と比較すると, ほぼ同水準にあります。

表 2-2-10 公園緑地の状況

区分	箇所数	面 積
総合公園	1 (晴海臨海)	12.76 ha
近隣公園	1 (さかえ)	2.29 ha
地区公園	1 (亀居)	7.32 ha
街区公園	51	5.65 ha
幼児公園	1	0.04 ha
都市緑地	1 (中浜)	1.46 ha

[資料: 大竹市資料]



図 2-2-22 自然公園, 自然海浜保全地区等の分布状況

[資料: 広島県土地利用総合規制図, 1994, 広島県]

区 分		箇所数	面 積
県立自然公園 (三倉岳)		1 か所	499ha
その他公園	弥栄周辺広場	4 か所	4.03ha
	ちびっこ広場	7 か所	0.15ha
	その他の公園など	7 か所	1.61ha

[資料: 大竹市資料]

課 題

- 市民・事業者・市が連携して環境美化の推進, 緑地の保全, 緑化の推進を促進する仕組みづくりが必要です。
- 市街地については, スポーツの場, レクリエーションの場, 海辺の憩いの場として魅力的な公園の整備が重要です。

(3) 景観・文化財

現 状

- 栗谷の蛇喰磐、弥栄峡などの名勝・天然記念物に指定される地域の他に、亀居城跡や浅生塚・芦路塚、玖波の卯建の町並みなど次世代に継承すべき文化財や景勝地があります。
- 市街地は、工場群と住宅地が隣接する本市特有の景観を形成しています。

名勝・天然記念物及び文化財の分布状況は、図 2-2-23 のとおりです。本市には、栗谷の蛇喰磐、弥栄峡などの名勝・天然記念物の他に、市指定史跡である亀居城跡や浅生塚・芦路塚、玖波の卯建の町並みなどがあり、木野両国橋付近の河原では雛流しの伝統行事などが行われています。自然景観については、栗谷の蛇喰磐、弥栄峡、三倉岳、鳴滝、錦龍の滝などの風光明媚な場所がありますが、市街地においては、工場群と住宅地が隣接する本市特有の景観を形成しています。

貴重な景観や文化財を次世代に継承するために、開発事業の実施にあたっては、環境や自然景観への配慮が重要となります。

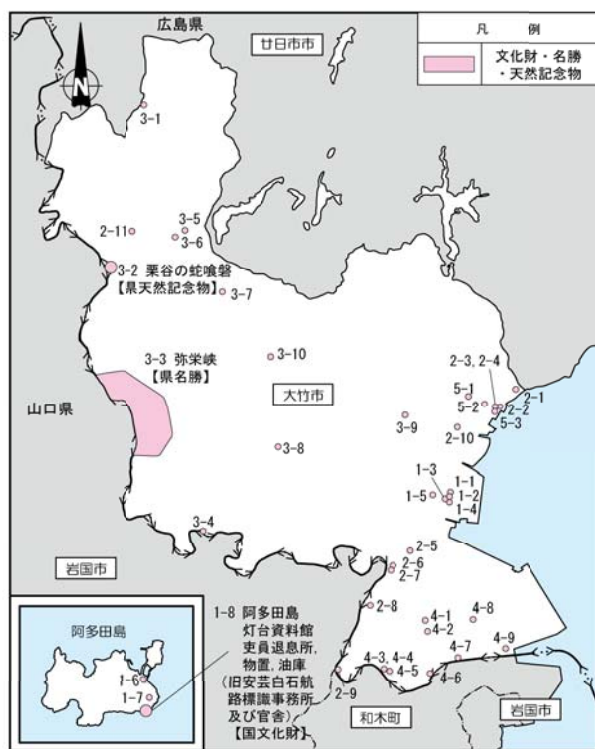


図 2-2-23 名勝・天然記念物及び文化財の分布状況

[資料：広島県土地利用総合規制図，1994，広島県]
[資料：広島県文化財目録，1999，広島県教育委員会]
[資料：大竹市資料]

課 題

- 蛇喰磐、弥栄峡、亀居城跡、玖波の卯建の町並みなど次世代に継承すべき景勝地や文化財が存在し、開発事業の実施にあたっては文化財や景観への配慮が必要です。
- 市街地においては、景観のイメージ向上を図るために、各主体が街路樹や花壇などの緑化への取組が重要です。

城山と瀬戸の島々を望む・小方	1-1 和田家文書(古文書)
	1-2 げごろもの碑(市史跡)
	1-3 城六兵衛の碑
	1-4 小方の雁木(波止場跡)
	1-5 亀居城址【市史跡】
	1-6 阿多田島神社の石灯籠と盃状穴
	1-7 阿多田島の観音像
	1-8 阿多田島灯台資料館吏員退息所、物置、油庫(旧安芸白石柱燈立標吏員退息所)【国登録文化財】
	2-1 鳴川の石畳
	2-2 玖波の卯建の町並み
	2-3 玖波の高札場跡
西国街道・街道	2-4 玖波の井戸
	2-5 苦の坂峠(歴史の散歩道)
	2-6 藤池神社と汐浦石
	2-7 苦の坂口(長州の役・戦跡)
	2-8 木野の井戸
	2-9 旧山陽道木野川渡し場跡【市史跡】
	2-10 玖波宿本陣 陣入やっこ【市無形文化財】
	2-11 森崎家文書(古文書)
自然あふれる大竹の名勝	3-1 三倉岳【県立自然公園】
	3-2 蛇喰磐【県指定天然記念物】
	3-3 弥栄峡【県指定名称】
	3-4 弥栄ダム
	3-5 耕中石
	3-6 瑞照寺の観音石仏
	3-7 仏石
	3-8 鳴滝
	3-9 錦龍の滝
	3-10 オオサンショウウオ(国指定特別天然記念物)
元町界隈と新開地・大竹	4-1 小田塚松
	4-2 所家文書(古文書)
	4-3 薬師寺の宝篋印塔
	4-4 浅生塚・芦路塚【市史跡】
	4-5 所塚・推古桜
	4-6 幕府軍使 竹原七郎平の戦死(長州の役・戦跡)
	4-7 長州の役(芸州口の戦い) 戦跡
	4-8 鼻操南蛮樋
	4-9 小島新開の常夜燈
大竹の伝統文化	5-1 力石(力量石)と神生石
	5-2 称名寺の窟観音
	5-3 洪量館(本陣)跡
大竹の伝統文化	6-1 大竹の手漉き和紙
	6-2 木野、谷和、松ヶ原神楽
	6-3 大瀧神社と奴行列と山車の風流【市無形文化財】
	6-4 大竹の手がき鯉のぼり
	6-5 松ヶ原の刃物工芸

(4) 交通

現 状

- 大竹駅と玖波駅での旅客人員は、減少傾向にあります。
- 一般国道 2 号では平成 11(1999)年度と比べ、横ばいもしくはやや減少していますが、慢性的な交通渋滞が発生しています。

主要な交通網については、JR 山陽本線、広島岩国道路、一般国道 2 号などがあります(図 2-2-24)。

JR 山陽本線は、沿岸をほぼ南北に走り、駅としては大竹駅と玖波駅があります。

平成 20(2008)年度の 1 日平均旅客人員は、大竹駅で 3,925 人(定期乗車:2,724 人)、玖波駅で 2,054 人(定期乗車:1,356 人)であり、近年、減少傾向にあります(大竹市統計書 2010)。

一方、道路については、平成 17(2005)年度道路交通センサス調査によると(表 2-2-11)、平成 17(2005)年度の平日自動車類の 24 時間交通量は、一般国道 2 号では 30,000 台前後の交通量があり、平成 11(1999)年度と比べ、横ばいもしくはやや減少していますが、慢性的な交通渋滞が発生しています。

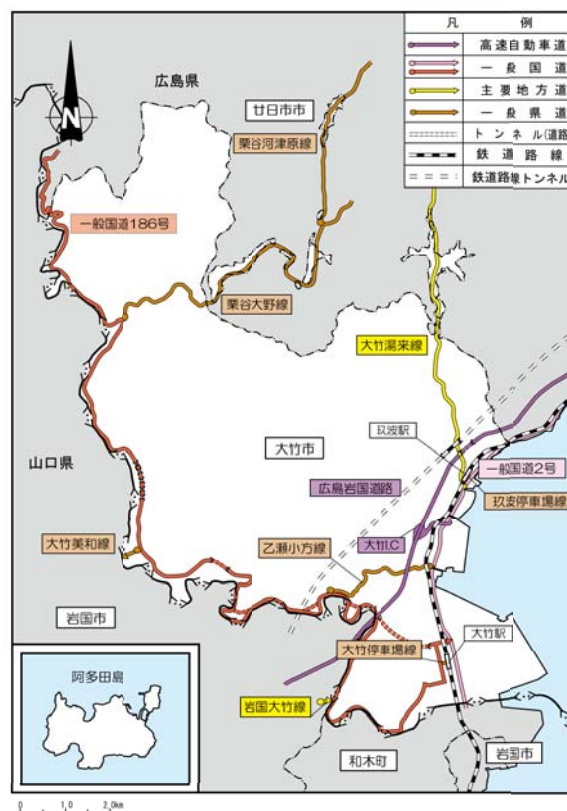


図 2-2-24 本市の主要な交通網

表 2-2-11 主要道路の自動車類交通量

路線名	観測地点名	平日自動車類 昼間 12 時間交通量(台)			平日自動車類 24 時間交通量(台)		
		17 年度	11 年度	H17/H11	17 年度	11 年度	H17/H11
山陽自動車道 (広島岩国道路)	大竹 JCT ～広島県・山口県境間	10,133 注 1)	16,611	0.610	15,085 注 2)	27,254	0.553
一般国道 2 号	大竹市小方 1 丁目	20,308	20,395	0.996	31,523	31,612	0.997
一般国道 2 号	大竹市西栄 1 丁目	16,719	17,432	0.959	26,873	26,940	0.998
一般国道 186 号	大竹市栗谷町沖の窪	746	541	1.379	—	—	—
一般国道 186 号	大竹市飯谷	3,000	2,549	1.177	3,746	3,109	1.205
一般国道 186 号	大竹市油見 2 丁目	3,281	2,500	1.312	—	—	—

[資料：平成 17 年度道路交通センサス、広島県]

注 1, 2) 山陽自動車道の平成 17 年度値は、台風 14 号による災害により、岩国 IC-玖珂 IC 間で 9 月 6 日～12 月 1 日迄通行止めとなっていたため、交通量に影響している可能性があります。

課 題

- 国道 2 号の交通渋滞の解消が重要です。

4 資源循環

(1) 廃棄物

現 状

- 可燃ごみは、固形燃料（RDF）化して資源化しています。
- リサイクル率は全国平均を大きく上回り、県内第1位となっています。
- 1人1日あたりのごみ排出量（集団回収量を除く）は、県平均並みとなっています。
- 集団回収量の多いことが特徴です。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、微増または横ばい傾向です。

廃棄物には、家庭や事業場などから排出されるごみやし尿などの「一般廃棄物」と工場・事業場などから事業活動に伴って発生する「産業廃棄物※」とがあります。

平成20(2008)年度のごみ総排出量(一般廃棄物)は11,146 t/年(集団回収量含む)で、近年微減傾向にあります(図2-2-25)。可燃ごみは平成15(2003)年稼働の大竹市ごみ固形燃料※(RDF)施設(夢エネルギーセンター)で処理し、その他のごみはできるだけ資源化しています。本市のリサイクル率は平成20(2008)年度において65%であり、全国平均を大きく上回り、県内1位となっています(図2-2-26, 28)。平成20(2008)年度1人1日あたりのごみ排出量は、1,033 g/人・日ですが、集団回収量を除くと、901 g/人・日であり、県平均並みとなっています。集団回収量については、131g/人・日と全国平均(63g)、県平均(27g)と比較し多いことが特徴です。平成20(2008)年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量は3,584kL/年(山口県和木町分468kL/年)で、近年は微増または横ばい傾向にあります(図2-2-27)。

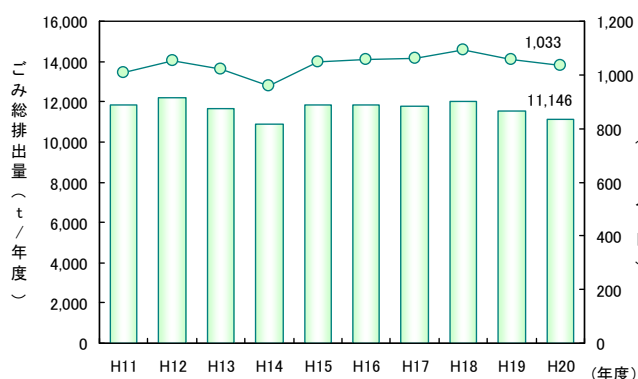


図2-2-25 1人1日あたりのごみ排出量の推移

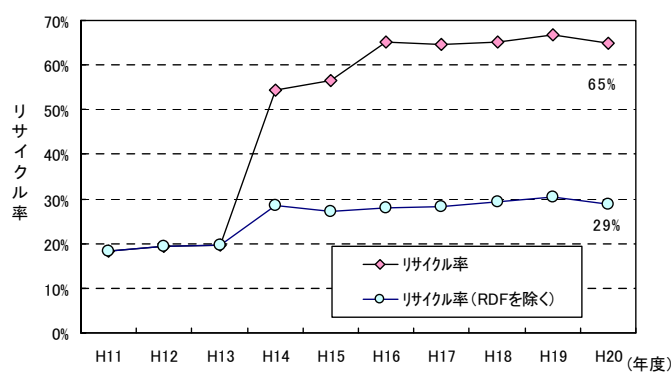


図2-2-26 リサイクル率の推移

本市では、平成20(2008)年3月に「大竹市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、これに基づいて廃棄物に係る様々な取組を行っています(表2-2-12)。

本市においては1人1日あたりごみ排出量(原単位)を基準年度である平成18(2006)年度(946g/人・日)に対し、5%(約50g/人・日)の削減を目標としています。

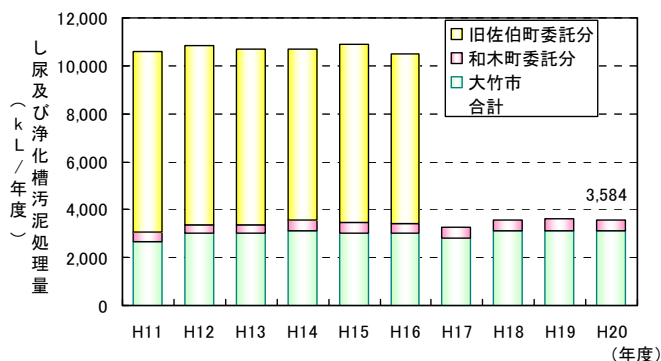


図2-2-27 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

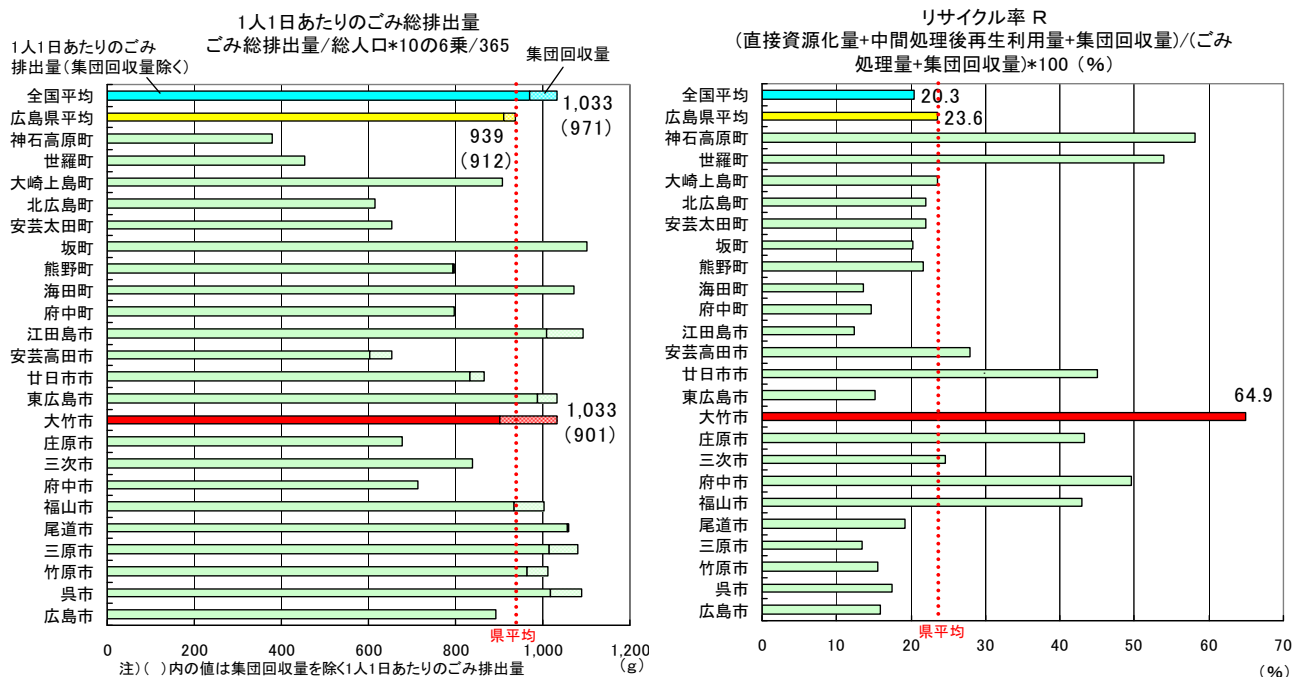


図2-2-28 本市のごみ排出量，リサイクル率等の他都市との比較

[資料：一般廃棄物処理実態調査結果(平成20(2008)年度)，環境省]

また，平成29(2017)年度までにリサイクル率68%以上の達成を目標としています。

公害防止協定締結企業については，企業が産業廃棄物を処理業者に処分を委託する場合，その都度「公害防止協定」に基づいて事前に処理方法及び処分先，また処理業者が適正か否か協議し確認のうえ同意しています(大竹市の環境，平成20(2008)年度版)。

その他，自転車・車のタイヤ・空き缶・空きビン・一般家庭ごみなど市内に177ヶ所(平成21(2009)年度)の不法投棄*があり，巡回パトロールを行っています。

課題

- リサイクル率は，全国平均や県平均と比べ高いですが，1人1日あたりのごみ排出量(集団回収を除く)は，県平均並であり，引き続きごみ排出量の削減が必要です。
- 不法投棄対策の継続が重要です。

大竹市一般廃棄物処理基本計画の概要

〇ごみ減量化の取組

目標：1人1日あたりのごみ排出量 マイナス5%

基準年度	現状(実績)	目標年度
平成 18 年度	平成 20 年度	平成 29 年度
9 4 6 g	9 0 1 g	9 0 2 g 以下

注) 1人1日あたりごみ排出量 (g/人・日) = 【 [計画収集量 (t) + 直接搬入量 (t)] × 10⁶ / 人口 (人) 】
 ごみ排出量には集団回収量を含んではいません。

〇リサイクルの向上

目標：市全体のリサイクル率 3%アップ

基準年度	現状(実績)	目標年度
平成 18 年度	平成 20 年度	平成 29 年度
6 5 %	6 5 %	6 8 % 以上

注) リサイクル率：総資源化量/総排出量 = 【 [直接資源化量+集団回収量+施設資源化量] / [計画処理量+直接搬入量+集団回収量] 】

表 2-2-12 一般廃棄物処理基本計画の取組施策

区分	取組施策
市民意識の向上	リサイクル講習会の開催
	ごみ分別チラシの作成
	環境学習の充実
	公開見学会の開催
	生ごみの堆肥化*等の推進
	マイバッグ持参運動*の実施
協議体制の整備	公衆衛生推進委員との連携
再生利用量の向上	資源ごみ・粗大ごみ再生施設の整備

(2) 省資源・省エネルギー・新エネルギー

現 状

- 本市では「大竹市地球温暖化対策実行計画」、住宅用太陽光発電システム等設置補助金制度の導入により省資源・省エネ・新エネの推進に取り組んでいます。
- 事業者は、グリーン物流パートナーシップ※推進事業、バイオマス※・バイオエタノール※の利用、廃タイヤを燃料とするコージェネレーション※システムの導入などがあります。

事業活動や家庭生活は、石油、石炭などの化石燃料を大量に消費することにより成り立っていますが、化石燃料の大量消費は多くの二酸化炭素CO₂を排出します。また、化石燃料は、いずれ枯渇する資源であり、省資源・省エネルギー・新エネルギーの取組が必要です。

本市では、次のような取組を行っていますが、全市的な取組とはなっていません。

【市の取組事例】

- ◆「大竹市地球温暖化対策実行計画(第2次)」の推進
- ◆住宅用太陽光発電システム等設置補助金制度の導入（平成21（2009）年度～）
- ◆大竹小学校(平成22(2010)年度建設)に太陽光発電システムの導入(30kW)、地中熱利用の換気設備導入など
- ◆市立図書館に太陽光発電システムの導入(10kW)、LED照明※器具の導入などの省エネ改修
- ◆市営外灯のLED照明化

【事業者の取組事例】

- ◆グリーン物流パートナーシップ推進事業：生産事業者と物流事業者が協力して取り組むCO₂排出削減プロジェクト
- ◆バイオマス利用・バイオエタノールの利用
- ◆廃タイヤを燃料とするコージェネレーションシステムの導入と燃えがらのセメント原料化
- ◆太陽光発電導入



【大竹小学校の太陽光発電システム】

課 題

- 本市では、省資源・省エネ・新エネについて全市的な取組になっていないことから、省資源・省エネの取組推進や新エネの導入拡大が重要です。

5 地球環境

(1) 地球温暖化

現 状

- 日平均気温は、上昇傾向にあります。
- 大手事業所などの特定排出者や市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、温室効果ガス※の排出量の把握と排出削減に取り組んでいます。
- 広島県の二酸化炭素排出量は、産業部門、運輸（自家用車を含む）部門、民生（家庭）部門などが増加しています。

本市の30年間の日平均気温は、上昇する傾向にあります（図2-2-29）。

このような中、温室効果ガスを多量に排出する大手事業所（特定排出者）については、温対法に基づき、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国への報告義務と温室効果ガスの排出削減への取組が課せられています。

本市でも「大竹市地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定し、市の業務に関連した二酸化炭素の削減に取り組んでいます（図2-2-30）。

広島県の二酸化炭素排出量は、年々増加傾向にあり、特に産業部門、運輸（自家用車を含む）部門、民生（家庭）部門などが増加しています（図2-2-32）。また、広島県は、国と比べ、産業部門の割合が高いのが特徴です（図2-2-31）。

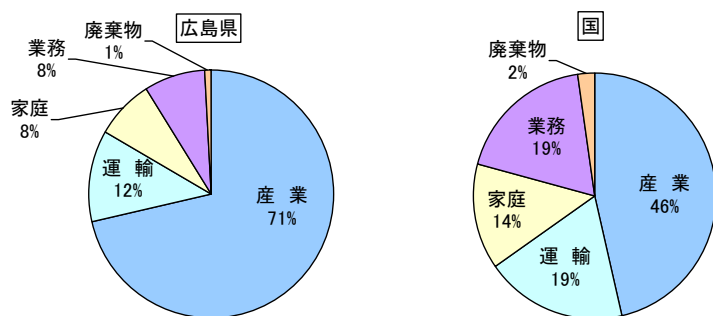


図 2-2-31 広島県および国の業種別二酸化炭素排出量割合（平成19年度）

〔資料：広島県資料〕

〔資料：平成20(2008)年版環境白書，広島県〕

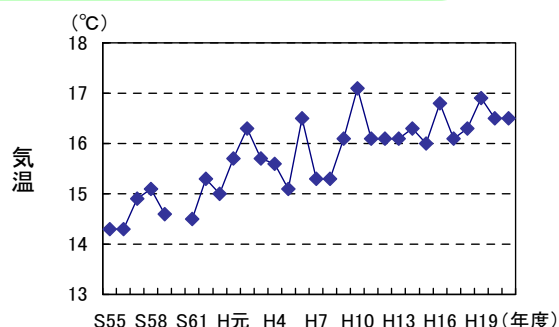


図 2-2-29 本市の日平均気温の推移（大竹地域気象観測所）

〔資料：広島地方気象台アメダスデータ〕

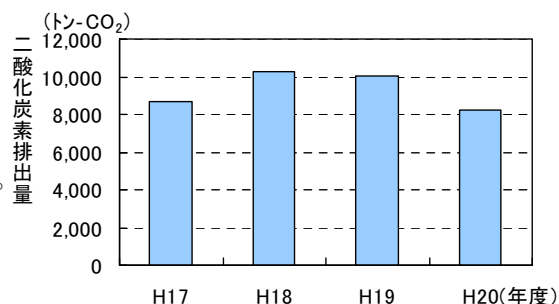


図 2-2-30 市の業務に関連した二酸化炭素排出量の推移（工水事業を除く）

〔資料：大竹市の環境〕

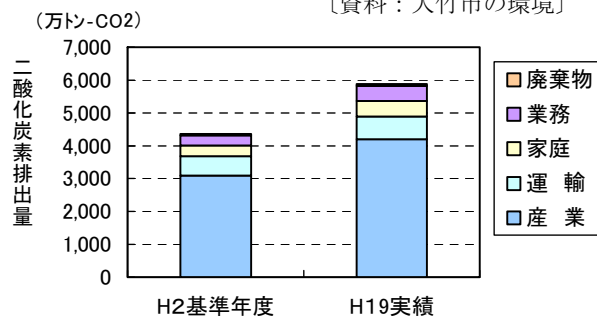


図 2-2-32 広島県の二酸化炭素排出量

〔資料：広島県資料〕

〔資料：平成20(2008)年版環境白書，広島県〕

課 題

- 広島県では、産業部門、運輸部門（自家用車を含む）、民生部門において二酸化炭素排出量が増加傾向にあり、市民、事業者、市が協力して全市あげでの排出削減が重要です。

(2) 酸性雨

現 状

●本市でも全国とほぼ同水準の酸性雨が観測されています。

酸性雨は化石燃料の燃焼や自動車などから発生する大気汚染物質(硫黄酸化物 SO_x ※, 窒素酸化物 NO_x)などを原因として生ずる強い酸性度を示す(水素イオン濃度 pH ※5.6以下)雨や霧のことで、湖沼や森林への影響が懸念されています。

本市では、デポジットゲージ法で測定した pH の平均値が、近年、4.5前後で推移し、酸性雨とされる pH が観測されています(図2-2-33)。

なお、環境省の「酸性雨長期モニタリング計画」に基づく酸性雨調査結果によると、平成15(2003)年度～20(2008)年度の全国での平均 pH 値はおおむね4.5前後であり、本市の観測結果とほぼ同水準でした。

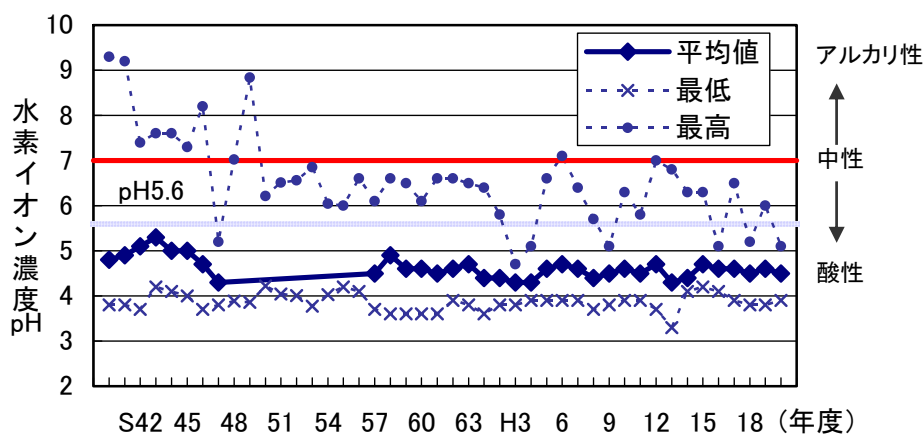


図 2-2-33 市の雨水の水素イオン濃度 pH の推移(デポジットゲージ法)

[資料：大竹市における公害問題の概況]

[資料：大竹市の公害環境]

[資料：大竹市における公害の現状と対策]

[資料：大竹市の環境]

課 題

●酸性雨の原因となっている大気汚染物質の排出抑制対策が必要です。

6 環境保全活動

(1) 環境学習・教育

現 状

●本市では、市民や子どもなどへの環境学習・教育のために様々な取組を行っています。

本市では、環境学習・教育のための様々な取組を行っています。

平成21(2009)年度は、広島県が実施する「平成21年度環境学習モデルタウン事業」のモデルタウンの指定を受け、市民参加の環境学習や環境学習指導者研修を行い、また子どもによる環境学習を推進するため、環境学習モデル校の指定、子ども環境会議など、環境学習機会の創出を行いました。

また、大竹市公衆衛生推進協議会を中心に環境啓発ポスター・標語コンクール、環境家計簿※運動が実施されています。

持続可能な社会を築くためには、私たち一人ひとりがこれまでの生産・消費の生活様式を改め、廃棄物の排出抑制、自然環境の保全、地球温暖化対策などに連携して取り組む必要があります。

このためには、環境学習・教育により一人でも多くの人が環境問題への関心や理解を深め、環境負荷低減のための率先の実践につなげていくことが重要です。



【平成 21 (2009) 年度 環境学習モデルタウン事業】



【平成 22 (2010) 年度 小瀬川干潟観察会】

課 題

●環境学習・教育により一人でも多くの人が環境問題への関心や理解を深め、環境負荷低減のための率先の実践につなげていくため、環境学習・教育への市民参加の拡大が重要です。

(2) 環境保全活動の連携・参加

現 状

- 本市では、自治会、市民、漁協などによる地域での清掃活動が行われています。
- 各団体や事業者による環境学習や学校での環境教育活動などが行われています。

環境保全活動は、多くの市民、事業者、市が参加・連携して取り組むことが重要です。

本市では、自治会、市民、漁協などによる地域での清掃活動、各団体などによる地域での環境学習や学校での環境教育活動などを行っています。

事業者においては、子ども向けの化学実験教室、工場見学、フリーマーケットなどの企業地域支援活動や、環境美化・保全活動として工場周辺の一斉清掃などを行っています。

【主な環境保全活動】

- 河川清掃活動：「クリーン小瀬川」（参加者数 1000～2000 人）など
- ホテルの保護活動：おおたけホテルを育てる会（大竹市内）
- 海浜清掃：市民、漁協、学校など
- 海域清掃：漁協
- 工場周辺一斉清掃：事業所、市
- 自治会などによる環境美化活動（花いっぱい運動）：公園、道路沿線など
- 森林保全活動：松ヶ原町私有林の整備(0.6ha)（もりメイト倶楽部 Hiroshima）
- 大竹市公衆衛生推進協議会の活動
 - ◇環境啓発ポスター・環境標語コンクールの実施
 - ◇ペットボトルのふた回収ボックスの設置
 - ◇EM*ボカシの普及活動
 - ◇空缶など路上散乱ごみ追放キャンペーン
 - ◇買物袋普及活動
 - ◇生ごみ処理容器斡旋
- ダンボールコンポスト*による生ごみ減量事業：えこらいふ大竹

など

課 題

- 各主体が、環境保全、環境負荷の低減に努める責務を負っており、一人でも多くの市民・事業者が参加するように環境保全活動の輪をさらに拡大していく必要があります。

7 市民・事業者の環境意識

環境基本計画の策定にあたり、平成21(2009)年に実施した市民、事業者、市内大手事業所従業員を対象としたアンケート調査、平成22(2010)年に実施したヒアリング調査により、市民、事業者の意見と意識を抽出し、整理しました。

(1) アンケート調査

ア 市民

現 状

- 環境問題への高い関心と環境への不満の割合が高くなっています。
- 大気汚染、悪臭、騒音、水質汚染など生活環境、公園など都市環境、地球温暖化など地球環境への不満の割合が高くなっています。
- 公害のまちのイメージが強いです。
- 将来の環境像は「空気のきれいなまち」、「自然と調和のとれたまち」などの割合が高くなっています。

【市民アンケート結果】

- ◆90%以上が環境問題に関心を持ち、50%以上が本市の環境に不満を感じています。
- ◆不満については、「空気のきれいさ」、「臭い」、「公園」、「地球温暖化対策」、「海の水のきれいさ」に対しての割合が高くなっています(図2-2-34)。

- ◆本市のイメージについては、70%以上が「公害のまち」というイメージを持っています。
- ◆「公害のまち」の理由としては「実際に公害がある」、「景観的イメージ」、「昔からのイメージ」の割合が高くなっています。
- ◆将来(およそ10年後)の本市の環境像としては、「空気のきれいなまち」、「自然と調和のとれたまち」、「水(川・海)のきれいなまち」の割合が高くなっています。

課 題

- 大気汚染、悪臭などへの不満の割合が高く、環境負荷をより低減させる環境保全対策の推進(特に、大気汚染対策、悪臭対策)が重要です。
- 「公害のまち」のイメージが強く、「公害のまち」から「環境都市」へのイメージアップが求められています。
- 公園への不満の割合が高く、利用につながる魅力ある公園施設の整備が重要です。
- 「景観的イメージ」が悪く、よりよい都市景観形成の推進が求められています。
- 地球温暖化対策への不満の割合が高く、地球温暖化対策の推進が重要です。

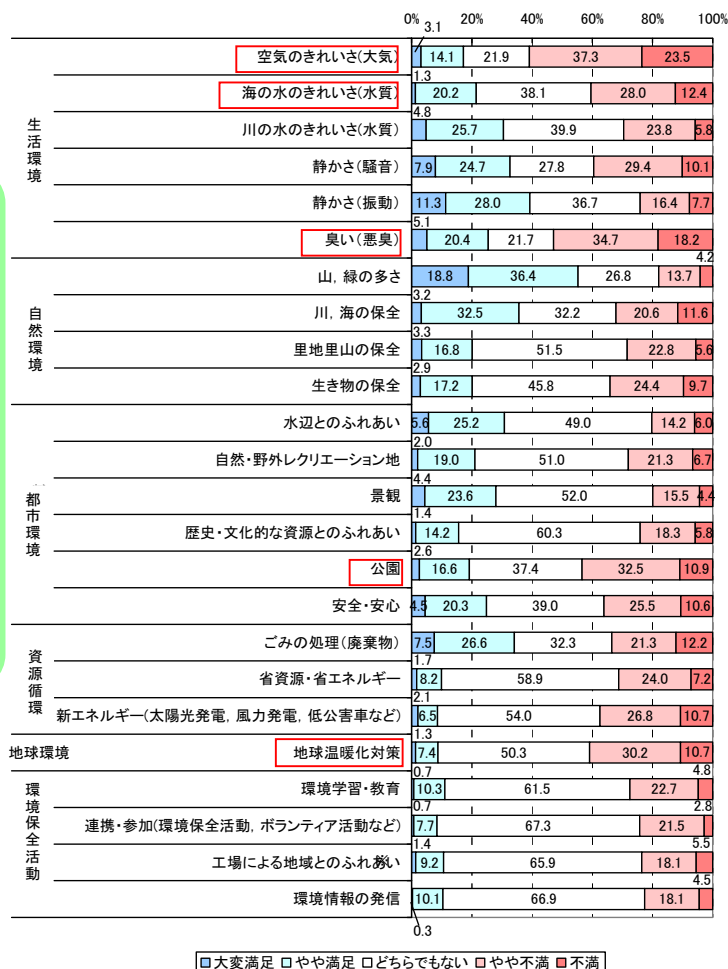


図 2-2-34 本市の環境の満足度(市民)

イ 事業者 現 状

- 環境問題への関心が高く、経済発展と環境との調和の必要性が多く挙げられています。
- 大気汚染、悪臭、水質汚染など生活環境、新エネルギーなど地球環境への不満の割合が高くなっています。
- 公害のまちのイメージが強いです。
- 将来の環境像は「空気のきれいなまち」、「自然と調和のとれたまち」などの割合が高くなっています。

【事業者アンケート結果】

- ◆90%以上が環境問題に関心を持ち、約半数が「環境配慮は企業の社会的な責務」で、約70%が「経済発展と環境保全の調和を考えていくべきである」と回答しています。
- ◆40%以上が本市の環境に不満があると感じています。
- ◆不満については、「空気のきれいさ」、「臭い」、「海の水のきれいさ」、「川、海の保全」、「新エネルギー」に対しての割合が高くなっています（図2-2-35）。
- ◆本市のイメージについては、60%以上が「公害のまち」のイメージを持っています。
- ◆「公害のまち」の理由として「実際に公害がある」、「景観的イメージ」、「昔からのイメージ」の割合が高くなっています。
- ◆将来（およそ10年後）の本市の環境像は、「空気のきれいなまち」、「自然と調和のとれたまち」、「水（川・海）のきれいなまち」の割合が高くなっています。

課 題

- 大気汚染、悪臭などへの不満の割合が高く、環境負荷をより低減させる環境保全対策の推進（特に、大気汚染対策、悪臭対策）が重要です。
- 「公害のまち」のイメージが強く、「公害のまち」から「環境都市」へのイメージアップが求められています。
- 「景観的イメージ」が悪く、よりよい都市景観形成の推進が求められています。
- 新エネルギーの状況について不満が多く、新エネルギー導入の推進が重要です。

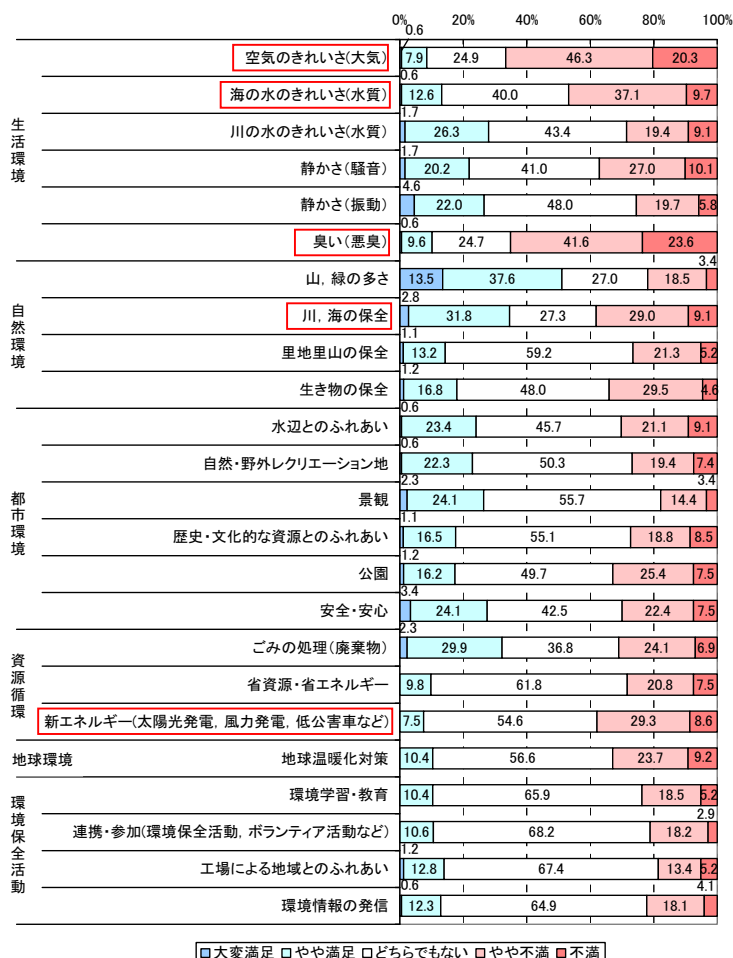


図 2-2-35 本市の環境の満足度（事業者）

ウ 従業員

現 状

- 環境問題への高い関心と環境への不満の割合が高くなっています。
- 悪臭、大気汚染、騒音、水質汚染など生活環境、公園など都市環境への不満の割合が高くなっています。
- 公害のまちのイメージが強いです。
- 将来の環境像は「空気のきれいなまち」、「自然と調和のとれたまち」などの割合が高くなっています。
- 定住促進には、環境問題への取組が重要です。

【定住促進アンケート(平成20(2008)年度) 結果】

- ◆環境問題への関心は高く、大竹市の住宅を選ばなかった理由としては、「環境(騒音、悪臭、交通安全など)を懸念した」が多く寄せられています。また、住むために必要だと思う施策の第1位が「公害対策」となっています。

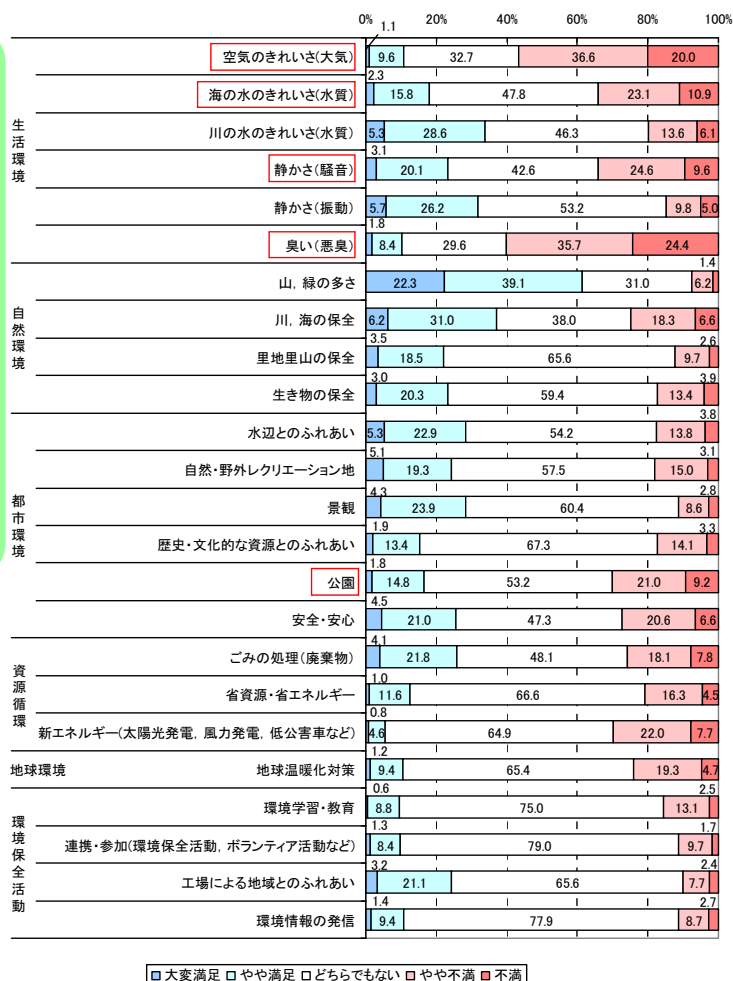


図 2-2-36 本市の環境の満足度（従業員）

【従業員アンケート結果】

- ◆90%以上が環境問題に関心を持ち、約50%が本市の環境に不満を持っています。
- ◆不満については、「臭い」、「空気のきれいさ」、「静かさ(騒音)」、「海の水のきれいさ」、「公園」に対しての割合が高くなっています(図2-2-36)。
- ◆本市のイメージについては、約60%が「公害のまち」のイメージを持っています。
- ◆優先的に解決すべき環境対策は、「臭気(悪臭)」、「大気汚染」の割合が高くなっています。
- ◆これまでのアンケート結果から、定住促進に向けた今後のまちづくりとして、環境問題への取組が重要です。

課 題

- 大気汚染、悪臭などへの不満の割合が高く、環境負荷をより低減させる環境保全対策の推進(特に、大気汚染対策、騒音、悪臭対策)が重要です。
- 「公害のまち」のイメージが強く、「公害のまち」から「環境都市」へのイメージアップが求められています。
- 公園への不満の割合が高く、利用につながる魅力ある公園施設の整備が重要です。
- 「景観的イメージ」が悪く、よりよい都市景観形成の推進が求められています。

エ アンケート調査で挙げられた環境項目別の課題

環境項目別に解決すべき課題を整理すると、次のとおりです。

表2-2-13 アンケート調査結果による項目別課題

環 境 項 目		課 題
生活環境	大気	・工場の煙・自動車排ガスへの不満が多い
	水質	・濁り，へドロ，悪臭への不満が多い
	騒音・振動	・道路騒音，航空機騒音※，道路振動，鉄道振動への市民の関心が高い
	悪臭	・悪臭に関する満足度が低く，主要原因は工場からの悪臭
	土壌・化学物質	—
自然環境	森林・農地	・松枯れなどによる山の質の低下
	川・海	・砂浜，水面にごみが散乱 ・自然海岸が減少
	動植物	・荒廃林の増加とその背景にある後継者不足や高齢化などによる管理不足 ・ホタルなどの身近な生きもの減少と生息場所の減少
都市環境	自然・野外レクリエーション・公園・緑地	・親しむ場が近くにないことやトイレなどの設備の不備 ・公園の問題としては「近くにない」，「衛生面に問題」，「緑が少ない」との不満が多い
	景観・文化財	・都市部については，木や花が少ない，見晴らしが悪い ・歴史・文化的な資源については，近くにない，親しみが無いとする回答が多い
資源循環	廃棄物	・ごみの不法投棄(ポイ捨て含む)
	省資源・省エネルギー・新エネルギー	・市の取組が進んでいないことや情報の不足，市民の取組が進んでいない ・省資源・省エネルギー・新エネルギーについての満足度が低い
地球環境	地球温暖化	・市の取組が進んでいないことや情報の不足，市民の取組が進んでいない ・地球温暖化対策について満足度が低い
	酸性雨	—
環境保全活動	環境学習・教育	・環境教育・学習の重要性は広く理解されるが，満足度は非常に低く，主要原因としては開催状況などの情報不足や市民が参加できる機会が少ないこと，興味のあるテーマが少ないこと ・広報，ホームページなど様々な手段により開催情報の提供と情報の共有化，子ども・一般市民を対象にした環境学習・教育の機会創出やニーズへの対応，楽しく学べる工夫が必要
	環境保全活動の連携・参加	・満足度が低く，主要原因として開催状況などの情報不足や雰囲氣的に参加しにくいこと ・広報，ホームページなど様々な手段で情報を発信し，活動の輪を広めることが必要

(2) ヒアリング調査

ア 調査概要

森林、農業、内水面漁業、商工（中小事業所）の分野における諸課題を抽出するため、資料調査、事業者アンケート調査などによっても把握が困難な関係団体にヒアリング調査を実施しました。なお、阿多田島漁業協同組合、くば漁業協同組合については、環境保全活動の情報が得られており、またアンケート調査対象としているため、ヒアリング調査の対象外としました。

イ 調査対象

ヒアリング対象は、次の4団体としました。

区 分	対象事業者	実施日	ヒアリング場所
農業	J A佐伯中央	平成 22 年 10 月 13 日	J A佐伯中央
漁業	芸防漁業協同組合	平成 22 年 10 月 18 日	芸防漁業協同組合事務所
森林	佐伯森林組合	平成 22 年 10 月 13 日	佐伯森林組合
商工	大竹商工会議所	平成 22 年 10 月 18 日	大竹商工会議所

ウ 調査結果

各関係団体に対して、「現在の環境に対する取組」、「課題」、「今後の環境への取組計画」、「市民・市への要望」などについて、ヒアリングを行いました。

ヒアリング調査結果の概要は、表 2-2-14 のとおりです。

環境保全活動として、農協では、減肥料・減農薬に取り組むだけでなく、農業体験による環境学習などを行っています。

内水面漁業を営む芸防漁協は、河川清掃、外来種駆除などの取組を行い、環境教育などにも積極的に協力しています。

また、森林組合は、森林管理による環境保全への貢献だけでなく、森林体験などによる環境学習を行っています。

商工については、大手事業所では、CSR※報告書により省資源・省エネ、モーダルシフト※の導入など、様々な環境保全活動を紹介しています。また、中小の事業所においても清掃活動による環境保全活動に取り組み、商工会議所も環境セミナーの開催などに努めています。

環境保全活動を継続する上での課題としては、高齢化や後継者不足などによる人材の確保や厳しい経済情勢の中での環境対策の困難さが挙げられています。

課 題

- 高齢化や後継者不足にともなう人材の確保や育成が求められています。
- 環境保全対策への支援が求められています。

表 2-2-14 関係団体のヒアリング調査結果

対象事業者	環境に対する取組	課 題	今後の計画	市民・市への要望
JA佐伯中央	・減肥料, 減農薬 ・環境保全型農業※ ・使用後の廃プラスチックの回収 ・直売所での地産地消 ・農業体験 ・学校での環境学習	・耕作放棄地の解消 ・地産地消 ・地域の理解・協力, 連携 ・担い手確保, 育成 ・イノシシなどによる被害	・担い手の確保・支援 ・安全安心な農畜産物の生産 ・地産地消	・行政, 地域との連携による取組
芸防漁業協同組合	・河川管理(ヨシ刈り) ・外来種駆除 ・河川清掃 ・環境学習	・堰による停滞, ユスリカ発生, ヘドロ化, 中州形成 ・取水によるアユ吸い込み など ・高齢化による漁場管理の困難さ ・カワウによる漁業被害	・環境活動の継続 ・環境教育への協力	・堰の管理, 中州除去についての行政の協力
佐伯森林組合	・森林管理によるCO₂吸収の保持と里山の維持 ・森林体験などの環境学習 など	・後継者不足や価格低迷による森林の保育・管理の維持 ・森林整備事業への財政支援縮小 など	・木材切り出し ・間伐の継続	・山への関心 ・山の価値の理解 ・間伐材の利用仕組みの検討
大竹商工会議所	・環境セミナーの開催 ・清掃活動	・厳しい経済情勢の中での環境対策	・環境教育への協力 ・エコアクション 21※の普及協力	・市民の環境意識向上の取組 ・助成制度などの充実

注) 詳細は資料編 49 頁を参照してください。



【河川管理などの環境保全活動が行われている小瀬川（木野付近）】

8 環境座談会

(1) 座談会概要

本市で活動している各団体の環境保全活動の実態・課題及び本市の環境保全に係る意見や提案などを聴取するために、2回の環境座談会を行いました。

(2) 参加団体

参加団体は、次の4団体です。第1回目の座談会では、えこらいふ大竹、おおたけホテルを育てる会及び大竹市公衆衛生推進協議会の代表者が参加し、各団体の活動状況と課題について話し合いました。第2回目の座談会では、第1回目の参加団体の他に、広島市のもりメイト倶楽部Hiroshimaを招き、大竹市松ケ原地区での活動の紹介とともに、課題の解決策について話し合いました。

団体名	開催日	備考
えこらいふ大竹	平成22年10月4日 11月12日	
おおたけホテルを育てる会	平成22年10月4日 11月12日	
大竹市公衆衛生推進協議会	平成22年10月4日 11月12日	
もりメイト倶楽部 Hiroshima	平成22年11月12日	広島市に所在するが、大竹市松ケ原地区でも活動

(3) 調査結果

各団体の活動状況と課題などの概要は、表2-2-15のとおりです。

各団体が活動する上での問題として、いずれの団体も高齢化が挙げられ、人材不足、人材育成の課題の解決が求められています。これらの他に、資金不足、市民の協力と理解、環境問題の啓発があり、他団体との連携も活動の輪を広げる上で重要な課題となっています。

課題の解決策については、助成制度への応募、活動を紹介する広報誌の発行や講師派遣、各団体との連携などが挙げられました。

課 題

- 人材の確保（高齢化、人材不足、人材育成）が求められています。
- 環境意識の向上が求められています。
- 活動資金の確保が求められています。
- 他団体との連携が求められています。

表 2-2-15 各団体の活動状況と課題(概要)

団体名	活動内容	環境学習・教育への取組	課 題	市への要望
えこらいふ大竹	・ダンボールコンポストを利用した生ごみの減量活動 ・農場での野菜作り	・小学校の総合学習での環境教育 ・ダンボールコンポスト講座の開催	・活動する上での高齢化の問題 ・活動資金の確保 ・他団体との連携	・モデル地区を選定しプロジェクト事業の実施
おおたけホタルを育てる会	・ホタルの飼育・放流 ・カワニナの採取・放流 ・水路清掃	・小学校でのホタル飼育指導 ・小学校での講話（環境保全活動への協力）	・市民の協力と理解 ・活動する上での高齢化の問題 ・ホタル飼育協力者の拡大	・ホタルが飛ぶ環境への理解と環境整備の取組 ・公民館などの無料貸し出し ・会のPRの支援要請 ・門前清掃の実施による環境問題意識の向上
大竹市公衆衛生推進協議会	・環境美化などの活動 ・ごみ減量化活動 ・健康づくり事業	・講習会の実施（EMボカシの普及によるごみ減量化）	・募金の利用法 ・アドプト制度※の取組での資金の継続的維持 ・活動する上での高齢化の問題 ・人材不足，人材育成 ・環境意識の向上	・条例を分かりやすく市民に周知
もりメイト倶楽部 Hiroshima	・人工林の間伐 ・雑木林や竹林の整備 ・間伐材による木工製作，指導 ・森林体験などの環境教育	・小学生の森林整備体験などの環境啓発活動 ・芦の刈り払いによる環境整備活動 ・森林所有者との協定による間伐と間伐材の有効利用・販売	・活動の輪を広げるネットワークの構築	・行政の支援



【平成 22 (2010) 年度 環境座談会】

第3章 望ましい環境像と基本目標

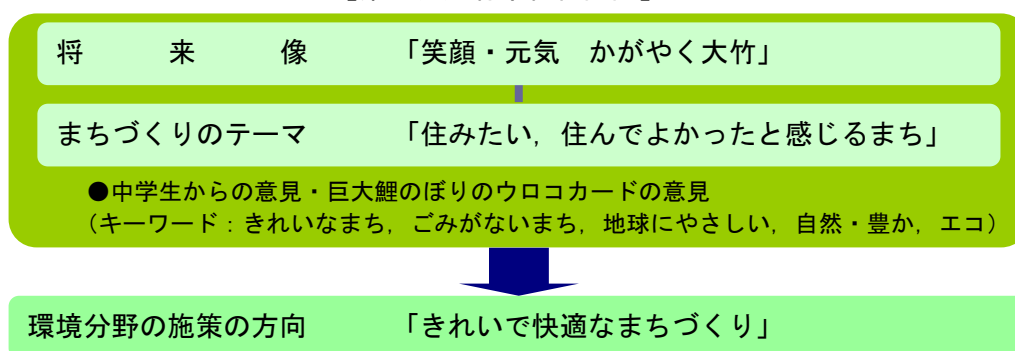
第1節 望ましい環境像

1 第五次大竹市総合計画

第五次大竹市総合計画（以下、「総合計画」という。）の基本構想における将来像は「笑顔・元気がやく大竹」、まちづくりのテーマは「住みたい、住んでよかったと感じるまち」です。

また、環境に関連する分野では、中学生から応募のあったキャッチフレーズや10年後の大竹市への思いを募集した巨大鯉のぼりづくりのウロコカードに「きれいなまち」を求める意見が多く寄せられたため、施策の方向を「きれいで快適なまちづくり」に設定しました。

【第五次大竹市総合計画】



2 市民・事業者・従業員が求める望ましい環境像

平成21(2009)年度に実施したアンケート調査では、市民・事業者・従業員が求める将来（およそ10年後）の本市の環境像として、「空気のきれいなまち」、「自然と調和のとれたまち」、「水(川・海)のきれいなまち」、「臭いのないまち」、「企業と共に環境に取り組むまち」が上位を占めています。

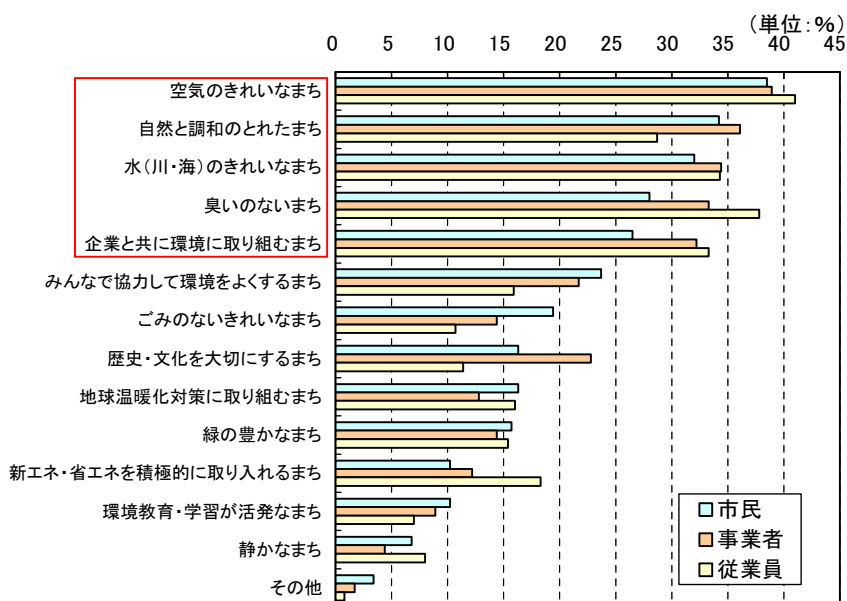
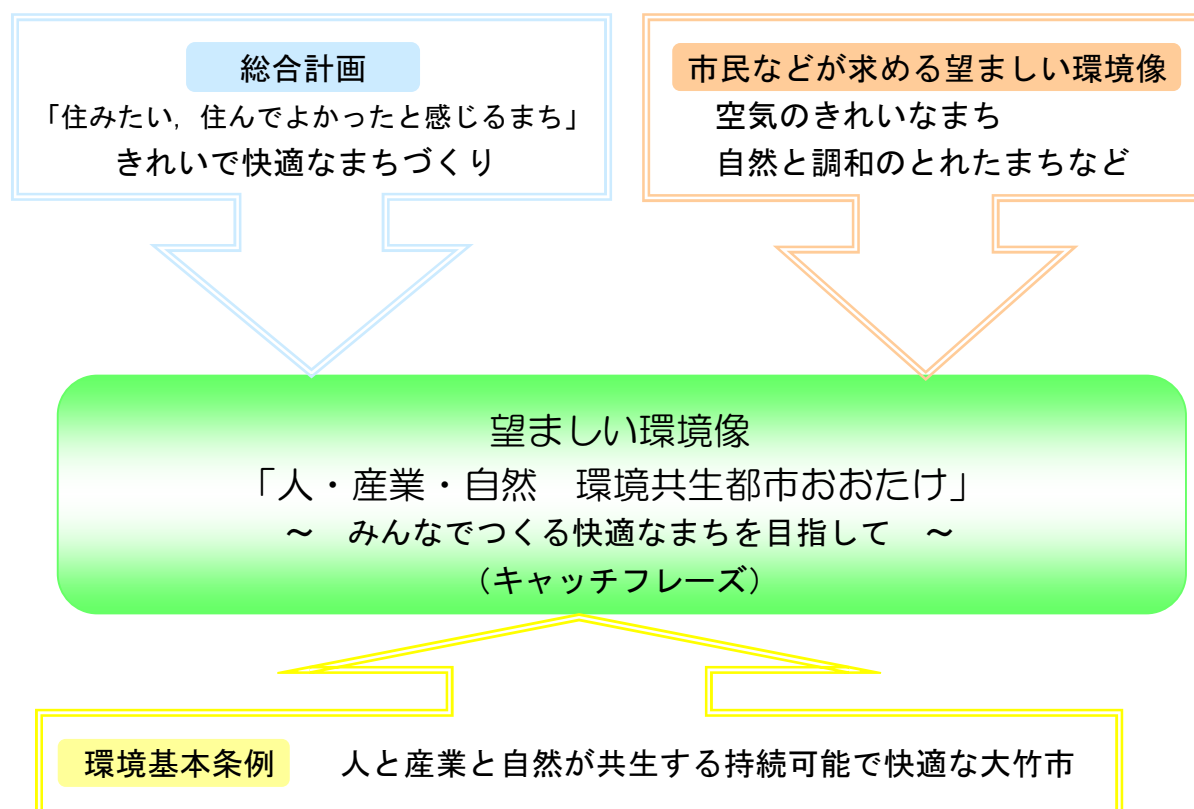


図3-1-1 市民・事業者・従業員が求める将来（およそ10年後）の本市の環境像

3 望ましい環境像

望ましい環境像とは、市民、事業者、市に共通する長期的目標として将来の大竹市のあるべき環境の姿（キャッチフレーズ）を示すものであり、総合計画、環境基本条例、市民などが求める望ましい環境像の意見などを踏まえ、次のように設定します。



【キャッチフレーズの言葉に込められた意味】

人・産業・自然 環境共生都市おおたけ

臨海工業都市「大竹市」であるからこそ、産業の発展と自然環境の保全の調和を大切にしたい環境共生都市（持続可能な社会）の実現を目指します。

また、そこに生きる人（市民・事業者・市）は、共に協力し合いながら将来の世代に良好な環境を継承していかなければならないことの強い意志が込められています。

【キャッチフレーズのサブタイトルの言葉に込められた意味】

みんなでつくる

「みんなでつくる」には、市民、事業者及び市が、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境保全に取り組む意味が込められています。

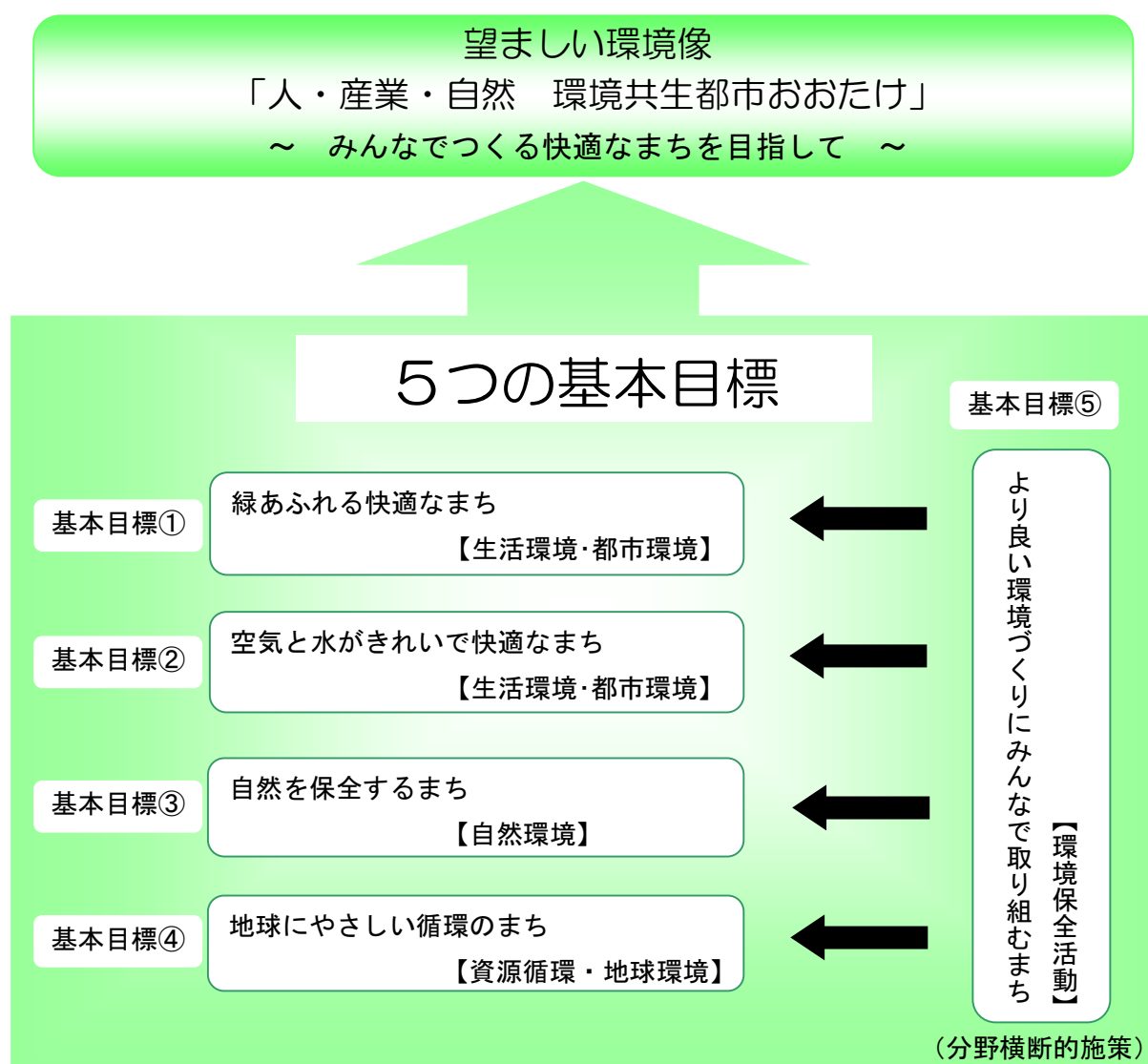
快適なまち

「快適なまち」には、身近な環境から地球環境に至るまで住みたい、住んでよかったと思ってもらえるまちという意味が込められています。

第2節 基本目標

望ましい環境像「人・産業・自然 環境共生都市おおたけ～みんなでつくる快適なまちを目指して～」を実現するために、環境基本条例の基本方針「生活環境」「自然環境」「都市環境」「資源循環」「地球環境」「環境保全活動」を踏まえ、5つの基本目標を設定します。なお、「環境保全活動」は4つの基本目標を支える分野横断的基本目標となります。

また、「望ましい環境像」を評価するために、総合目標として本市の環境に対する満足度を設定します。



● 本市の環境に対する満足度（市民アンケート）

現況値 28%（平成 21(2009)年度）

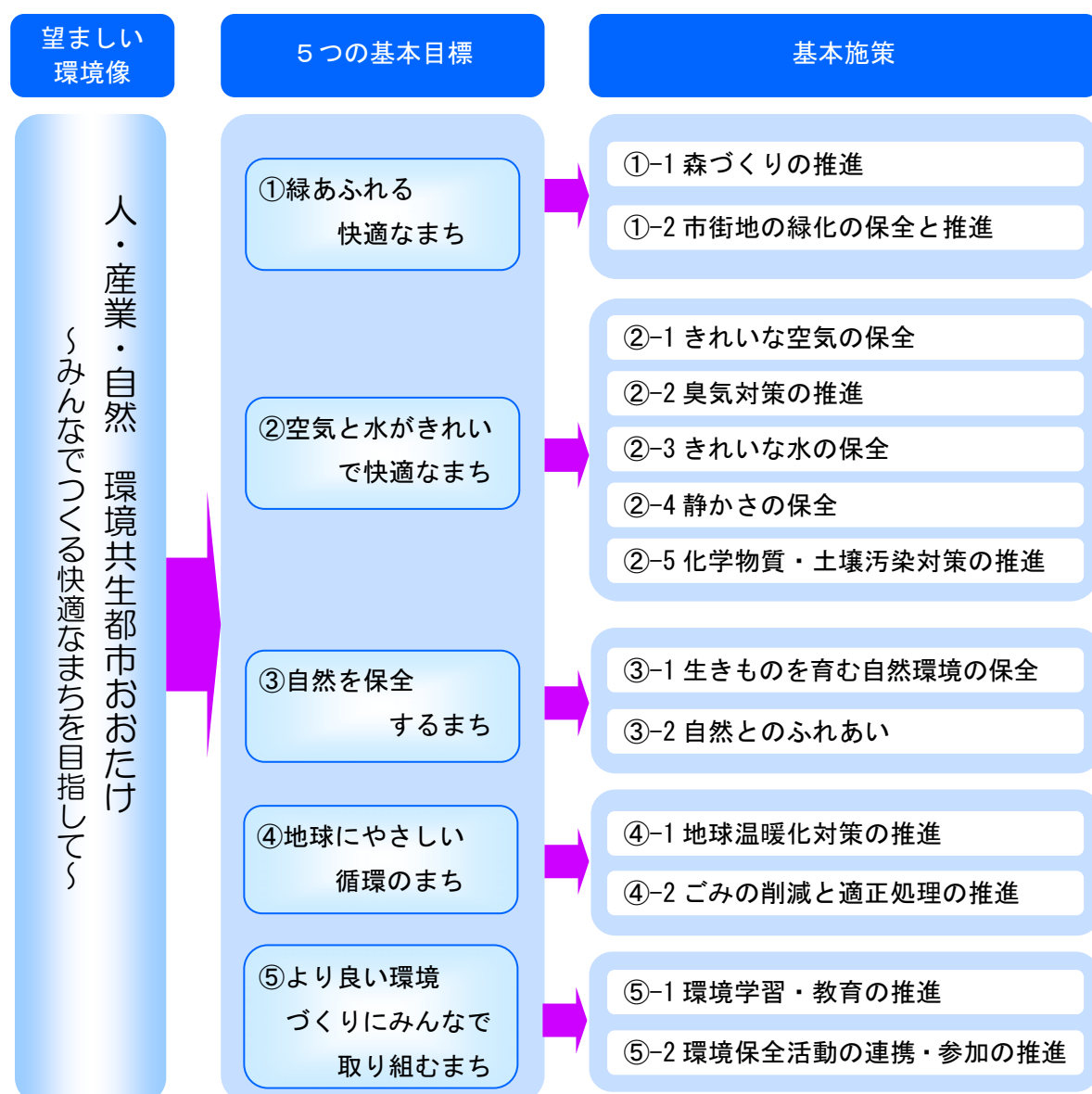
⇒ 40%（平成 27(2015)年度）, 50%（平成 32(2020)年度）

第4章 基本目標達成のための取組

第1節 施策の体系

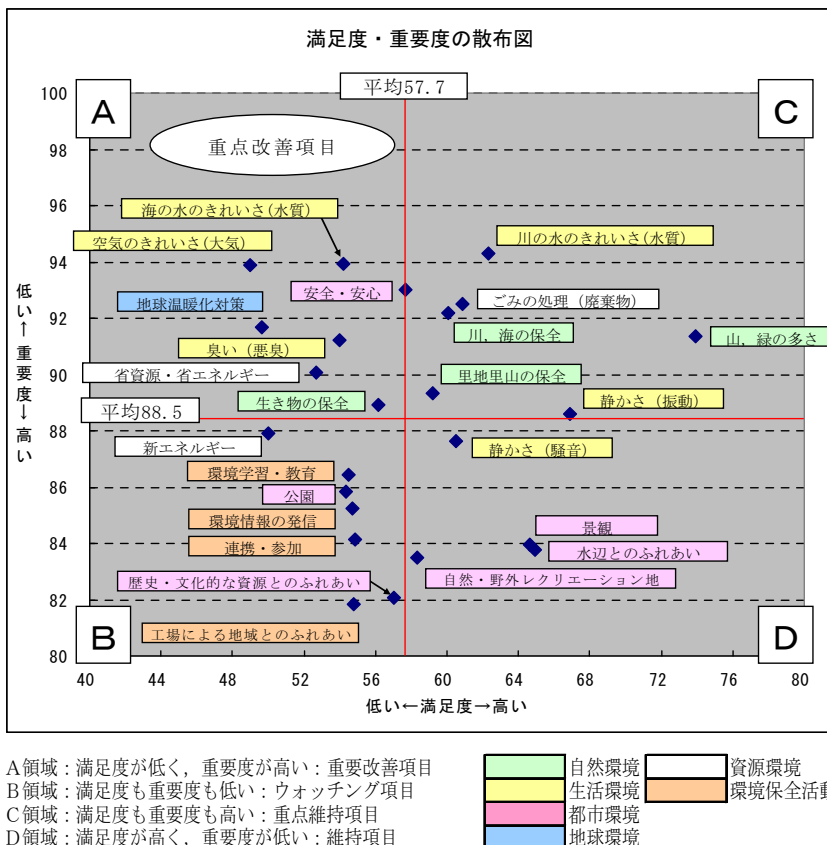
望ましい環境像を実現するために設定した5つの基本目標を達成するため、次図のとおり基本施策を体系的に示します。基本目標の達成については、市の推進的な取組とともに、市民及び事業者それぞれの役割分担の下での取組が重要となります。

なお、基本施策については、図4-1-1のとおり市民及び市内事業所従業員（市外在住者）を対象としたアンケート調査結果から重要度が高く、満足度が低い項目を「重点改善項目」として抽出した結果や環境審議会、環境座談会及びヒアリング調査での意見、総合計画策定における市民意見などを参考に設定します。



〔市民が求める重点改善項目〕

- ① 「空気のきれいさ」
「臭い（悪臭）」
- ② 「海の水のきれいさ」
- ③ 「地球温暖化対策」
「省資源・省エネルギー」
- ④ 「生き物の保全」



〔事業所従業員（市外在住者）が求める重点改善項目〕

- ① 「空気のきれいさ」
「臭い（悪臭）」
- ② 「海の水のきれいさ」
- ③ 「地球温暖化対策」
「新エネルギー」
「省資源・省エネルギー」
- ④ 「静かさ（騒音）」

注）満足度（重要度）のスコアは、「大変満足」から「不満」、「大変重要である」から「全く重要でない」までの4段階の回答を100点～25点の点数に変え、各項目の平均点をそれぞれ「満足度」・「重要度」とし算出しました。

大変満足(大変重要) 100点
やや満足(やや重要) 75点
やや不満(あまり重要でない) 50点
不満(全く重要でない) 25点

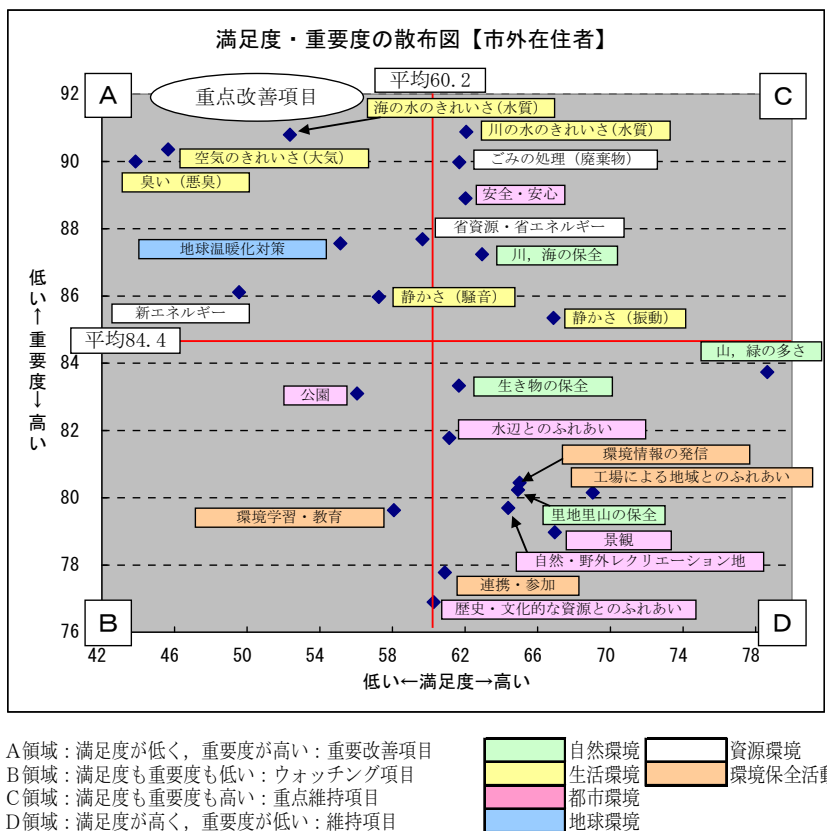


図 4-1-1 市民と市外在住者が求める重点的に改善すべき項目

〔資料：大竹市環境基本条例・環境基本計画策定のためのアンケート結果〕

第2節 取組の展開

1 基本目標①：緑あふれる快適なまち

(1) 基本施策①-1：森づくりの推進



ア 課題

- 森林など自然とふれあえる空間の減少に対する対策
- 里地・里山の荒廃（松枯れ、植林後の手入れ不足、後継者不足）に対する対策
- 価格低迷による営林意欲の低下
- 森林整備事業への国等による財政支援が縮小

植林後の放置や松枯れなどにより森林資源の荒廃が進み、森林の保育管理が求められています。

イ 取組の方針

- ① 森林資源の維持推進や林業生産基盤の整備などの推進による林業振興（森林の保育管理の推進）
- ② 森林のもつ保健休養・水源かん養*機能を活用して都市と農山村との交流を促進し、森林空間の多目的活用（市民参加による森づくりの推進）

ウ 取組の内容

① 森林の保育管理の推進と市民参加による森づくりの推進

市民の取組

- ◇森林のもつ公益的機能への理解
- ◇各団体が実施する森林体験事業への参加
- ◇森林ボランティアへの参加

事業者の取組

- ◇関係機関との連携による森林の保育管理への協力
- ◇森林ボランティアへの協力
- ◇森林体験事業への協力

市の取組

- ◇周辺自治体、森林組合など関係機関との連携による森林の保育管理（人工林の間伐や里山林の整備）
- ◇県産間伐材木製品普及促進
- ◇憩いの森のすぐれた自然環境地の保護
- ◇市民の憩いの場としての提供
- ◇森林・林業体験活動に関する取組の支援
- ◇植樹活動や環境緑化に取り組むボランティアの育成
- ◇緑の羽募金の推進
- ◇森づくりや森林の持つ公益的機能の啓発



エ 目標

- 間伐実施面積（当該年度に実施した間伐の面積）：現況値 6.7ha（平成 21(2009)年度）
⇒6.7ha（平成 27(2015)年度），6.7ha（平成 32(2020)年度）

(2) 基本施策①-2：市街地の緑化の保全と推進

ア 課 題

- 市街地の公園，緑地，街路樹の維持・管理への対策
- 景観のイメージ向上を図るための街路樹や花壇などの緑化の保全と推進
- 市民・事業者・市が連携して環境美化，緑地の保全，緑化の推進を図る仕組みづくり

アンケート調査では，景観・文化財への問題点として，市街地に木や花が少ないこと，見晴らしが悪いなどの意見がありました。

また，公園については，トイレなどの衛生面での問題や緑が少ないなどに対する不満の意見が多く，景観，防災の観点でも，緑の保全，創出が必要です。

イ 取組の方針

- ① 市民ニーズに沿って，多様で安心・安全な公園を計画的に整備する。
- ② 市民・事業者・市が一体となって緑地の保全と緑化を促進する。

ウ 取組の内容

① 緑化の推進への取組

市民の取組

- ◇公園，緑地の保全と緑化の推進協力
- ◇自治会などによる公園環境美化活動への協力
- ◇空き地の積極的な緑化

事業者の取組

- ◇公園，緑地の保全と緑化の推進協力
- ◇公園環境美化活動への取組
- ◇空き地の積極的な緑化
- ◇開発事業にあたって景観への配慮指導

市の取組

- ◇魅力的な公園の整備
- ◇街路樹や公園内緑地の適切な維持・管理
- ◇公園環境美化の推進
- ◇開発事業にあたって景観への配慮指導



エ 目 標

● 住民1人あたりの都市公園面積：

現況値 10m²(平成 21(2009)年度) ⇒

10m²(平成 27(2015)年度)，11m²(平成 32(2020)年度)

● 公園環境美化推進事業への協力自治会の割合：

現況値 100%(平成 21(2009)年度) ⇒

100%(平成 27(2015)年度)，100%(平成 32(2020)年度)

2 基本目標②：空気と水がきれいで快適なまち

(1) 基本施策②-1：きれいな空気の保全



ア 課 題

- 光化学オキシダントの発生原因となっている窒素酸化物 NOx などの低減
- 光化学オキシダント発生時の市民への緊急連絡体制等の一層の充実
- 廃棄物等の野外焼却（野焼き）への対策
- 不満の多い大気汚染について、環境負荷をより低減させる環境保全対策の推進

工場や自動車などを発生源とする大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダントなど5物質については環境基準が定められています。本市においては、光化学オキシダントが環境基準を達成されていません。

大気汚染苦情のほとんどは、廃棄物などの野外焼却（野焼き）の苦情で占められています。アンケート調査では、市民が最も不満をもっているのが、空気のきれいさ（大気）の項目です。

イ 取組の方針

- ① 自動車から排出されるガスによる大気汚染の防止
- ② 工場・事業場などによる大気汚染の防止

ウ 取組の内容

① 自動車から排出されるガスによる大気汚染の防止

市民の取組

- ◇低公害車の購入
- ◇エコドライブ（省エネ運転）の推進
- ◇公共交通機関・自転車等の利用

事業者の取組

- ◇低公害車の導入
- ◇エコドライブ（省エネ運転）の推進
- ◇公共交通機関・自転車等の利用推進
- ◇過積載運搬の禁止
- ◇効率的な流通、輸送体制の確立（モーダルシフトの促進など）
- ◇時差通勤の積極的導入

市の取組

- ◇国、県、警察等の関係機関と協力し交通流対策、道路構造対策などの推進
- ◇低公害車の導入
- ◇エコドライブ（省エネ運転）の推進
- ◇公共交通機関・自転車等の利用推進
- ◇光化学オキシダント発生時における市民への緊急連絡体制の強化

② 工場・事業場などによる大気汚染の防止

市民の取組

- ◇大気汚染等の異常確認時の通報・協力
- ◇廃棄物等の野外焼却（野焼き）の禁止

事業者の取組

- ◇定期的な大気の測定
- ◇法令等の規制の遵守
- ◇施設改善や維持管理などによる環境負荷の低減

市の取組

- ◇定期的な大気測定及び監視
- ◇発生源施設、廃棄物等の野外焼却（野焼き）等に対する指導・強化
- ◇光化学オキシダント発生時における市民への緊急連絡体制の強化

エ 目 標

- 光化学オキシダントの発生数（昼間1時間値が環境基準値 0.06ppm を超える日数）：
現状 123 日（平成 21（2009）年度）より改善

コラム： エコドライブ※10 のスズメ

1. **ふんわりアクセル**「やさしい発進を心がけましょう。」
2. **加減速の少ない運転**「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた定速走行に努めましょう。」
3. **早めのアクセルオフ**「エンジンプレーキは積極的に使いましょう。」
4. **エアコンの使用を控えめに**「車内を冷やしすぎないようにしましょう。」
5. **アイドリングストップ※**「無用なアイドリングをやめましょう。」
6. **暖機運転は適切に**「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。」
7. **道路交通情報の活用**「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等をチェックしましょう。」
8. **タイヤの空気圧をこまめにチェック**「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備をしましょう。」
9. **不要な荷物は積まずに走行**「不要な荷物は積まないようにしましょう。」
10. **駐車場所に注意**「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」



〔資料：チャレンジ25キャンペーン事務局ホームページ〕

(2) 基本施策②-2：臭気対策の推進

ア 課 題

● 基準値を超過した施設における臭気対策の推進

悪臭の公害苦情件数は、減少傾向にありますが、悪臭防止法の規制基準を超過した施設や大竹市悪臭公害防止対策指導要綱の基準値を超過した施設への臭気対策の徹底が必要です。

イ 取組の方針

① 臭気対策の徹底と強化

ウ 取組の内容

① 臭気対策の徹底と強化

市民の取組

- ◇通報
- ◇臭気対策事業への協力
- ◇廃棄物等の野外焼却（野焼き）等の悪臭を伴う行為の自粛

事業者の取組

- ◇定期的な臭気測定
- ◇法令等の規制の遵守
- ◇施設改善や適切な維持管理などによる悪臭防止対策の徹底

市の取組

- ◇悪臭防止法及び悪臭公害防止対策指導要綱に基づく立入調査の実施
- ◇規制基準等を超過した事業所に対する改善指導
- ◇臭気強度の高い地点の把握
- ◇事業所への臭気対策の要望活動
- ◇他自治体の臭気対策の取組の研究
- ◇臭気測定結果の公表
- ◇臭気指数規制（人の嗅覚により悪臭の程度を判定）の導入の検討

エ 目 標

● 規制基準値等の超過検体数：

現状 5 検体（法），9 検体（要綱）（平成 21（2009）年度）より改善

● 悪臭苦情件数：

現状 1 件（平成 21（2009）年度）より改善

(3) 基本施策②-3：きれいな水の保全

ア 課 題

- 環境基準を達成できていない湖沼や海域では、周辺自治体、事業者や関係機関との協力の下、引き続き汚濁負荷を削減

河川の水質は、環境基準を満足する良好な状況にありますが、海域と湖沼の水質は環境基準を達成できていない項目があります。

イ 取組の方針

- ① 生活排水※対策による継続的な環境負荷の低減
- ② 工場・事業場排水対策による継続的な環境負荷の低減

ウ 取組の内容

① 生活排水対策による環境負荷の低減

市民の取組

- ◇公共下水道への接続
- ◇公共用水域への生活排水の汚濁低減
- ◇合併処理浄化槽※の設置(単独処理浄化槽からの転換)

事業者の取組

- ◇排水の適正処理
- ◇水質保全の啓発活動への協力

市の取組

- ◇公共下水道の整備・普及
- ◇公共用水域の監視・水質状況の把握
- ◇水質保全の啓発活動
- ◇周辺自治体等との連携による対策
- ◇合流式下水道改善による公共水域の水質保全

② 工場・事業場排水対策による環境負荷の低減

市民の取組

- ◇公共用水域の水質異常時の通報・協力

事業者の取組

- ◇排水の適正処理
- ◇定期的な水質測定
- ◇処理施設、浄化槽の適正な維持管理
- ◇法令等の規制の遵守

市の取組

- ◇定期的な水質の測定、監視
- ◇公害発生源の指導強化
- ◇浄化槽の適正な維持管理指導

エ 目 標

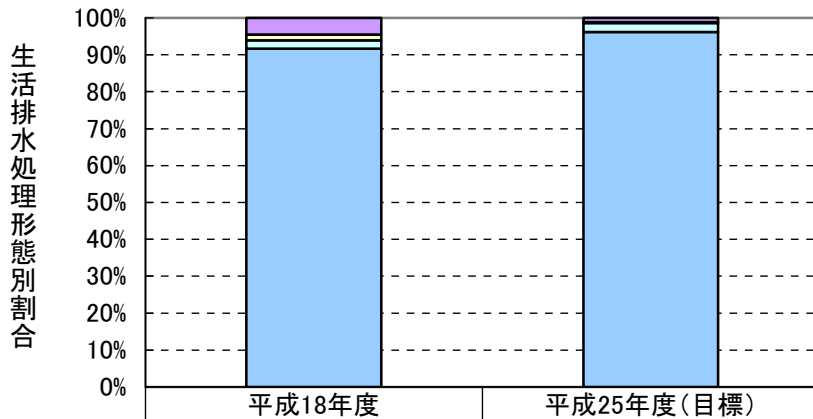
- 環境基準達成率(河川)：現状 BOD 100%(平成 20(2008)年度)を維持
- 環境基準達成率(海域)：現状 COD 0%, T-N 100%, T-P 100%(平成 20(2008)年度)より改善
- 環境基準達成率(湖沼)：現状 COD 0%, T-N 0%, T-P 0%(平成 20(2008)年度)より改善
- 水質苦情件数：現状 3 件(平成 21(2009)年度)より改善
- 下水道普及率(面整備率)：現況値 89.9%(平成 21(2009)年度)⇒
93.4%(平成 27(2015)年度), 96.6%(平成 32(2020)年度)

コラム：生活排水に関する現状と目標

本市の公共下水道普及率は90%以上と非常に高く、環境に配慮した整備が進められています。

しかしながら、未処理人口が4%程度残っていますので、これからも家庭からの生活排水の汚れを少なくするように、努める必要があります。

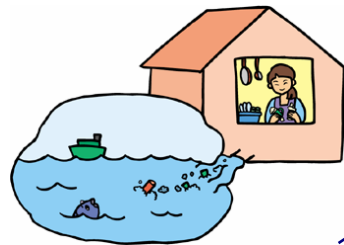
■ 公共下水道
■ 農業集落排水処理施設等
■ 合併処理浄化槽等
■ 未処理人口



平成 18 (2006) 年度の生活処理排水の割合と平成 25 (2013) 年度(目標)との比較

【生活排水の汚れを少なくするには！】

- ◆ 廃食油は紙で拭き取るか固めるなどし、流しに流さないようにしましょう。
- ◆ 水切り袋を使うなどし、台所から出る排水の汚れを少なくしましょう。
- ◆ 洗濯などのときには、石けん・洗剤の使いすぎに気をつけましょう。



(4) 基本施策②-4：静かさの保全

ア 課 題

- 騒音については、環境基準の未達成地点があり、騒音低減の対策の推進
- 騒音・振動については、発生源に応じた対策の推進

環境基準の未達成地点が、環境騒音で 38 地点中 1 地点（立戸）、道路交通騒音（道路端）で 6 地点中 1 地点（小方）あります。騒音・振動に対する問題として道路騒音，航空機騒音，近隣騒音※，道路振動，鉄道振動など多様であり，発生源に応じた対策が求められます。

イ 取組の方針

- ① 道路交通騒音・振動の低減
- ② 事業活動などによる騒音・振動の低減

ウ 取組の内容

① 道路交通騒音・振動の低減

市民の取組	事業者の取組
◇エコドライブ（省エネ運転）の推進 ◇公共交通機関・自転車等の利用	◇エコドライブ（省エネ運転）の推進 ◇マイカー通勤の自粛 ◇公共交通機関・自転車等の利用促進
市の取組	
◇騒音・振動の測定，監視 ◇騒音・振動の国，県等の関係機関との協力による交通量の低減や交通の円滑化 ◇国道 2 号の慢性的渋滞の緩和のため，岩国大竹道路の早期整備を関係機関に要望	

② 事業活動等などによる騒音・振動の低減

市民の取組	事業者の取組
◇騒音・振動による近隣迷惑の防止 ◇騒音・振動の未然防止への協力	◇騒音・振動の自主監視 ◇騒音・振動の低減への取組 ◇法令の遵守
市の取組	
◇騒音・振動の測定，監視 ◇騒音・振動発生源の立入調査などによる指導強化	

エ 目 標

- 環境基準達成率（道路交通騒音）：
現状 83%（平成 20（2008）年度＋平成 21（2009）年度）より改善
- 騒音・振動の苦情件数：
現状 3 件（平成 21（2009）年度）より改善

(5) 基本施策②-5：化学物質・土壌汚染対策の推進

ア 課 題

- 工場・事業所からの環境への化学物質排出量の抑制
- 土壌汚染の未然防止とともに、土壌汚染確認時の適切な対応

本市には、現在、土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。

また、化学物質では、大気、水質、水底の底質のダイオキシン類について、すべての測定地点において環境基準に適合しています。

イ 取組の方針

① 化学物質などによる汚染の防止

ウ 取組の内容

① 化学物質などによる汚染の防止

市民の取組

- ◇殺虫剤等の化学物質の適正使用
- ◇廃棄物等の野外焼却（野焼き）等の自粛
- ◇農薬、化学肥料の使用量削減

事業者の取組

- ◇化学物質の適切な管理
- ◇法令等の遵守と化学物質の排出抑制
- ◇汚染された土壌等について適切な処理
- ◇減農薬農業の推進

市の取組

- ◇広島県が実施する化学物質・土壌汚染対策への協力
- ◇環境保全型農業の普及、促進
- ◇廃棄物焼却炉等の設置者に対するダイオキシン類の排出基準適合の指導強化
- ◇P R T R制度の適切な運用の周知

エ 目 標

- すべての測定地点（大気、水質及び水底の底質各1地点）でダイオキシン類の環境基準に適合（現状維持）
- P R T R対象物質の環境への排出量が現状（平成20（2008）年度：排出量347トン/年）よりも減少

3 基本目標③：自然を保全するまち

(1) 基本施策③-1：生きものを育む自然環境の保全

ア 課 題

- ハッチョウトンボ，サギソウなどの希少生物の保護
- 里地・里山の減少や河岸・海岸の人工化などによる生物への影響対策
- 外来種の繁殖による生態系への影響対策
- 里地・里山の荒廃に対する対策
- 砂浜や水面へのごみの散乱への対策

松枯れや荒廃林などによる山の質の低下や耕作放棄地は，里地・里山に住む生物にも影響を及ぼします。川，海については，河岸・海岸の人工化が進み，砂浜や水面へのごみの散乱もみられます。また，115種の絶滅危惧種が確認されていますが，ホタルなどの身近な生きものの減少と生きものの生息場所の減少が指摘され，アルゼンチンアリなどの外来種による生態系への影響も問題視されています。

イ 取組の方針

- ① 里地・里山などの保全
- ② 水辺の保全
- ③ 多様な生きものの保全

ウ 取組の内容

① 里地・里山などの保全

市民の取組

- ◇森林ボランティアへの参加による里地・里山の保全への取組
- ◇耕作放棄地の解消への協力
- ◇農業の担い手育成・確保への協力
- ◇農村の生活や文化を体験できるイベントへの参加

事業者の取組

- ◇森林ボランティアによる里地・里山の保全への協力
- ◇事業活動にあたっての環境配慮
- ◇耕作放棄地の解消への取組
- ◇認定農業者や集落法人化への取組
- ◇農業，林業の担い手の育成

市の取組

- ◇人工林の間伐や里山林の整備
- ◇森林ボランティアの活動への協力による里地・里山の保全促進
- ◇事業等の計画や実施にあたって森林への環境負荷低減の指導
- ◇農業の担い手の育成・確保
- ◇地産地消の推進
- ◇関係機関との連携
- ◇耕作放棄地の解消（耕作放棄地の活用）
- ◇農村の生活や文化を体験できる場を提供



② 水辺の保全

市民の取組

- ◇川・海の美化活動ボランティアへの参加
- ◇水辺環境整備への協力

事業者の取組

- ◇川・海の美化活動への協力
- ◇水辺環境整備への協力

市の取組

- ◇自然環境を生かした計画的な整備
- ◇川・海の美化活動の推進
- ◇関係機関との連携による水辺環境の整備と保全

③ 多様な生きものの保全

市民の取組

- ◇希少生物等の保護・育成活動のボランティアへの参加
- ◇藻場・干潟等の多様な環境の保全・再生のボランティアへの参加
- ◇外来種防除のボランティアへの参加

事業者の取組

- ◇希少生物等の保護・育成活動への協力
- ◇藻場・干潟等の多様な環境の保全・再生への協力
- ◇外来種防除への協力

市の取組

- ◇ホテルや希少生物等の保護・育成する団体等への支援
- ◇藻場・干潟等の多様な環境の保全や再生する団体等への支援
- ◇自治会等が行うアルゼンチンアリ等の外来種防除活動への支援

エ 目 標

● 間伐実施面積：

現況値 6.7ha（平成 21(2009)年度）⇒

6.7ha（平成 27(2015)年度），6.7ha（平成 32(2020)年度）

● 耕作放棄地面積：

現況値 5.3ha（平成 21(2009)年度）⇒

5.3ha（平成 27(2015)年度），5.3ha（平成 32(2020)年度）

● 水辺の保全活動(河川清掃, 海浜清掃など)：

現状 3 件（平成 21(2009)年度）

[クリーン小瀬川:国土交通省, 海浜清掃:くば漁協・阿多田島漁協] ⇒

3 件以上（平成 27(2015)年度），3 件以上（平成 32(2020)年度）



(2) 基本施策③-2：自然とのふれあい

ア 課 題

- 自然に親しみ憩える観光ルートの整備
- 青少年の自然にふれあう機会が減少

本市は、美しい景観の三倉岳県立自然公園、県天然記念物の蛇喰磐、県名勝の弥栄峡、海釣りを楽しめる阿多田島など、自然とふれあえる多種多様な自然の観光資源がありますが、その資源を生かしきれていません。

また、青少年が自然にふれあう機会が減少していることから、小中学校の授業に自然体験学習授業を取り入れたり、青少年を対象とした自然体験事業を実施したりする必要があります。

イ 取組の方針

- ① 自然観光資源の有効活用
- ② 自然体験学習機会の提供

ウ 取組の内容

① 自然観光資源の有効活用

市民の取組

- ◇ごみの持ち帰り
- ◇ボランティア活動への参加

事業者の取組

- ◇観光資源の周知への協力

市の取組

- ◇広域的な周知活動
- ◇情報の発信（観光パンフレットの作成等）
- ◇地域との連携

② 自然体験学習機会の提供

市民の取組

- ◇イベント等への参加

事業者の取組

- ◇講師の派遣に協力

市の取組

- ◇自然体験学習会の開催
- ◇自然体験授業の実施

エ 目 標

● 自然体験学習会の開催：

現状 1 回／年（小瀬川干潟観察会：平成 22(2010)年度）⇒

1 回以上／年（平成 27(2015)年度）、1 回以上／年（平成 32(2020)年度）

4 基本目標④：地球にやさしい循環のまち

(1) 基本施策④-1：地球温暖化対策の推進

ア 課 題

● 市民，小規模事業者等を巻き込んだ全市あがりの二酸化炭素などの排出削減

県内の二酸化炭素排出量は，産業部門，運輸（自動車）部門，民生（家庭）部門など増加傾向にあります。大手企業などの特定排出者の施設や市の管理する施設については，地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき，温室効果ガスの排出量の把握と排出削減に取り組んでいます。

また，家庭などについては，排出削減への取組が充分とは言えません。温暖化対策については，限定的な実施にとどまっていることから，全市的な取組に進展させることが求められます。

イ 取組の方針

① 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

ウ 取組の内容

①二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

市民の取組

- ◇太陽光発電システム・省エネ設備導入の協力
- ◇省エネ製品の購入，買い換え
- ◇低公害車・低燃費車の購入，買い換え
- ◇省エネ行動の取組
- ◇エコドライブの実践
- ◇自転車・公共通機関の利用
- ◇バイオマス等の利用協力
- ◇廃食油の回収協力
- ◇屋上緑化，壁面緑化などの取組
- ◇環境家計簿の取組

事業者の取組

- ◇太陽光発電システム・省エネ設備導入の協力
- ◇省エネ製品の購入，買い換え
- ◇低公害車・低燃費車の購入，買い換え
- ◇省エネ活動の実践
- ◇エコドライブの実践
- ◇自転車・公共通機関の利用
- ◇モーダルシフトの推進（輸送）
- ◇バイオマス等の利用協力
- ◇屋上緑化，壁面緑化などの取組
- ◇環境マネジメント※システム導入

市の取組

- ◇「大竹市地球温暖化対策実行計画」の推進による市の管理施設での二酸化炭素量の排出削減
- ◇環境家計簿の普及
- ◇環境マネジメントシステムの普及促進
- ◇市民・企業などによる自主的な活動の支援と率先的な取組の促進
- ◇広報，ホームページなど様々な手段により省資源・省エネルギーやリサイクルなどに関する情報の提供と共有化
- ◇公共施設への太陽光発電システム・省エネ設備の導入
- ◇屋上緑化，壁面緑化など都市緑化の推進や奨励

エ 目 標

● 地球温暖化対策の目標値の設定：

現状 公共施設の二酸化炭素排出量削減の目標値の設定

⇒公共施設の二酸化炭素排出量削減の目標値の見直し「第三次大竹市地球温暖化対策実行計画の策定」

⇒全市での二酸化炭素排出量削減の目標値の設定

コラム： 地球温暖化の原因

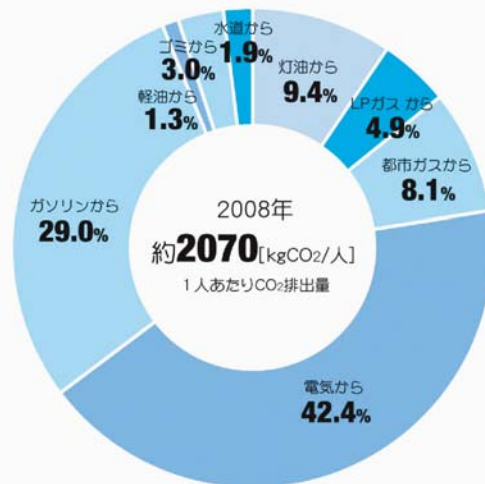
地球温暖化の原因となっているガスには様々なものがあります。なかでも二酸化炭素はもっとも温暖化への影響度が大きいと言われています。

産業革命以降、化石燃料の使用が増え、その結果、大気中の二酸化炭素の濃度も増加しています。

地球の温暖化は、太陽から地球に降り注ぐ光が、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めることから起こっています。

家庭からの二酸化炭素の排出は、主に電気とガソリンを原因としています。

家庭からの二酸化炭素排出量
－ 1人あたり・燃料種別内訳－



〔資料：JCCCA(全国地球温暖化防止活動推進センター) ホームページ〕

(2) 基本施策④-2：ごみの削減と適正処理の推進

ア 課 題

- 1人1日あたりのごみ排出量の削減対策
- ごみの不法投棄（ポイ捨てを含む）対策

可燃ごみは、固形燃料（RDF）施設（夢エネルギーセンター）で資源化していますが、1人1日あたりのごみ排出量は県平均並みです。また、アンケート調査によると、ごみの不法投棄（ポイ捨て含む）への不満があります。

イ 取組の方針

- ① ごみ排出量の抑制
- ② ごみの適正処理と不法投棄の防止

ウ 取組の内容

① ごみ排出量の抑制

市民の取組

- ◇4R※の実践によるごみの減量化（生ごみ処理容器、マイバッグ、フリーマーケットなどの実践）
- ◇グリーン購入※の実践
- ◇分別収集への協力

事業者の取組

- ◇4Rの実践によるごみの減量化
- ◇分別収集への協力
- ◇過剰包装などの自粛
- ◇グリーン購入の実践
- ◇フリーマーケットなどへの協力

市の取組

- ◇ごみの減量化に向けての4Rの周知
- ◇生ごみ処理容器の購入支援
- ◇マイバッグ持参運動の推進
- ◇ごみの分別細分化の検討
- ◇持ち込みごみ有料化及び指定有料袋（処理料金上乘せ）の導入の検討
- ◇地域拠点回収の充実

② ごみの適正処理と不法投棄の防止

市民の取組

- ◇適正なごみ処理の推進
- ◇ごみのポイ捨ての禁止
- ◇不法な処理や投棄の監視、通報

事業者の取組

- ◇法令遵守による適正なごみ処理
- ◇ごみのポイ捨ての禁止
- ◇不法な処理や投棄の監視、通報

市の取組

- ◇適正なごみ処理に向けて市民の意識啓発
- ◇不法な処理や投棄の監視
- ◇ポイ捨て及び資源ごみ抜き取り防止条例制定の検討

エ 目 標

- 1人1日あたりのごみ排出量：902g以下（平成29（2017）年度）
【家庭系ごみの1人1日排出量：現況値719g（平成20（2008）年度）⇒710g（平成27（2015）年度）、700g（平成32（2020）年度）】
- ごみのリサイクル率：現況値65%（平成20（2008）年度）⇒67%（平成27（2015）年度）、68%以上（平成32（2020）年度）

5 基本目標⑤：より良い環境づくりにみんなで取り組むまち

(1) 基本施策⑤-1：環境学習・教育の推進

ア 課 題

- 環境学習・教育への市民参加の拡大対策
- 環境学習・教育の低い満足度への対策

環境学習・教育は、市民の環境問題への関心や理解を深め、環境負荷低減のための率優先的実践につなげていくことが重要です。環境学習・教育については、開催状況などの情報不足や市民が参加できる機会が少ないこと、興味のあるテーマが少ないことなどの不満があります。

イ 取組の方針

① 環境情報の提供と市民の関心度の向上

ウ 取組の内容

① 環境情報の提供と市民の関心度の向上

市民の取組

- ◇環境学習・教育事業への協力と参加
- ◇環境保全活動を担う人材の育成・協力

事業者の取組

- ◇講師の派遣等の環境学習・教育事業への協力と参加
- ◇環境保全活動を担う人材の育成への協力

市の取組

- ◇環境学習会や出前講座の開催
- ◇広報、ホームページなど様々な手段により環境情報の提供と情報の共有化を推進
- ◇子どもから大人までの幅広い年齢層を対象にした環境学習・教育の機会の創出とニーズへの対応
- ◇環境保全活動を担う人材の育成
- ◇小中学校における環境学習授業の推進

エ 目 標

● 環境学習会、出前講座の開催：

現状 1 回／年（小瀬川干潟観察会：平成 22(2010)年度）⇒

2 回以上／年（平成 27(2015)年度），2 回以上／年（平成 32(2020)年度）

● 環境学習・教育への参加者：

現状 37 人（小瀬川干潟観察会：平成 22(2010)年度）⇒

50 人以上／年（平成 27(2015)年度），50 人以上／年（平成 32(2020)年度）

(2) 基本施策⑤-2：環境保全活動の連携・参加の推進

ア 課 題

- 人材の確保
- 環境意識の向上
- 活動資金の不足
- 他団体等との連携

本市では、自治会、市民、漁協などによる地域での清掃活動、各団体や事業者による環境学習や学校での環境教育活動などが行われています。

各団体の環境保全活動の問題点としては、高齢化にともなう人材の確保などが挙げられています。

イ 取組の方針

① 環境保全活動の情報発信と各団体などへの活動支援

ウ 取組の内容

① 環境保全活動の情報発信と各団体などへの活動支援

市民の取組

- ◇環境保全活動への理解と協力
- ◇各団体などのネットワーク化の構築への協力

事業者の取組

- ◇環境保全活動への理解と協力
- ◇各団体などネットワーク化の構築への協力

市の取組

- ◇広報、ホームページなどにより各団体などの環境保全活動を情報発信
- ◇各団体などへの活動支援
- ◇各団体、学校、事業者、市によるネットワーク化の構築

エ 目 標

● 各団体による情報交換会などの開催：

現状 0 回／年（平成 21(2009)年度）⇒

1 回以上／年（平成 27(2015)年度），1 回以上／年（平成 32(2020)年度）

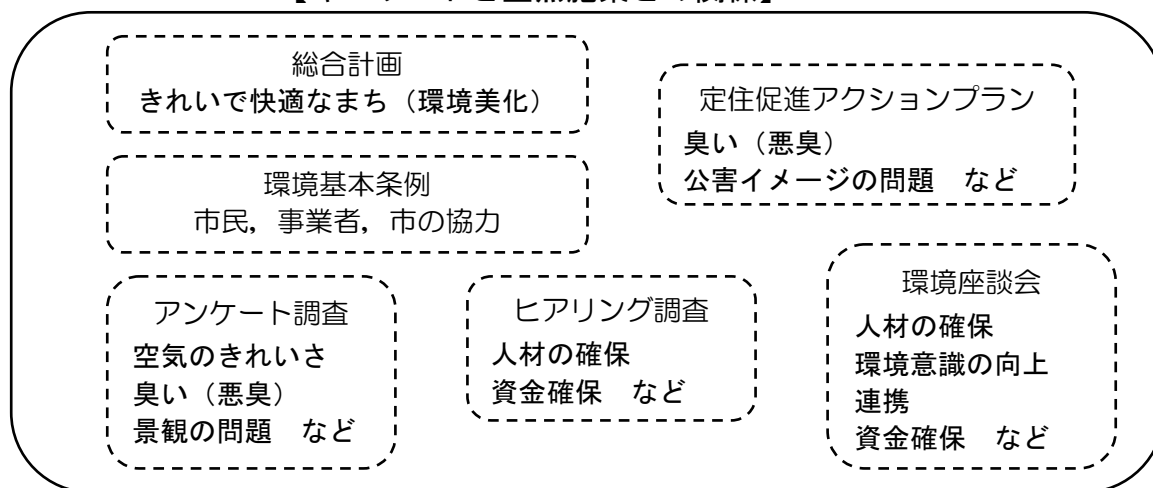
第3節 重点施策（重点プロジェクト）

本市の望ましい環境像の実現に向けて、市が早急に実施する必要がある施策、環境課題として重要な施策を重点施策として位置づけます。

本計画では、次の5つを重点施策とし、優先的かつ重点的に取り組みます。

また、重点施策は、10年間の取組とし、5年目に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

【キーワードと重点施策との関係】



●5つの重点施策（重点プロジェクト）

プロジェクトー1 臭気対策検討プロジェクト（臭い）

プロジェクトー2 不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト（環境美化）

プロジェクトー3 花いっぱい運動プロジェクト（環境美化）

プロジェクトー4 環境パートナーシッププロジェクト（連携）

プロジェクトー5 情報発信プロジェクト（情報発信）

プロジェクト１：臭気対策検討プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、市内で臭いを感じる場所や臭いの強さ・種類などの現況把握をはじめとして、他自治体での悪臭対策の実例調査、専門家による意見などを参考に、臭気をどのようにして改善していくことが最良であるのかを臭気指数規制の導入や要綱改正なども含め抜本的に検討します。

また、市民・事業所・市において、臭いについての話し合いの機会を積極的に持つことで、連携した臭気対策を推進します。

イ 取組の内容

①調査研究

- ◇環境監視パトロールによる市域内の悪臭状況の把握
- ◇悪臭マップの作成
- ◇他自治体の臭気対策の取組の調査研究
- ◇専門家からの意見を聴取

②臭気対策検討会の設置

③臭気指数規制（人の嗅覚により悪臭の程度を判定）の導入の検討

④市民・事業所・市の連携

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①調査・研究	■	■			
②臭気対策検討会の設置		■	■		
③臭気指数規制の導入の検討			■	■	■
④市民・事業所・市の連携	■	■	■	■	■

エ 目 標

- 平成 25 (2013) 年度までに臭気対策に対する方向性を確立します。

プロジェクト２：不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトでは、市内での不法投棄・ポイ捨ての撲滅を目指します。

不法投棄の実態を巡回パトロールなどにより適切に把握し、地域や学校を通じ、また、市広報やホームページで市民に広く周知することで、不法投棄されない環境づくりを整えます。

また、不法投棄・ポイ捨て対策については、自治会をはじめとして警察・県などの関係機関との連携は不可欠です。不法投棄対策連絡協議会を活用し、連携の強化を図ります。

イ 取組の内容

①実態の把握

◇巡回パトロールによる市域内の不法投棄・ポイ捨てなどの状況の把握

◇不法投棄・ポイ捨てマップの作成（重点警戒区域の設定）

②不法投棄巡回パトロールマニュアルの作成

③周知・啓発（地域・学校などでの周知，市広報やホームページでの周知）

④不法投棄の巡回パトロールや監視の強化（休日パトロール・関係機関合同パトロール・監視カメラの設置など）

⑤自治会・警察・庁内関係部局・県などとの連携（不法投棄対策連絡協議会）

⑥自治会などによる市民監視員の設置の検討

⑦ポイ捨て条例の検討

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①実態の把握					
②パトロールマニュアルの作成					
③周知・啓発					
④巡回パトロールや監視の強化					
⑤関係機関との連携					
⑥市民監視員の設置の検討					
⑦ポイ捨て条例の検討					

エ 目 標

- 平成 21 (2009) 年度に 177 箇所ある不法投棄箇所を平成 27 (2015) 年度までに 30%削減，平成 32 (2020) 年度までに 50%削減させます。

プロジェクト３：花いっぱい運動プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、自治会、シニアクラブ、各団体、事業者などが地域の環境美化のため自主的な活動として公園、学校、空き地、河川敷などの公共的空間に花を植えることで、景観の向上を図り、花いっぱいの潤いあるきれいで快適なまちづくりを推進します。

市内の公園については、現在も自治会などの協力により草刈や清掃などについて地域での環境美化活動が進められ、市は、物品の支給や備品の貸出などの支援を行っています。

また、その他にも自主的に道路沿道などに花壇などを整備している各団体や公衆衛生推進協議会が実施しているアドプト制度に取り組んでいる団体もあります。

しかしながら、多くの団体は、毎年の花の種代などの資金面の確保などで維持管理を持続することが困難な状況にあります。

本プロジェクトにおいて、持続可能な花壇づくりを支援する仕組みを検討します。

イ 取組の内容

①実態調査

- ◇実態の把握（市内の状況を把握）
- ◇公園・道路などの関係部局との調整
- ◇他自治体の事例の研究

②実施内容の検討

③実施

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①実態調査	■				
②実施内容の検討		■	■		
③実施				■	■

エ 目 標

- 市民・事業者などが自主的に維持管理する公共的空間の花壇等を増やします。

プロジェクト4:環境パートナーシッププロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、本市の環境保全活動を積極的に推進していくため、市民、事業者、市が連携して取り組む体制を構築します。

また、市内には、大竹市公衆衛生推進協議会、えこらいふ大竹、おおたけホテルを育てる会などの環境保全活動を行っている団体がありますが、各団体は個々で活動しており、団体間での連携や市との連携も少ない状況です。

市がそれぞれの団体などをつなぐ役割を担うことで、市と各団体、学校と各団体、事業者と学校などで連携した環境保全活動が展開できる仕組みを構築します。

イ 取組の内容

①各団体と市の連携の場の構築

◇環境ネットワーク会議の設置（環境座談会の発展）

②事業者と市の連携の場

◇環境連絡協議会の活用

③学校・公民館などへの情報の提供

④環境出前講座の講師登録制度の研究

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①各団体と市の連携の場の構築					
②事業者と市の連携の場（環境連絡協議会の活用）					
③学校・公民館などへの情報の提供					
④環境出前講座の講師登録制度の研究					

エ 目 標

- 平成 27 (2015) 年度までに市民・事業者・市の連携体制を確立します。

プロジェクト５：情報発信プロジェクト

ア プロジェクトの概要

本プロジェクトは、本市の環境について、あらゆる情報をよりわかりやすく市民に情報発信することで、環境保全に対する市民意識の高揚を図るものです。

環境の情報は、一般的に大気、水質、騒音・振動の測定結果をはじめとして専門用語が多く、大変わかりにくいものです。

そこで、よりわかりやすい情報の発信をテーマに、市が大気・水質測定などの結果や各団体や事業所などが行う環境保全活動の情報を市広報やホームページなどを活用し、積極的に市民に発信する情報ステーションの役割を担います。

この環境情報の発信により、本市が環境都市を目指し、取り組んでいることが市内外に認識されるとともに、現在の本市の大気汚染状況などが他自治体と比較しても、特に汚染されている状況ではないことも理解され、公害イメージを払しょくすることにつながります。

イ 取組の内容

- ①「大竹市の環境」の再編集
- ②各団体などの環境保全活動情報の発信
- ③事業所などの環境保全活動情報の発信
- ④環境出前講座情報などの発信
- ⑤計画の進捗状況の発信

ウ 具体的取組とスケジュール

取 組	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年～
①「大竹市の環境」の再編集					
②各団体などの活動情報の発信					
③事業所などの環境保全活動情報の発信					
④環境出前講座情報などの発信					
⑤計画の進捗状況の発信					

エ 目 標

- わかりやすい情報発信を積極的に行います。

第4節 地域別配慮指針

「地域別配慮指針」は、地域の環境特性に基づく取り組みへの配慮や内容を整理したものです。市民、事業者及び市は、地域の良好な環境づくりを図っていくための基本的な“道しるべ”としての役割を担っています。地域別の環境配慮指針については、自然環境・社会環境の特性などから、商工地・住宅地が集まる“沿岸地域”，農地・森林・水(海)辺により特徴づけられる“山間・島嶼地域”とに区分し、環境の取組配慮指針を次のように設定します。

1 沿岸地域

(1) 対象地域

沿岸地域は、主に都市計画区域に該当する地域で、商工地区と住宅地区とに大きく区分されます。

地域的には、栗谷地区、阿多田地区を除くほとんどの地区がこれに該当します。

当該地域は、本市の持続的経済発展に重要な地域ですが、この地区に住む市民は、本市に対して公害のまちなイメージをもつ割合が高く（図4-4-1）、産業と住環境との調和が求められます。

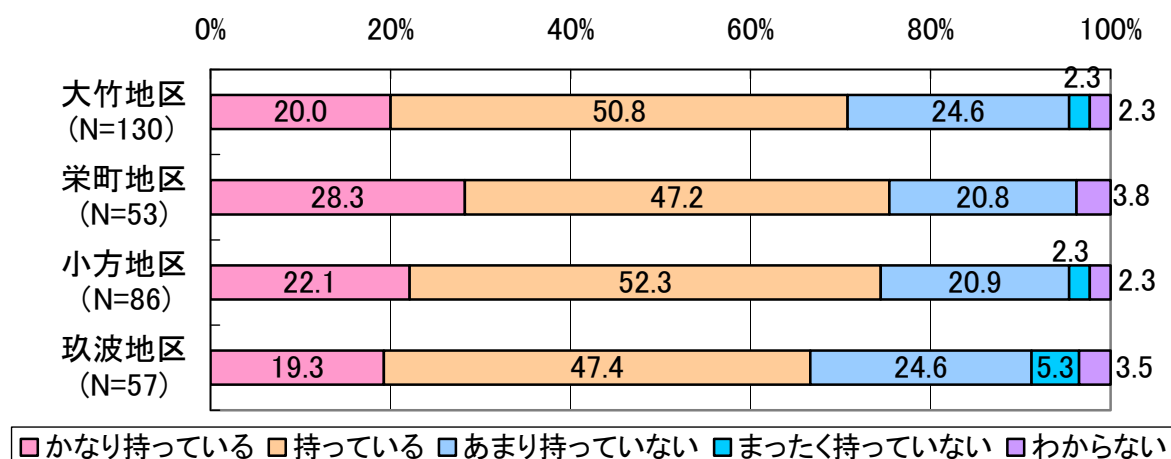
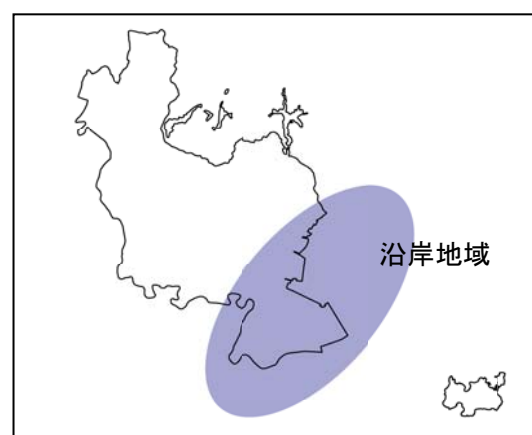


図 4-4-1 沿岸地域の公害イメージの状況（アンケート調査）

注 1) N：回答者数を示しています。

注 2) 大竹地区：木野，新町，油見，本町，白石，元町

栄町地区：西栄，南栄，東栄，北栄，御幸町

小方地区：小方，立戸，御園，御園台，黒川，三ツ石町，晴海，港町，防鹿，穂仁原，比作，安条，前飯谷，後飯谷

玖波地区：玖波，湯舟町，玖波町，松ヶ原町

(2) 取組の方向性

事業活動による環境負荷をできる限り抑え、産業と住環境とが調和する環境の形成を目指します。

(3) 取組配慮事項

ア 商工地区

- ◇ 騒音、振動、悪臭などへの対策を講じ、周辺環境との調和に配慮します。
- ◇ アイドリングストップや公共交通機関の利用により、きれいな空気の保全に努めます。
- ◇ 工場・事業場から出る排ガス、化学物質、廃棄物について適正な管理を行います。
- ◇ 工場・事業場からの廃棄物の4Rを推進し、ごみの量を減らします。
- ◇ 敷地内や敷地周辺の緑化に努めます。
- ◇ 太陽光発電設備や省エネ設備の積極的な導入に努めます。

イ 住宅地区

- ◇ 車の騒音や近隣に迷惑となる騒音の発生に気をつけます。
- ◇ アイドリングストップや公共交通機関の利用により、きれいな空気の保全に努めます。
- ◇ 4Rの推進により、ごみの量を減らします。
- ◇ たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨てのないきれいなまちを目指します。
- ◇ 街路樹・花壇、公園の管理への市民参加を推進します。
- ◇ 太陽光発電設備の導入や省エネに努めます。

2 山間・島嶼地域

(1) 対象地域

山間・島嶼地域は、主に都市計画区域外の地域で、主に栗谷地区、阿多田地区で占められます。

当該地区に住む市民は、沿岸地域と比較して公害のイメージを持っている方の割合が低いのが特徴です（図4-4-2）。

当該地域には、田園・里山、海浜など豊かな自然が多くあり、これらの次世代への継承が求められる地域です。

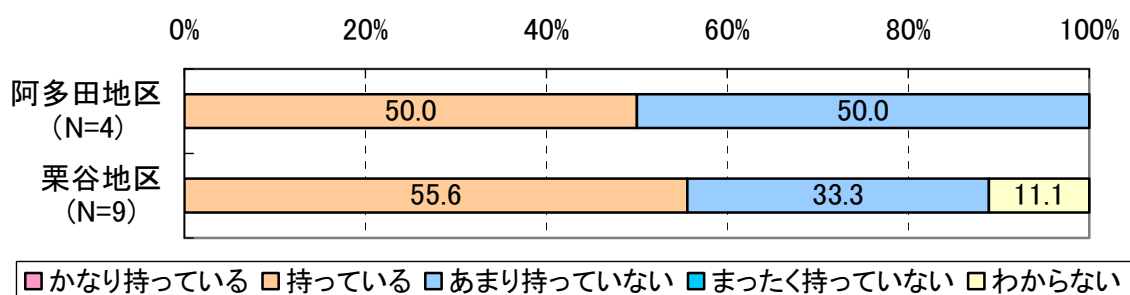


図4-4-2 山間・島嶼地域の公害イメージの状況（アンケート調査）

注）N：回答者数を示しています。

(2) 取組の方向性

田園・里山、海浜など豊かな自然と人の生活の営みとの調和に努めるとともに、市民が自然とふれあえる場としての利用を図ります。

(3) 取組配慮事項

- ◇ 廃棄物などの野外焼却（野焼き）の自粛や農薬・化学肥料の使用量を減らします。
- ◇ 里山の適正な管理に努め、人と自然との共生を図り、自然とのふれあいを大切にします。
- ◇ 里山は、自然学習や自然体験の場として利用します。
- ◇ 休耕地・休耕田の有効利用を図ります。
- ◇ 農作物の地産地消の推進を図ります。
- ◇ 4Rの推進により、ごみの量を減らすとともに、ごみの不法投棄をみんなで監視します。
- ◇ ごみのない川・海の形成に取り組めます。
- ◇ 藻場などの保全・維持を図ります。
- ◇ ブラックバスなどの外来種の駆除に取り組めます。
- ◇ 環境保全型農業の普及により、自然環境に配慮した里地・里山を形成し、生物の多様性に取り組めます。

第5章 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

環境基本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するにあたっては、各部局が連携・協力し、施策に取り組むとともに、それらの進捗状況を把握するなど、行政組織内部において横断的に調整・協議することが必要です。

そのため、庁内関係部局で構成する「大竹市環境調整会議」において、施策の進捗状況などの点検を行います。

また、必要に応じて国、県及び周辺自治体との調整を行うことにより、施策の推進を図ります。

さらに、必要に応じて大竹市環境審議会などに報告するとともに、年次報告書を作成し公表します。

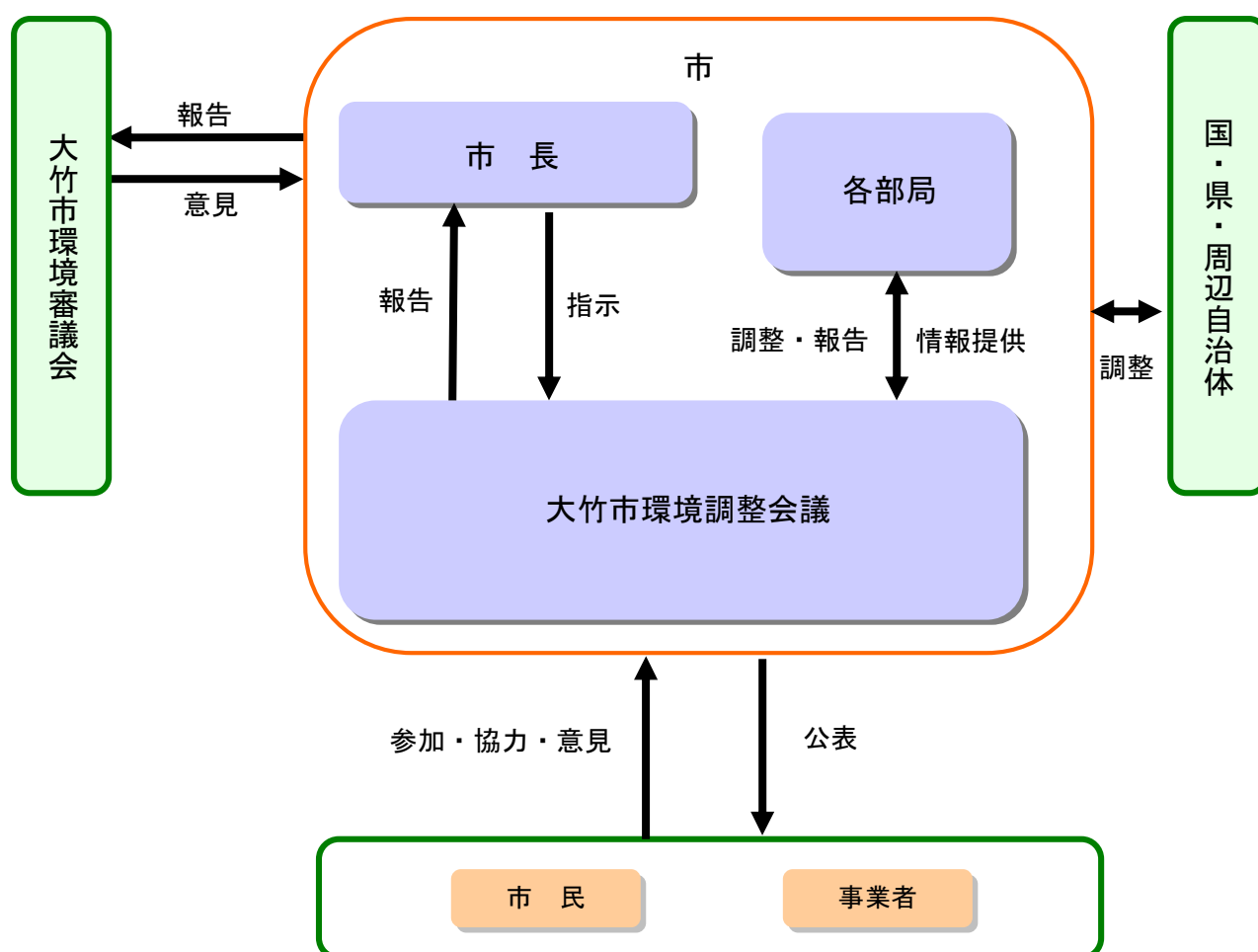


図 5-1-1 計画の推進体制

第2節 進行管理

環境基本計画を確実に推進するために、環境マネジメントシステムの考え方に基づく PDCA※サイクルを用いて、Plan（計画の設定）→Do（計画の実行）→Check（点検・評価）→Action（計画の見直し）の基本的な流れに沿って進行管理します。

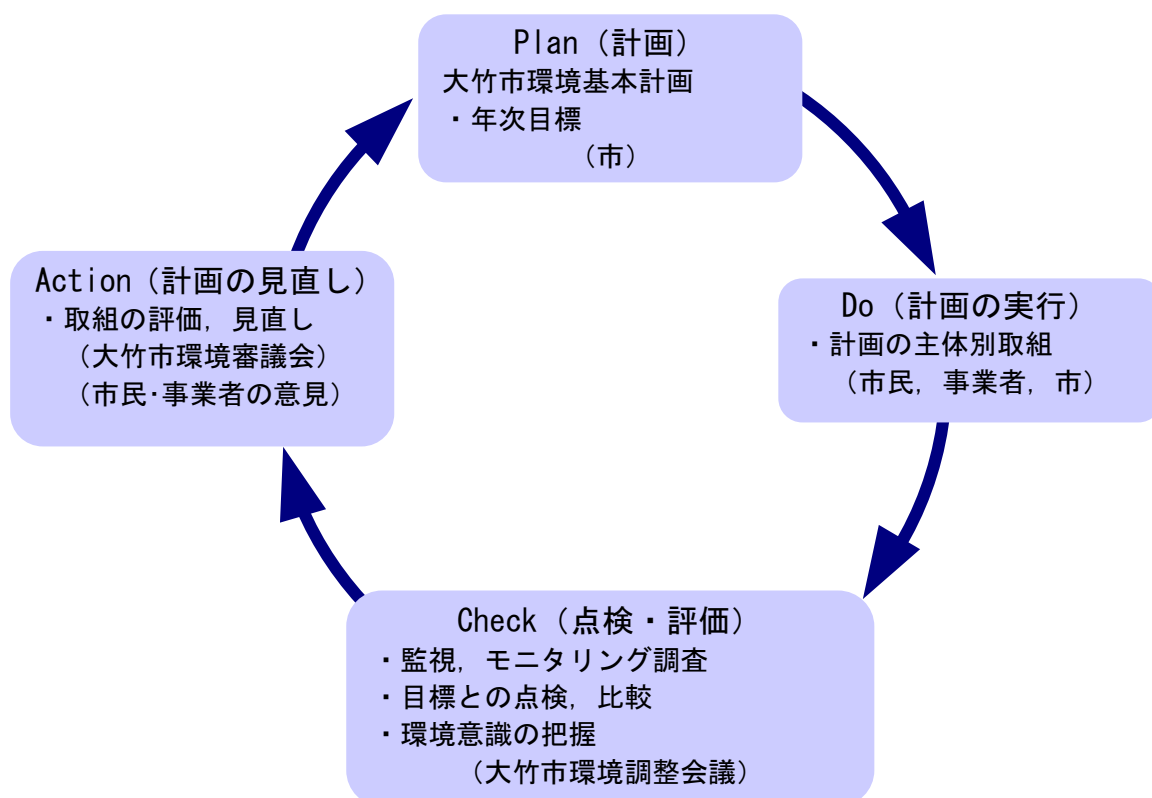


図 5-1-2 計画の進行管理

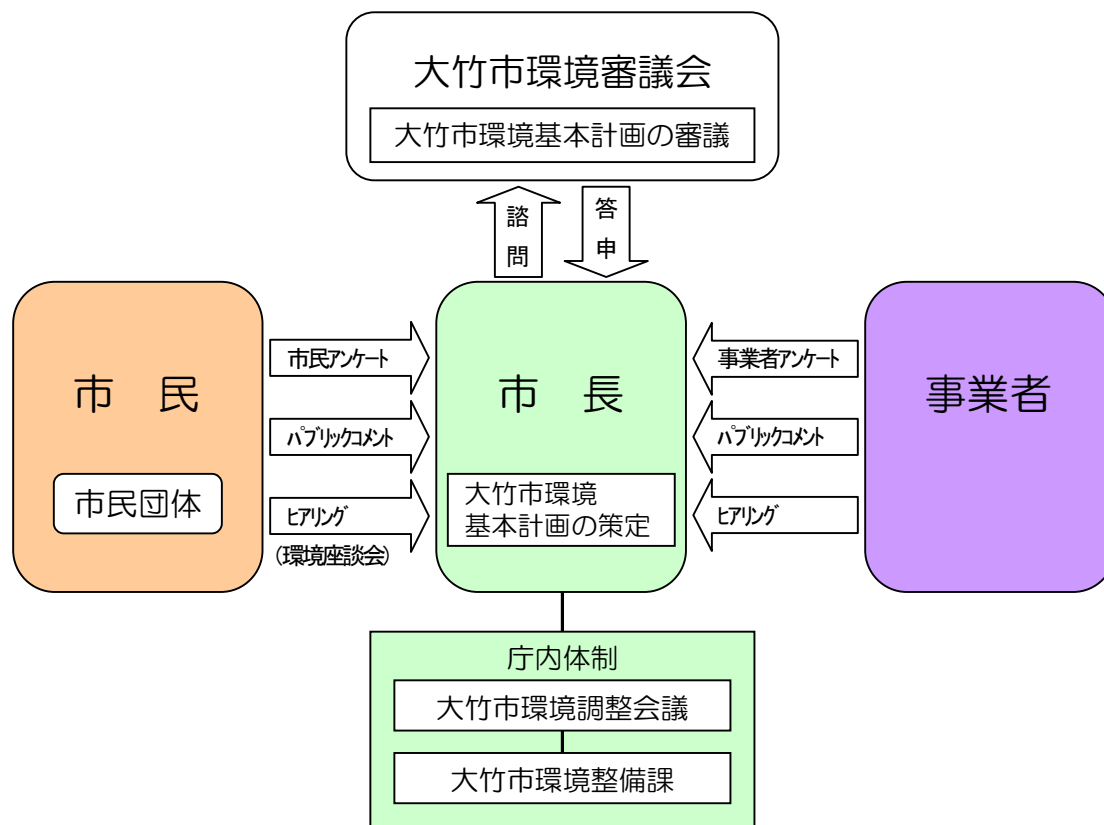
資 料 編

1	検討経緯	(1)
2	条例・規則等	(9)
3	市民・事業者の意識	(19)
4	環境用語集	(53)
5	環境基準等	(60)

1 検討経緯

(1) 大竹市環境基本計画策定体制

大竹市環境基本計画を策定するにあたり、次のとおり体制を整備し、検討を行いました。



(2) 大竹市環境審議会の設置と役割

大竹市環境審議会（以下、「審議会」という。）は、大竹市環境基本条例第 22 条に基づき、設置されています。審議会は学識経験者、市民、事業者、その他市長が認めた者の 20 名以内の委員によって構成されています。

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行います。

◇環境基本計画の策定及び変更に関すること。

◇前号に掲げるもののほか、環境の保全に関して市長が必要と認めた事項

(3) 大竹市環境調整会議の設置と役割

大竹市環境調整会議（以下、「調整会議」という。）は、環境施策を総合的かつ計画的な推進を図るために庁内に設置された組織であり、関係部局 12 名の長により構成されています。

調整会議は、次に掲げる事項について、協議、調整などを行います。

◇環境基本計画の策定及び変更に関すること。

◇環境施策に係る部局間の総合調整に関すること。

◇前 2 号に定めるもののほか、環境保全の推進を図るため、特に重要な事項に関すること。

(4) 関係組織

本市における公害防止対策を推進するため、県・市及び企業が一体となり、積極的に連絡協議をすることを目的に昭和 52(1977)年 9 月 1 日、「大竹市公害対策連絡協議会」(平成 7(1995)年 1 月「大竹市環境連絡協議会」に名称変更)を設置しています。

この会は、広島県、大竹市及び大竹市内の企業のうち県及び市との「公害防止に関する協定」締結企業の公害担当職員をもって構成されています。

(5) 大竹市環境審議会における審議内容

環境審議会は、2 年間で 4 回開催しました。開催内容は次のとおりです。

開催日	審議内容
平成 21 年 12 月 16 日	大竹市長から大竹市環境審議会会長に諮問 諮問内容 大竹市環境基本条例(案)及び大竹市環境基本計画(案)に対する意見について 答申期限 大竹市環境基本条例(案)に対する意見 平成 22 年 2 月 26 日まで 大竹市環境基本計画(案)に対する意見 平成 23 年 2 月 28 日まで
第 1 回 平成 21 年 12 月 16 日	1 審議会会長及び副会長選出について 2 諮問内容について 3 大竹市の環境の現状について 4 大竹市環境基本条例及び環境基本計画の概要について 5 大竹市の環境の現状 6 アンケート結果の速報値について
第 2 回 平成 22 年 2 月 3 日	1 大竹市環境基本条例(案)について
平成 22 年 2 月 8 日	大竹市環境審議会会長から市長に答申 答申内容 大竹市環境基本条例(案)に対する答申
平成 22 年 4 月 1 日	大竹市環境基本条例 施行
第 3 回 平成 22 年 9 月 2 日	1 これまでの取組と今後のスケジュール 2 大竹市環境基本計画(案)について (1)第 1 章 計画の基本的な考え方 (2)第 2 章 大竹市のすがた (3)第 3 章 望ましい環境像と環境目標
第 4 回 平成 22 年 11 月 30 日	1 これまでの取り組みと今後のスケジュールについて(資料 1) 2 環境座談会の開催結果について 3 ヒアリング調査結果について 4 大竹市環境基本計画(案)について (1)第 3 章 望ましい環境像と基本目標 (2)第 4 章 基本目標達成のための取組 (3)第 5 章 計画の進行管理
平成 23 年 1 月 17 日～31 日	パブリックコメント
第 5 回 平成 23 年 2 月 23 日 (開催中止)	大竹市環境基本計画(案)について (第 1 章～第 5 章)
会長 平成 23 年 2 月 28 日	大竹市環境審議会会長から市長に答申 答申内容 大竹市環境基本計画(案)に対する答申
平成 23 年 3 月	大竹市環境基本計画策定

注) 第 5 回環境審議会は開催せず、郵送により意見を求めた。

(6) 大竹市環境調整会議における審議内容

環境調整会議は、2年間で5回開催しました。開催内容は次のとおりです。

開催日	協議内容
第1回 平成21年12月21日	1 環境基本条例及び環境基本計画策定について 2 大竹市の環境について 3 市民意識調査（アンケート結果）について 4 大竹市環境基本条例（案）について
第2回 平成22年1月19日	1 大竹市環境基本条例（案）について
第3回 平成22年8月9日	1 これまでの取組と今後のスケジュール 2 大竹市環境基本計画（案）について (1)第1章 計画の基本的な考え方 (2)第2章 大竹市のすがた (3)第3章 望ましい環境像と環境目標
第4回 平成22年11月19日	1 これまでの取り組みと今後のスケジュールについて 2 環境座談会の開催結果について 3 ヒアリング調査結果について 4 大竹市環境基本計画（案）について (1)第3章 望ましい環境像と基本目標 (2)第4章 基本目標達成のための取組2 (3)第5章 計画の進行管理
第5回 平成23年2月16日	大竹市環境基本計画（案）について (第1章～第5章)

大竹市環境審議会委員名簿

氏 名	所 属	備考
正 藤 英 司 (会 長)	前広島工業大学教授	学識経験者
村 岡 宏	大竹商工会議所専務理事	〃
廣 兼 勝 清	大竹市農業委員会会長	〃
大 井 哲 郎	阿多田島漁業協同組合代表理事組合長	〃
荒 田 寿 彦	大竹市医師会会長	〃
寺 脇 利 信	独立行政法人水産総合研究センター 瀬戸内海区水産研究所化学環境部長	〃
齋 藤 弘	岩国海上保安署長	〃
金 岡 峰 夫	広島県西部厚生環境事務所長	〃
野 村 和 典	広島地方気象台観測予報課長	〃
西 川 健 三	大竹市議会議長	市 民
原 田 博	大竹市議会副議長	〃
日 域 究	大竹市議会生活環境委員長	〃
岡 野 俊 彦	大竹市自治連合会理事	〃
江 藤 岩 雄 (副会長)	大竹市公衆衛生推進協議会会長	〃
長 谷 川 恵 子	大竹市自治連合会女性部代表	〃
泉 須 美 子	日本鳥類保護連盟県支部運営委員	〃
山 崎 幸 治	連合大竹廿日市地域協議会事務局長	〃
後 藤 健 輔	ダイセル化学工業(株)大竹工場安全環境部部長	事業者
林 昭 仁	日本大昭和板紙(株)大竹工場技術環境室長	〃

(7) パブリックコメント

環境基本計画の策定にあたっては、市ホームページをはじめ、市役所本庁、環境整備課、各支所で本計画の閲覧を行い、市民から率直な意見を募集しました。

4人の市民の方から、関連計画との整合性、各団体の活動における課題、施策、スケジュール、地球温暖化、光化学オキシダント、悪臭について意見がありました。

◆期間：平成23(2011)年1月17日（月）～1月31日（月） 15日間

◆応募者数

個人	事業者	合計	意見件数
4人	0人	4人	14件

(8) 諮問

平成21年12月16日

大竹市環境審議会会長 様

大竹市長 入 山 欣 郎
(都市環境部環境整備課)

大竹市環境審議会への諮問について

標記の件について、下記の項目について諮問します。

記

1. 大竹市環境基本条例（案）及び大竹市環境基本計画[平成23年度～平成32年度：10年計画]（案）に対する意見について。

2. 答申期限

大竹市環境基本条例（案）に対する意見 平成22年2月26日

大竹市環境基本計画（案）に対する意見 平成23年2月28日

(9) 答申

大竹市環境基本計画について

答 申 書

平成23年2月28日

大竹市環境審議会

答 申

本審議会は、平成21年12月16日付けで市長から諮問のありました「大竹市環境基本条例（案）について」及び「大竹市環境基本計画（案）について」の2つの案件について、慎重に審議を重ねてきました。

「大竹市基本条例（案）について」につきましては、平成22年2月18日に答申し、大竹市は、私たちの答申を十分に反映させた「大竹市環境基本条例」を速やかに制定されたことを高く評価いたします。

さて、これに引き続き審議した「大竹市環境基本計画（案）について」は、大竹市環境基本条例に掲げられた「人と産業と自然が共生する持続可能で快適な大竹市」の実現に向け、環境の保全、創造及び蘇生に必要な施策を市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担って共に協力しながら推進していく計画となっており、概ね適切であると認められます。

なお、次のとおり、計画に係る意見を付して答申します。

本答申を踏まえ、早期に大竹市環境基本計画を策定されるよう希望します。

【計画に係る意見】

1. 人・産業・自然 環境共生都市おおたけ（市民・事業者・市の連携）

大竹市は、化学繊維、石油化学、パルプ工業等の産業の進展とともに発展してきた日本有数の臨海工業都市です。

それゆえ、昭和40年代には、大気汚染や水質汚濁などの環境問題を経験しましたが、現在では、

事業者等の努力もあり、ほとんどの環境項目が改善されています。

大竹市は工業都市として発展してきたことから、人と産業と自然が調和して共存していくことが、市民全体の幸せに繋がると考えます。

今後の環境保全の取り組みに関しては、「市民が住んでよかった、市外の人が住みたいと感じられる魅力的な都市」となるよう、市民、事業者、市が連携を強化し、産業振興と環境保全の両面で調和のとれた施策を展開されることを希望します。

このような観点から、将来の市の望ましい環境像（キャッチフレーズ）については、『人・産業・自然 環境共生都市おおたけ』とし、サブタイトルに『みんなでつくる快適なまちを目指して』とすることを希望します。

2. 地球温暖化対策（二酸化炭素（ CO_2 ）排出量取引制度の導入）

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素 CO_2 など）の濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題とされています。

そこで、地球に住んでいるすべての人が、自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であり、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずるため、国において「地球温暖化対策の推進に関する法律」が定められています。

この法律には、国、地方公共団体、事業者、国民の責務が規定され、地方公共団体の責務としては、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等の施策を推進することが明記されています。

この法律等に基づき、近年では、全国の自治体で、地球温暖化対策の様々な事業が積極的に展開されています。

特に、広島市においては、「市民参加の CO_2 排出量取引制度」が平成 22（2010）年 9 月に開始され、全国に先駆け、市民、事業者、市が連携して温室効果ガス排出量の削減に向けた試行的な取組が構築されています。

大竹市は、県内有数の大規模な化学・製紙工場が立地した工業都市であり、産業分野での温室効果ガス（ CO_2 等）排出量が多い地域です。

以上のことから、市民、市民団体、事業者および市が連携して取り組める CO_2 排出量取引制度の導入についての検討を提案します。

3. 森づくりの推進（森林の多面的機能の保全）

大竹市は、森林、河川、海など、自然に恵まれた都市であり、それは大竹市の貴重な財産でもあります。そして、これらの自然は、それぞれが繋がりをもった役割をもっています。

広葉樹などの豊かな森林は、雨水をろ過するなどの機能により浄化の役割を果たすだけでなく、腐葉土から鉄分、ミネラル、珪素などを河川を通じて海に供給し、植物プランクトンの増殖を促すことで豊富な魚介類を育むことから、「森は海の恋人」ともいわれています。

大竹市は、里山における手入れ不足、後継者不足などによる森林資源の荒廃の問題点や課題を十分に認識し、森林が有する多面的な機能が発揮されるような取り組みの推進を期待します。

4. 生きものを育む自然環境の保全（野鳥が集まるまち）

平成 22（2010）年 10 月に、生態系の保全を目指した生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市中で開催されました。

生物多様性とは、様々な生態系が存在することであり、この生物の多様性が人類の存続の基盤となっているとされています。

この地球上には、天然林や人工林などの森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があり、そこには、何百万種ともいわれる生き物が生息しています。

大竹市においても、森林、河川、海などの豊かな自然環境があり、そこには様々な動植物が生息しており、人は多様な生物種のひとつにすぎません。

大竹市には、水鳥等の野鳥が生息していますが、多くの野鳥が集まる環境保全の取組みが、結果として、多様な生態系の保全や人も心地よく快適に住める環境（Today Birds, Tomorrow Men）につながると考えますので、野鳥が集まるまちとなるような取り組みの推進を期待します。

5. 環境学習・環境教育の推進（市民意識の高揚）

環境保全活動を推進するためには、市民および事業者の環境保全に対する意欲を増進させることで、自発的な行動につながる意識を醸成することが重要です。

そのためには、市民団体、事業者、市などが連携して、あらゆる機会に環境の保全に関する情報を提供し、また、自然体験活動など、環境の保全に関する体験の機会を多くの市民に提供することが必要です。

特に、小中学校の授業等において、環境教育を積極的に取り入れることで、児童・生徒の環境保全についての関心や理解が深まり、結果として、大人にも影響を与えることになります。

大竹市には、最先端の機器を導入した工場も多いことから、事業者と連携することにより、他自治体ではできないような環境に配慮した最新技術を見ること、話を聴くこと、体験することができる、子どもたちへの環境教育や市民への環境学習の提供が可能です。

大竹市の特性を活かした魅力ある環境学習・環境教育の推進に期待します。

大竹市環境審議会

会 長	正 藤 英 司	委 員	西 川 健 三
副会長	江 藤 岩 雄	委 員	原 田 博
委 員	村 岡 宏	委 員	日 域 究
委 員	廣 兼 勝 清	委 員	岡 野 俊 彦
委 員	大 井 哲 郎	委 員	長 谷 川 恵 子
委 員	荒 田 寿 彦	委 員	泉 須 美 子
委 員	寺 脇 利 信	委 員	山 崎 幸 治
委 員	齋 藤 弘	委 員	後 藤 健 輔
委 員	金 岡 峰 夫	委 員	林 昭 仁
委 員	野 村 和 典		

公害追放都市宣言

昭和49年12月23日決議

公害追放都市宣言

“かけがえのない地球”を環境破壊から守ろうという人間環境宣言が第1回国連人間環境会議において決議され、はや2年が経過し、いまや公害追放は全世界人類共通の悲願として国際的に運動が展開されている。こうした情勢の中で当市の現状は関係者の努力にもかかわらず、大気の汚染、悪臭、水質汚濁、光化学スモッグ等いまなお全面的解決に至らず、この点に関し、市民の要望もまた切なるものがある。

いまこそあらためて公害の実態を直視して人間優先の基本理念に徹した公害対策を市政の最重点施策として樹立しなければならない。

われわれは大竹市民が健康で平和な生活を確保し、自然に恵まれた明るい住みよい町づくりを目ざしてここに大竹市を「公害追放宣言都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

大竹市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第7条—第9条）

第2節 環境の保全のための施策等（第10条—第21条）

第3章 環境審議会（第22条—第30条）

附 則

大竹市は、緑あふれる山々、流れ清らかな小瀬川、美しく穏やかな瀬戸内海の豊かな自然に恵まれた都市であるとともに、大規模な製紙・化学工場が立地する臨海工業都市として発展してきた。

しかしながら、私たちは昭和40年代の高度経済成長期における事業活動によって、大気汚染や水質汚濁等の公害を経験したことを忘れてはならない。

これらについては、法整備、環境技術の向上、市、市民及び事業者の連携により大幅に改善されてきたが、公害に向き合った都市であるからこそ環境の保全の大切さを強く感じなければならない。

この地球上の生態系の一部として存在する私たちは、自然から多くの恩恵を受けている反面、自らは、利便性や豊かさを追求するあまり、生活環境はもとより地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、このことを深く認識又反省し、これまでの日常生活や事業活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指し、市、市民及び事業者が互いに協力しながら、それぞれの役割を果たすために行動しなければならない。

ここに、私たちは、環境の保全、創造及び蘇生に努めることにより、「人と産業と自然が共生する持続可能で快適な大竹市」を実現し、将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全（環境の創造及び蘇生を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに大竹市（以下「市」という。）、市民及び事業者の協働のもとに、それぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、

土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、人類の生存基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民及び事業者それぞれの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての日常生活及び事業活動において着実に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活が確保できるよう、市の自然的社会的条件に応じた施策を講じ、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、その日常生活の中で、自らの行動が環境を損なうことのないようにするとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全に自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

（施策の決定等に係る基本方針）

第7条 市は、環境の保全に関する施策の決定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- (1) 公害を防止し、生活環境の保全を図ること。
- (2) 自然環境の保全を図ること。
- (3) 都市環境の保全を図ること。
- (4) 資源の循環利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量化及び再生利用を図ること。
- (5) 地球環境の保全を図ること。
- (6) 環境の保全に関する啓発・教育・学習の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する基本構想

(2) 環境の保全に関する施策の基本的事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ大竹市環境審議会に諮らなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づく環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為等に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第11条 市は、環境の保全のための施策を実施するため、必要な調査及び情報を収集し、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めるものとする。

(環境影響評価への対応)

第12条 市は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び広島県環境影響評価に関する条例(平成10年広島県条例第21号)の規定に基づき、県知事から環境の保全の見地から意見を求められた場合には、環境基本計画との整合性に配慮し対応しなければならない。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため公共的施設の整備及びその他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷を低減するため、市民及び事業者による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共的施設の整備及び維持管理に当たっては、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第15条 市は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、温室効果ガスの排出抑制等による地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資するよう行動するため、地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

(環境学習及び環境教育の推進等)

第16条 市は、市民及び事業者の環境の保全に関する理解と関心を深めるとともに、活動の意欲が増進されるよう、環境の保全に関する学習及び教育の推進等必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体が、自発的に行う環境美化・緑化活動、再生資源に係る回収活動、地球温暖化防止活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全に関する環境学習及び環境教育の推進並びに前条の市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体と協力して、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するように努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要かつ適正な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全に関して、広域的な取組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第22条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、大竹市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関して市長が必要と認めた事項

2 審議会は、前項に定める事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第27条 審議会は、会長が招集する。

2 第24条第2項の規定により委員が委嘱された後最初に招集すべき審議会は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会議)

第28条 審議会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第29条 審議会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

6 審議会は、その決議により、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(その他の事項)

第30条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(大竹市環境審議会条例の廃止)

2 大竹市環境審議会条例（平成6年大竹市条例第16号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の大竹市環境審議会条例第3条第2項の規定により大竹市環境審議会の委員である者は、第24条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

大竹市環境調整会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大竹市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について、協議及び調整等を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境施策に関係する部局間の総合調整に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、環境保全の推進を図るため、特に重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 調整会議に会長及び副会長を置き、市長が指名する。

(ワーキングスタッフ)

第4条 調整会議にワーキングスタッフを置くことができる。

2 ワーキングスタッフは、別表に掲げる所属の長が推薦する職員の中から会長が指名する。

3 ワーキングスタッフは、環境施策を調査・研究して実行性のある施策を立案し、調整会議に提案する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、調整会議の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、都市環境部環境整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

所 属	職 名
総 務 企 画 部	総 務 課 長
	企画財政課長
	地域振興課長
市 民 生 活 部	保健介護課長
都 市 環 境 部	都市環境部長
	監 理 課 長
	土 木 課 長
	都市計画課長
	環境整備課長
上 下 水 道 局	業 務 課 長
教育委員会事務局	総務学事課長
消 防 本 部	事 務 長

大竹市悪臭公害防止対策指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、工場等の事業活動に伴い発生する悪臭について、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第19条の規定に基づき悪臭の測定方法及び指導基準を定め、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 悪臭 良好な生活環境をそこなうおそれのある不快な臭いをいう。
- (2) 工場等 工場及びその他の事業場をいう。

(指導対象)

第3条 この要綱による指導の対象は、悪臭を排出する全ての工場等とする。

(指導基準)

第4条 この要綱による指導の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工場等の敷地境界線における基準は、別表1に定めるとおりとする。
- (2) 煙突等気体排出口における基準は、別表2に定めるとおりとする。

(基準の遵守)

第5条 工場等の設置者(以下「事業者」という。)は、良好な生活環境を確保するため、前条の指導基準を遵守しなければならない。

(測定方法)

第6条 悪臭の測定は、「官能試験法調査報告書」(昭和53年3月環境庁大気保全局特殊公害課)に基づき行うものとする。

(勧告)

第7条 市長は、前条の測定の結果、第4条の規定に適合せず、かつ、良好な生活環境がそこなわれると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、悪臭防止に関する改善措置を勧告することができる。

(事業者への援助)

第8条 市長は、中小規模の事業者に対し前条の規定を適用するにあたっては、悪臭を防止するために必要な施設の設置又は改善方法等を助言するとともに、改善資金等の斡旋に努めなければならない。

(氏名の公表)

第9条 市長は、第7条の規定に基づき勧告を受けた事業者が、相当の理由なくこれに従わないときは、その事実を市広報等に公表することができる。

2 前項の規定によりその事実を公表する場合には、事前に、事業者から事情聴取しなければならない。ただし、特別の理由がないのにもかかわらず事情聴取に応じない場合には、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

別表 1 敷地境界線における指導基準

地 域	敷地境界線における臭気指数の限度
市内全域	1 0
備 考 この表の第 2 欄に掲げる敷地境界線における臭気指数は、次の式により算出された臭気指数とする。 $Z = 10 \times \log Y$ この式において Z, Y は次のことを表すものとする。 Z 臭気指数 Y 次の式で求めた臭気濃度の値 $Y = t \times 10^{\frac{M-0.58}{M-N}}$ t 最初に官能試験を行った希釈倍数 M 最初に行った希釈倍数での平均正解率 N 二度目に行った希釈倍数での平均正解率	

別表 2 排出口における指導基準

地 域	地表から排出口までの高さ	排 ガ ス 量	排出口における臭気指数の限度
市内全域	5m以上 15m未満	300m ³ N／分以上	2 5
		300m ³ N／分未満	2 8
	15m以上 30m未満		2 8
	30m以上 50m未満		3 0
	50m以上		3 3
備 考 この表の第 4 欄に掲げる排出口における臭気指数は、次の式により算出された臭気指数とする。 $Z = 10 X$ この式において Z, X は次のことを表すものとする。 Z 臭気指数 X 次の式で求めた各パネル(X_A, X_B・・・)の閾値の最大の値と最小の値を除き（上下カット）、その他の値を平均した値 $X_A = \frac{\log A_1 + \log A_2}{2}$ X_A パネル A の閾値 A₁ パネル A の解答が「正解」である最大の希釈倍数 A₂ パネル A の解答が「不正解」か「不明」である希釈倍数			

大竹市環境連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、大竹市環境連絡協議会という。

(目 的)

第2条 この会は、大竹市における環境行政を推進するため、広島県、大竹市及び大竹市内の企業のうち県及び市との公害防止に関する協定締結企業（以下「企業」という。）が協力し、積極的に連絡協議することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公害防止協定の具体的実施に関する連絡協議
- (2) その他の環境保全に必要な事項

(会 員)

第4条 この会は、広島県、大竹市及び企業をもって組織する。

(役 員)

第5条 この会は、正副幹事各1を置く。

2 正副幹事は別表のとおり担当するものとする。

(運 営)

第6条 この会の運営は次の各号による。

- (1) 幹事は会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 幹事に事故あるときは副幹事がその職務を代行する。
- (3) 会議は原則として1年に1回開催する。ただし、必要がある場合は随時開催する。
- (4) 必要に応じて専門部会を設けることができる。

(雑 則)

第7条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、昭和52年 9月 1日から施行する。

昭和62年12月15日一部改正

平成 2年11月30日一部改正

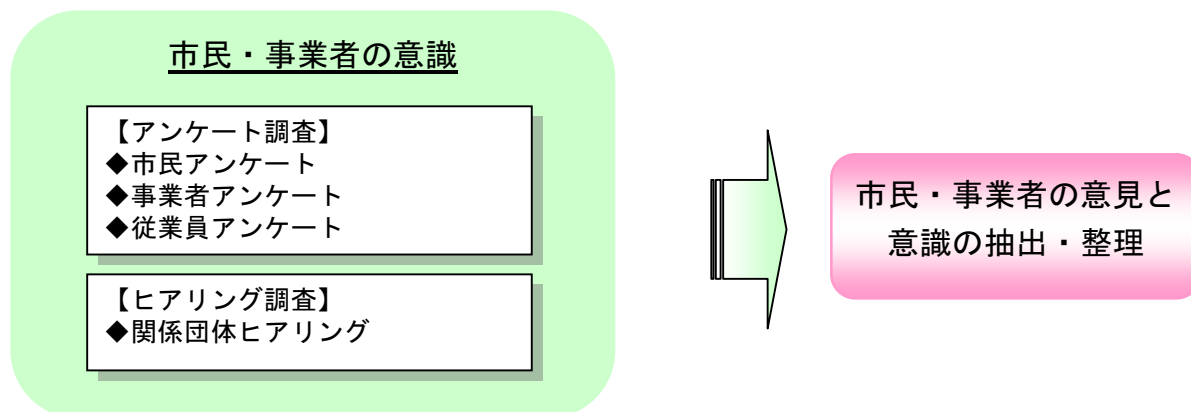
平成 7年11月21日一部改正

幹 事 名 簿

順 番	幹 事	副 幹 事
1	広島県	三井化学(株)
2	三井化学(株)	三井デュボン・ポリケミカル(株)
3	三井デュボン・ポリケミカル(株)	ダイセル化学工業(株)
4	ダイセル化学工業(株)	日本大昭和板紙(株)
5	日本大昭和板紙(株)	大竹市
6	大竹市	三菱レイヨン(株)
7	三菱レイヨン(株)	広島県

3 市民・事業者の意識

本市の市民，事業者の環境意識については，アンケート調査，ヒアリング調査により，市民，事業者の意見と意識を抽出し，整理しました。



(1) アンケート調査

ア 調査概要

市民，事業者，事業所に勤務する従業員に対して，身近な環境問題や将来のあり方などの意識，意向を把握し，将来の望ましい環境像や環境目標等の基礎資料とするために行いました。

調査対象数や抽出方法などは，次のとおりです。

区 分	調査対象数	抽出方法	回収率	調査期間
市民	1,000 人	住民基本台帳および外国人登録法に基づく登録者から地域別，年齢別（18 歳以上）に層化抽出	34.6%	平成 21 年 10 月 14 日（火） ～10 月 26 日（月）
事業者	400 事業所	大竹市事業所名鑑 2008 に記載の事業所から従業員の多い順に抽出	46.8%	
従業員	1,000 人	大竹市内大手事業所 10 社に依頼し，事業所ごとに希望人数の自社従業員を任意に抽出	91.0%	

イ アンケート内容

アンケート内容は、市民、事業者、従業員の周辺環境の状況や将来の環境問題に対する考え方を把握できる内容を盛り込み、これらの意見を望ましい環境像や環境目標へ反映するようにしました。

アンケート調査対象	アンケート調査内容	
市 民	◆属性（性別、年齢、職業、現住所、世帯構成、居住年数、居住形態） ◆環境保全に対する行動 ◆自然や観光資源、文化財 ◆本市の環境を良くするための取組 ◆参加したい環境学習会	【共通質問項目】 ◆環境に対する考え方 ◆環境に対する満足度・重要度 ◆将来の本市の環境像
事 業 者	◆属性（従業員数、業種、事業年数、事業所形態、所在地） ◆事業所の環境への配慮や環境保全活動 ◆事業所が市民から求められていること ◆環境問題についての本市への要望	
従 業 員	◆属性（性別、年齢、職業、現住所、世帯構成、居住年数、本市での勤務年数、居住形態） ◆勤務事業所の環境への配慮や環境保全活動 ◆勤務事業所が市民から求められていること ◆本市に期待する優先的な取組 ◆本市が定住の地になるか	

アンケート調査は、次の1～6の町名グループで回答し、データの整理については便宜上、次のような地区名で行った。

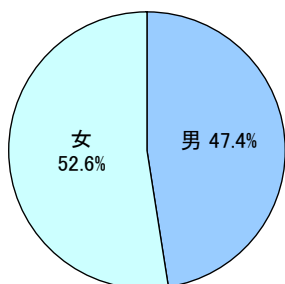
番号	地区名	町名
1	大竹地区	木野、新町、油見、本町、白石、元町
2	栄町地区	西栄、南栄、東栄、北栄、御幸町
3	小方地区	小方、立戸、御園、御園台、黒川、三ツ石町、晴海、港町、防鹿、穂仁原、比作、安条、前飯谷、後飯谷
4	阿 多 田	阿多田
5	玖波地区	玖波、湯舟町、玖波町、松ヶ原町
6	栗 谷 町	栗谷町

ウ 調査結果

市 民

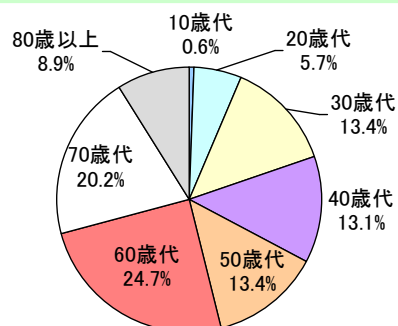
(注) 端数処理のため合計値が 100%にならない場合があります。
N：有効回答数，NA：無回答

◆性別



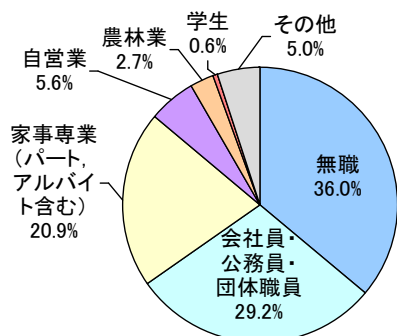
N=291 NA=55

◆年齢



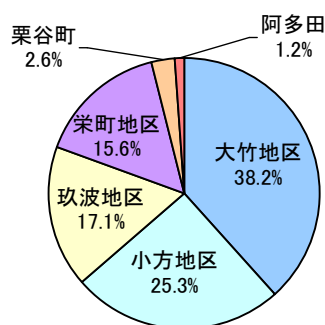
N=336 NA=10

◆職業



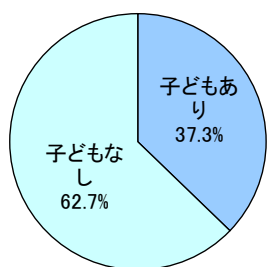
N=339 NA=7

◆現住所



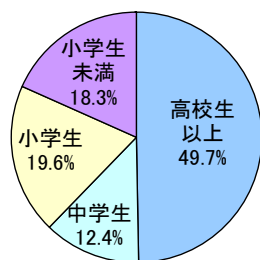
N=340 NA=6

◆世帯構成（子どもの有無）



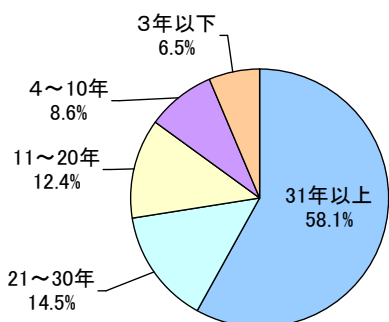
N=330 NA=16

◆世帯構成（子どもの年代）



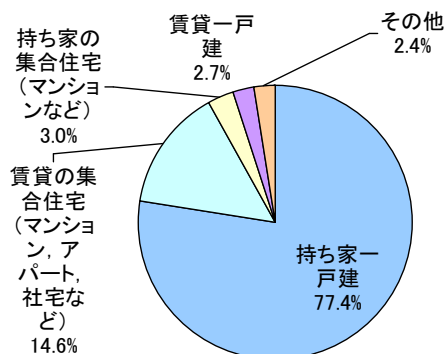
N=153
(複数回答あり)

◆居住年数



N=339 NA=7

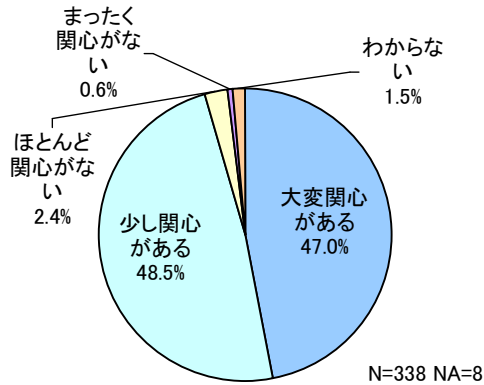
◆居住形態



N=336 NA=10

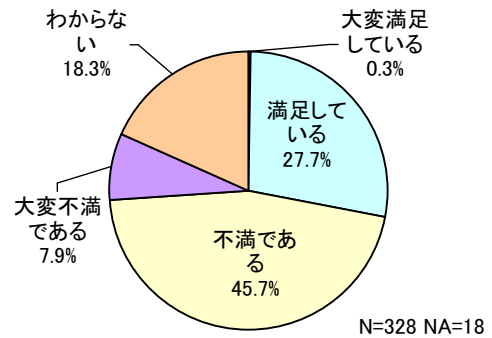
◆環境問題への関心度

「少し関心がある」、「大変関心がある」が 95.5% を占め、環境問題への関心度は高い。



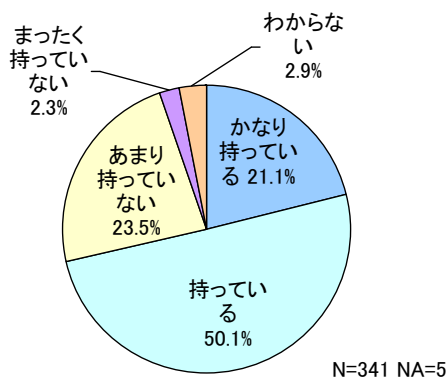
◆本市の環境の満足度

「不満である」、「大変不満である」が 53.6% を占め、市民の半数以上が、環境に満足していない。



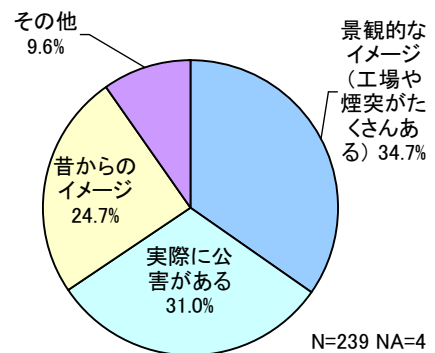
◆公害のまちのイメージ

「持っている」、「かなり持っている」が 71.2% を占め、「公害のまち」のイメージが強い。



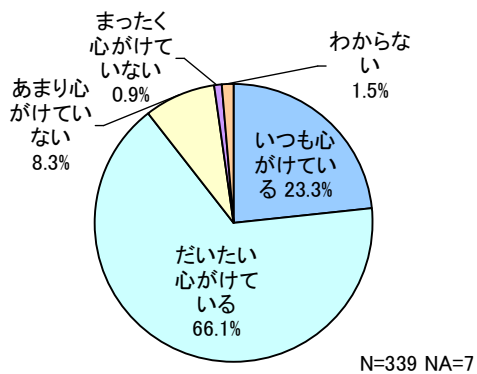
◆公害のまちのイメージの理由

「景観的なイメージ」、「実際に公害がある」、「昔からのイメージ」という理由の占める割合が高い。



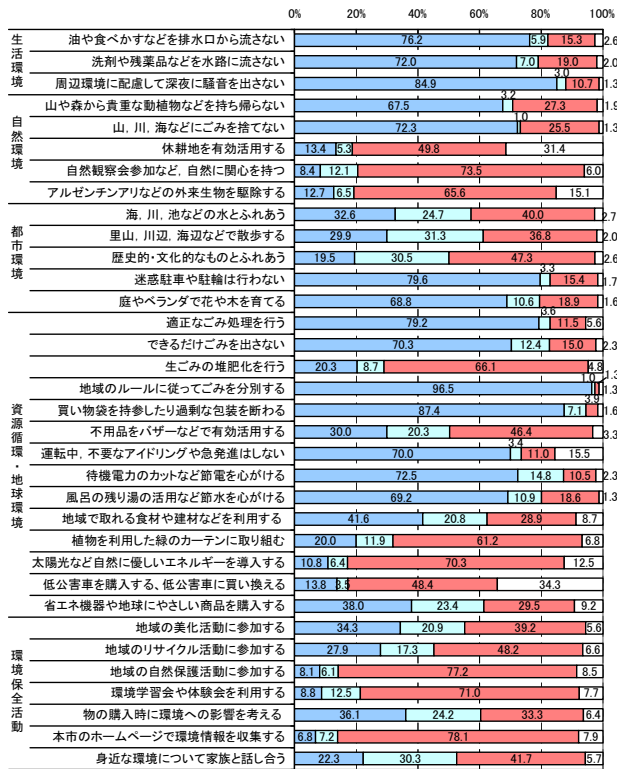
◆日常の環境配慮行動

「だいたい心がけている」、「いつも心がけている」が 89.4% を占め、市民の多くが日常的に環境に配慮した行動を行っている。



◆現在の環境保全行動

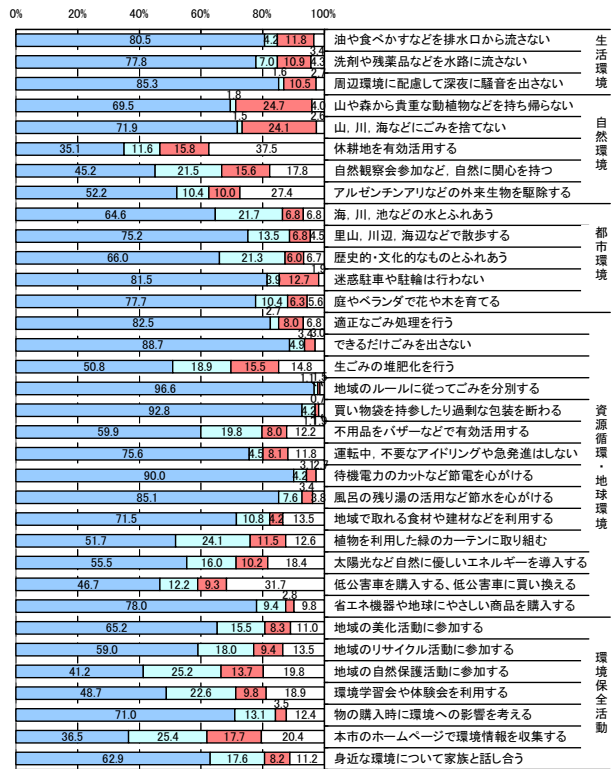
「ごみの分別」、「深夜騒音の抑制」、「買い物袋の持参」など身近にできることの割合が高い。



口行っている(いつも、だいたい) 口ときどき行っている 口行っていない(全く、あまり) 口わからない

◆今後の環境保全行動

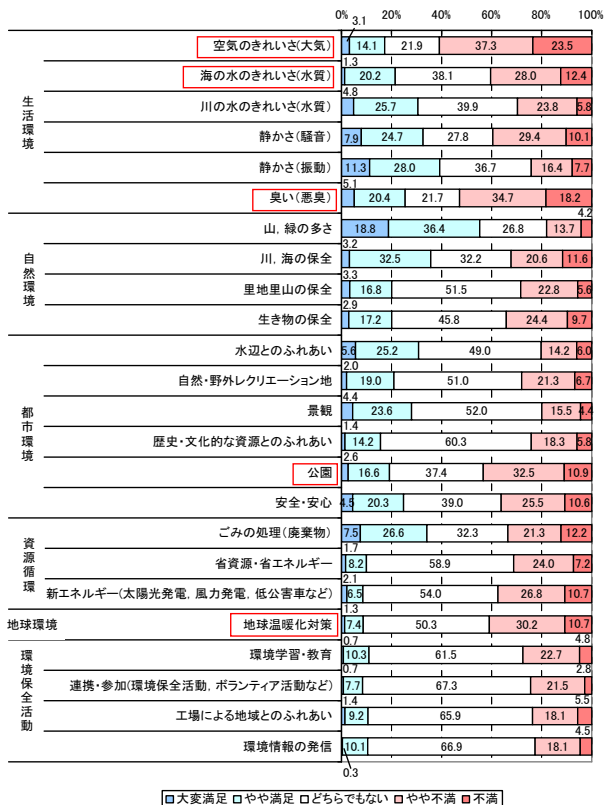
「ごみの分別」、「買い物袋の持参」、「節電」などに関する割合が高い。



口行いたいと思う 口あまり思わない 口行わない 口よくわからない

◆環境に対する満足度

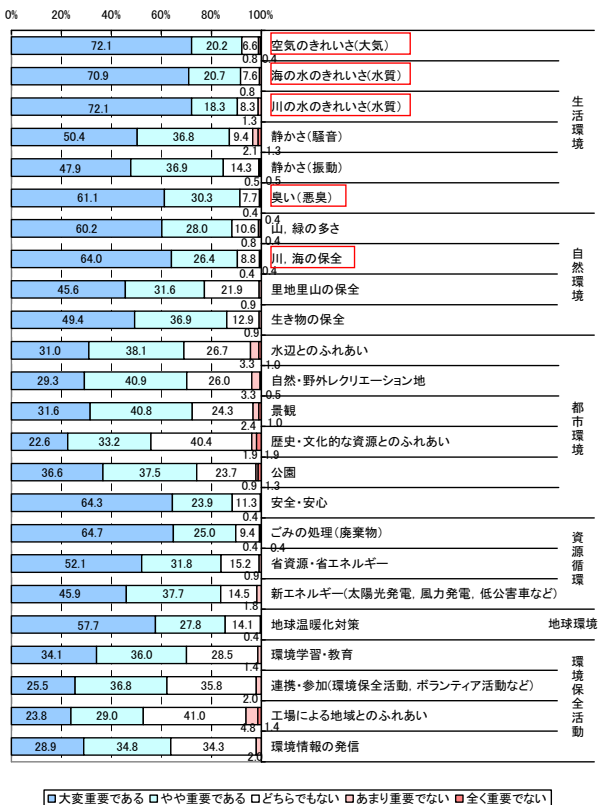
「空気のきれいさ(大気)」、「臭い(悪臭)」、「海の水のきれいさ(水質)」の満足度が低い。



口大変満足 口やや満足 口どちらでもない 口やや不満

◆環境に対する重要度

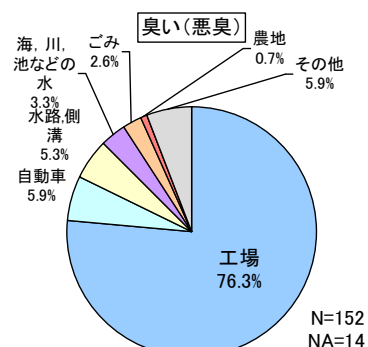
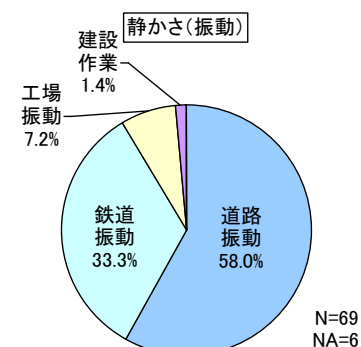
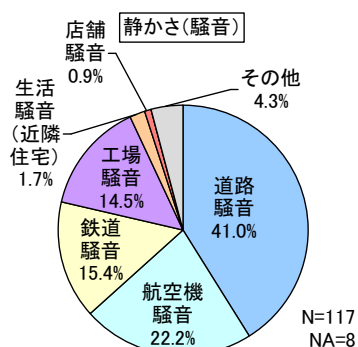
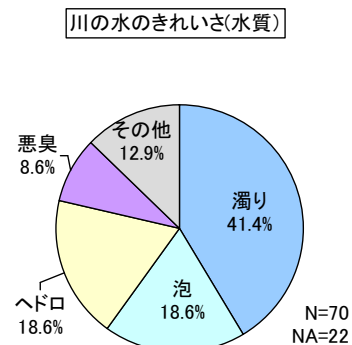
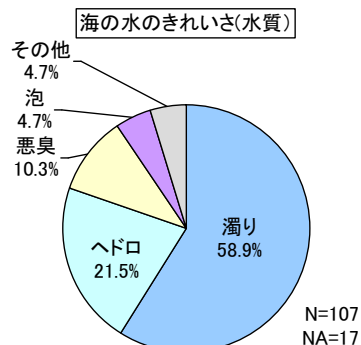
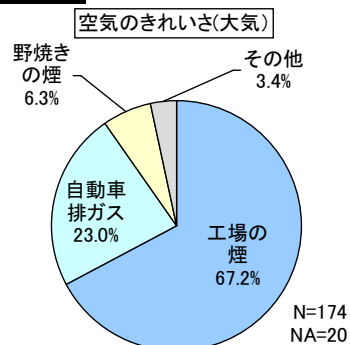
「空気のきれいさ(大気)」、「川の水のきれいさ(水質)」、「海の水のきれいさ(水質)」の重要度が高い。



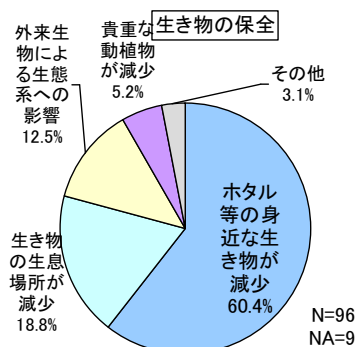
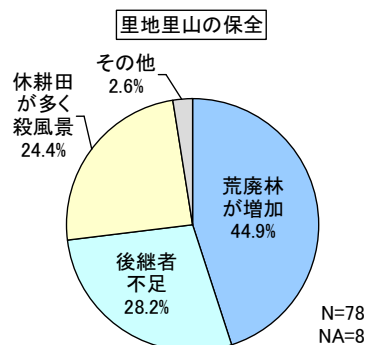
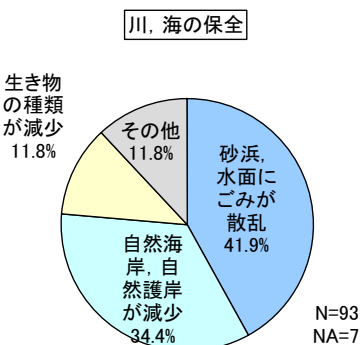
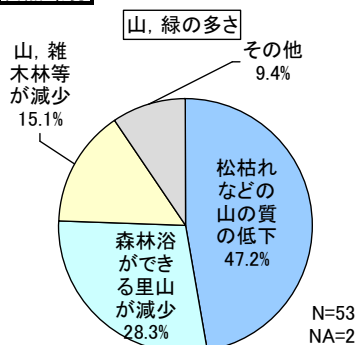
口大変重要である 口やや重要である 口どちらでもない 口あまり重要でない

◆環境に対する不満の一番の原因（1）

生活環境



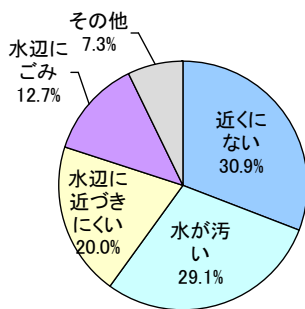
自然環境



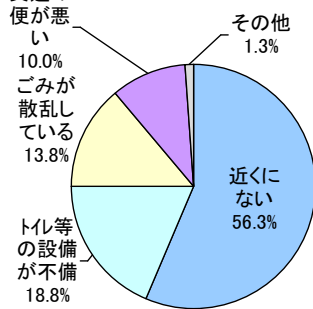
◆環境に対する不満の一番の原因（2）

都市環境

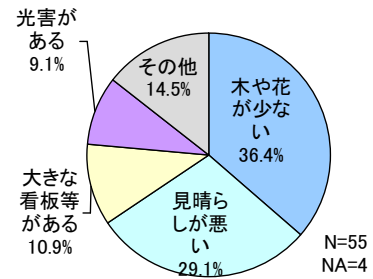
水辺とのふれあい



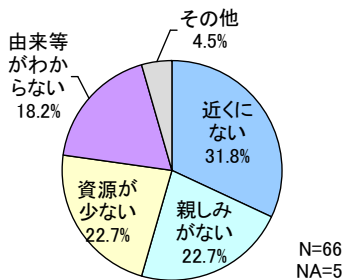
自然・野外レクリエーション地



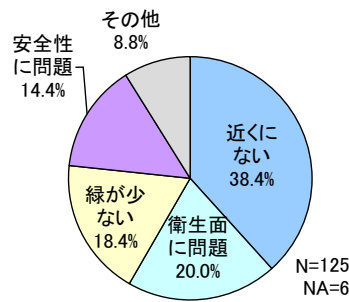
景観



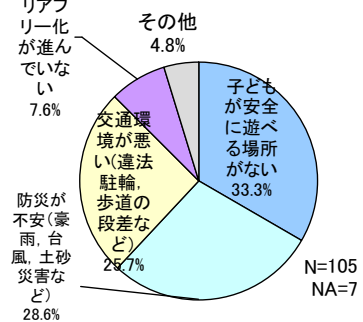
歴史・文化的な資源とのふれあい



公園

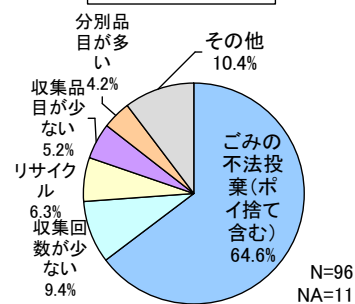


安全・安心

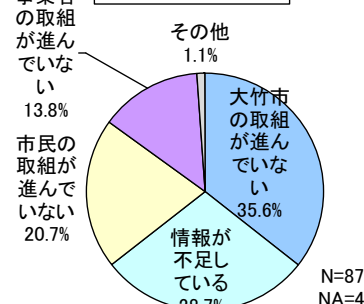


資源循環

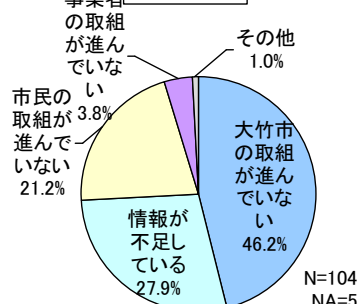
ごみの処理(廃棄物)



省資源・省エネルギー

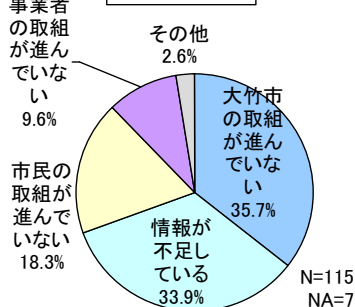


新エネルギー



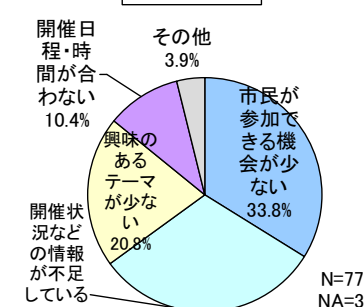
地球環境

地球温暖化対策

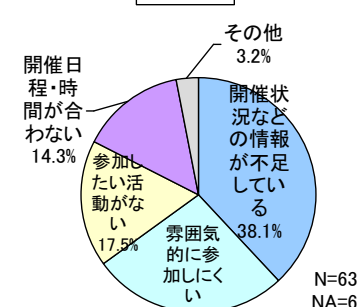


環境保全活動

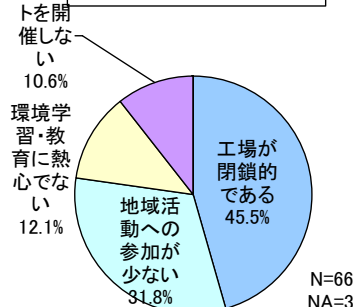
環境教育・学習



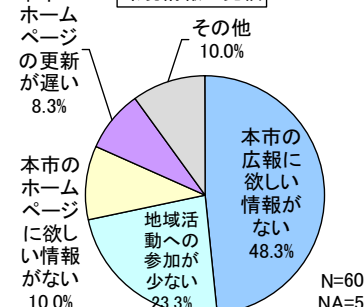
連携・参加



工場による地域とのふれあい

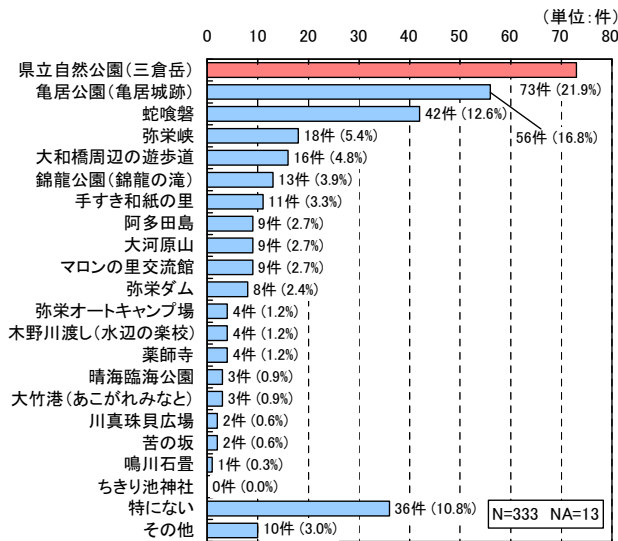


環境情報の発信



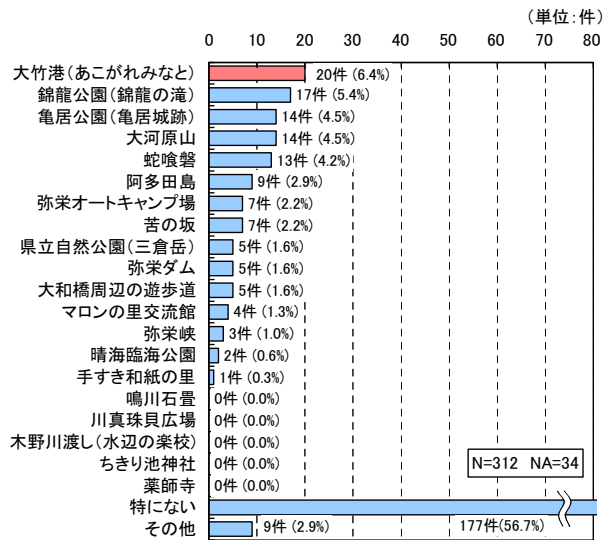
◆残したい自然，文化財，施設

「県立自然公園（三倉岳）」，「亀居公園（亀居城跡）」，「蛇喰磬」の件数が多い。



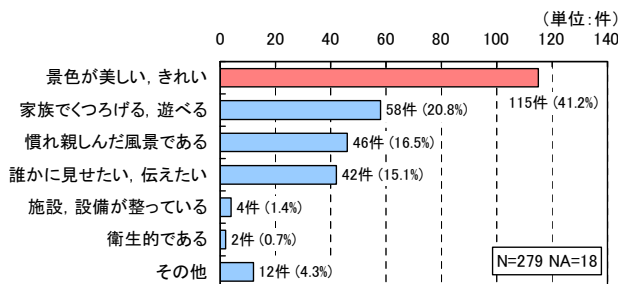
◆感じの悪い自然，文化財，施設

「大竹港（あこがれみなど）」，「錦龍公園（錦龍の滝）」の件数が多い。「特にない」という意見も多い。



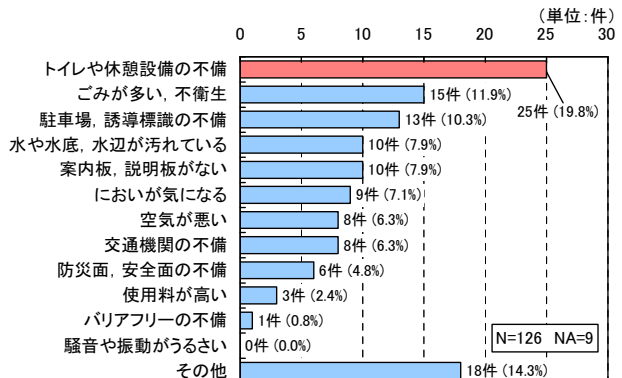
◆自然，文化財，施設を残したい理由

「景色が美しい，きれい」，「家族でくつろげる，遊べる」，「慣れ親しんだ風景である」という理由の件数が多い。



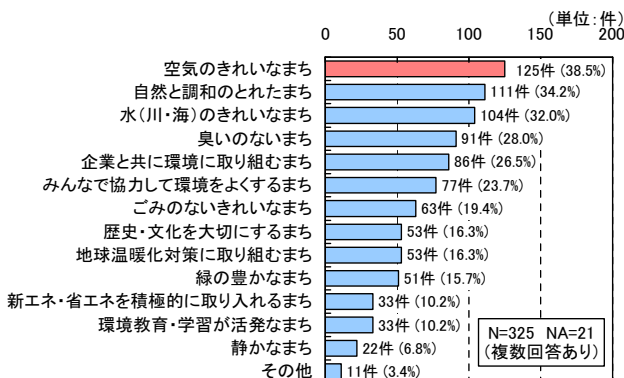
◆自然，文化財，施設を感じが悪い理由

「トイレや休憩施設の不備」，「ごみが多い，不衛生」，「駐車場，誘導標識の不備」という理由の件数が多い。



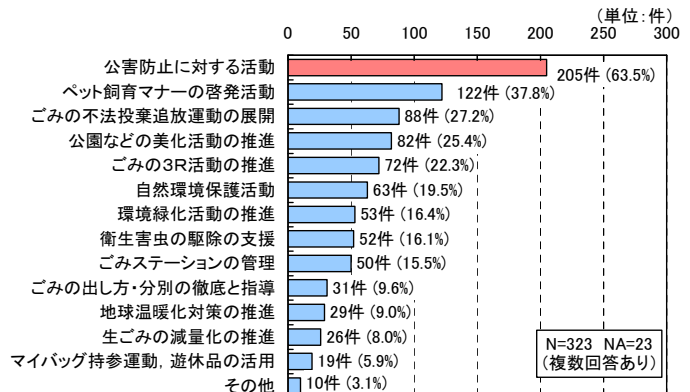
◆望ましい環境像

第1位は「空気のきれいなまち」，第2位は「自然と調和のとれたまち」，第3位は「水（川・海）のきれいなまち」であった。



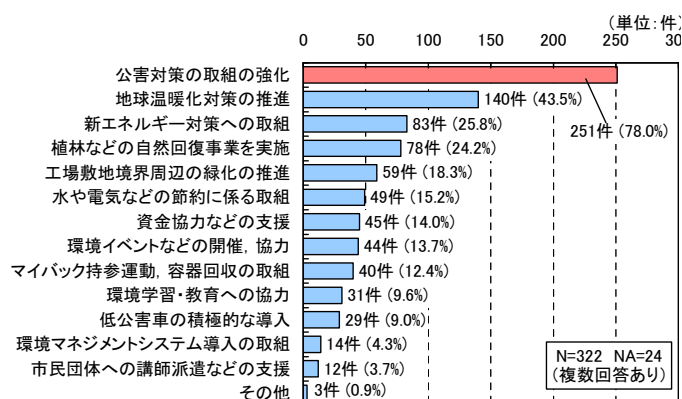
◆市民団体に期待する取組

「大気，水質，騒音，悪臭などの公害防止」，「ペットの飼い主などに対するマナーの啓発」，「ごみの不法投棄追放運動の展開」の件数が多い。



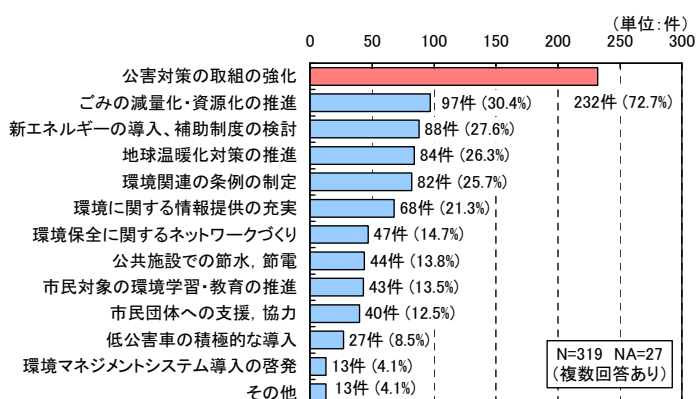
◆事業者（企業）に期待する取組

「公害対策の取組の強化」、「地球温暖化対策の推進」の件数が多い。



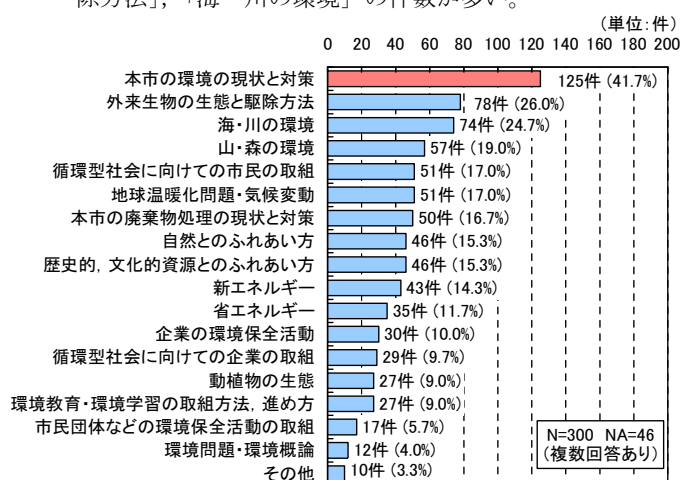
◆本市に期待する取組

「公害対策の取組の強化」、「ごみの減量化・資源化の推進」の件数が多い。



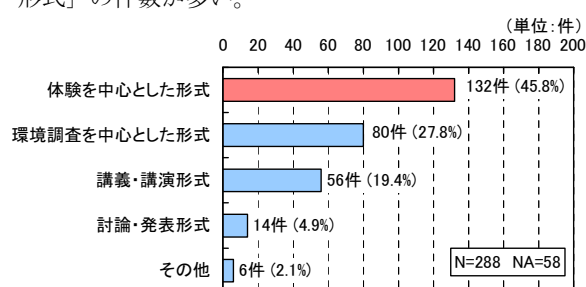
◆参加したい環境学習会等のテーマ

「本市の環境の現状と対策」、「外来生物の生態と駆除方法」、「海・川の環境」の件数が多い。



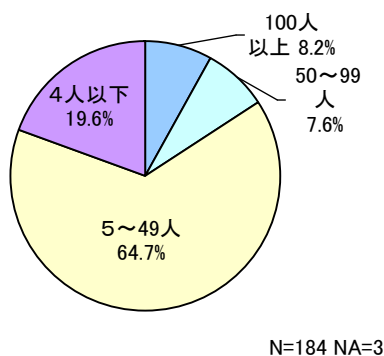
◆参加したい環境学習会等のスタイル

「体験を中心とした形式」、「環境調査を中心とした形式」の件数が多い。

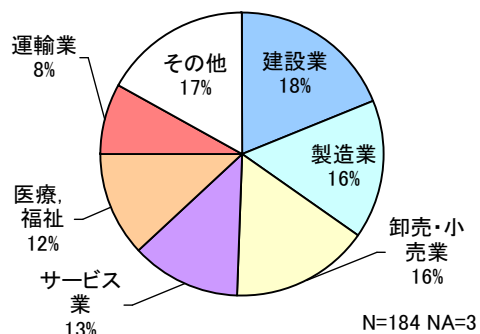


事業者

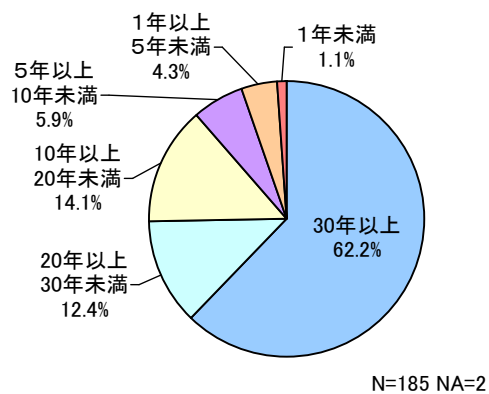
◆従業員数



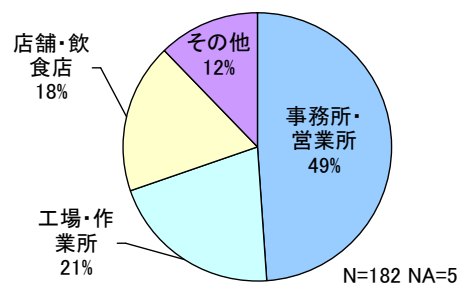
◆業種



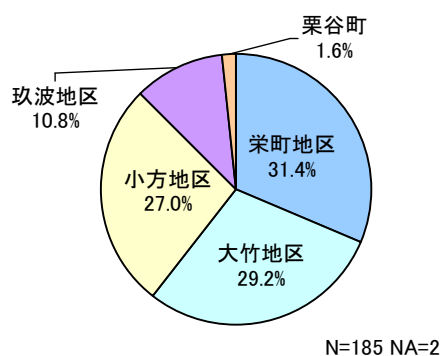
◆事業年数



◆事業所形態

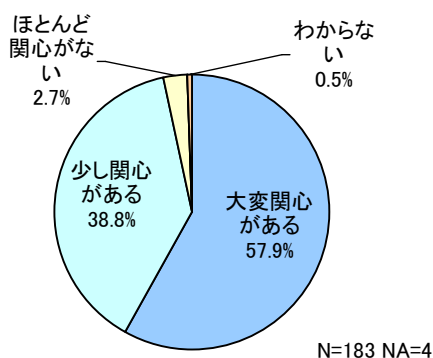


◆事業所の所在地



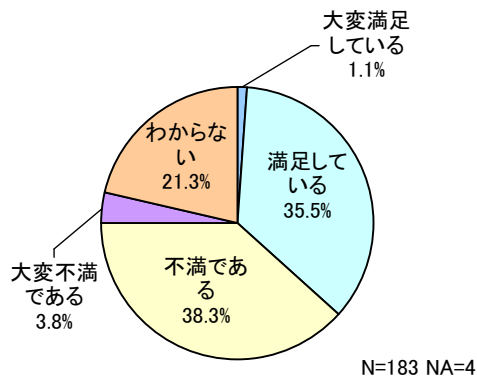
◆環境問題への関心度

「少し関心がある」、「大変関心がある」が 96.7% を占め、環境問題への関心度は高い。



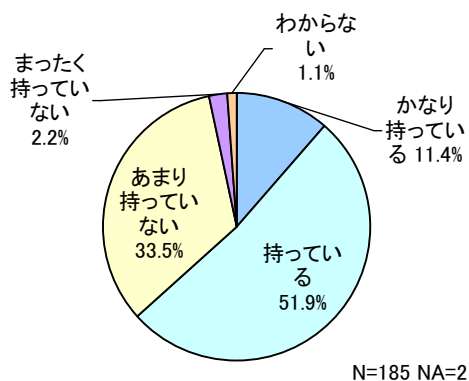
◆本市の環境の満足度

「不満である」、「大変不満である」が 42.1% を占め、事業者の約 4 割が、環境に満足していない。



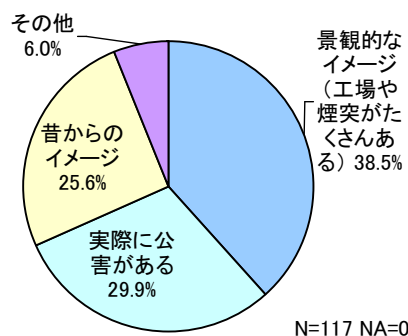
◆公害のまちのイメージ

「持っている」、「かなり持っている」が 63.3% を占め、「公害のまち」のイメージが強い。



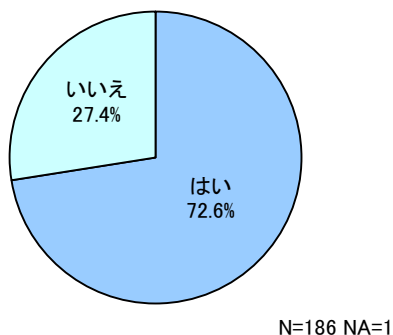
◆公害のまちのイメージの理由

「景観的なイメージ」、「実際に公害がある」、「昔からのイメージ」という理由の占める割合が高い。



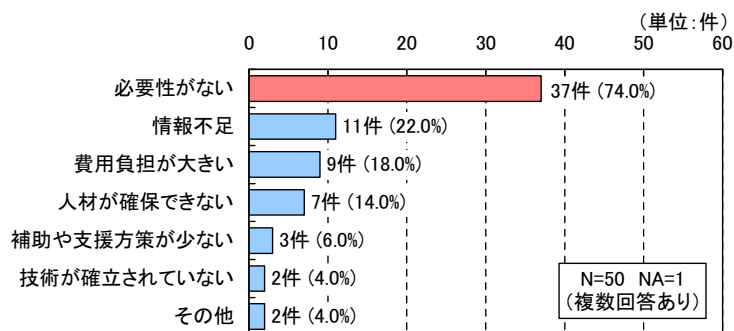
◆環境保全対策実施状況

環境保全対策を実施している事業者が 72.6% を占めている。



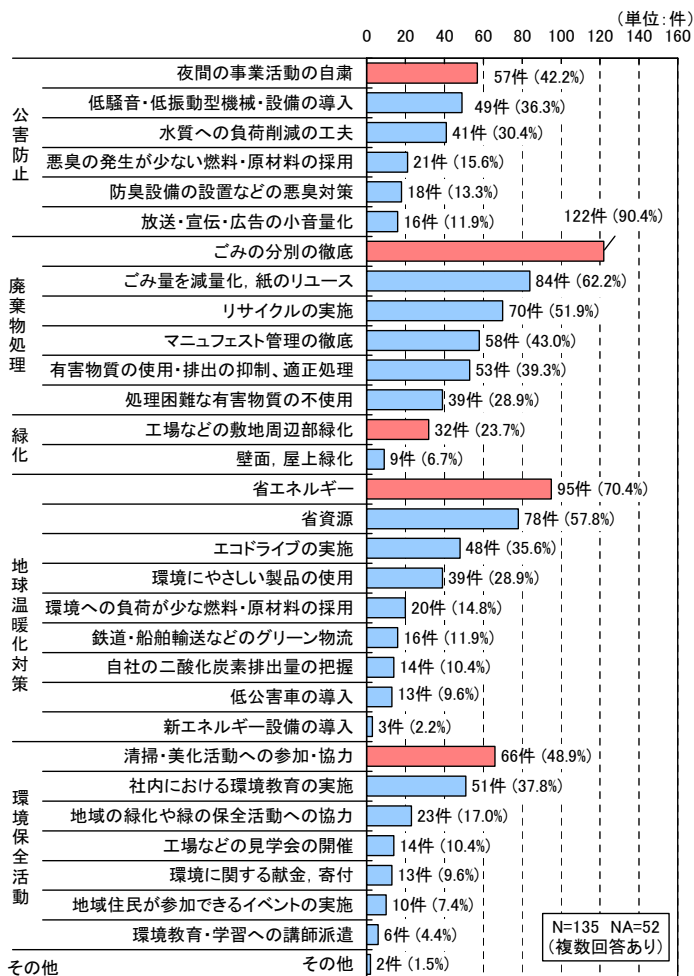
◆環境保全対策を実施していない理由

「環境保全の必要性がない」、「情報不足」、「費用負担が大きい」という理由の占める割合が高い。



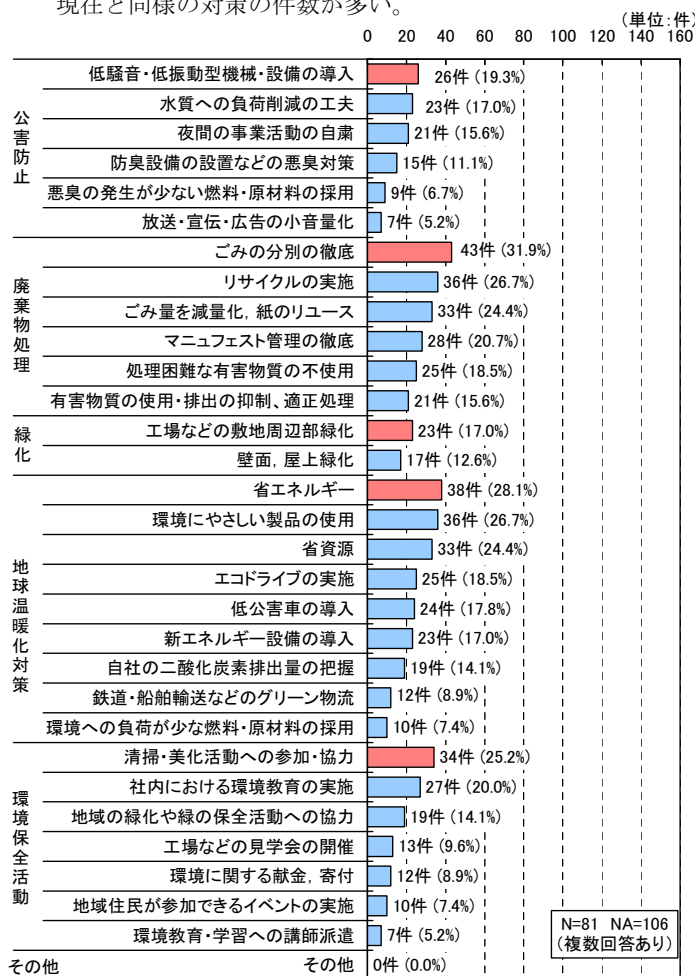
◆現在の環境保全対策

「夜間の事業活動の自粛」、「ごみの分別の徹底」、「工場など敷地周辺部緑化」、「省エネルギー」、「清掃・美化活動への参加協力」などの対策の件数が多い。



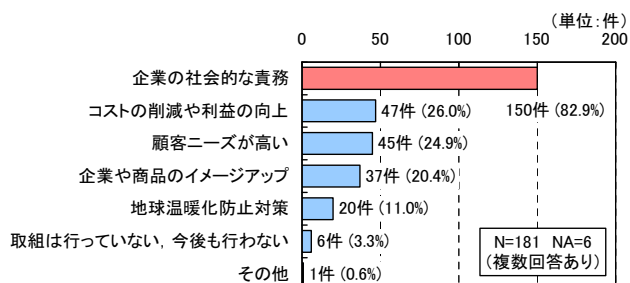
◆今後の環境保全対策

「低騒音・低騒音型機械・設備の導入」、「ごみの分別の徹底」、「工場など敷地周辺部緑化」、「省エネルギー」、「清掃・美化活動への参加協力」など現在と同様の対策の件数が多い。



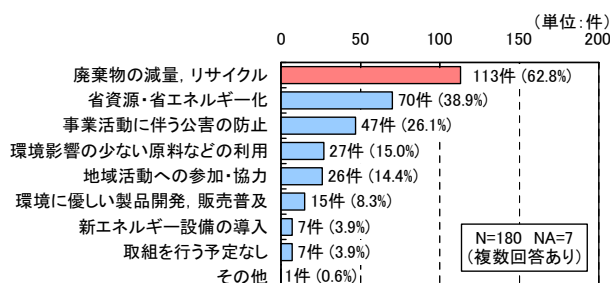
◆環境保全に関する考え方

環境への配慮は、「企業の社会的な責務」という意見が多い。



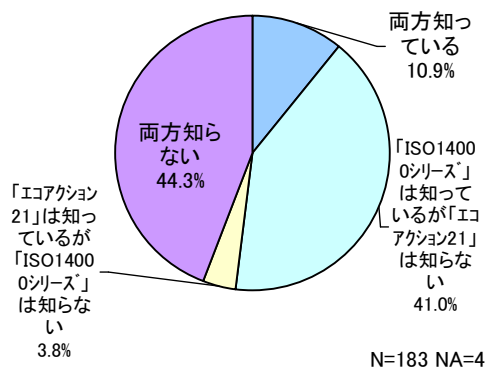
◆今後重点を置く環境保全事項

「廃棄物の減量、リサイクル」、「省資源・省エネルギー化」という意見が多い。



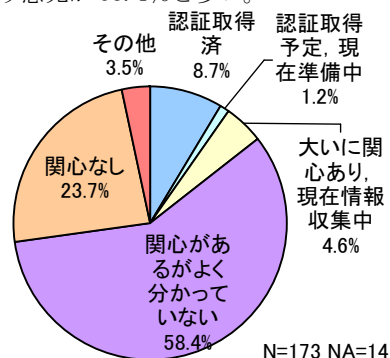
◆ISO14001 シリーズ、エコアクション 21 について

ISO14000 シリーズを知っている事業者が 51.9%、エコアクション 21 を知っている事業者が 14.7%と両認証制度の認知度が低かった。



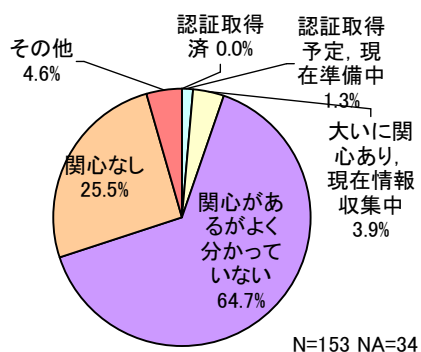
◆ISO14000 シリーズの取得状況

「認証取得済」が 8.7%、「認証取得予定」が 1.2%と少ない。また、「関心があるがよく分かっていない」という意見が 58.4%と多い。



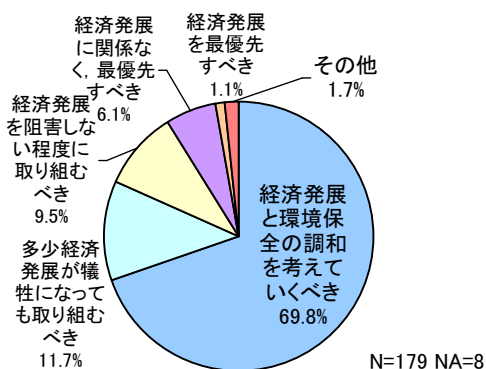
◆エコアクション 21 の取得状況

「認証取得済」の事業者はなく、「認証取得予定」も 1.3%と少ない。また、「関心があるがよく分かっていない」という意見が 64.7%と多い。



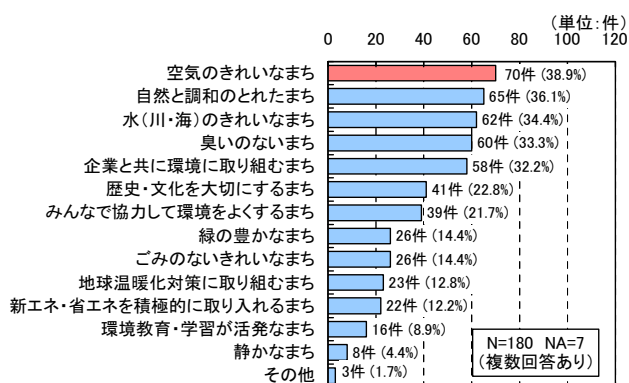
◆「経済発展」と「環境保全」の関係

「経済発展と環境保全の調和を考えていくべき」という意見が 69.8%と多い。



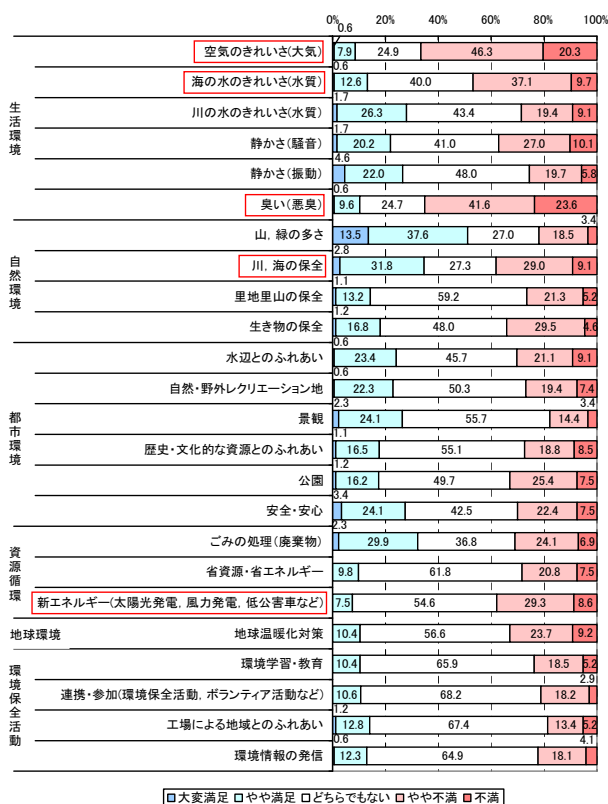
◆望ましい環境像

第1位は「空気のきれいなまち」、第2位は「自然と調和のとれたまち」、第3位は「水（川・海）のきれいなまち」であった。



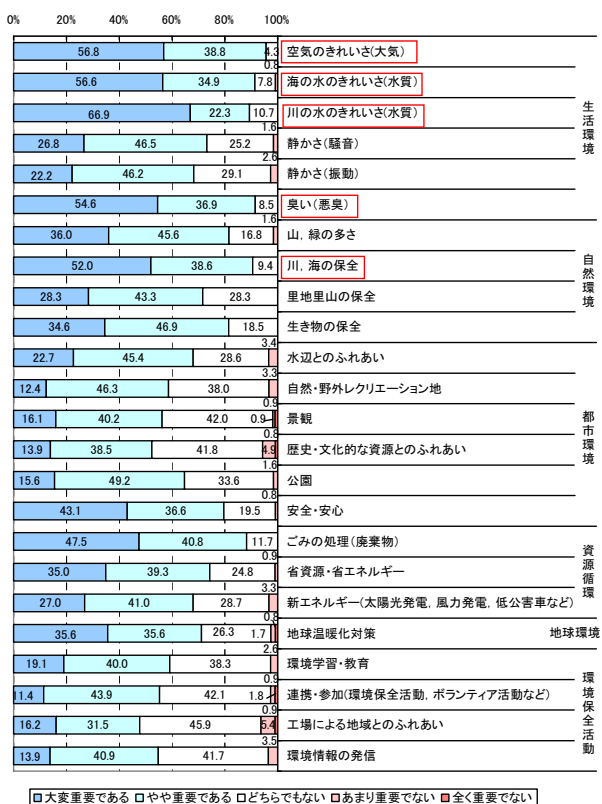
◆環境に対する満足度

「空気のきれいさ（大気）」、「臭い（悪臭）」、「海の水のきれいさ（水質）」の満足度が低い。



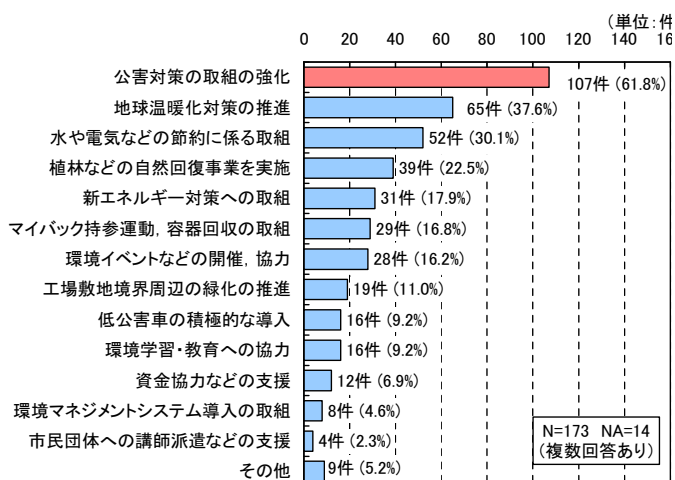
◆環境に対する重要度

「空気のきれいさ（大気）」、「臭い（悪臭）」、「海の水のきれいさ（水質）」の重要度が高い。



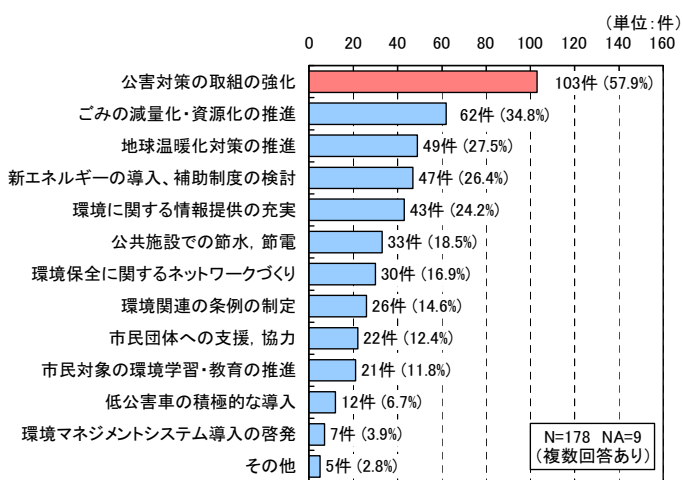
◆市民から期待されている取組

「公害防止の取組の強化」、「地球温暖化対策の推進」の件数が多い。



◆本市に期待する取組

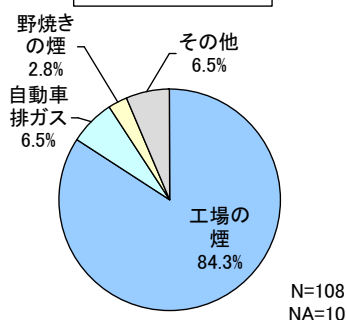
「公害防止の取組の強化」、「ごみの減量化・資源化の推進」の件数が多い。



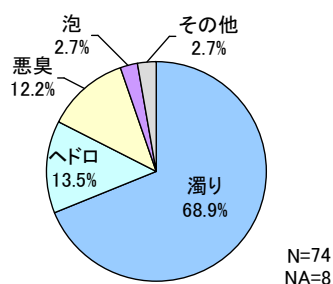
◆環境に対する不満の一番の原因（1）

生活環境

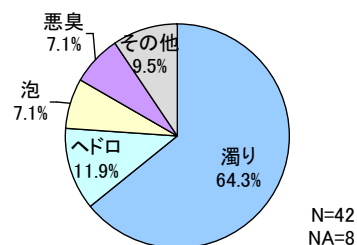
空気のきれいさ(大気)



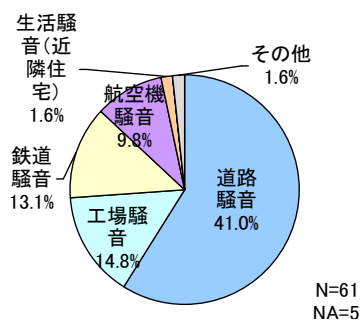
海の水のきれいさ(水質)



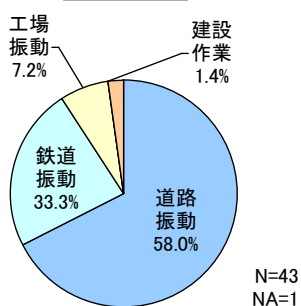
川の水のきれいさ(水質)



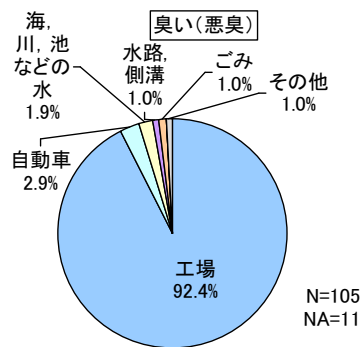
静かさ(騒音)



静かさ(振動)

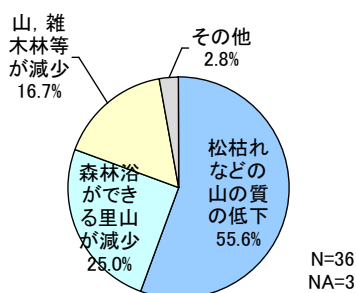


臭い(悪臭)

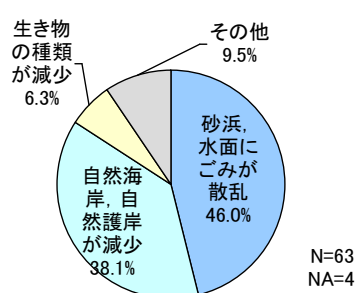


自然環境

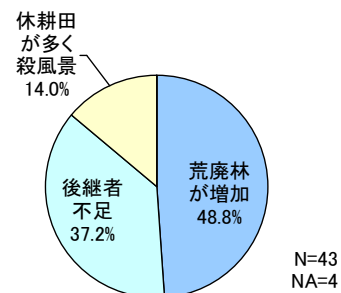
山、緑の多さ



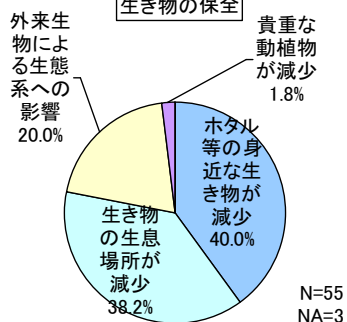
川、海の保全



里地里山の保全



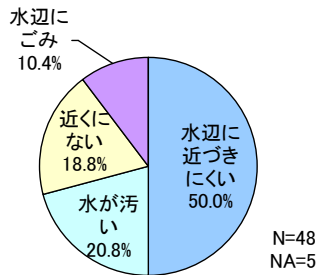
生き物の保全



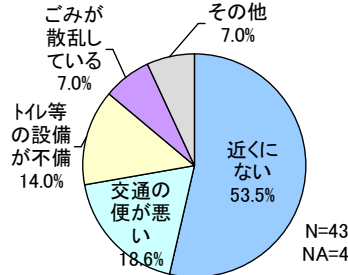
◆環境に対する不満の一番の原因（2）

都市環境

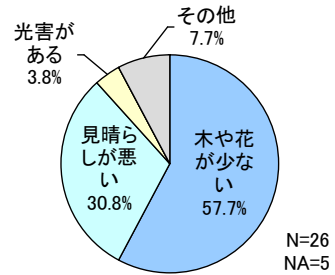
水辺とのふれあい



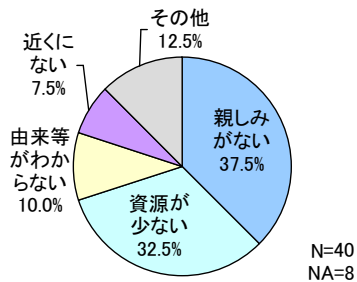
自然・野外レクリエーション地



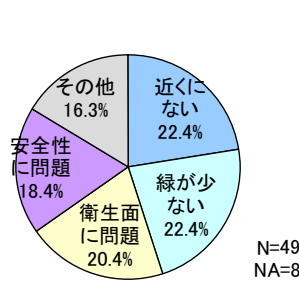
景観



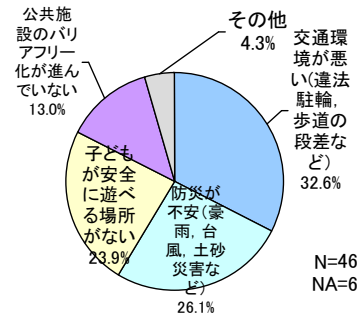
歴史・文化的な資源とのふれあい



公園

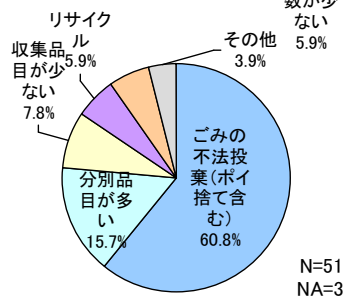


安全・安心

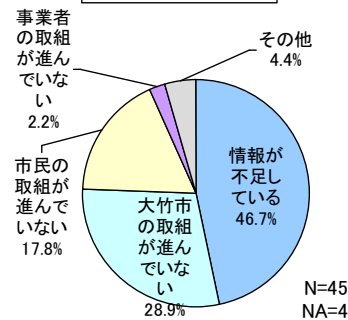


資源循環

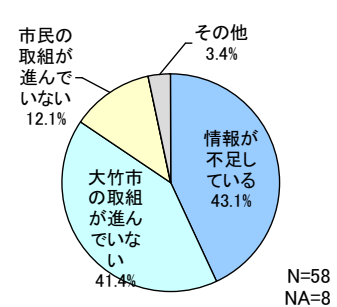
ごみの処理(廃棄物)



省資源・省エネルギー

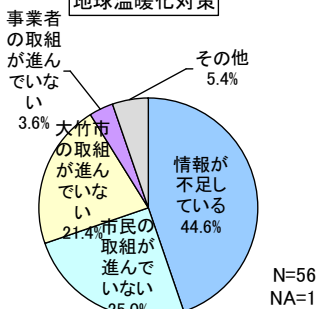


新エネルギー



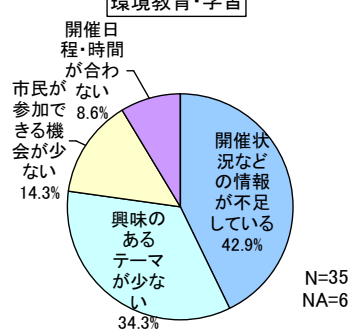
地球環境

地球温暖化対策

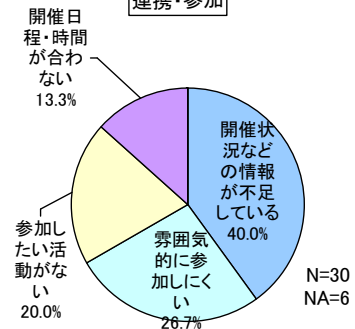


環境保全活動

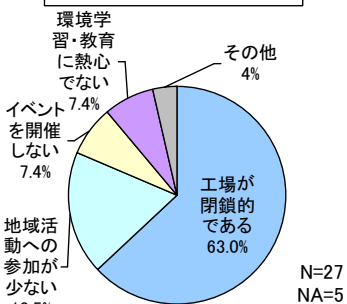
環境教育・学習



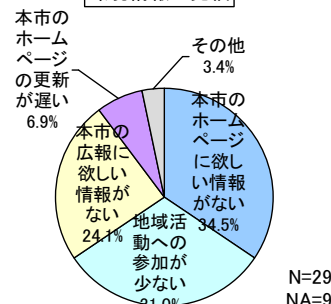
連携・参加



工場による地域とのふれあい

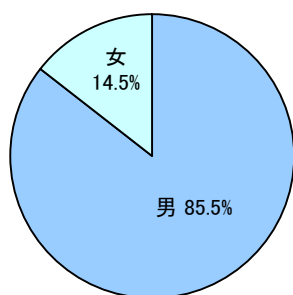


環境情報の発信



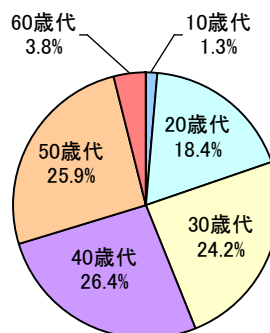
従業員

◆性別



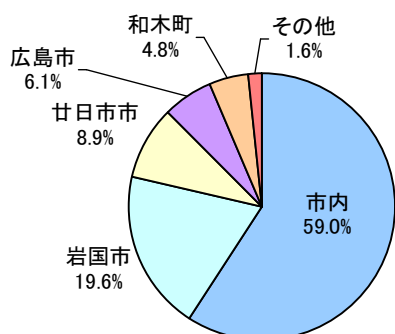
N=888 NA=22

◆年齢



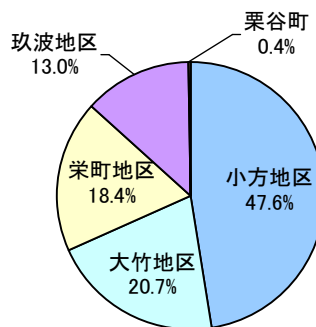
N=899 NA=11

◆現住所（全体）



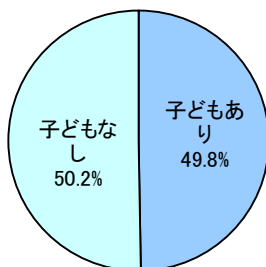
N=901 NA=9

◆現住所（市内の内訳）



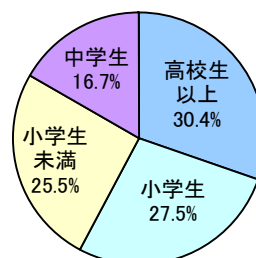
N=532

◆世帯構成（子どもの有無）



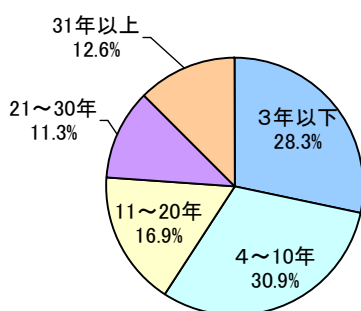
N=900 NA=10

◆世帯構成（子どもの年代）



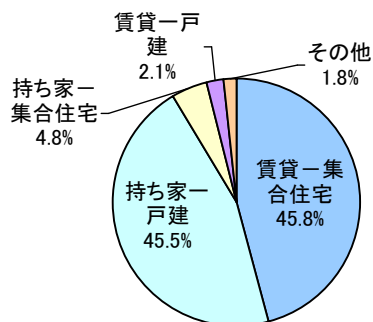
N=593
(複数回答あり)

◆居住年数



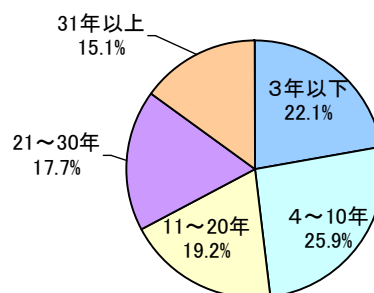
N=890 NA=20

◆居住形態



N=897 NA=13

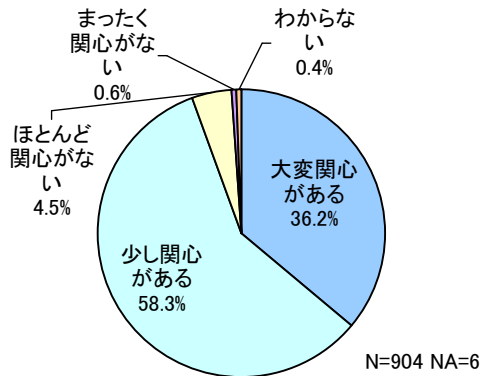
◆本市での勤務年数



N=896 NA=14

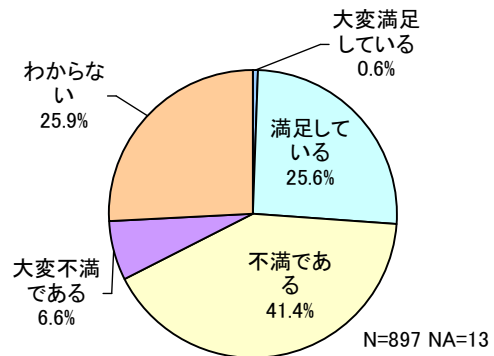
◆環境問題への関心度

「少し関心がある」、「大変関心がある」が94.5%を占め、環境問題への関心度は高い。



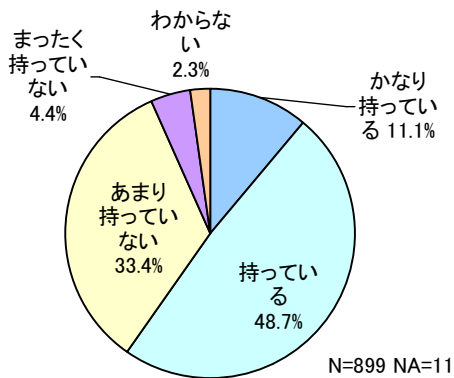
◆本市の環境の満足度

「不満である」、「大変不満である」が48.0%を占め、従業員の市民の約半数が、環境に満足していない。



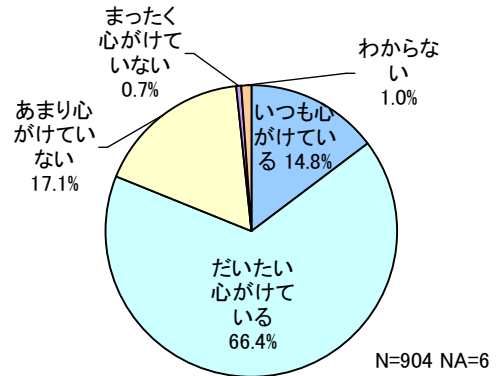
◆公害のまちのイメージ

「持っている」、「かなり持っている」が59.8%を占め、「公害のまち」のイメージがやや強い。



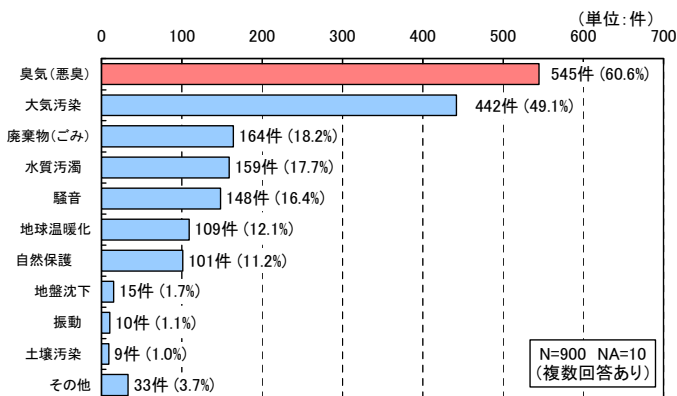
◆日常の環境配慮行動

「だいたい心がけている」、「いつも心がけている」が81.2%を占め、従業員の多くが日常的に環境に配慮した行動を行っている。



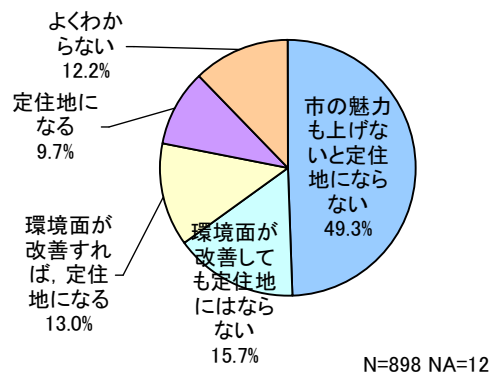
◆定住促進のために優先的に解決すべき環境問題

「臭気（悪臭）」、「大気汚染」の件数が多い。



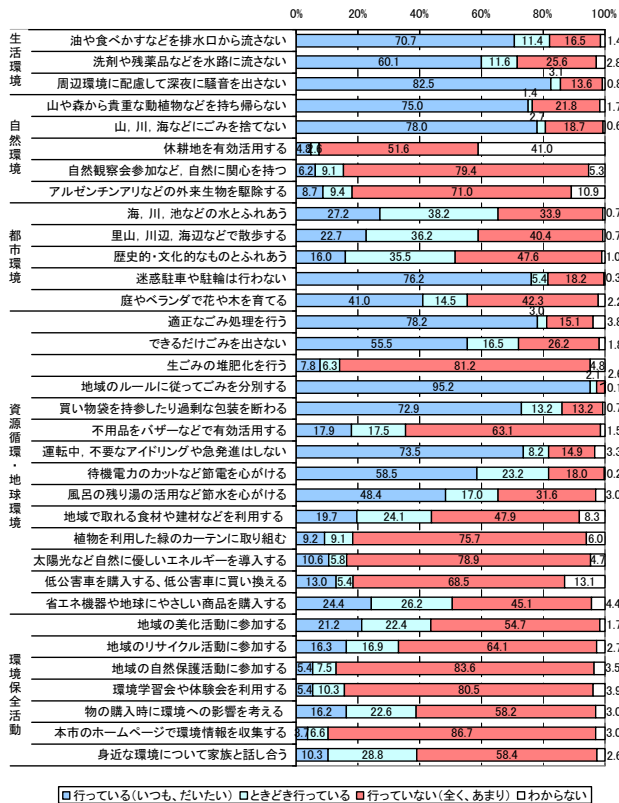
◆定住地としての可能性

「環境面の改善だけでなく、それ以外の市の魅力を上げないと定住の地にならない」という意見が多い。「環境面が改善すれば、定住地になる」という意見の割合は13.0%であった。



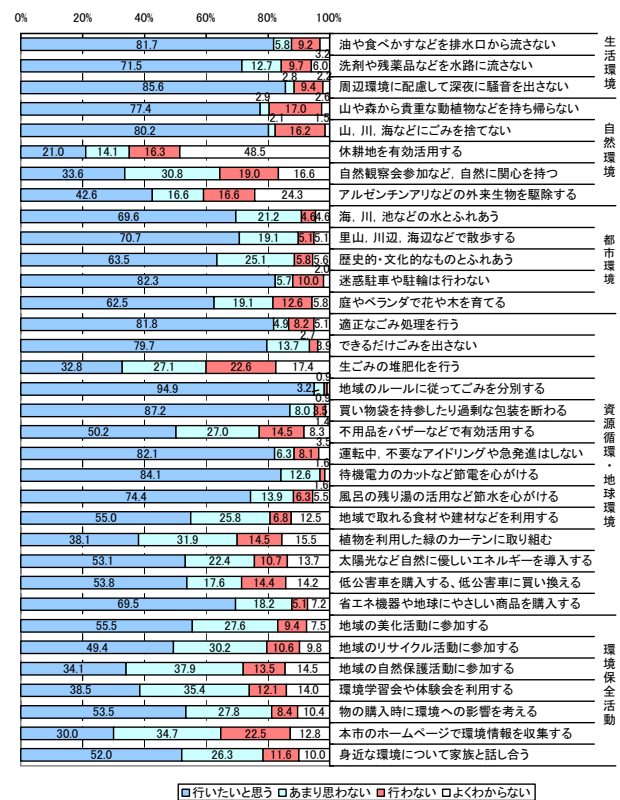
◆現在の環境保全行動

「ごみの分別」、「深夜騒音の抑制」、「ごみの適正処理」など身近にできることの件数が多い。



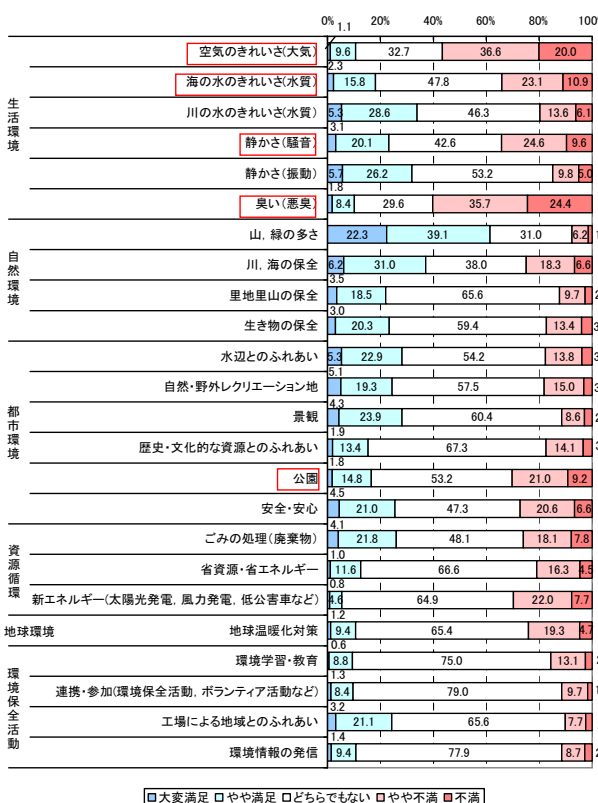
◆今後の環境保全行動

「ごみの分別」、「買い物袋の持参」、「深夜騒音の抑制」などの件数が多い。



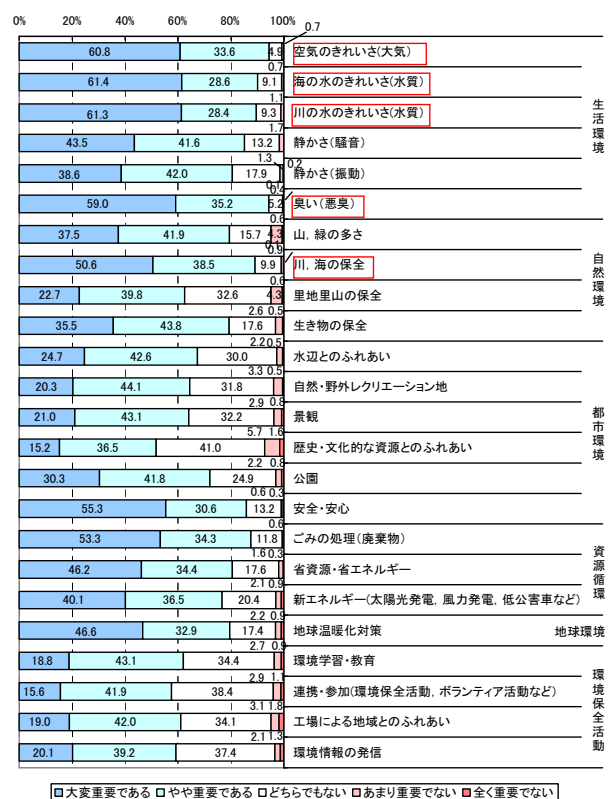
◆環境に対する満足度

「臭い(悪臭)」、「空気のきれいさ(大気)」、「静かさ(騒音)」の満足度が低い。



◆環境に対する重要度

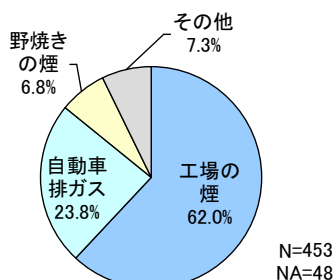
「空気のきれいさ(大気)」、「臭い(悪臭)」、「海の水のきれいさ(水質)」の重要度が高い。



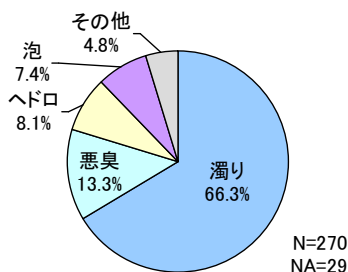
◆環境に対する不満の一番の原因（1）

生活環境

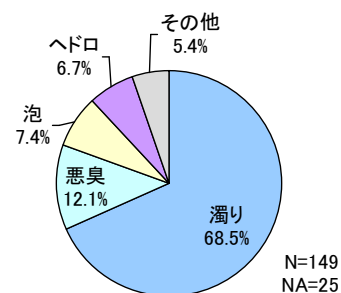
空気のきれいさ(大気)



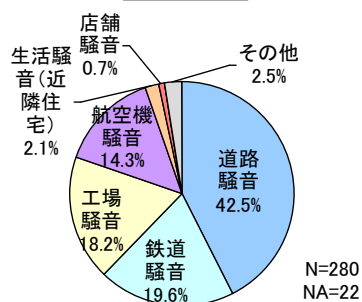
海の水のきれいさ(水質)



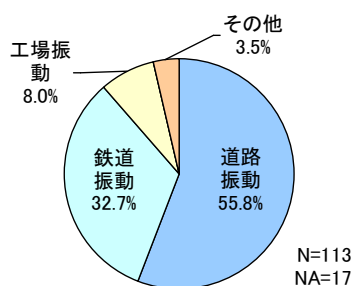
川の水のきれいさ(水質)



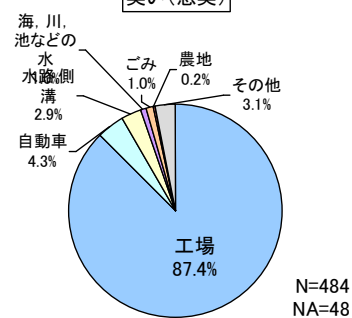
静かさ(騒音)



静かさ(振動)

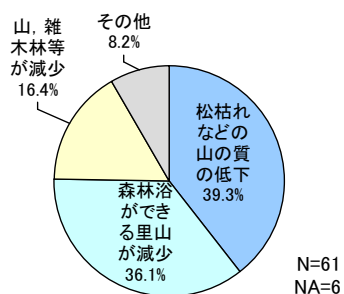


臭い(悪臭)

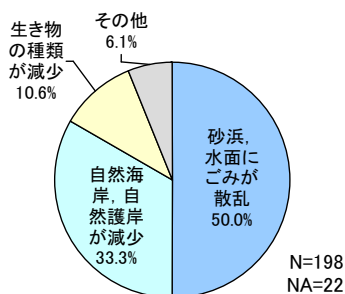


自然環境

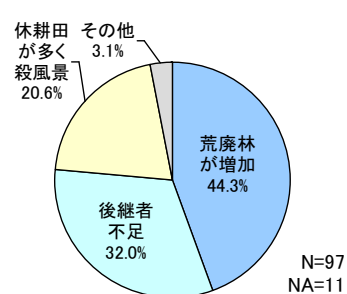
山、緑の多さ



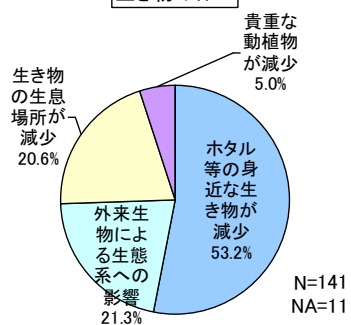
川、海の保全



里地里山の保全



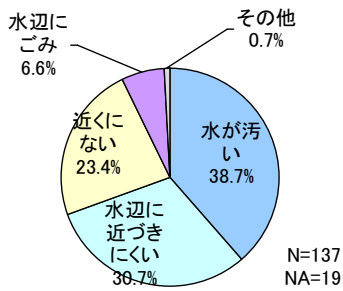
生き物の保全



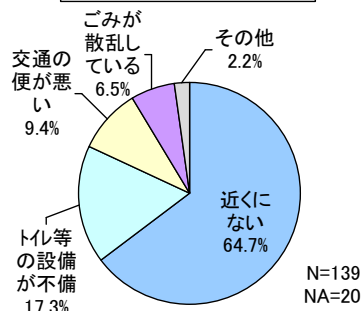
◆環境に対する不満の一番の原因（2）

都市環境

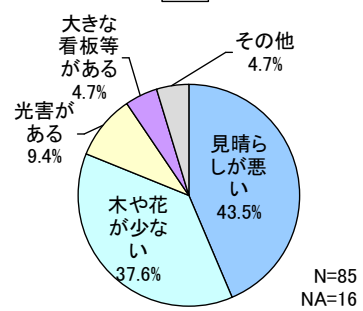
水辺とのふれあい



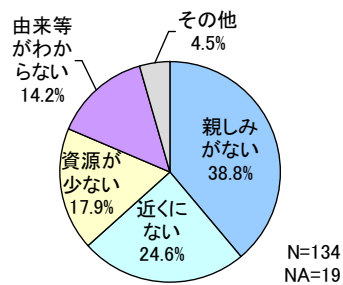
自然・野外レクリエーション地



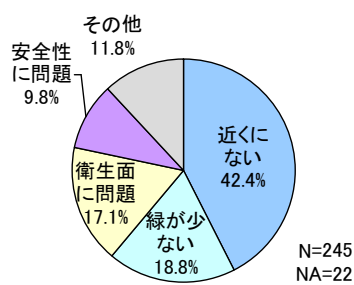
景観



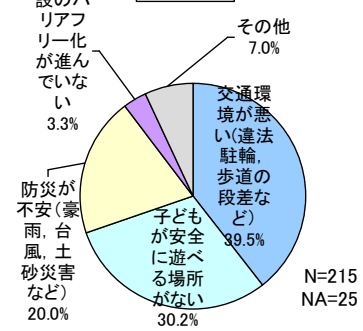
歴史・文化的な資源とのふれあい



公園

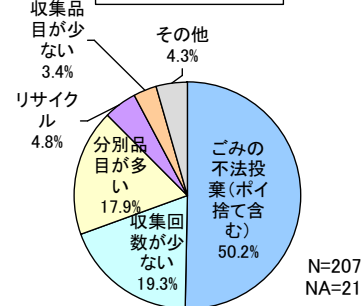


安全・安心

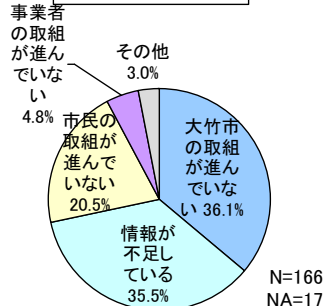


資源循環

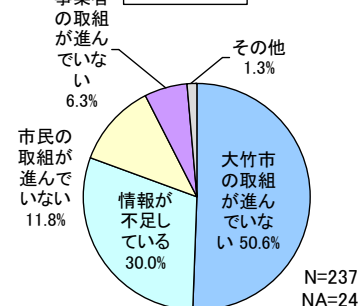
ごみの処理(廃棄物)



省資源・省エネルギー

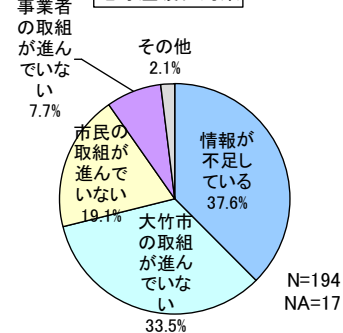


新エネルギー



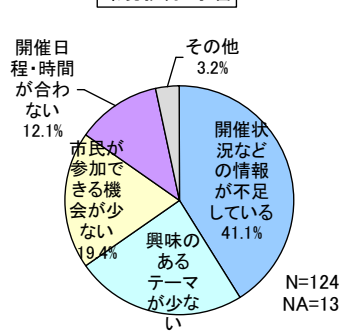
地球環境

地球温暖化対策

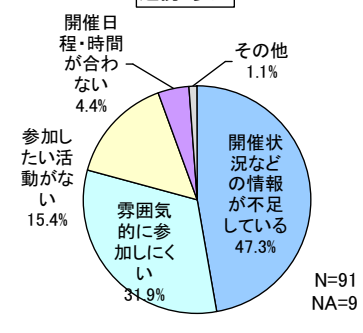


環境保全活動

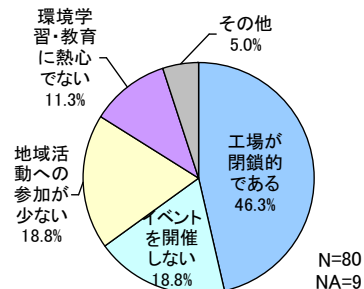
環境教育・学習



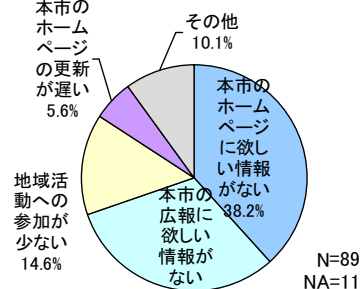
連携・参加



工場による地域とのふれあい

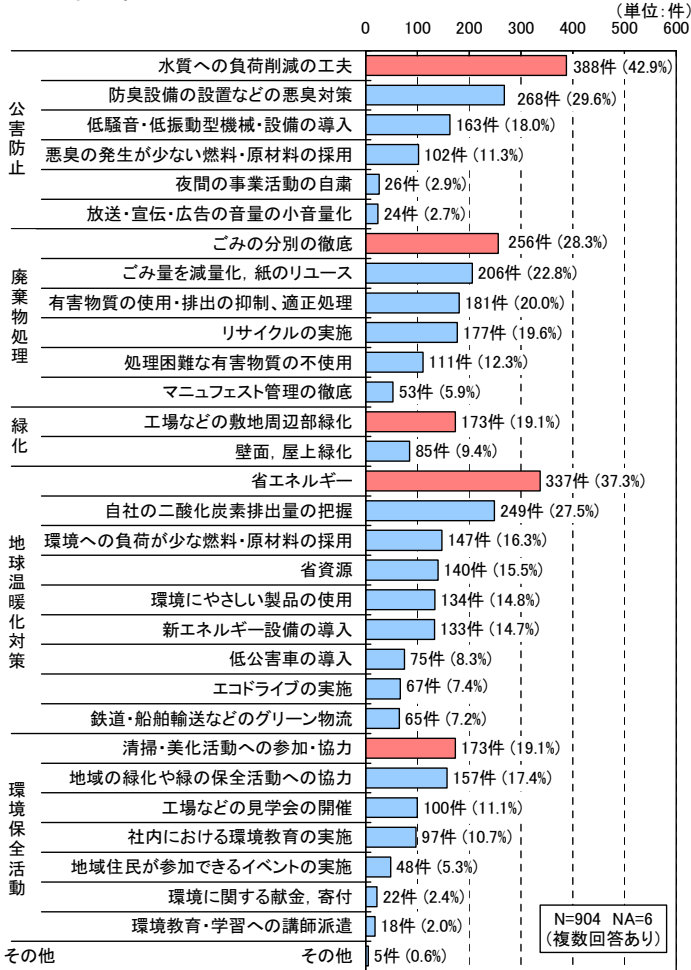


環境情報の発信



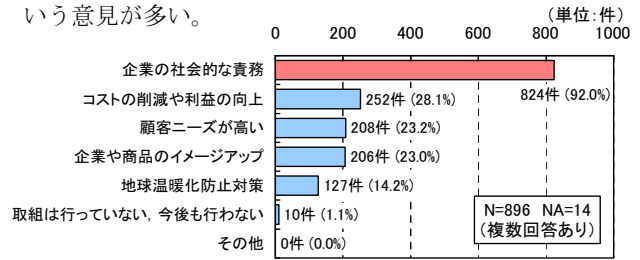
◆勤務事業所の現在の環境保全対策

「水質への負荷削減の工夫」、「ごみの分別の徹底」、「工場など敷地周辺部緑化」、「省エネルギー」、「清掃・美化活動への参加・協力」などの対策の件数が多い。



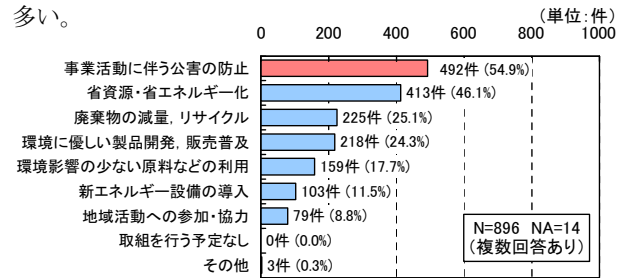
◆勤務事業所の環境保全に関する考え方

「環境への配慮は、企業の社会的な責務である」という意見が多い。



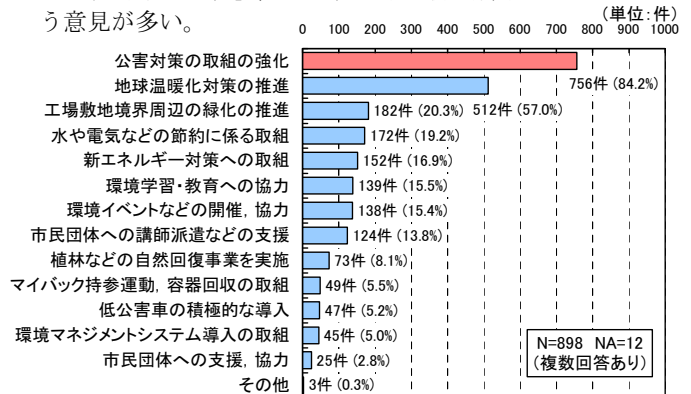
◆勤務事業所の今後重点を置く環境保全事項

「公害防止」、「省資源・省エネルギー」という意見が多い。



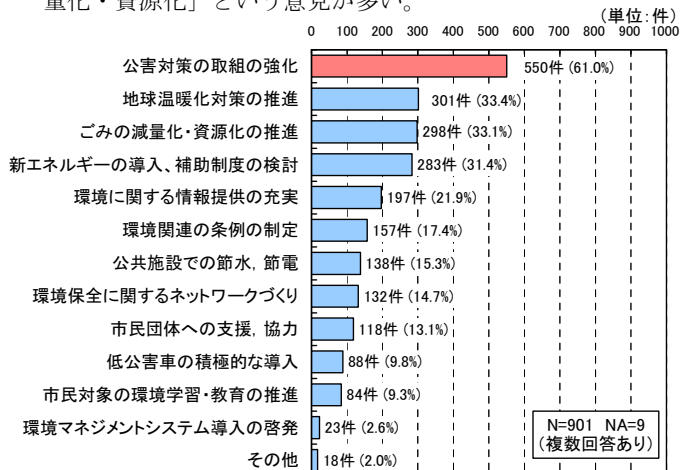
◆勤務事業所が市民から期待されている取組

「公害対策の強化」、「二酸化炭素の排出抑制」という意見が多い。



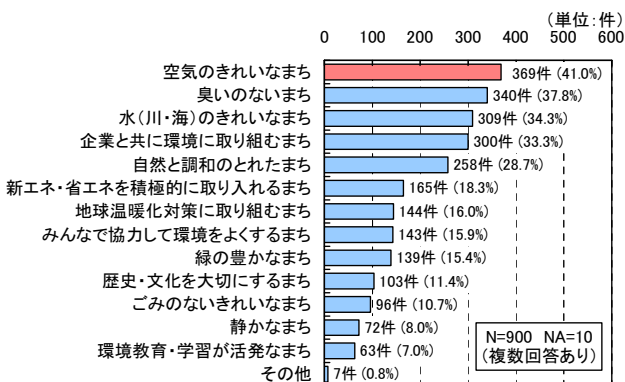
◆本市に期待する取組

「公害防止」、「二酸化炭素の排出抑制」、「ごみの減量化・資源化」という意見が多い。



◆望ましい環境像

第1位は「空気のきれいなまち」、第2位は「臭いのないまち」、第3位は「水(川・海)のきれいなまち」であった。

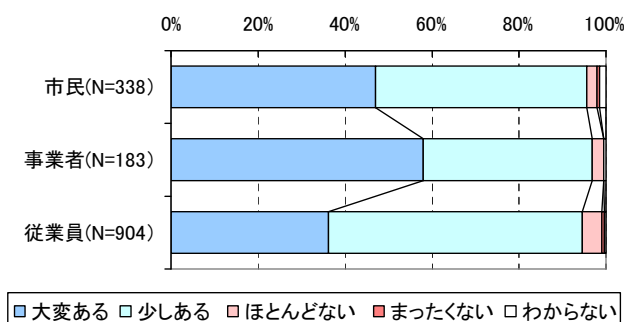


主体別意識の比較

市民、事業者、従業員において、共通質問項目については、意識の相違を把握するため、比較して整理しました。

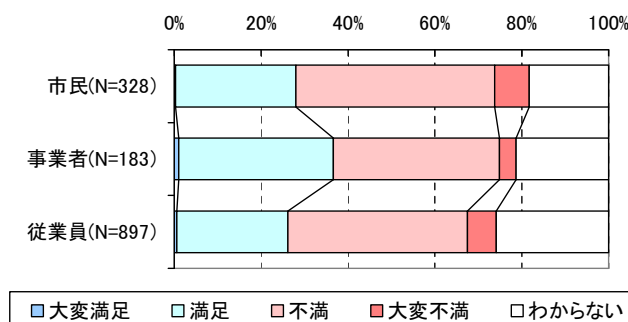
◆環境問題への関心度

市民、事業者、従業員とも環境問題への関心は高い。



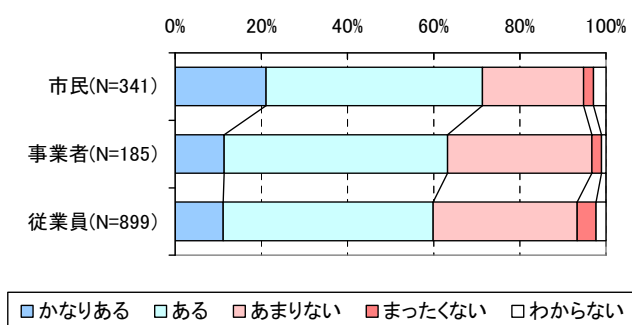
◆本市の環境の満足度

「大変不満」と「不満」を合わせた割合は、市民が多い。市民、事業者、従業員とも4～5割が本市の環境に不満を持っている。



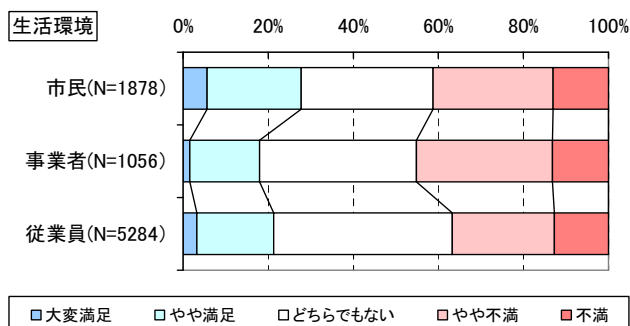
◆公害のまちのイメージ

「かなりある」、「ある」を合わせた割合は、市民が多い。市民、事業者、従業員とも6～7割が本市に公害のまちのイメージを抱いている。



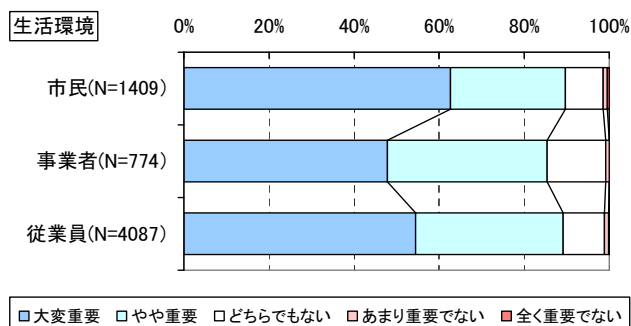
◆環境に対する満足度（生活環境）

「不満」と「やや不満」を合わせた割合は、事業者が高い。



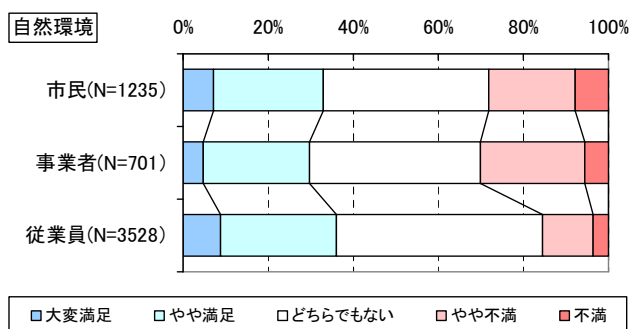
◆環境に対する重要度（生活環境）

「大変重要」と「やや重要」を合わせた割合は、市民及び従業員が高い。



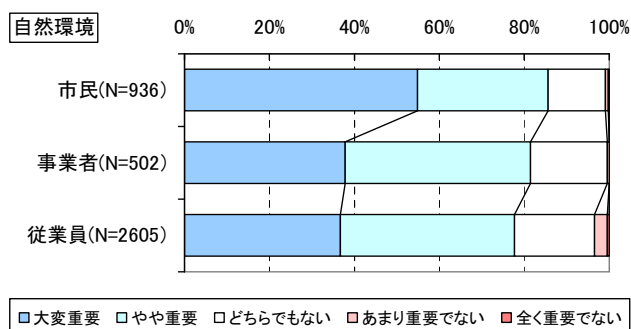
◆環境に対する満足度（自然環境）

「不満」と「やや不満」を合わせた割合は、事業者が高い。



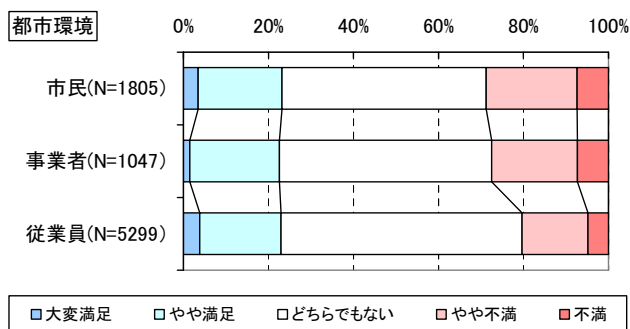
◆環境に対する重要度（自然環境）

「大変重要」と「やや重要」を合わせた割合は、市民が高い。



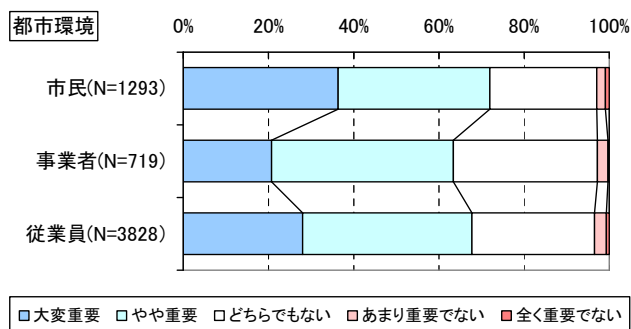
◆環境に対する満足度（都市環境）

「不満」と「やや不満」を合わせた割合は、市民及び事業者が高い。



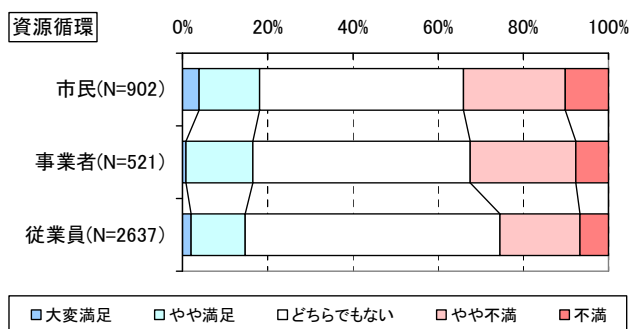
◆環境に対する重要度（都市環境）

「大変重要」と「やや重要」を合わせた割合は、市民が高い。



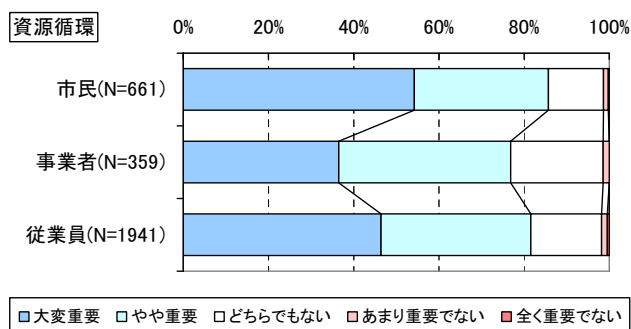
◆環境に対する満足度（資源循環）

「不満」と「やや不満」を合わせた割合は、市民が高い。



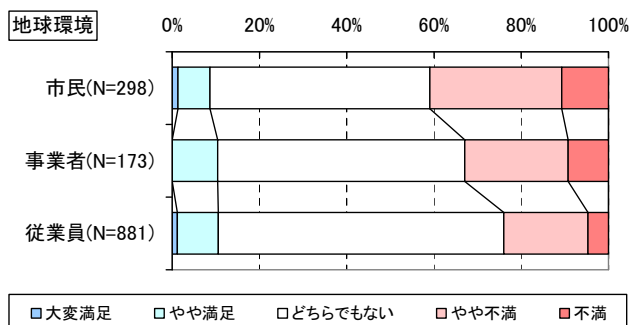
◆環境に対する重要度（資源循環）

「大変重要」と「やや重要」を合わせた割合は、市民が高い。



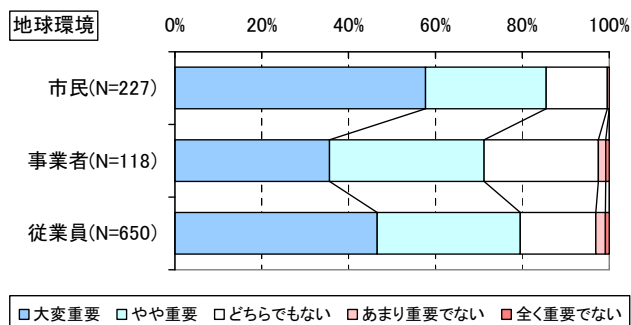
◆環境に対する満足度（地球環境）

「不満」と「やや不満」を合わせた割合は、市民が高い。



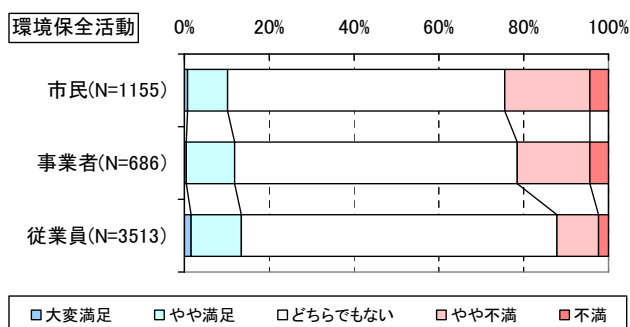
◆環境に対する重要度（地球環境）

「大変重要」と「やや重要」を合わせた割合は、市民が高い。



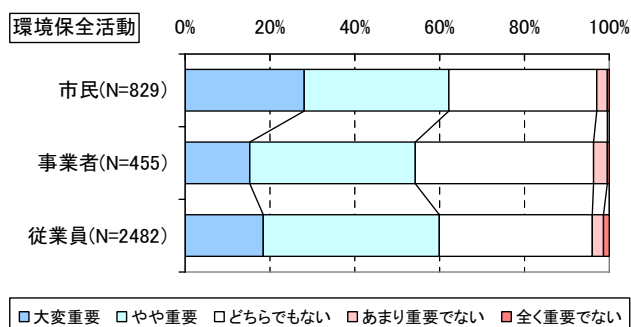
◆環境に対する満足度（環境保全活動）

「不満」と「やや不満」を合わせた割合は、市民が高い。



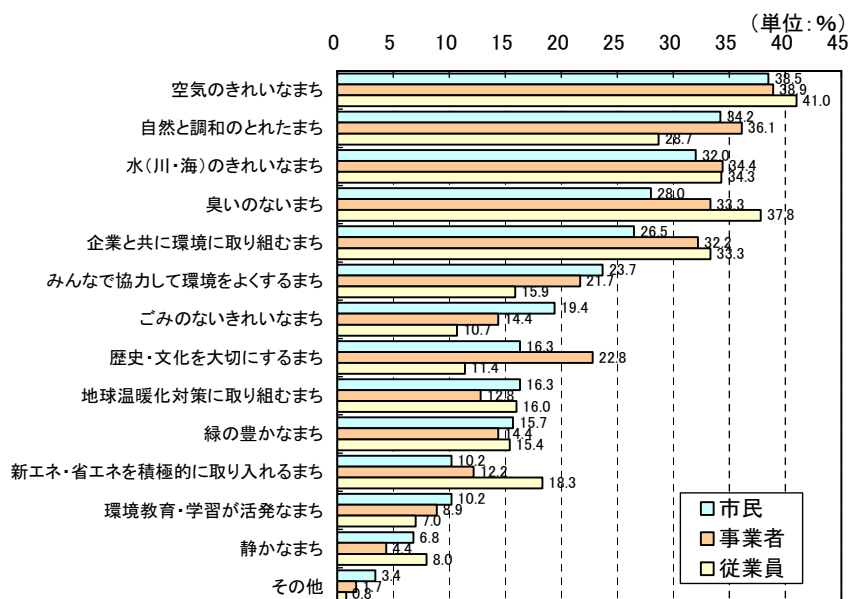
◆環境に対する重要度（環境保全活動）

「大変重要」と「やや重要」を合わせた割合は、市民が高い。



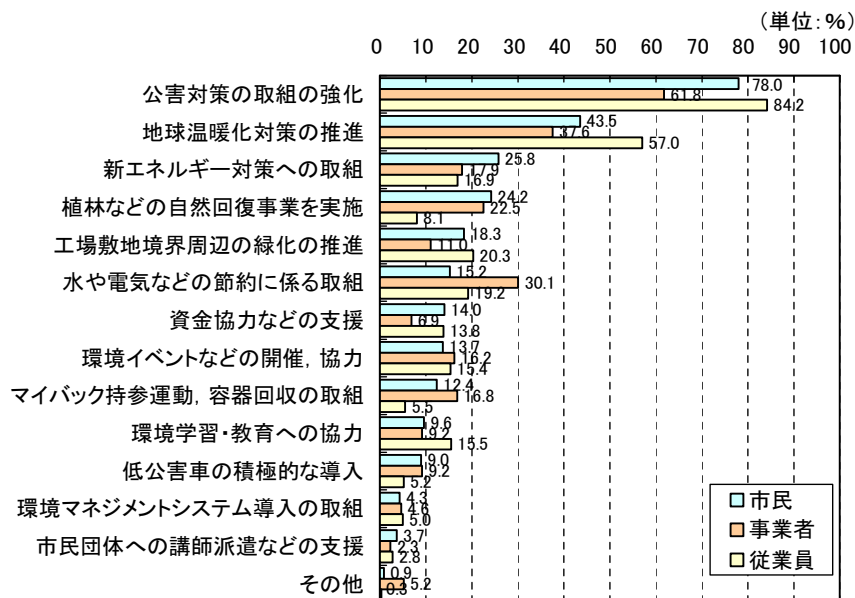
◆望ましい環境像

市民、事業者、従業員ともに第1位は「空気のきれいなまち」、第3位は「水（川・海）のきれいなまち」であった。市民及び事業者の第2位は「自然と調和のとれたまち」、従業員の第2位は「臭いのないまち」、であった。



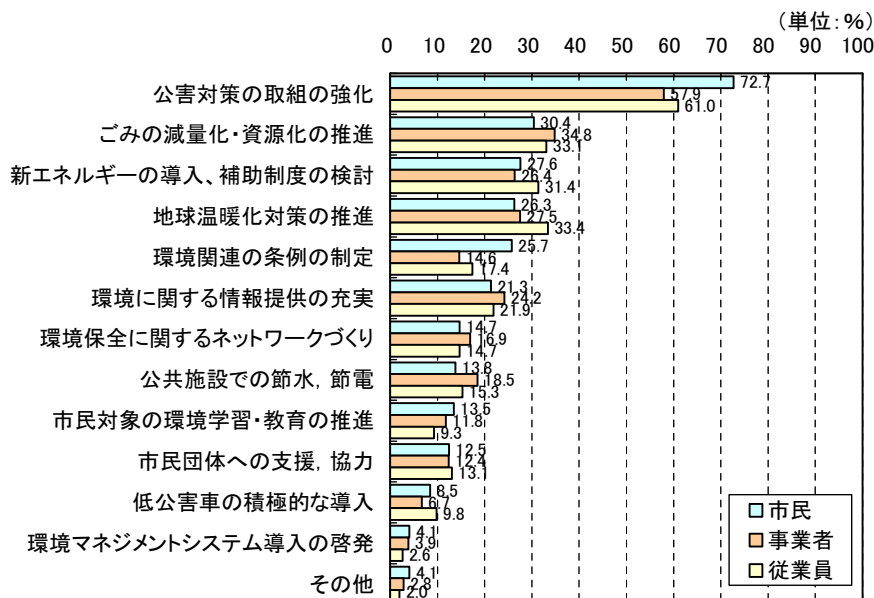
◆事業者（企業）に期待する取組（市民から期待されている取組）

市民、事業者、従業員ともに第1位は「大気、水質、騒音、悪臭などの公害対策の取組の強化」、第2位は「二酸化炭素（CO₂）の排出抑制などの地球温暖化対策の推進」であった。市民の第3位は「太陽エネルギーなどを利用した新エネルギー対策への取組」、事業者の第3位は「水や電気などの節約に係る取組」、従業員の第3位は「工場敷地境界周辺の緑化の推進」であり、主体により意見が異なっていた。



◆本市に期待する取組

市民、事業者、従業員ともに第1位は「大気、水質、騒音、悪臭などの公害防止に対する取組」、第2位は「ごみの減量化・資源化の推進」であった。市民の第3位は「太陽エネルギーなどを利用したエネルギー機器の公共施設への導入、補助制度の検討」、事業者及び従業員の第3位は「二酸化炭素（CO₂）の排出抑制などの地球温暖化対策の推進」であり、主体により意見が異なっていた。

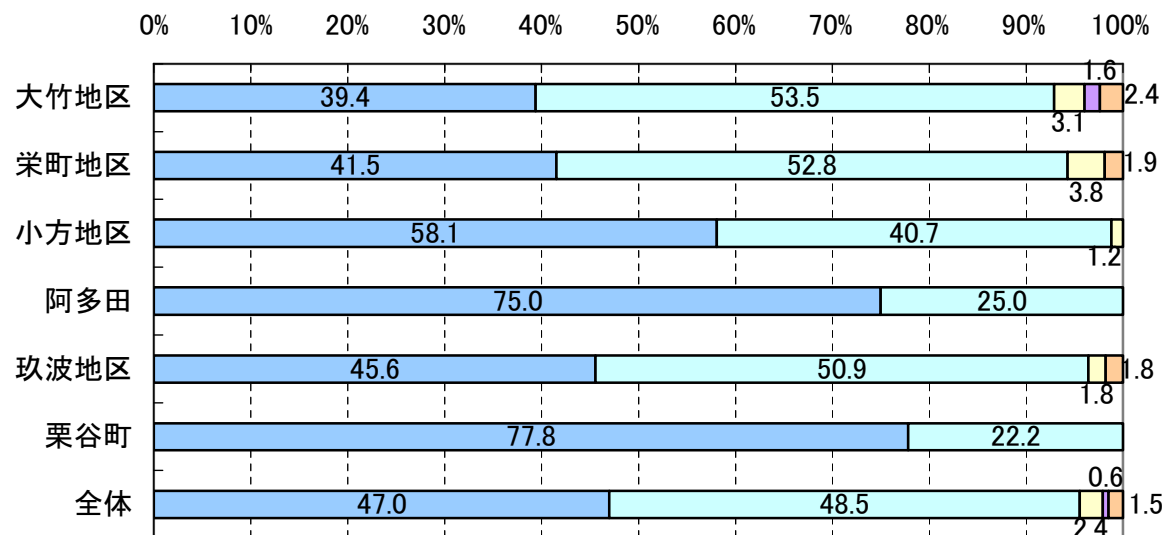


地域別意識の比較

市民において、地域別に意識の相違を把握するため、比較して整理しました。

◆環境問題への関心度

各地区ともの「少し関心がある」、「大変関心がある」の合計が9割以上であった。阿多田、栗谷町は「大変関心ある」の割合が高くなっている。



■大変関心がある □少し関心がある □ほとんど関心がない ■まったく関心がない ■わからない

注) 大竹地区：木野，新町，油見，本町，白石，元町

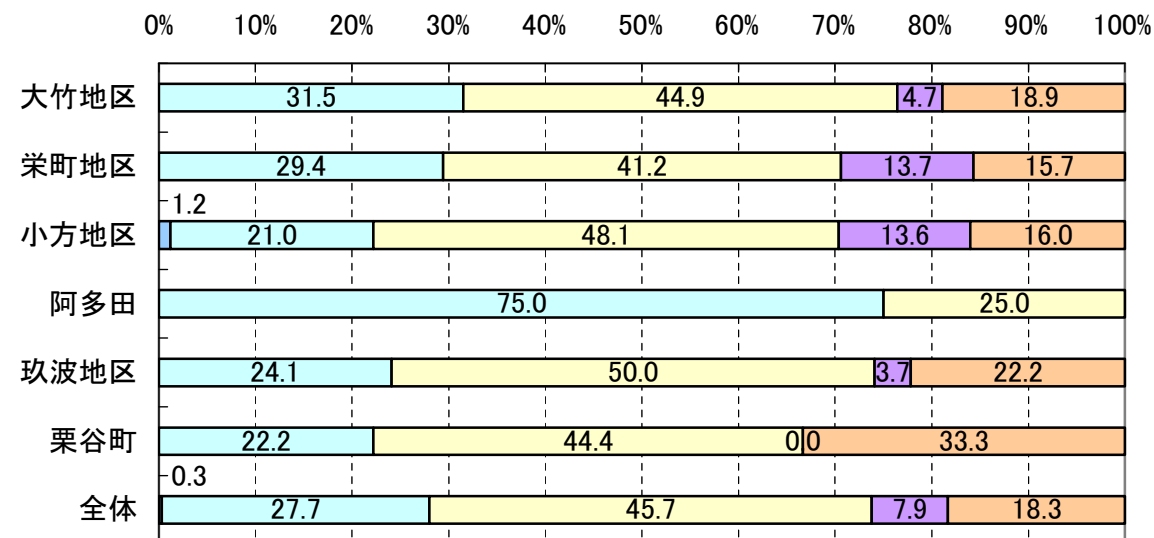
栄町地区：西栄，南栄，東栄，北栄，御幸町

小方地区：小方，立戸，御園，御園台，黒川，三ツ石町，晴海，港町，防鹿，穂仁原，比作，安条，前飯谷，後飯谷

玖波地区：玖波，湯舟町，玖波町，松ヶ原町

◆本市の環境の満足度

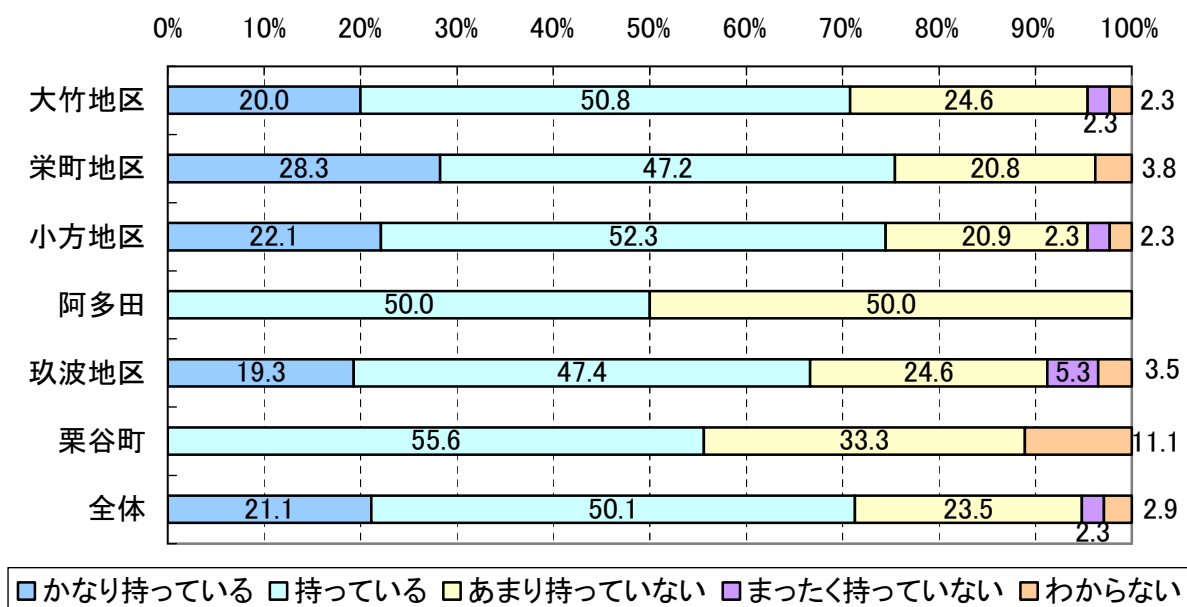
「大変不満である」、「不満である」を合計した不満度は、小方地区の居住者が一番高く 60.0%で過半数を超え、次いで栄町地区の居住者が 54.9%であり、不満度の一番低い（満足度が高い）栗谷町と比較すると、不満度の差が約 15 ポイントであった。工場が集中立地する地域及びその隣接地域での不満度が高かった。



■大変満足している □満足している □不満である ■大変不満である ■わからない

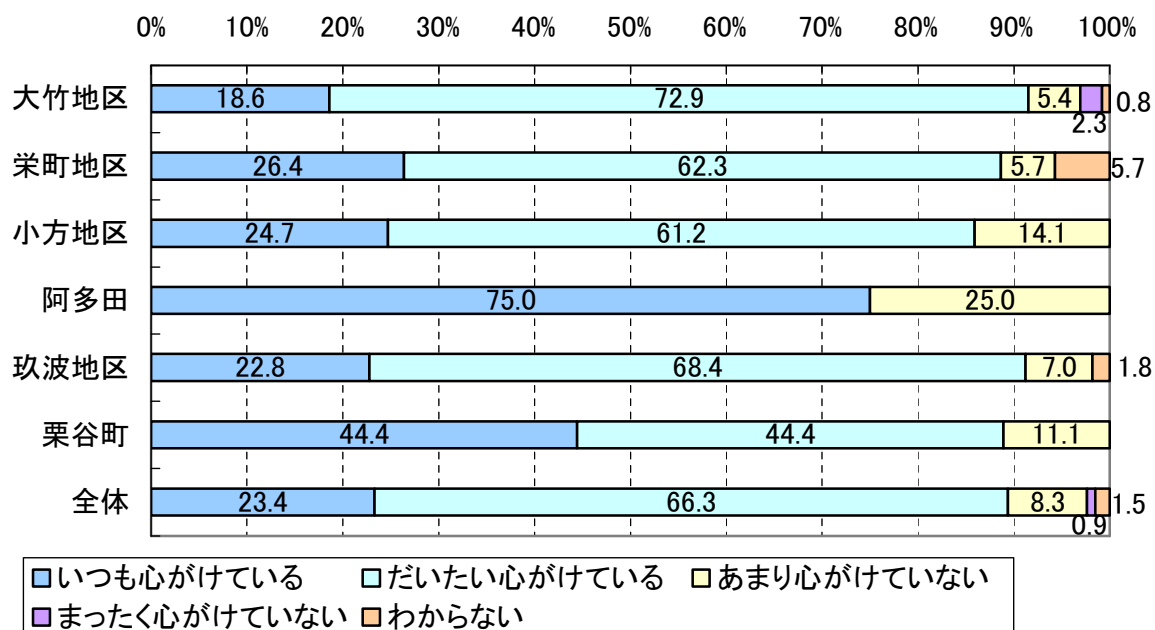
◆公害のまちのイメージ

「かなり持っている」、「持っている」の合計が70%を超えていたのは、栄町地区、小方地区、大竹地区の3地区であった。



◆日常の環境配慮行動

各地区ともの「いつも心がけている」、「だいたい心がけている」の合計が7～9割程度であった。



◆望ましい環境像

地域別の第1位の項目は、

大竹地区は「空気のきれいなまち」

栄町地区は「緑が豊かなまち」

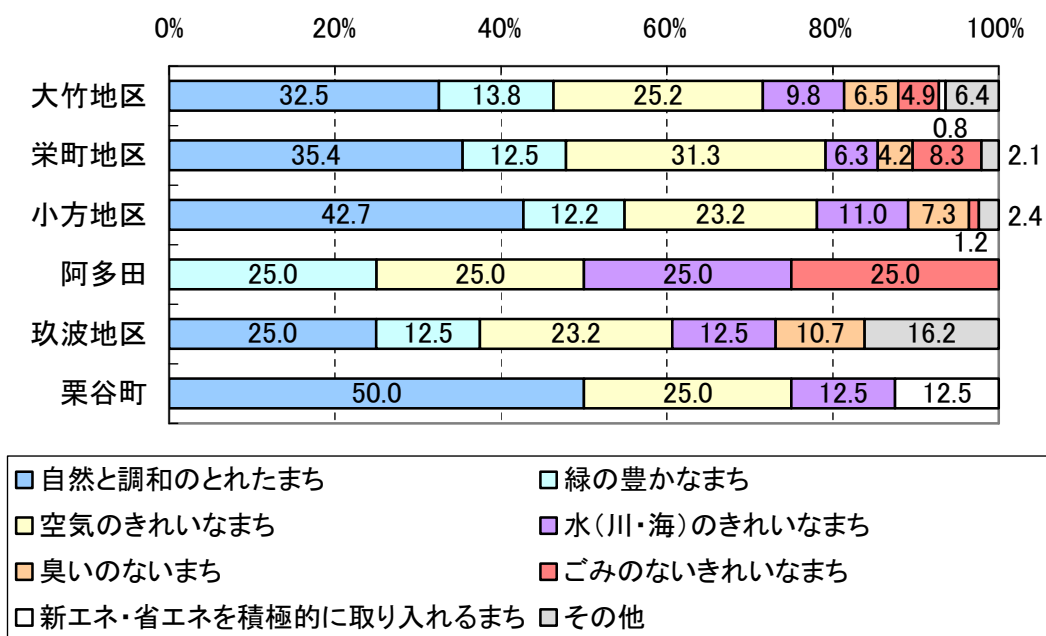
小方地区は「自然と調和のとれたまち」

阿多田は「水（川・海）のきれいなまち」

玖波地区は「空気のきれいなまち」

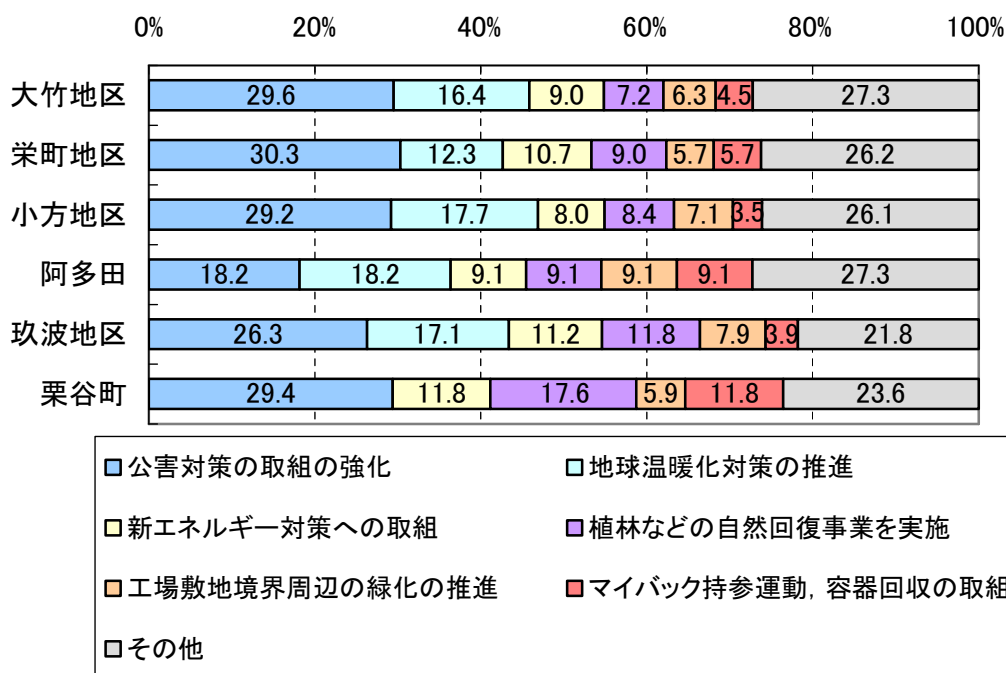
栗谷町は3項目が同値で「自然と調和のとれたまち」、「空気のきれいなまち」、「環境教育・学習が活発なまち」であった。

栄町地区で「空気のきれいなまち」、「臭いのないまち」は10%未満であった。



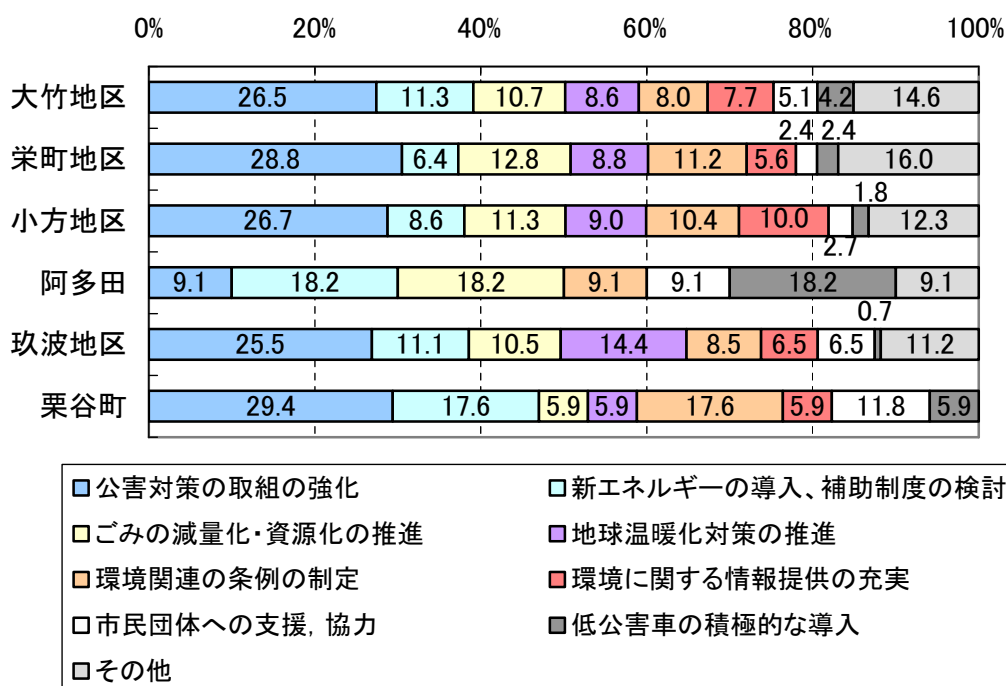
◆事業者（企業）に期待する取組

事業者（企業）に期待する取組は、各地区ともに同じ「大気、水質、騒音、悪臭などの公害対策の取組の強化」が第1位で、3割程度を占めていた。第2位の取組は、栗谷町を除くすべての地区で同じ「二酸化炭素（CO₂）の排出抑制などの地球温暖化対策の推進」であった。



◆本市に期待する取組

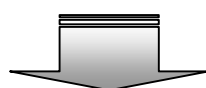
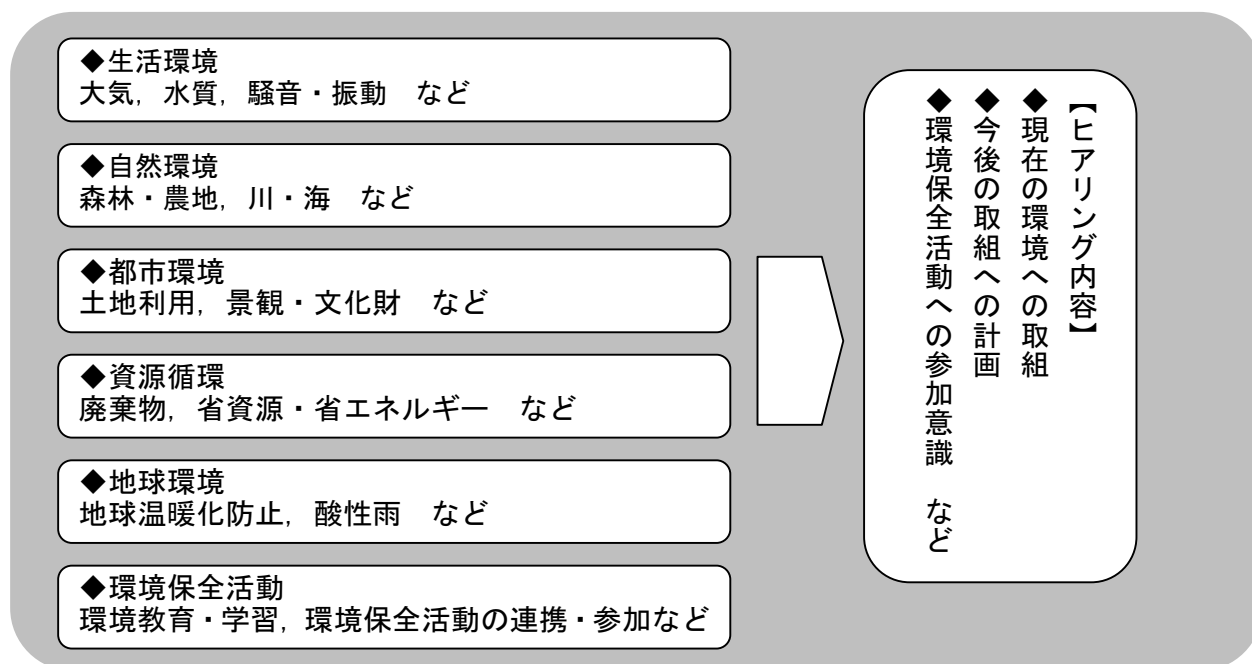
本市に期待する取組は、事業者と同様に、各地区ともに同じ「大気、水質、騒音、悪臭などの公害対策の取組の強化」が第1位であった。西栄町地区、小方地区、栗谷町で、「環境関連の条例の制定（環境基本条例、ポイ捨て禁止条例など）が約1割を占めていた。



(2) ヒアリング調査結果

ア 調査概要

森林、農業、内水面漁業、商工（中小事業所）の分野における諸課題を抽出するため、資料調査、事業者アンケート調査などによっても把握が困難な関係団体にヒアリング調査を実施しました。なお、阿多田島漁業協同組合、くば漁業協同組合については、環境保全活動の情報が得られており、またアンケート調査対象としているため、ヒアリング調査の対象外としました。



反 映

主体別（事業者）の環境施策，環境配慮指針
大竹の環境の現状と課題

イ 調査対象

ヒアリング対象は、アンケートの対象外となった次の4団体としました。

区分	対象事業者	実施時期	場所
農業協同組合	JA佐伯中央	平成 22 年 10 月 13 日	JA佐伯中央
漁業協同組合	芸防漁業協同組合	平成 22 年 10 月 18 日	芸防漁業協同組合事務所
森林組合	佐伯森林組合	平成 22 年 10 月 13 日	佐伯森林組合
商工会議所	大竹商工会議所	平成 22 年 10 月 18 日	大竹商工会議所

ウ 調査結果

各関係団体に対して、「現在の環境に対する取組」、「課題」、「今後の環境への取組計画」、「市民・市への要望」などについて、ヒアリングを行いました。

ヒアリング調査結果は、次のとおりです。

環境保全活動として、農協では、減肥料・減農薬に取り組むだけでなく、農業体験による環境学習などを行っています。内水面漁業を営む芸防漁協も、河川清掃、外来種駆除などの取組を行い、環境教育などにも積極的に協力しています。

また、森林組合は、森林管理による環境保全への貢献だけでなく、森林体験などによる環境学習を行っています。

商工については、大手企業は、CSR報告書により省資源・省エネ、モーダルシフトの導入など、様々な環境保全活動を紹介していますが、中小企業においても清掃活動による環境保全活動に取り組み、商工会議所も環境セミナーの開催などに努めています。

環境保全活動を継続する上での課題としては、高齢化や後継者不足などによる人材の確保や厳しい経済情勢の中での環境対策の困難さが挙げられています。

表 事業者の取組状況

対象	項目	取組内容
佐伯森林組合	現在の環境に対する取組状況	■ 業務区域は、大竹市、廿日市市、広島市（佐伯区・湯来町）、江田島市（能美町）であり、現在、大竹市、廿日市市、広島市から森づくり事業の業務を委託されている。 ■ 森づくり事業（地域振興課） - 民有林：補助金で間伐して整備している。（個人負担：1万円／ha） - 阿多田島では、竹林整備→伐採しチップパーにかけ地に戻している。 ■ 国の自給率を10年後50%に挙げるとしており、色々な所有者の森林をひとまとめにし、道をつくり、間伐を行い管理している。（補助金が出る） →切り出した木の売上金＋補助金から労務費、手間賃などを差し引いたものが収入となる。 →間伐で山が明るくなり、活性化され生長量が高まり、所有者に還元されるものがある。 ■ 廿日市市が主催であるが、枝打ち体験、巣箱づくりなどに協力している。 ■ 組合は、森の大切さを知ってもらおう活動（植林、枝打ち体験、下刈り整備、巣箱づくりなど）の支援を行っている。 ■ 間伐などの森林管理によりCO₂吸収保持や里山の維持に貢献している。 - 環境学習としては、小瀬川の源流で、植林、大樹の伐採、クイズ、ゲームを通じて、森の大切さを伝える「漁民の森づくりイベント」を西部ロハスの会が主催して毎年開催しているが、組合としては、苗木、植林場所の確保に協力している。
	課題	■ 人工林（スギ、ヒノキ）を植林したが、その後手入れがなされていない。 ■ 後継者不足、価格の低迷による営林意欲の低下。 ■ 谷和地区等では、以前、治山事業を行ったが、その後の手入れがなされていない。 ■ 山林の所有者にとって、山林を維持管理することの価値が低下している。 ■ 森林整備事業への国、県の予算がないこと。 ■ 造林については、雑木の復元造林への国、県の予算なし。但し、スギ、ヒノキの再造林には多少の補助金あり。
	今後の取組の計画	■ かなりの面積を県内産の木材として切り出しを行う。 ■ 大竹市、広島市、廿日市市と連携して間伐を行う。
	市民・市への要望	■ 山に関心をもってもらいたい。 ■ 山の価値をわかってもらいたい。 ■ 間伐材の有効利用として、バイオマス利用の仕組みづくり等を検討してもらいたい。

対象	項目	取組内容
JA佐伯中央	現在の環境に対する取組状況	■ 水質汚濁防止のために減農薬を進めている。 ■ 環境に配慮し減肥料、減農薬の取組をしている。 ■ 生産したものはできる限り土に返し、残渣を廃棄物化しないというリサイクル農業を基本とした「環境保全型農業」に取り組んでいる。 ■ 大竹市の農業の現状は、家庭菜園規模であるが、後原、谷和、広原は、ほ場整備により法人集落の取り組みが進みつつある。 ■ 後原、谷和、広原は、ほ場整備したことで、耕作意欲が高い人が多い。 ■ マロンの里などの直売所での販売が営農意欲を高めている。 ■ 耕作放棄地は、比較的少ない。沿岸部は宅地化が進んでいる。 ■ 農作業で排出される廃プラスチックの回収の徹底を図っている。 ■ 稲刈り体験、芋掘り体験、田んぼ・野菜づくり体験（阿多田島）主催であるが、枝打ち体験、巣箱づくりなどに協力している。 ■ 学校からの依頼によりバケツ稲栽培を実施（大竹市阿多田小学校） ■ 市民農園（廿日市市宮内、佐伯町）
	課題	■ 法人営農の推進、耕作放棄地の解消、地産地消の取り組み等についても、地域の理解・協力が不可欠であり、いかに連携していけるかが課題である。 ■ 担い手の確保、育成が必要。 ■ イノシシによる農作物被害。 ■ 今後、ヌートリア、アライグマの被害が懸念される。
	今後の取組の計画	■ 担い手の確保・支援 ■ 安全・安心な農畜産物の生産 ■ マロンの里等の直売所を核とした地産地消 ■ 「持続可能な農業」として、生き物と共生した米作り（環境共生米）などが全国で人気を集めつつある。
	市民・市への要望	■ 行政、地域と連携した取組の推進
芸防漁協	現在の環境に対する取組状況	■ 産卵場が、両国橋～ゲートボール場まであり、2年前から、重機を使って良好な産卵場の整備を行っている。 ■ 産卵場整備は、3カ所でおこなっているが、費用は漁協が出している。 ■ 河川環境の改善のため、中電、国交省の協力を得て、弥栄ダム堰堤の下に砂を置いてもらっている。 ■ ヨシが繁茂し、川幅が狭くなるので、ボランティアでヨシ刈りを行っている。 ■ ごみについては、釣り人、組合員によるごみ拾いの活動により少なくなった。 ■ アユを捕食するニゴイ、ブラックバスなどの外来種駆除のために、網を仕掛けている。 ■ 漁業権範囲は、小瀬川大和橋までで、弥栄ダムも入る。小瀬川ダムの一部も入るが、木野川漁協との共同である。 ■ 漁業権対象魚種は、アユ、コイ、フナ、マス（アマゴ）、モクズガニである。コイ、フナについては、コイヘルペスの関係もあり県の指導で最近放流を自粛している。 ■ アユの放流数は12万尾であるが、自然遡上がその2～3倍ある。 ■ 放流アユは、今年、高温のため4～6月生育せず、ほとんど死滅した。 ■ 漁業組合は、ヨシ刈り、外来種駆除だけでなく、水質汚濁発見時には通報し、環境保全に貢献している。 ■ 環境学習の一環として、岩国市小瀬小、木野小、穂仁原小などでアユ放流等を行ったことがある。 ■ 全内漁連が製作した魚の下敷きを配布したことがある。
	課題	■ 水質については、渡ノ瀬ダムからの放流口の下流では、廿日市市からの生活排水の流入も影響して濁ることがあり、アオコ発生時には泡立つこともある。 ■ 中市堰から下木野停留所付近までは、水が停滞し、川底は泥となり、ユスリカが発生する。 ■ 中市堰にあるかんがい用水の取水口は、アユの孵化仔魚を吸引するので、仔魚流化時期には（10月頃）堰を下げるなどの国交省の管理の見直しが必要である。 ■ 中市堰上流では、ヘドロ化した止水域の環境改善が必要である。（国交省の河川管理の問題） ■ カワウの増加による漁業被害が問題である。八丁トンネルの下がねぐらになっているが、民家200m以内では鉄砲は撃てない。 ■ 組合員の高齢化により漁場維持が困難になっている。 ■ 中州が発達し、水の堰止めが問題となっている。
	今後の取組の計画	■ 現在行っている環境活動（ヨシ刈り、外来種駆除、ごみ拾い）を継続するとともに、出前講座など環境教育への協力も行う。
	市民・市への要望	■ 堰、中州除去などは、組合だけでは限界があり、行政の協力が必要である。

対象	項 目	取組内容
大竹商工会議所	現在の環境に対する取組状況	■ 11月に環境省の職員を招いて、商工会議所で環境に関するセミナーを開催する。 ■ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づいて、事業者等が納付する汚染負荷量賦課金の取り扱い窓口を行っており、年に1回説明会を開催している。 ■ 海の清掃活動や国道等を含めて、事業者が清掃活動を行っている。 ■ 商店街振興組合は、大竹高等学校の生徒と協力して、駅前の公園に花を植え、その後の維持管理を行っている。また、歩道等には、プランターを設置して環境美化に努めている。 ■ 清掃活動を行っている。
	課題	■ 厳しい経済情勢の中では、省エネ、新エネ設備など、環境に対する投資ができてにくい状況にある。どこも経営が安定しないと環境分野に対して取り組みにくい。どうしても優先順位がある。
	今後の取組の計画	■ 環境教育については、要望があれば協力する。 ■ エコアクション21の事業者説明会の開催には、協力したい。
	市民・市への要望	■ 個人の意識の改革が必要である（個人の意識が変われば、事業所の取り組みも変わる。）。 ■ 環境問題については、市民から盛り上げる方が良い。 ■ 事業者等に対する太陽光発電システムやLED照明の導入等に対する市の助成制度等を充実して欲しい。 ■ 街路樹の維持管理として「里親制度」を導入することにより、きれいな大竹市の街並みが維持できるのではないかと思います。

4 環境用語集

あ〜お (ア行)

【あ】

アイドリングストップ

自動車走っていない時に、エンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）をやめることである。

アドプト制度

アドプト (adopt) とは養子にするという意味で、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、行政が市民や民間業者と定期的に美化活動などを行うよう契約する制度のことをいう。

【い】

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素の化合物の総称であり、二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃) が主なものである。重油など硫黄分を含む燃料の燃焼によって発生する。SO₂は刺激臭のある無色のガスであり、SO₃は吸湿性が強く湿った大気中では水蒸気と化合して硫酸ミストとなる。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいい、住民の日常生活に伴って生じるし尿、ごみ、粗大ごみなどのほか、一部の業種の事業活動に伴って排出された紙くず、木くずなどの産業廃棄物に含まれない廃棄物の総称である。

【え】

エコアクション21

主に中小企業などに対して、「環境への取組を効果的、効率的に行うシステムを構築、運用、維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度である。認証・登録に関する費用はISO14001に比べ5分の1〜10分の1程度である。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のことである。主な内容としては、アイドリングストップ、経済速度の順守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

【お】

温室効果ガス

大気圏にあつて、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称である。京都議定書における排出量削減対象となっており、環境省において年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)（一酸化二窒素）、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) の6種類がある。

か〜こ (カ行)

【か】

街区公園

都市公園の種類の一つで、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で1箇所あたり面積を 0.25 ha を標準として配置する。

外来生物

ある地域に人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息または生育する生物のことである。このような外来生物の中には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響などを生じさせるものがある。

化学的酸素要求量

「COD」参照。

合併処理浄化槽

し尿と併せて台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を処理する浄化槽のことである。これに対し、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がある。

環境家計簿

毎日の生活において、環境に負荷を与える行動や環境にいい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、一定期間の集計を行ったりするものである。

環境マネジメント

環境管理とも呼ばれ、企業などの事業組織が、法令などの規制基準を順守することの他、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することである。環境保全に関する方針、目標、計画などを定め (Plan)、これを実行、記録し (Do)、その実行状況を点検 (Check) して方針などを見直す (Action) という一連の手続きを環境マネジメントシステムと呼ぶ。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境上の条件に関する基準で、環境基本法に基づいて国が定めることになっている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めるうえでの目標となるもので、公害発生源に対する直接の規制基準ではない。

環境基本計画

環境基本法第15条では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めるとし、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めている。平成6(1994)年に第1次計画、平成12(2000)年に第2次計画、平成18(2006)年に第3次計画が閣議決定された。

環境騒音

環境基準が問題にされた頃から使われた用語であるが、ある地点において、特定の音源の騒音だけではなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。

例えば、自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒に混じっている騒音などである。

環境への負荷（環境負荷）

環境基本法第2条では、「環境への負荷」について、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定めている。大気汚染物質や水質汚濁物質、廃棄物などの排出、騒動・振動の発生、森林の伐採や土地開発による土地の改変などがある。

環境保全型農業

生産性との調和を図りながら、環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のことである。

近年、有機農産物など化学肥料や農薬の使用を抑えた農産物に対する消費者の要望が増えおり、環境保全型農業への関心がますます高まっている。

【き】

企業の社会的責任（CSR）

Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動すべきとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

汽水

海水と淡水とが混じり合っている塩分濃度の低い水のことである。一般には川が海に淡水を注ぎ入れている河口部がこれにあたる。

漁業集落排水処理施設

漁業集落における生活環境の向上及び海洋汚染防止を図るため、し尿、生活雑排水を処理する施設のことである。

近隣騒音

交通騒音、工場騒音と異なって、音源の種類が多岐にわたり、不特定な場所、時間に発生することにより、近隣の人々に影響を及ぼす騒音のことである。例えばピアノ、その他の楽器の騒音、クーラーその他冷暖房の音、TV、ステレオの音、ペット鳴き声などがある。

【く】

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することである。

【け】

現森林面積

調査期日現在の森林面積であり、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、更に、森林計画に含まれていない森林面積を加えた面積をいう。

【こ】

公害防止協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束。住民団体が関与するものもある。

公害防止計画

環境基本法に基づき、総合的公害防止政策を講ずることが必要な地域について、内閣総理大臣の指示に基づき、都道府県知事が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた計画のことである。

降下ばいじん

「ばいじん」参照。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により化学反応を起こし、生成されるオゾンなどを主体とする酸化性物質の総称である。光化学スモッグの主成分であり、これらは、人間の目や気管支などの粘膜に刺激を与える。

航空機騒音

航空機の運行に伴って発生する騒音である。①音がきわめて大きい、②ジェット機では金属性の高い周波数成分を含む、③間欠的かつ衝撃的である、④上空で発生するため被害面積が極めて広い、などの特徴がある。したがって、測定評価方

さ〜そ (サ行)

【さ】

里山

農家の裏山や人里近くの丘陵，低山帯に広がる農用林のことである。里山は，稲作農耕文化と深く関わりを持ちながら形成された林で，周囲の水田やため池，水路，河川とともに豊かな生物相を育み，まとまりのある景観をつくりあげてきた。最近では，周辺環境を含めて，里山と呼ばれることも多い。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち，燃え殻，汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，廃プラスチック類など，法令で定める 20 種類の廃棄物と輸入された廃棄物をいう。産業廃棄物の処理は，排出事業者自ら処理することが原則であるが，適正に処理する能力をもつ処理業者に処理を委託することも認められている。また，これらの処理を行う場合には，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた基準に従わなければならない。

酸性雨

一般に水素イオン濃度 (pH) が 5.6 以下の雨水をいい，大気汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物が原因で生じる。湖沼や森林などの生態系に影響を与えるほか，建物や文化財に被害を与えることで問題となっている。

【し】

自然公園

国立公園，国定公園，都道府県立自然公園の総称であり，自然公園法及び都道府県の条例によって指定，管理される。自然公園は，すぐれた自然の風景地を保護するとともに，その利用の増進を図り，国民の保健，休養などに資することを目的としている。

臭気指数

臭気を感知しなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を 10 倍した値である。

準工業地域

主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性，環境悪化が大きい工場や，住宅，店などが建てられる。

新エネルギー

太陽光発電，風力発電，太陽熱利用，温度差エネルギー，廃棄物発電，廃棄物熱利用，廃棄物燃料製造，バイオマス発電など，化石燃料に代わる新しいエネルギーの総称である。

森林以外の草生地

森林以外の土地で野草，かん木類が繁茂している土地。林野庁所管分には，貸地の採草放牧地を含む。林野庁以外の官庁にあっては，森林

法として”WECNPL”を用いている。対策としては，①低騒音エンジンの開発，②運行規制，③障害防止措置や緩衝緑地帯などの整備が考えられる。

工業専用地域

工場のための地域。どんな工場でも建てられるが，住宅，店，学校，病院，ホテルなどは建てられない。

工業地域

どんな工場でも建てられる地域。住宅や床面積が 10,000 平方メートル以下の店は建てられるが，学校，病院，ホテルなどは建てられない。

黄砂

黄砂は中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠，ゴビ砂漠や黄土高原など，乾燥・半乾燥地域で，風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乘って日本に飛来し，大気中に浮遊あるいは降下する現象である。風によって大気中に舞い上げられた黄砂は，発生源地域周辺の農業生産や生活環境にしばしば重大な被害を与えるばかりでなく，大気中に浮遊し，黄砂粒子を核とした雲の発生・降水過程を通して地球全体の気候に影響を及ぼしている。

公共下水道

家庭や工場などからの下水を直接に受け入れる下水道で，原則として市町村が行う事業である。この公共下水道のうち下水処理場があるものを「単独公共下水道」といい，下水処理場がなく，下水道管の下流（流末）を，都道府県が行う「流域下水道」につながるものを「流域関連公共下水道」という。

コージェネレーション

一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用することである。例えば，発電と同時に発生した排熱を利用して，給湯・暖房などを行うものがある。

ごみ固形燃料

(RDF ; Refuse Derived Fuel)

生ごみ・廃プラスチック，古紙などの可燃性のごみを，粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して，圧縮・固化したものをさす。乾燥・圧縮・形成されているため，輸送や長期保管が可能となり，熱源として利用される。

コンポスト

家庭から排出される生ごみなどの有機物を含む廃棄物に微生物を混ぜ，発酵させることによって堆肥にすること，及びその堆肥のこと。

また，生ごみ処理容器自体をいう場合もある。

【た】

ダイオキシン類

ダイオキシンとは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)のことをいい、これに同様の性質を持つポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(CO-PCB)を加えてダイオキシン類と呼んでいる。ごみの燃焼過程などで意図せずに生成される有害な有機塩素化合物であり、塩素の数と配置によって 200 以上の種類があり、毒性の強さが異なる。

堆肥化(コンポスト化)

廃棄物中の有機性物質などから微生物の働きによって堆肥をつくること。堆肥(コンポスト)は低下した地力を回復させるための土壌改良剤や肥料として利用される。

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池によって電気エネルギーに変換することである。最近では、事業所ばかりではなく、システムを導入する一般家庭も増えている。

単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のこと。2001 年 4 月からは、浄化槽法で単独式浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。

【ち】

地球温暖化

石油などの化石燃料の燃焼により二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象のことである。海面の上昇や気候の変化により、人類や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

窒素酸化物(NO_x)

窒素と酸素の化合物の総称であり、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が主なものである。燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、NO が生成し、空気中で徐々に NO₂ に変化する。これらの反応過程において炭化水素などが存在すれば、二次汚染物質としてのオキシダントを生成する。発生源は、自動車、ボイラーなどの高温燃焼施設、硝酸化学工業など、広範囲にわたっている。NO に刺激性はないが、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の補給を阻害し中枢神経系の症状を起こす。NO₂ はその他粘膜刺激性をもち、呼吸気道及び肺に障害を与える。また、一酸化二窒素(亜酸化窒素、N₂O) は、温室効果ガスのひとつである。

以外の土地のうち、現況が草生地(野草地)の面積をいう。財務省所管の国有地のうち未開墾地や自衛隊演習地もここに含める。民有林は、森林以外の土地のうち、現況が野草地(永年放牧地、退化牧草地、耕作放棄した土地で野草地化した土地を含む。)である面積をいう。河川敷、けい畔、ていとう(堤塘)、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

【す】

水源かん養

森林が有している機能で、樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和など河川流量が平準化されることである。

【せ】

生活排水

生活雑排水及びし尿のことである。生活雑排水とは、炊事、洗濯、入浴など人の生活に伴って排出される水のことである。

生態系

ある空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのことである。

例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が、相互に作用しあい、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物化学的酸素要求量

「BOD」参照。

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

生物の多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

全窒素(T-N; Total Nitrate)

水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量を表したものである。下水中の窒素はリン同様、し尿、生活雑排水、工場排水、農業排水に由来し、水の汚染指標として重要である。

全リン(T-P; Total Phosphate)

無機性リン及び有機性リンの総量を表したものである。リンはし尿、洗剤、肥料などに多量に含まれているため、水中のリンの増加は生活排水、工場排水、農業排水などの混入によるものが考えられる。

【て】

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量が少ない自動車のことである。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。

日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などが実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。この他、LPG車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車など多種多様なものがある。

平成13(2001)年に定められた「低公害車開発普及アクションプラン」では、「低燃費かつ低排出ガス認定車」も低公害車に加えられた。

底質

河川、湖沼、海域などの水底に堆積した土砂、泥などのことである。水底の土砂、泥などは、洪水や浚渫など特殊な事情が生じないと、あまり大がかりな移動拡散が少ないため、過去からの汚染状況を推定する資料となる。また、底質の汚染が水質の悪化、魚介類の汚染、へい死などの原因になることもあり、総水銀とPCBについては、汚染の拡大を防止するため暫定除去基準が設定されている。

デポジットゲージ法

降下ばいじんを測定する方法。大気中の汚染物質中、自重により、または雨とともに沈降するばい煙、粉じん、その他の不純物を漏斗に受け捕集する方法である。

【と】

道路交通騒音

自動車の運行に伴い発生する騒音である。主な発生源はエンジン音・排気音及びタイヤと路面の摩擦音であり、特に大型トラックなどが問題となっている。対策としては、①規制強化、②自動車構造の改善、③道路環境の整備、④道路建設時の対策、⑤被害者側の防音などが考えられる。

特定悪臭物質

悪臭防止法(1971)第2条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」で同法施行令により22物質が指定されている。

指定されている22物質は、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソ

ブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸である。

都市計画区域

市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。県知事が指定する。

都市公園

計画的な「まちづくり」の一環として、都市公園法に基づき、国や県、市町村がその土地や物件についての所有権などの権利を取得した上で、公園として整備管理するものである。都市公園には、都市防災、都市環境の維持・改善、都市景観、健康・レクリエーション空間、精神的充足といった役割があり、都市公園には、身近な遊び場や日常のスポーツ、散策、休息などのための比較的小規模なものから、週末や長期のレクリエーション利用のための大規模なものまで、利用対象や誘致圏、機能に応じて区分されている。

な〜ほ(ナ行、ハ行)

【に】

二酸化硫黄(SO₂)

石油や石炭など、燃料中の硫黄(S)分が酸化燃焼されSO₂として排出される。無色、刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する刺激作用が大きい。SO₂によって動物も植物も被害を受けるが、植物では葉たばこが特に弱いといわれている。SO₂の人体に対する影響では、粉じんの相乗効果が大きく、障害としては感冒症候群、気管支ぜんそく咽喉頭炎などがある。発生源としては、重油燃焼ボイラー、硫酸工場、製油所、ごみ焼却場などがあげられる。

二酸化窒素(NO₂)

一酸化窒素(NO)が酸素に触れると生成する赤褐色の気体である。二分子が重合してできる無色の四酸化二窒素(N₂O₄)との間で平衡が成立し、150度ではほぼ100%、常温では約30%がNO₂として存在し、液体(沸点21℃)、固体(融点マイナス9℃)ではほとんどN₂O₄として存在する。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。

【の】

農業集落排水処理施設

農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設のことである。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全に資するものである。

野焼き

毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地と

して利用している野草地に火を入れて焼く作業をいう。樹木の侵入を阻止したり、新草をよく生えさせるなど草原の維持には重要な作業である。熊本県阿蘇地方や山口県秋吉台の広大な草原景観は、放牧、採草、野焼きにより維持され、野焼きは春の風物詩として定着している。

なお、廃棄物の分野では廃棄物を野外で焼却することを一般的に「野焼き」といつている。

【は】

パートナーシップ

市民、事業者、行政など立場が違う者同士が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のことである。

ばい煙

大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係わる被害を生ずる恐れがある物質で、政令で定めるものである。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものである。

バイオエタノール

サトウキビやトウモロコシ、木材等のバイオマスを発酵して製造されるエタノールをいう。

ばいじん

「ばい煙」のひとつで、すすや燃えかすの固体粒子状物質のことである。なお、降下ばいじんは、自重や雨の作用によって地上に降下したばいじんや粉じんである。

【ふ】

不法投棄

法律に定められた基準に基づき、廃棄物を適正に処理処分することなく、山林、河川敷、空地などにみだりに捨てる行為をいう。一般的には建設廃材などの河川敷などへの不法投棄が多い。あき缶一個でも投げ捨ては不法行為として罰せられる。

浮遊粒子状物質

(SPM: Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。

文化財

長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産で、我が国の歴史、文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを「重要文化財」、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」などとして国が指定選定し重点的な保護の対象としている。

ま〜わ（マ行、ヤ行、ラ行、ワ行）

【ま】

マイバッグ持参運動

自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動のことである。マイバッグ持参運動を支援するスーパーも増えており、レジ袋を有料にしたり、レジ袋を断ったりすることで、スタンプやポイントをため、商品券などと引き換えるなどの取組が展開されている。

【も】

モーダルシフト

トラック等による幹線貨物物流を、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運に転換すること。

【ゆ】

有害大気汚染物質

大気汚染法で定めるばい煙のうち、物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質で、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化硅素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質が定められている。

【よ】

用途地域

地域地区のうち最も基礎的なものであり、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもの。住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすものである。

4R（よんあーる）

ごみの減量化や再資源化をすすめるための方法で、Refuse（断る）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の4つを総称していう。

【り】

リサイクル

廃棄物を再使用または再資源化することである。本来のことばとしての意味は、「RE」=再び、「CYCLE」=循環する、という意味である。

A～Z (アルファベット)

【B】

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のことである。水中の有機物が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量をいい、数字が大きいほど水は汚れていることを示す。河川などの水質汚濁の程度を評価する際に用いられる代表的な指標である。自然公園内の河川など人為的汚濁のない河川では1 mg/L 以下、水道用水としては、一般の上水処理方法では3 mg/L 以下の原水処理は困難であり、ヤマメ、イワナなど清水性魚類の棲息に2 mg/L 以下、アユ、マスなどは3 mg/L 以下、コイ、フナなどは、5 mg/L 以下が適当である。

【C】

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量のことである。水中の有機物が化学的に酸化分解されるときに必要な酸素の量をいい、数字が大きいほど水は汚れていることを示す。湖沼や海域などの水質汚濁の程度を評価する際に用いられる代表的な指標である。湖沼では、植物プランクトンや藻類の光合成などによる酸素の影響を受け、BOD では的確に有機物の量を測定できないこと、海域では、海水中の塩分が影響して BOD が測定しにくいことため、COD が指標として用いられている。

CSR (Corporate Social Responsibility)

「企業の社会的責任」参照。

【E】

EM菌 (Effective Microorganisms)

比嘉正夫琉球大学教授が開発した、発酵を促進し生ごみの堆肥化に有効とされる有用微生物群のこと。EM 菌を米ぬかなどと混合し増量させた粉を EM ぼかしといい、コンポストとセットで推奨している自治体もある。

【L】

LED (Light Emitting Diode) 照明

発行ダイオードを使用した照明。低消費電力、低発熱性などの特徴を有している。

【N】

NPO

(Non-Profit Organization (非営利民間組織))

環境・福祉・国際交流などに関する目的で広範囲にわたりさまざまな活動を行っている非営利の民間組織である。

類似用語として、NGO (Non-Governmental Organization (非政府組織) の略) があるが、これは、人道的な目的や人権・環境・軍縮などに関する目的で国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織のことである。

【P】

PDC A サイクル

Plan (計画) —Do (実行) —Check (点検) —Action (行動) からなるサイクルのことである。環境管理システムにおいても、このサイクルを繰り返し回すことにより継続的改善を図っていくことが基本となる。

pH (水素イオン濃度)

水の酸及びアルカリ性の度合を示す値で、pH 値 7 が中性でこれより数値が小さくなる程強い酸性を示し、又、数値が 14 に近くなる程強いアルカリ性を示す。正確には、「水素イオン濃度指数」といい、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値である。

なお、特殊な場合を除き、河川の表流水は pH 7 付近にあり、また、海水は pH 8.2 付近と、ややアルカリ性になっているのが普通である。

PRT R 制度

(Pollutant Release and Transfer Register)

環境汚染物質排出・移動登録のことである。工場・事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、その結果を行政に報告し、行政がそれを公表する。公表された情報を、事業者・県民・行政が有効に活用することによって、化学物質の環境への排出を減らし、環境リスクを低減していこうとするものである。

なお、PRT R 法とは特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律である。

【R】

RDF (Refuse Derived Fuel)

「ごみ固形燃料」参照。

[資料：平成 22 年版環境・循環型社会・生物多様性白書 環境省、環境省ホームページ、農林水産省ホームページ、広島県ホームページ、大阪府ホームページ、環境キーワード事典、環境法政研究会]

5 環境基準等

環境基本計画に関連する環境基準及び法令等は次のとおりです。

(1) 共通

◆環境基本法

平成 5(1993)年法律第 91 号。環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

◆公害防止組織整備法（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）

昭和 46(1971)年法律第 107 号。公害防止組織を整備することにより事業場における公害を防止するための法律。

◆公害罪法（人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律）

昭和 45(1970)年法律第 142 号。事業活動に伴って、工場や事業所などによって人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって人の健康に係る公害を防止することを目的としたもの。

◆公害防止事業費事業者負担法

昭和 45(1970)年法律第 133 号。公害防止事業に要する費用の事業者負担に関し、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他必要な事項を定めたもの。

◆公害紛争処理法

昭和 45(1970)年法律第 108 号。公害に係る紛争の調停、仲裁等を目的とした法律。

◆公害健康被害の補償等に関する法律

昭和 48(1973)年法律第 111 号。公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るための法律。民事上の損害賠償責任を踏まえ、汚染物質の排出原因者の費用負担により、公害健康被害者に対する補償給付等を行うもの。制度の対象となる疾病は、気管支ぜん息等のような原因物質と疾病との間に特異的な関係のない疾病並びに水俣病、イタイイタイ病及び慢性砒素中毒症のような原因物質と疾病との間に特異的な関係がある疾病の 2 種類がある。

◆広島県環境基本条例

平成 7(1995)年制定。環境の保全について、基本理念を定め、広島県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としたもの。

◆広島県生活環境の保全等に関する条例

平成 15(2003)年制定。広島県公害防止条例を全面的に改正した条例。人の健康または生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、良好かつ快適な生活環境を保全することを目的としたもの。

大気環境の保全、水環境の保全、土壌環境の保全、騒音の防止、悪臭の防止、自動車排出ガス等の削減、化学物質の適正管理、資源の循環的利用及び廃棄物の適正処理、地球温暖化の防止、環境教育及び環境学習の推進について定められている。

(2) 生活環境

ア 大気

◆大気汚染に係る環境基準（環境基本法）

制定年月日	物 質	環 境 上 の 条 件
昭和48. 5. 16 (環告第35号)	二酸化硫黄	1 時間値の1 日平均値が ⁸ 0. 04ppm以下であり、かつ、 1 時間値が ⁸ 0. 1ppm以下であること。
昭和48. 5. 8 (環告第25号)	一酸化炭素	1 時間値の1 日平均値が ⁸ 10ppm以下であり、かつ、 1 時間値の8 時間平均値が ⁸ 20ppm以下であること。
昭和48. 5. 8 (環告第25号)	浮遊粒子状物質	1 時間値の1 日平均値が ⁸ 0. 10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1 時間値が ⁸ 0. 20mg/m ³ 以下であること。
昭和53. 7. 11 (環告第38号)	二酸化窒素	1 時間値の1 日平均値が ⁸ 0. 04ppmから0. 06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下であること。
昭和48. 5. 8 (環告第25号)	光化学オキシダント	1 時間値が ⁸ 0. 06ppm以下であること。
平成 9. 2. 4 (環告第 4号)	ベンゼン	1 年平均値が ⁸ 0. 003mg/m ³ 以下であること。
	トリクロロエチレン	1 年平均値が ⁸ 0. 2mg/m ³ 以下であること。
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が ⁸ 0. 2mg/m ³ 以下であること。
平成13. 4. 20 (環告第30号)	ジクロロメタン	1 年平均値が ⁸ 0. 15mg/m ³ 以下であること。
平成21. 9. 9 (環告第33号)	微小粒子状物質	1 年平均値が ¹ 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、 1 日平均値が ³ 35 μg/m ³ 以下であること。

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 4 二酸化窒素について、1 時間値の1 日平均値が0. 04ppm から0. 06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
- 5 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 6 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2. 5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

◆大気汚染防止法

昭和43(1968)年法律第97号。工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としたもの。

◆大気汚染防止法における規制の概要

①ばい煙

規制物質		大 気 汚 染 防 止 法	
		定 義	基 準 等
ばい煙	1 硫黄酸化物	燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	① K値規制 ② 特別排出基準（K値） ③ 季節燃料規制
	2 ばいじん	燃料その他の物の燃焼、熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	① 濃度規制 ② 特別排出基準（該当なし） ③ 上乗せ基準（未制定）
	有 害 物 質	有害物質（物の燃焼合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの） ① カドミウム及びその化合物 ② 塩素及び塩化水素 ③ フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素 ④ 鉛及びその化合物 ⑤ 窒素酸化物	① 濃度規制 ② 上乗せ基準（未制定）
	4 特 定 有害物質	特定有害物質（燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣の定めるもの）（未制定）	① K値規制 ② 特別排出基準（K値）
	5 指 定 ばい煙	指定ばい煙（政令で定めるばい煙） ① 硫黄酸化物 ② 窒素酸化物	① 総量規制・燃料規制 ② 総量規制（該当なし）

②特定物質・揮発性有機化合物

規制物質	大 気 汚 染 防 止 法	
	定 義	基 準 等
特 定 物 質	物の合成・分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの (1) アンモニア (2) フッ化水素 (3) シアン化水素 (4) 一酸化炭素 (5) ホルムアルデヒド (6) メタノール (7) 硫化水素 (8) リン化水素 (9) 塩化水素 (10) 二酸化窒素 (11) アクロレイン (12) 二酸化硫黄 (13) 塩素 (14) 二硫化炭素 (15) ベンゼン (16) ビリジン (17) フェノール (18) 硫酸（含三酸化硫黄） (19) フッ化ケイ素 (20) ホスゲン (21) 二酸化セレン (22) クロルスルホン酸 (23) 黄リン (24) 三塩化リン (25) 臭素 (26) ニッケルカルボニル (27) 五塩化リン (28) メルカプタン	(事故時の措置) ばい煙発生施設又は特定施設(特定物質を発生する施設)について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、 (1) 事故の応急処置を講じる。 (2) 事故をすみやかに復旧するように努める。
揮発性有機化合物	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（除外物質を除く。） 除外物質(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成原因にならない物質) メタン、HCFC-22、HCFC-124、HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-225ca、HCFC-225cb及びHFC-43-10mee	① 濃度規制

③一般粉じん・特定粉じん・指定物質・自動車排出ガス

規制物質	大 気 汚 染 防 止 法	
	定 義	基 準 等
一般粉じん	物の破碎選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質（以下「粉じん」という。）で特定粉じん以外のもの	構造・使用・管理基準
特定粉じん	粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 (1) 石綿	敷地境界線における濃度規制 特定粉じん排出等作業における作業基準
指定物質	有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの (1) ベンゼン (2) トリクロロエチレン (3) テトラクロロエチレン	指定物質抑制基準
自動車排出ガス	自動車の運行に伴い発生する、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの (1) 一酸化炭素 (2) 炭化水素 (3) 鉛化合物 (4) 窒素酸化物 (5) 粒子状物質	

◆自動車 NOx・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）

平成 4(1992)年法律第 70 号。自動車交通の集中等により、大気汚染防止法等の既存の施策のみによっては大気環境基準の確保が困難となっている地域において、自動車から排出される NOx 及び PM の総量を削減し、大気環境の改善を図ることを目的とした法律。現在、この法律に基づき、関東、関西及び中部の約 270 市区町村が対策地域として指定され、他の地域よりも厳しい特別の排出ガス規制（車種規制）が適用されている。

◆特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

平成 17(2005) 年法律第 51 号。特殊自動車の使用による大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対する排出ガス規制を行う法律。

◆スパイクタイヤ禁止法（スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律）

平成 2(1990) 年制定。スパイクタイヤによる粉じんの発生防止、国民の健康保護、生活環境の保全を目的としている。国民の責務として、スパイクタイヤ粉じんの発生に防止に努めることが、また国や地方公共団体の責務として関連施策の推進、実施が定められている。さらに、環境大臣が指定する地域ではスパイクタイヤの使用を禁止し、違反者には罰金が科せられることとなっている。1970 年代中頃からスパイクタイヤの使用による粉じんが社会問題化しはじめ、降下ばいじん量はピーク時には 100t/km²/月を超える状態となった。中央公害等調整委員会の調停を受けて、1991 年までにメーカーはスパイクタイヤの製造・販売を中止した。

◆広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準

規制物質	広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）		
	定 義	基準等	測定義務
ばい煙	1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	K 値規制	q ≥ 10 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率
	2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	濃度規制	Q ≥ 4万 1回/2月以上 Q < 4万 2回/1年以上
	3. 大気関係有害物質（物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるもの） ①アンモニア ②フッ素及びその化合物 ③シアン及びその化合物 ④一酸化炭素 ⑤ホルムアルデヒド ⑥硫化水素 ⑦塩化水素 ⑧二酸化窒素 ⑨二酸化硫黄 ⑩塩素 ⑪二硫化炭素 ⑫フェノール ⑬硫酸（含、三酸化硫黄） ⑭黄リン ⑮鉛及びその化合物 ⑯アセトアルデヒド	濃度規制	Q ≥ 4万 1回/2月以上 4万 > Q ≥ 0.5万 2回/1年以上
	4. 大気関係特定有害物質 （燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの）（未制定）		
粉じん	物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質	構造・使用・管理基準	

（注 1）測定結果は、ばい煙量等測定記録表等により記録し、その記録を 3 年間保存すること。

（注 2）Q：排出ガス量（0℃、1 気圧）単位（Nm³/h）

q：硫黄酸化物排出量（0℃、1 気圧）単位（Nm³/h）

（注 3）1 排出ガス量が 4 万 Nm³/h 未満のばい煙発生施設で継続して休止する期間が 6 カ月以上のもの（暖房用ボイラー等の季節稼働施設）に係るばい煙濃度の測定は年 1 回以上。

2 ガス発生炉のうち、燃料電池用改質器に係るばい煙濃度の測定は 5 年 1 回以上。

（注 4）廃棄物焼却炉及びガス専焼ボイラー等については、次のとおり。

1 廃棄物焼却炉

①焼却能力 4 t/h 以上のものは 2 月に 1 回以上

②焼却能力 4 t/h 未満のものは年 2 回以上

2 ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関及びガス発生炉のうち、燃料電池用改質器 5 年 1 回以上

（注 5）ガス専焼ボイラー等（（注 4）2 の施設）の施設については、（注 4）2 の測定と同じ。

（注 6）継続して休止する期間が 6 月以上のものに係る揮発性有機化合物の測定は年 1 回以上。

* 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばい煙（ばいじん以外のもの）及び特定粉じんを除く。）

イ 水質

◆水質汚濁に係る環境基準（環境基本法）

①人の健康の保護に関する環境基準

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	フッ素	0.8 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ホウ素	1 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

②生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

a 河川（湖沼を除く）

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみなどの浮遊が 認められないこと	2 mg/L 以上	—

〔備考〕

- 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

〔注〕

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

〔備考〕

- 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）

b 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL 以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

〔備考〕

1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 3 水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 4 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 5 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 6 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 7 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 8 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 9 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道1,2,3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種 工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

〔備考〕

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 3 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 4 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 5 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 6 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- 7 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 8 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 9 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(c)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等の比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

c 海 域

(a)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 およびB以下 の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及び C以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

〔備考〕

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
- 2 CODの測定方法で、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝などの環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリなどの水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩などを含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 リ ン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの （水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

〔備考〕

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(c)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下

◆水質汚濁防止法

昭和45(1970)年法律第138号。公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

◆水質汚濁防止法における規制の概要

①有害物質に係る排水基準

(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
ヒ素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
ス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ホウ素及びその化合物	海域以外 10 mg/L, 海域 230 mg/L
フッ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L, 海域 15 mg/L
アモニウム、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L

〔備考〕

- 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回することをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49（1974）年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23（1948）年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

②生活環境項目に係る排水基準

(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

項目	（単位）	許容限度
一般項目	水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6, 海域に排出されるもの 5.0～9.0
	生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）	160（日間平均 120）
	化学的酸素要求量（COD）（mg/L）	160（日間平均 120）
	浮遊物質（SS）（mg/L）	200（日間平均 150）
	大腸菌群数（1cm ³ につき個）	日間平均 3,000
特殊項目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L） （鉱油類含有量）	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L） （動植物油脂類含有量）	30
	フェノール類含有量（mg/L）	5
	銅含有量（mg/L）	3
	亜鉛含有量（mg/L）	2
	溶解性鉄含有量（mg/L）	10
	溶解性マンガン含有量（mg/L）	10
	クロム含有量（mg/L）	2
	窒素含有量（mg/L）	120（日間平均 60）
	燐含有量（mg/L）	16（日間平均 8）

〔備考〕

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 窒素含有量及び燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 生物化学的酸素要求量（BOD）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

③水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（上乗せ排水基準）
 （昭和46年 条例第69号）
 （平成15年10月7日 広島県規則第69号）

項 目	許 容 限 度						
	第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種水域
	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	
水素イオン濃度 (水素指数)							5.5～9.0
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	90 (日間平均70)						
化学的酸素要求量 (mg/L)		50 (日間平均40)		85 (日間平均65)		120 (日間平均90)	130 (日間平均100)
浮遊物質 (mg/L)	90 (日間平均 70)		90 (日間平均 70)				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (mg/L)	8		8		20		20

〔備考〕

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、排水量が50立方メートル以上である工場又は事業所に係る排出水について適用する。
- 3 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。
- 4 「第1種水域」とは、第2種水域、第3種水域及び第4種水域以外の公共用水域をいう。
- 5 「第3種水域」とは、次に掲げる公共用水域及びこれに接続する湖沼をいう。
 ・中市井堰から下流の小瀬川
 ・その他海域に直接流入する河川（島地域におけるすべての河川を除く。）及びこれに接続する公共用水域
- 6 「第4種水域」とは、陸岸の地先海域をいう。
- 7 本市には「第2種水域」の該当水域はない。

◆湖沼水質保全特別措置法

昭和59(1984)年法律第61号。湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁防止法に基づく諸対策のみでは環境基準の達成が難しいことから、湖沼の水質保全を総合的に推進するために制定された。

◆瀬戸内海環境保全特別措置法

昭和48(1973)年法律第110号。瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的として、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海環境保全基本計画の策定、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、埋立ての基本方針等に関することを定めている。

◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

昭和45(1970)年法律第136号。船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制すること等により、海洋汚染等の防止を図るための法律。

◆家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

平成11(1999)年法律第112号。畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とするもの。

ウ 騒音・振動

◆騒音に係る環境基準（環境基本法）

（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

単位：デシベル

区 分	地域の類型	車 線	昼 間	夜 間
			6時～22時	22時～6時
一般地域	A A		50以下	40以下
	A 及び B		55以下	45以下
	C		60以下	50以下
道路に面する地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60以下	55以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65以下	60以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）		70以下	65以下

〔注〕

1 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

〔備考〕

1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15mまでの範囲、また、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

3 環境基準の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

◆新幹線鉄道騒音に係る環境基準（環境基本法）

①環境基準値

（昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号）

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70 デシベル 以 下
II	75 デシベル 以 下

〔注〕Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

②地域の類型指定

地 域 の 範 囲	地 域 の 区 分	類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については400m）以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

③達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達 成 目 標 期 間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75デシベルを超え 80デシベル未満の区域	イ	7年以内	
		ロ	10年以内	
c	70デシベルを超え 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

〔備考〕

1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

2 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

◆航空機騒音に係る環境基準（環境基本法）

①環境基準値

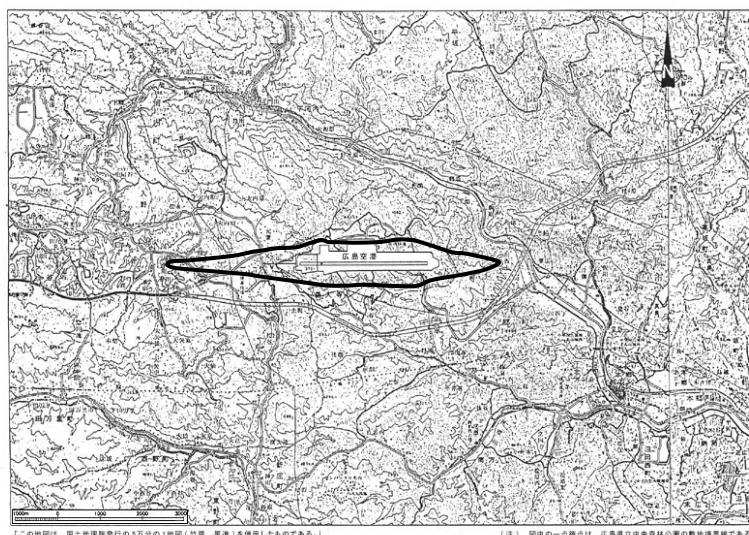
（昭和48年12月27日 環境庁告示第154号）
単位：WECPNL

地域の類型	基準値
I	70 デシベル 以下
II	75 デシベル 以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

②地域の類型指定

類型	区分	地域の範囲
II	広島西飛行場	広島市西区南観音三丁目、同区南観音四丁目、同区南観音五丁目、同区南観音六丁目及び同区観音新町二丁目並びに同区観音新町四丁目のうち六番（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域の定めのある地域に限る。）、7番から9番まで及び11番から13番まで
	広島空港	三原市本郷町及び東広島市河内町のうち、下図に示す太線で囲まれた地域のうち広島空港及び広島県立中央森林公園の区域を除く地域



③達成期間

飛 行 場 の 区 分			達 成 期 間
既設飛行場	新 設 飛 行 場		直ちに
	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5 年以内
		B	10 年以内
	新東京国際空港		
第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10 年をこえる期間内に可及的速やかに	

◆騒音規制法

昭和43（1968）年法律第98号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

◆自動車騒音の限度（騒音規制法）

①騒音の限度

（騒音規制法第17条、平成12年3月2日 総理府令第15号）

区 域 の 区 分	限 度 （デシベル）	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
（特例） 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の場合には道路の敷地境界線から15m、2車線を超える場合は20mまでの範囲）	75	70

〔備考〕

- 1 a 区域：専ら住居の用に供される区域
b 区域：主として住居の用に供される区域
c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 2 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行う。これらの場合において、測定を行う高さは、鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 3 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。
- 4 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。
- 5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

②区域の区分の指定

（昭和48年 広島県告示第171号）

区域の区分	区 域 の 範 囲
a 区域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
b 区域	騒音規制区域の区分が第2種区域（前項に規定する地域を除く。）に属する地域
c 区域	騒音規制区域の区分が第3種地域及び第4種区域に属する地域

③達成期間

飛 行 場 の 区 分			達 成 期 間
既 設 飛 行 場	新 設 飛 行 場		直ちに
	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港(福岡空港を除く。)	A	5 年以内
		B	10 年以内
	新東京国際空港		
第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10 年をこえる期間内に 可及的速やかに	

◆騒音規制法

昭和43(1968)年法律第98号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

◆自動車騒音の限度（騒音規制法）

①騒音の限度

（騒音規制法第17条、平成12年3月2日 総理府令第15号）

区 域 の 区 分	限 度 （デシベル）	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
（特例） 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の場合には道路の敷地境界線から15m、2車線を超える場合は20mまでの範囲）	75	70

〔備考〕

- 1 a 区域：専ら住居の用に供される区域
b 区域：主として住居の用に供される区域
c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 2 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行う。これらの場合において、測定を行う高さは、鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 3 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。
- 4 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。
- 5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

②区域の区分の指定

（昭和48年 広島県告示第171号）

区域の区分	区 域 の 範 囲
a 区域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
b 区域	騒音規制区域の区分が第2種区域（前項に規定する地域を除く。）に属する地域
c 区域	騒音規制区域の区分が第3種地域及び第4種区域に属する地域

◆騒音に関する規制（騒音規制法）

①特定工場等における騒音の規制基準

■特定工場等における騒音の規制基準

（広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 35 条別表第 11，昭和 48 年 広島県告示第 171 号）

区 域 の 区 分		時間の 区分	許容限度 (デシベル)		時 間	区 分
種 別	地 域		法	条例		
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域及び 第 2 種低層住居専用地域並びに これらに相当する地域	昼間	5 0	5 0	6:00	朝
		朝・夕	4 5	4 5	8:00	昼 間
		夜間	4 5	4 5		
第 2 種 区 域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 及び準住居地域並びにこれらに 相当する地域	昼間	5 5	5 5		夕
		朝・夕	5 0	5 0	18:00	
		夜間	4 5	4 5	22:00	夜 間
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業 地域及びこれらに相当する地域	昼間	6 0	6 5		
		朝・夕	6 0	6 5		
		夜間	5 0	5 5		
第 4 種 区 域	工業地域及びこれに相当する 地域（工業専用地域を含む）	夜間	7 0	7 0	6:00	
		朝・夕	7 0	7 0		
		夜間	6 0	6 5		

〔備考〕

1 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

2 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制地域に指定された地域をいう。

②特定建設作業騒音の規制基準

（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号）

（昭和 48 年 広島県告示 171 号）

特定建設作業の種類	区域の 区分	基準値 (デシベル)	禁止される作 業時間	1 日の連 続作業の 許容時間	連続作 業の許 容期間	休 日 作業の 禁 止
①くい打機 （もんけんを除く） くい抜機、くい打くい抜機 （圧入式、アースオーガー 併用を除く） ②びょう打機 ③さく岩機 （移動距離 50m 以上を除く） ④空気圧縮機 （電動機以外の原動機で 15kW 以上） ⑤コンクリートプラント （混練容量 0.45m ³ 以上） アスファルトプラント （混練重量 200kg 以上） ⑥バックホウ （原動機の定格出力が 80kW 以上） ⑦トラクターショベル （原動機の定格出力が 70kW 以上） ⑧ブルドーザー （原動機の定格出力が 40kW 以上）	第 1 号 区 域 第 2 号 区 域	85	午後 7 時 から 午前 7 時 ま で	10 時間	6 日 以内	日曜日 その他 の休日 には行 わない こと
			午後 10 時 から 午前 6 時 ま で	14 時間		

〔備考〕

1 第 1 号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域にあつて、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域をいう。

2 第 2 号区域とは、特定工場等の騒音の規制地域のうち第 1 号区域以外の区域をいう。

3 騒音の測定場所は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上とする。

4 上記の作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。

5 ⑥、⑦、⑧は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

③音響機器音等の規制基準

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 45 条別表第 14)

種類	区域の区分 地 域	時間の 区分	許容限度	備 考
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域及び 準住居地域並びに これらに相当する地域	朝 5:00 ～8:00	45デシベル	(適用除外) 条例58条 次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。 1 法令により認められた事項のためにするとき。 2 広報その他で公共のためにするとき。 3 時報(23時から5時までを除く)のためにするとき。 4 祭礼、盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき。
		昼 8:00 ～ 19:00	50デシベル	
		夕19:00 ～ 23:00	45デシベル	
		夜23:00 ～5:00	45デシベル	
第 2 種 区 域	① 第 1 種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20m以内の地域 ② 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	朝 5:00 ～8:00	55デシベル	(拡声放送に関する規制) 条例59条 拡声放送を行う場合にはこの表の定める音量に5デシベルを加えた音量を許容限度とし、次の事項を遵守しなければならない。 1 5月から8月までの間においては21時から7時まで、その他の期間においては20時から7時までの間は放送しないこと。 2 継続して放送する場合は、移動して行う場合を除き、1時間につき45分を超えて放送しないこと。 3 50m以内の距離で、異なる放送を同時に行わないこと。 4 地上 8 m 以上の高さから放送しないこと。
		昼 8:00 ～ 19:00	65デシベル	
		夕19:00 ～ 23:00	55デシベル	
		夜23:00 ～5:00	50デシベル	
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11m以上の道路の境界線から20m以内の地域	朝 5:00 ～8:00	65デシベル	(深夜騒音) 条例57条 何人も、午後11時から午前5時までの間は、屋内・屋外のいずれから発する場合においても、近隣家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。
		昼 8:00 ～ 19:00	75デシベル	
		夕19:00 ～ 23:00	65デシベル	
		夜23:00 ～ 5:00	60デシベル	

◆公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

昭和 42(1967) 年法律第 110 号。国土交通大臣が設置する公共用飛行場のうち騒音等による障害が著しいと認めて指定した特定飛行場及び成田国際空港について、騒音の程度に応じて区域指定を行い、区域ごとに行う対策を定めている。また、周辺が市街化しているため、計画的な整備が必要な空港については周辺整備空港と指定し、空港周辺整備機構が当該空港に係る騒音対策事業の実施主体となることを規定している。最近では、平成 14(2002) 年に一部改正を行い、平成 15(2003) 年 10 月より空港周辺整備機構を独立行政法人化した。

◆振動規制法

昭和 51(1976) 年法律第 64 号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行なうとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

◆振動に関する規制（振動規制法）

①特定工場等における振動の規制基準

■工場振動の規制基準

（昭和 53 年 広島県告示第 58 号）

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間 （午前 7 時～ 午後 7 時）	夜間 （午後 7 時～ 午前 7 時）
第 1 種区域	騒音規制地域の区域区分が第 1 種区域及び第 2 種区域に属する区域の範囲	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	騒音規制地域の区域区分が第 3 種区域及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域の範囲	65 デシベル以下	60 デシベル以下

〔備考〕 振動の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

②道路交通振動の限度

（振動規制法施行規則第 12 条別表第 2）

（昭和 53 年 広島県告示第 58 号）

時間の区分 区域の区分	昼 間 （午前 7 時～ 午後 7 時）	夜 間 （午前 7 時～ 午後 7 時）	区域の範囲
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル	騒音の規制地域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域に属する区域
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル	騒音の規制地域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域

〔備考〕

- 1 振動の測定場所は道路の敷地境界線とする。
- 2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間あたり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

③特定建設作業振動の規制基準

■特定建設作業振動の規制基準

（振動規制法施行規則第 11 条別表第 1）

（昭和 53 年 広島県告示第 58 号）

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値 （デシベル）	禁止される 作業時間	1 日の 連続作業の 許容時間	連続作 業の許 期間	休 日 作業の 禁 止
①くい打機 （もんけん、圧入式を除く。） くい抜機（油圧式を除く。） くい打くい抜機 （圧入式を除く。）	第 1 号 区域	75	午後 7 時 から 午前 7 時 まで	10 時間	6 日 以内	日曜日 その他 の休日 には行 わな い こと
②鋼球を使用して、建築物等を破壊する作業 ③舗装版破砕機 （移動距離 50m 以上を除く。） ④ブレーカー （手持式及び移動距離 50m 以上を除く。）	第 2 号 区域		午後 10 時 から 午前 6 時 まで	14 時間		

〔備考〕

- 1 第 1 号区域とは、特定工場等の振動規制地域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲 80 メートルの区域をいう。
- 2 第 2 号区域とは、特定工場等の振動の規制地域のうち、前第 1 号区域以外の区域をいう。
- 3 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 上記の作業がその作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。

◆規制区域の区分（環境基本法、騒音規制法、振動規制法）

①騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区分・自動車騒音・振動の限度との関係

騒音に係る環境基準		地域の範囲 (相当する地域を含む)	騒音に係る 規制区域の 区分	振動に係る 規制区域の 区分	自動車騒音・振動の 限度	
地域の類型	類型 区分				騒音	振動
専ら住居の用に 供される地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域	a 区域	第 1 種 区 域
主として住居の 用に供される地域	B	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第 2 種地域		b 区域	
相当数の住居と 併せて商業・ 工業等の用に 供される地域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第 3 種区域	第 2 種区域 (工業専地域 を除く)	c 地域	第 2 種 区 域
		工業地域 工業専用地域	第 4 種区域			

(関係告示)

- ・騒音に係る環境基準の類型の指定：平成 11 年 広島県告示第 149 号
- ・騒音の規制に関する定め：昭和 48 年広島県告示第 171 号
- ・振動の規制に関する定め：昭和 53 年広島県告示第 58 号

エ 悪臭

◆悪臭防止法

昭和 46(1971) 年法律第 91 号。工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。平成 12(2000) 年 5 月に改正され、臭気測定業務従事者（臭気判定士）制度や事故時の措置について規定された。

◆悪臭物質の規制基準値と主要発生源（悪臭防止法）

(平成 14 年 広島県告示第 1199 号)

悪臭物質名	規制基準値	におい	主な発生工場・事業場
アンモニア NH_3	1.0 ppm	し尿のようなにおい	畜産事業、化製場、し尿処理場等
硫化水素 H_2S	0.02 ppm	腐った卵のようなにおい	畜産事業、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル $(\text{CH}_3)_2\text{S}$	0.01 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル $(\text{CH}_3)_2\text{S}_2$	0.009 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン CH_3SH	0.002 ppm	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン $(\text{CH}_3)_3\text{N}$	0.005 ppm	腐った魚のようなにおい	畜産事業、化製場、水産缶詰製造工場等
プロピオンアルデヒド $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	0.05 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	0.009 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド $(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	0.02 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルパレールアルデヒド $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_4\text{CHO}$	0.009 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソパレールアルデヒド $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	0.003 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	0.9 ppm	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル $\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	3 ppm	刺激的なシナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン $\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	1 ppm	刺激的なシナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	10 ppm	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン $\text{C}_6\text{H}_5\text{CHCH}_2$	0.4 ppm	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン $\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	1 ppm	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
アセトアルデヒド CH_3CHO	0.05 ppm	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製工場等
ノルマル酪酸 $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	0.001 ppm	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場・でん粉工場等
イソ吉草酸 $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	0.001 ppm	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場・でん粉工場等
ノルマル吉草酸 $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_4\text{COOH}$	0.0009 ppm	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場・でん粉工場等
プロピオン酸 $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	0.03 ppm	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場・染色工場等

◆悪臭関係特定施設（広島県生活環境の保全等に関する条例）

（広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 46 条別表第 15）

番号	施 設 の 名 称	規 模 又 は 能 力
1	動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設	
2	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設	養豚業にあつては生後6か月以上の豚100頭（特別地域内においては、50頭）以上、養鶏業にあつては生後30日以上の鶏5,000羽（特別地域内においては500羽）以上を飼養し、又は収容できるものであること。

〔備考〕 特別地域 住宅密集地域などを特別地域として指定します。

特 別 地 域 の 区 域
栗谷町、松ヶ原町、小方町、玖波町614番地から920番地まで・1,105番地から1,143番地まで・2,610番地から2,618番地まで及び山林地番104番地から165番地まで・314番地から363番地までを除く区域

オ 土壌・化学物質

◆土壌汚染に係る環境基準（環境基本法）

（環境庁告示第 46 号 平成 3 年 8 月 23 日）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒 素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総 水 銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シ マ ジ ン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セ レ ン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
フ ッ 素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ホ ウ 素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。

（注）

- この環境基準は、汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回することをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

◆土壌汚染対策法

平成 14(2002) 年法律第 53 号。土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めている。

◆土壌汚染対策法における規制

■特定有害物質と指定基準

(平成 14 年 11 月 13 日政令第 336 号、平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)

特定有害物質（法第 2 条）	指定基準（法第 5 条）	
	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準
四塩化炭素	（第 1 種特定有害物質） 揮発性有機化合物	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン		検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン		検液 1L につき 0.002mg 以下であること
ジクロロメタン		検液 1L につき 0.02mg 以下であること
テトラクロロエチレン		検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン		検液 1L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン		検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン		検液 1L につき 0.03mg 以下であること
ベンゼン		検液 1L につき 0.01mg 以下であること
カドミウム及びその化合物	（第 2 種特定有害物質） 重金属等	土壌 1kg につき 150mg 以下であること
六価クロム化合物		土壌 1kg につき 250mg 以下であること
シアン化合物		遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること 検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		土壌 1kg につき 15mg 以下であること 検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること
鉛及びその化合物		検液 1L につき 0.01mg 以下であること
砒素及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること
ふっ素及びその化合物		検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ほう素及びその化合物		土壌 1kg につき 4000mg 以下であること
有機リン化合物		検液 1L につき 0.8mg 以下であること
シマジン	（第 3 種特定有害物質） 農薬等	土壌 1kg につき 4000mg 以下であること
チウラム		検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ		検液 1L につき 0.006mg 以下であること
ポリ塩化ビフェニル		検液 1L につき 0.02mg 以下であること
有機リン化合物		検液中に検出されないこと

◆農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

昭和 45(1970) 年法律第 139 号。農用地のカドミウム等による土壌汚染防止及び対策についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物の生育が阻害されることを防止することが目的。当時、鉱山の廃水等に由来した重金属類による農用地汚染が原因と考えられる健康被害（イタイイタイ病）や作物の生育阻害が大きな問題となったことから制定された。

◆農薬取締法

昭和 23(1948) 年法律第 82 号。農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することが目的。なお、平成 14(2002) 年度に無登録農薬問題に対応するため改正され、無登録農薬の製造、輸入及び使用の禁止、「農薬使用者が遵守すべき基準」に違反して農薬を使用してはならない等大幅に規制が強化された。

◆化学物質審査法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

昭和 48(1973) 年法律第 117 号。難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする法律。

◆化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）

（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

平成 11(1999) 年法律第 86 号。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としている。環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）を提供する仕組み等が導入された。

◆ダイオキシン類に係る環境基準（環境基本法）

（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水質の底質を除く）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下

〔備考〕

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

◆ダイオキシン法（ダイオキシン類対策特別措置法）

平成 11(1999) 年法律第 105 号。平成 11(1999) 年 7 月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

(3) 自然環境

ア 森林・農地

◆自然環境保全法

昭和 47(1972) 年法律第 85 号。自然環境を保全することが特に必要な区域等の適正な保全を総合的に推進することを目的としたもの。自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、すぐれた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域等として保存することなどを規定している。

◆自然公園法

昭和 32(1957) 年法律第 161 号。優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的としている。同法に基づき、わが国を代表するすぐれた風景地については国立公園、国定公園に指定し、都道府県を代表する風景地については都道府県立自然公園に指定されている。

◆環境アセスメント法（環境影響評価法）

各種の開発事業に対して行われる環境アセスメントの手続を定めた法律。一般に「アセス法」と略称される。平成 9(1997) 年に成立、平成 11(1999) 年に施行された。環境アセスメント（環境影響評価）とは、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことである。

本法施行以前は、いわゆる閣議アセスが行われていた。閣議アセスからの変更点としては、対象事業の拡大、アセス結果に対する環境省意見の許認可への反映をうたった横断条項の設置、住民意見の提出機会の増加、スクリーニング、スコーピング手法の導入、生物多様性や住民の自然との触れ合いに及ぼす影響も調査内容に加えること、環境影響の低減に最大限の努力をしたかどうかを評価の判断材料に加えること、などがあり、意思決定段階における環境配慮が大幅に強化された。しかし、本法によって行われる環境アセスメントは、事業実施段階におけるものであり、もっと早期に行う計画アセスや戦略的環境アセスメントの必要性が指摘されている。

◆防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

自衛隊等の行為または防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とし、騒音防止工事の助成（学校、病院等の防音工事）、住宅防音工事の助成、移転等の補償、移転先地の公共施設整備の助成、土地の買入れ、買入れた土地の無償使用、緑地帯の整備等の各種施策を定めたもの。

◆農振法（農業振興地域の整備に関する法律）

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律。

◆農地法

農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的として制定された法律。

◆森林法

昭和 26(1951) 年法律第 249 号。森林生産力向上を目的とした森林行政の基本法。保護・監督の行政規定と盗伐などに対する特別刑法とを内容とする。森林・林業基本法の基本計画と長期見通しに即した森林計画の樹立、保安林・保安施設地区の指定、施業・測量のための他人の土地使用、森林審議会などについて規定している。

◆広島県環境影響評価に関する条例

平成 10(1998) 年制定。環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全につい

て適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保することを目的としたもの。

◆広島県自然環境保全条例

自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としたもの。

◆広島県立自然公園条例

この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資することを目的としたもの。

イ 川・海

◆河川法

昭和 39(1964)年法律第 167 号。国内の河川整備のあり方などを規定している法律。明治時代以降の近代河川管理制度は、「治水」を目的に始まり、戦後の高度成長期に急増した水需要に対応するため「利水」が目的に加わった。さらに、水質などの環境悪化の深刻化、また地域の個性を生かした川づくりへの高まりなどを受け、平成 9(1997)年の改正で、「環境保全」「地域住民の意見の反映」の観点が盛り込まれ、従来、河川整備について水系ごとに河川管理者が定めていた「工事実施基本計画」に代えて、「河川整備基本方針」と、それに基づく 20～30 年間の具体的な整備目標となる「河川整備計画」の 2 段階で策定することが定められた。

◆海岸法

昭和 31(1956)年制定。台風や大地震による高潮や津波等からの防護のための海岸保全の実施を目的としたもの。その後、平成 11(1999)年に改正され、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設、地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設、海岸法の対象となる改善の拡張、国の直轄管理制度の導入がされた。

◆広島県自然海浜保全条例

自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としたもの。

ウ 動植物

◆生物多様性基本法

平成 20(2008)年法律第 58 号。生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

◆種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）

平成 4(1992)年法律第 75 号。この法律は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的としたもの。

◆鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

平成 14(2002)年法律第 88 号。鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的としたもの。本法の下で、鳥獣の捕獲の制限、鳥獣保護区の指定、特定鳥獣保護管理計画による地域個体群の保護管理、狩猟制度の運用などが行われている。平成 14(2002)年 7 月に「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」（大正 7(1918)年法律第 32 号）が全面改正され、名称も改められた。

◆特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

平成 16(2004) 年法律第 78 号。通称は外来生物法。生態系等に被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、飼養・輸入等の規制、防除を促進することについて定めたもの。また、生態系等に被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を未判定外来生物に指定し一定期間輸入の制限を行うことも定められている。

◆自然再生推進法

平成 14(2002) 年法律第 148 号。自然再生に関する施策を総合的に推進するための法律。自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めている。

◆遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

平成 15(2003) 年法律第 97 号。カルタヘナ議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組換え生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律。

◆動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律）

昭和 48(1973) 年法律第 105 号。動物の虐待防止、適正な取扱いについて定め、動物愛護の気風の招来、生命尊重、友愛等の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて、動物による人の生命、身体及び財産への侵害を防止することを定めたもの。平成 17(2005) 年の法改正では、「基本指針」及び「動物愛護管理推進計画」の策定、動物取扱業規制の強化、個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化等が盛り込まれた。

◆広島県野生生物の種の保護に関する条例

広島県内に生息し、または生育する野生生物が、我々の生存の基盤である生態系の基本的構成要素の一部であり、また同県の豊かな自然環境を象徴する貴重な存在であることにかんがみ、県、市町、県民等が一体となって、緊急に保護を要する野生生物の種の保護を図り、その絶滅を防止し、または保存することにより、これを県民共通の資産として次代に継承することを目的としたもの。

指定野生生物種で特定野生生物種以外のものの生きている個体の捕獲、採取、殺傷または損傷をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。また、特定野生生物種の生きている個体の捕獲等が禁止されている。

(4) 都市環境

ア 土地利用

◆国土利用計画法

国土全体を通じて、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件を考慮しつつ、総合的、長期的観点に立って、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、調和のとれた国土の有効利用を進めていくことを目的としている。

◆都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の増進に寄与することを目的として旧都市計画法（大正 7(1918)年）と住宅地造成事業に関する法律（昭和 39(1964)年）を統合し、昭和 44(1969)年に制定された法律。都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律で、所管は国土交通省。

都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、市街化区域と市街化調整区域の区分、地域地区の設定、都市施設の計画など、都市計画の内容及びその決定手続き、各種の規制等について定めている。都市計画区域の指定や都市計画の基本的な事柄については、都道府県が、その他については市町村が定めることとされている。

◆建築基準法

昭和 25(1950)年法律第 201 号。国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。

◆宅地造成等規制法

宅地造成に伴うがけくずれまたは土砂の流出による災害を防止するため、宅地造成に関する工事等について必要な規制を定め、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的としたもの。

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）内において、行われる一定規模以上の宅地造成に関する工事については、都道府県知事の許可を受けなければならない。

◆工場立地法

工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図ることを目的として制定された法律。工場立地法では、「特定工場」の新設・増設・変更に当たって、定められた「準則」に沿った建設計画を定め、着工の 90 日前までに届出を行うこととされている。

◆工業用水法

昭和 31(1956)年法律第 146 号。工業の健全な発達と地盤沈下防止を図るため、特定の地域における、井戸による工業用地下水の採取についての規制を定めたもの。平成 18(2006)年 3 月現在、10 都府県 17 地域が政令により指定されている。

◆ビル用水法（建築物用地下水の採取の規制に関する法律）

昭和 37(1962)年法律第 100 号。地盤沈下の防止を図るため、特定の地域における、井戸による建築物用地下水の採取についての規制を定めたもの。平成 18(2006)年 3 月現在、4 都府県 4 地域が政令により指定されている。

◆砂防法

明治 30(1897)年制定。治水上砂防のため、砂防指定地内の有害行為の規制、砂防設備の整備等を図るためのもの。

◆地すべり等防止法

昭和 33(1900)年制定。地すべりによる被害を防止し、国土保全と民生安定に資するためのもの。

◆急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

昭和 44(1969)年制定。がけ崩れによる災害から人命を保護するためのもの。

◆土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律）

平成 12(2000)年制定。土砂災害から人命を守るため土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、

警戒避難体制の整備，住宅等の新規立地の抑制，既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するためのもの。

イ 自然・野外レクリエーション・公園・緑地

◆都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進をすることにより，良好な都市環境の形成を図り，健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。この法律には都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

◆生産緑地法

三大都市圏の特定市の市街化区域内農地においては，生産緑地法に基づき，平成7(1995)年1月現在，約1万5,000haが生産緑地地区として指定され，都市における貴重な緑地として適切な保全を図っている。また，生産緑地の有効活用を図るとともに，家族がともに土にふれあう場を提供するために市民農園整備事業，特定市民農園制度を創設し，市民農園の整備促進を図っている。

ウ 景観・文化財

◆文化財保護法

文化財を保存し，その活用を図り，もって国民の文化的向上に資するとともに，世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。昭和25(1950)年制定，文部科学省所管。昭和24(1949)年に法隆寺金堂が焼失した事件を契機に制定された。本法では，文化財を次の5種類に分類しており，それぞれに保存措置がとられている。(1)有形文化財；建築物，絵画，彫刻，工芸品等，(2)無形文化財；演劇，音楽，工芸等，(3)民俗文化財；衣食住，生業，信仰，年中行事等，(4)史跡・名勝・天然記念物；貝塚，古墳，城跡，旧宅，遺跡，庭園，橋梁，海浜，山岳，動植物，地質鉱物等，(5)伝統的建造物群；周囲の環境と一体となして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群。

◆景観法

平成16(2004)年法律第110号。都市，農山漁村等における良好な景観の形成を図るため，良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに，景観計画の策定，景観計画区域，景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。

◆古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

昭和41(1966)年法律第1号。日本固有の文化的資産として，今後も継承していくべき古都における歴史的風土を保存するため制定された。平成15(2003)年度末現在，本法が適用されている市町村は，京都市，奈良市，鎌倉市，天理市，橿原市，桜井市，奈良県生駒郡斑鳩町，同県高市郡明日香村，逗子市及び大津市である。

◆都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

都市の美観風致を維持するため，樹木の保存に関し必要な事項を定め，都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。市町村長は，都市計画区域内において，美観風致を維持するため必要があると認めるときは，政令で定める基準に該当する樹木または樹木の集団を保存樹または保存樹林として指定することができる。また，所有者は，保存樹または保存樹林について，枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

◆屋外広告物法

良好な景観を形成または風致を維持し，公衆に対する危害を防止するために，屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持，並びに屋外広告業について，必要な規制の基準を定めることを目的としたもの。

◆エコツーリズム推進法

地域の自然環境の保全に配慮しつつ，地域の創意工夫を生かした「エコツーリズム」を推進するに当たり，(1)政府による基本方針の策定，(2)地域の関係者による推進協議会の設置，(3)地域のエコツーリズム推進方策の策定，(4)地域の自然観光資源の保全についての具体的な推進方策を定め，エコツーリズムを通じた自然環境の保全，観光振興，地域振興，環境教育の推進を図る。なお，エコツーリズムとは，観光旅行者が，自然観光資源について知識を有する者から案内または助言を受け，当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い，これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

◆ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例

ふるさと広島の優れた景観の保全と創造に関する県，県民及び事業者の責務を明らかにするとともに，景観形成施策及び行政上の指導，助言または要請に関する事項その他の事項について定めることにより，

個性豊かで潤いのある景観を守り，育て，もって開発と保全との調和のとれた，快適で魅力ある県土広島の創生に寄与することを目的とするもの。

エ 交通

◆道路法

昭和 27 (1952) 年施行。道路に関する一般法で，交通の発達に寄与し，公共の福祉を増進を目的に，道路に関して，路線の指定及び認定，管理，構造，保全，費用の負担区分等に関する事項を定めている。

◆道路交通法

昭和 35 年 (1960) 年施行。道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的に，道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図るものである。

(5) 資源循環

ア 廃棄物

◆循環型社会形成推進基本法

平成 12(2000) 年法律第 110 号。循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

◆資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成 3(1991) 年法律第 48 号。平成 3(1991) 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成 12(2000) 年に制定されたもの。1) 事業者による製品の回収・リサイクル対策の強化、2) 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、3) 回収した製品からの部品等の再利用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とする。

◆家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10(1998) 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

◆容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成 7(1995) 年法律第 112 号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

◆建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

平成 12(2000) 年法律第 104 号。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けている。

◆食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

平成 12(2000) 年法律第 116 号。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された。

◆自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

平成 14(2002) 年法律第 87 号。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車の使用済みになった場合に生じるシュレッターダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。

◆廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

昭和 45(1970) 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

◆産業廃棄物特別措置法（特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法）

平成 15(2003) 年法律第 98 号。平成 10(1998) 年 6 月以前に不適正処分された産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障の除去等を自ら行う都道府県等に対し、それに要する経費に国が財政支援を行うための枠組みを規定している。

◆PCB廃棄物処理特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

平成 13(2001) 年法律第 65 号。ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

◆特定有害廃棄物輸出入等規制法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）

平成 4(1992) 年法律第 108 号。バーゼル条約を担保する国内法であり、特定有害廃棄物等の定義のほか、基本的事項の公表、輸出入の承認、移動書類の交付、措置命令等を規定している。

◆高圧ガス保安法

昭和 26(1951) 年法律第 204 号。高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費、廃棄等を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスに関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保することを目的とするもの。

◆消防法

消防水利の設置者は市町村であり、維持管理についても市町村が行う。ただし、水道については当該水道の事業者が、設置及び維持管理を行う（消防法第 20 条第 2 項）。なお、水道事業者は、公共の消防のため水道に消火栓をつけなければならないことが水道法第 24 条第 1 項に規定されている。

◆広島県産業廃棄物埋立税条例

平成 15(2003) 年制定。産業廃棄物埋立税について定めるもの。同税は、経済的手法によって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等を目的として、広島県が独自に課税した地方税（法定外目的税）である。本条例は平成 20(2008) 年 3 月 31 日をもって失効する規定となっていた。課税期間中の実態調査及び施策の検討・検証結果を踏まえ、引き続き産業廃棄物の排出や埋立の抑制を図るため、課税期間を 5 年間延長（平成 25(2013) 年 3 月 31 日まで）するための改正が行われた。

イ 省資源・省エネルギー・新エネルギー

◆グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

平成 12(2000) 年法律第 100 号。環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、1) 国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、2) 情報提供の充実により、環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。平成 13(2001) 年 4 月 1 日より全面施行。

◆省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

昭和 54(1979) 年法律第 49 号。化石燃料の使用の合理化及びそれによるエネルギーの使用の合理化を推進することにより、我が国のエネルギーセキュリティを確保するとともに、環境と調和した経済活動の確保を目指した法律である。平成 17(2005) 年の京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、主に、1) 熱と電気を区別して管理を求めている工場・事業場において、熱と電気の一体的な管理を求め、2) 一定規模以上の輸送事業者及び荷主に対し、省エネ計画の策定及びエネルギー使用量等の報告を義務付け、3) 大規模ビル等の新築・増改築時に省エネ措置の届出を求めているところ、大規模な住宅にも同様の措置を講じるとともに、大規模修繕等を行う場合にも届出を求めることとした改正法が平成 18(2006) 年 4 月から施行されている。

◆RPS 法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）

平成 14(2002) 年法律第 62 号。エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保等を目的に、電気事業者に対して、毎年その販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等の電気の利用を義務付け、新エネルギー等の利用の推進を図る法律。

◆省エネ・リサイクル支援法（エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法）

平成 5(1993) 年法律第 18 号。エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 5(1993) 年法律第 18 号）。平成 5(1993) 年に制定された「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の改正法として、平成 15(2003) 年 5 月に改正、平成 15(2003) 年 10 月から施行されたもの。最近の資源エネルギーの利用をめぐる経済社会的環境の変化にかんがみ、従来からの国内の省エネルギー対策、リサイクル対策、特定フロン対策に加え、海外で行われるエネルギー起源 CO₂ の排出抑制事業や、リデュース、リユース事業の実施が支援対象に追加された。

(6) 地球環境

ア 地球温暖化・酸性雨

◆地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

平成 10(1998) 年法律第 117 号。京都議定書の約束達成を担保するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（平成 18(2006) 年 4 月 1 日施行）について定めたもの。

◆オゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）

昭和 63(1988) 年法律第 53 号。国際的に協力してオゾン層の保護を図ることを目的として、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を的確かつ円滑に実施するための特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を定めた法律。

◆フロン類回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）

平成 13(2001) 年法律第 64 号。オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。

(7) 環境保全活動

ア 環境教育・学習

◆環境教育推進法（環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）

平成 15(2003) 年法律第 130 号。持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定める法律。

イ 環境保全活動の連携・参加

◆環境配慮促進法（環境情報の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律）

平成 16(2004) 年制定。法律の目的は事業活動による環境保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境報告書の作成及び公表を求めるもの。国は環境配慮等の状況を毎年度公表することを義務付けている。特に独立行政法人については環境報告書を作成し、自己評価または第三者評価を受けることにより、報告書の信頼性を高めなければならない。地方公共団体及び企業は公表するように努めなければならないとされている。

[資料：平成 22(2010) 年版環境・循環型社会・生物多様性白書，環境省]

[資料：環境省ホームページ]

[資料：国土交通省ホームページ]

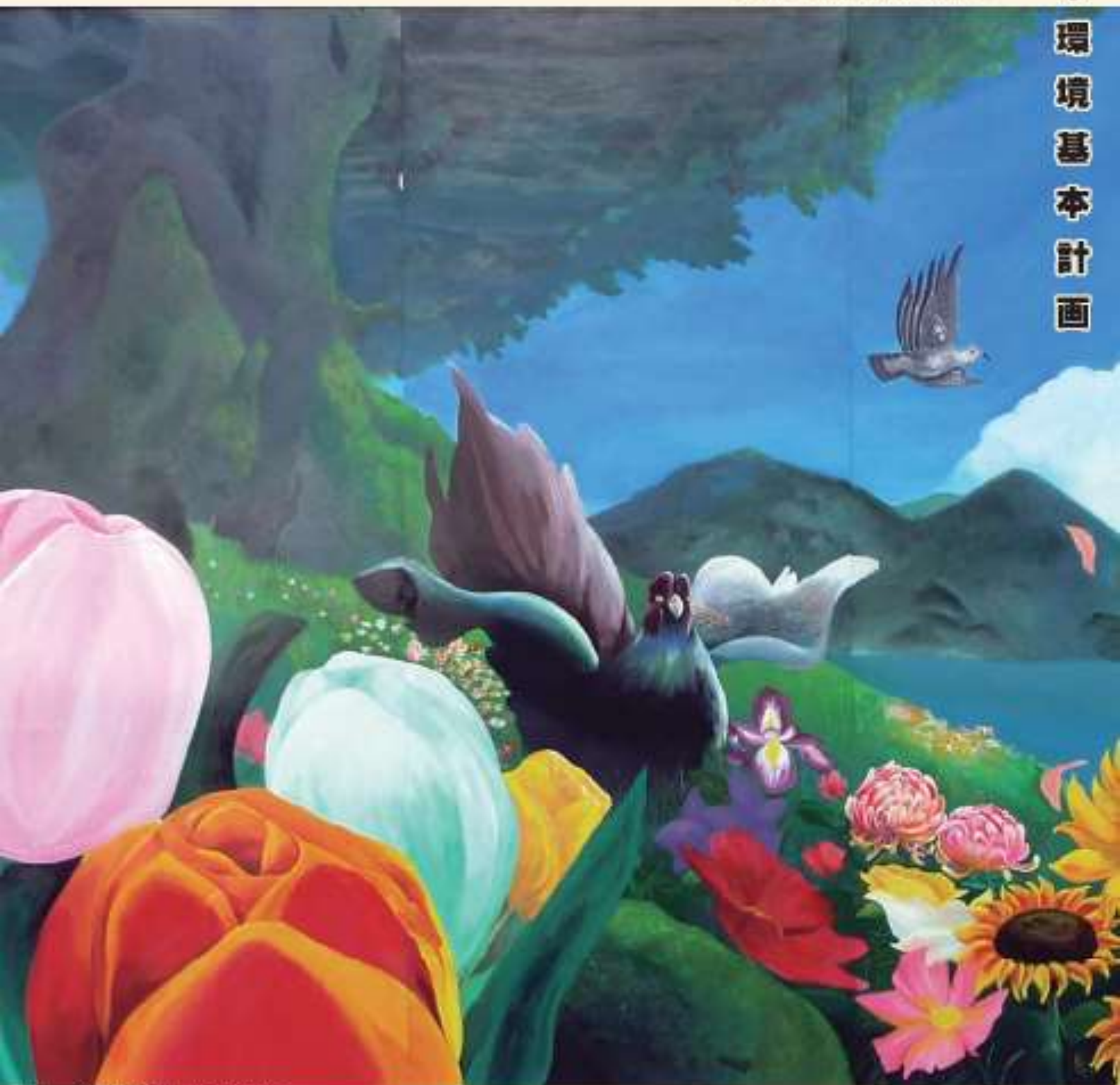
[資料：広島県ホームページ]

大竹に育つ

この大竹市で、植物たちも、動物たちも、産業も、そして私たちも育ってきました。
大竹の伝統と歴史を、天に向かってそびえ立つ巨木を描くことによって表現し、その根元に、四季折々の草花や動物を配置することで、大竹の豊かな自然を表現しました。大きく開ける瀬戸の海と島々、コンビナートを描くことで、大竹の産業の発展も表現しました。
将来、最先端の産業が大竹から発信され、私たちの身近に山、海、花、動物などの自然がたくさん感じられるまち。そして、みんなが夢と希望をもって、生活ができる美しい環境のまちになってほしいという願いを込めて描いた絵です。

広島県立大竹高等学校 生徒有志

大竹市環境基本計画



制作：NPO法人 ハロワの仲間
絵画制作：広島県立大竹高等学校 生徒有志
※絵画は、大竹駅南の緑地帯（緑地帯）にある巨大壁画です。



大竹市環境基本計画

平成23(2011)年3月発行

大竹市 都市環境部 環境整備課

Tel 0827-62-6224 Fax 0827-62-6160
E-mail kankyo@city.otake.hiroshima.jp

平成
23年
3月